

博士論文

近世後期日朝関係の研究

―「文事」と「藩屏」認識を通じて―

二〇二〇年九月

立命館大学大学院文学研究科

人文学専攻博士課程後期課程

松本 智也

立命館大学審査博士論文

近世後期日朝関係の研究—「文事」と「藩屏」認識を通じて—
A Study on Japan-Joseon Relations in Later Tokugawa Period: Focusing on 'Bunji' and 'Hampei'

2020年9月

September 2020

立命館大学大学院文学研究科人文学専攻博士課程後期課程
Doctoral Program: Major in Humanities Graduate School of Letters

Ritsumeikan University

松本 智也

MATSUMOTO Tomoya

研究指導教員：桂島 宣弘 教授

Supervisor : Professor KATSURAJIMA Nobuhiro

目次

序論	1
1、課題設定	2
(1) 通信使を基軸としてみた近世日朝関係	2
(2) 対馬藩を基軸としてみた近世日朝関係	4
(3) 近世後期日朝関係をめぐって	5
2、留意点	9
(1) 近世日本における朝鮮認識	9
(2) 通信使との文化交流	11
(3) 東アジアにおける国際関係	12
3、視角	14
(1) 幕府における「文」への志向	15
(2) 対馬藩における「藩」意識の形成	17
4、本稿の構成	19
第一部 近世後期通信使と「文事」	33
第一章 一八世紀の通信使改革論——「文事」と対馬をめぐって	34
はじめに	34
第一節 日本における通信使改革論	35
(1) 一八世紀前期の通信使改革論	36
(2) 一八世紀後期の通信使改革論	42
第二節 朝鮮における通信使改革論	45
第三節 易地聘礼実行段階での文化交流の方針	51
第二章 宝暦度通信使と日本人との交流	63
——近世後期日本における正学派朱子学の形成を視野に入れ	63
はじめに	63
第一節 宝暦度通信使の背景	65
(1) 先行する通信使との交流	65
(2) 一八世紀中後期の日本の学術動向	67
第二節 宝暦度通信使と日本文士との接触	68

(1) 宝暦度通信使およびそれと交流した日本人の概観	68
(2) 通信使一行の心構えと実際の応酬の様子	71
(3) 日本の学問状況についての考え	76
第三節 那波魯堂・西山拙斎と宝暦度通信使との交流	78
(1) 那波魯堂・西山拙斎のみた宝暦度通信使	78
(2) 通信使のみた那波魯堂・西山拙斎	81
おわりに	87
第三章 文化度通信使と日本使節との交流	
— 学術と日朝関係認識を視野に入れ	106
はじめに	106
第一節 近世後期日本知識人の日朝関係認識	108
(1) 宝暦度通信使直後の日本の思想界の動向と日朝関係認識	109
(2) 文化度通信使来日時の日本知識人における日朝関係認識	110
第二節 文化度通信使との文化交流に関わった人物	113
第三節 文化度通信使来日時の西日本における学術動向	117
(1) 通信使接見にあたっての心構え	117
(2) 詩文と経書をめぐって	119
第四節 文化度通信使との接触	123
(1) 通信使との交流の内容	123
(2) 通信使との交流をおこなった者の日朝関係認識	129
おわりに	133
第二部 近世対馬における「藩屏」認識	145
第四章 一八世紀対馬知識人の「藩屏」論	
— 朝鮮における対馬「藩屏」認識言説との交錯	146
はじめに	146
第一節 近世日本における「藩」言説と朝鮮王朝における「藩」言説	148
(1) 新井白石の「藩」認識	148
(2) 朝鮮王朝における「藩」認識	151
第二節 対馬「藩屏」言説の朝鮮の言説との関係	152
(1) 陶山訥庵	152

(2) 松浦霞沼	155
第三節 対馬「藩屏」論の幕藩体制への適合	160
おわりに	163
第五章 満山雷夏の「藩屏」論と「礼」論	170
はじめに	170
第一節 一八世紀前期対馬における「藩屏」論と日朝関係論	172
第二節 満山雷夏の「藩屏」論	174
第三節 満山雷夏の日朝関係認識——「礼」論①	177
(1) 通信使の改革をめぐって	179
(2) 通交上の「弊例」の停止をめぐって	181
第四節 講学所設立の思想的背景——「礼」論②	183
おわりに	185
第六章 対馬藩の歴史書にみられる「藩屏」言説	193
はじめに	193
第一節 一八世紀初期の対馬の歴史書にみられる自己認識と「藩屏」概念	195
(1) 陶山訥庵の対馬歴史書編纂	195
(2) 『対州編年略』にみられる「藩」概念	198
第二節 一九世紀初期の対馬の歴史書にみられる自己認識と「藩屏」概念	199
(1) 『津島紀事』巻一の構成と「事蹟」項	200
(2) 『津島紀事』にみられる「藩」言説	207
おわりに	212
結論	218
1、本稿の成果・内容	218
2、展望	220

序論

近世日朝関係は、徳川幕府将軍と朝鮮国王とが対等な形式をとる関係と、対馬が朝鮮に従属する形式をとり実務を担う関係の重層的構造でなりたっていた。前者の基軸には朝鮮国王から徳川将軍に派遣された通信使がある。通信使外交は東アジアの漢字文化圏の思想・作法に立脚して展開し、大枠として日朝両国の平和的關係を維持した。一二回の通信使は文化八年（一八一二）に対馬で行なわれた易地聘礼を最後に、それ以降結果的に実現することなく明治維新を迎えた。通信使が実現しなかった結果を重視するならば、なるほど一九世紀の日朝関係に積極的な意義を見出しがたいことにも首肯できる。他方、近世対馬は政治的には徳川政権に属し朝鮮との外交実務を担う一方で経済的には朝鮮との交易に依存する構造におかれていた。そのような状況のもと対馬と釜山のあいだには通信使のみならず諸々の使節が往来しており、対馬藩は釜山に設けられた倭館において交易や実務交渉を行なっていた。このような対馬―朝鮮関係は通信使が稀薄化するさなかにあっても維持されていた。しかし近代移行期にこの関係は崩れ、明治政府のもとに日朝外交が一元化されるようになる。この過程で対馬藩が主張した「朝鮮進出論」が現実の政策に反映されるようになり、日朝の平和的關係が瓦解していく。以上のように近世後期の日朝関係は平和的關係から日本の朝鮮進出へと転換していく前史的な段階にいたったものと考えられてきた。

ところで近世後期の日朝関係について見落とされてきたことがないか、いま少し見直しの必要な部分もある。実現にはいたらないまでも、文化年間以降も一九世紀をつうじて通信使来聘計画じたいは継続していた。また通信使の希薄化と軌を一にするように欧米諸国の使節が来日するようになるが、それへの対応は東アジア漢字文化圏の思想・作法に立脚してなされ、朝鮮通信使迎接の儀礼が参照されていた。これらのことに鑑みると、一九世紀を通じて日朝関係は潜在的に重要な意味をもち続けていたと考えられる。また対馬藩が「朝鮮進出論」を主張するようになる背景には日朝間で複雑な立場にあった対馬の自己認識をめぐる問題とも関連していた。このような認識の源流はすでに近世日朝関係の構造のなかにあった。以上の点に留意すると、近世後期の日朝関係には結果からはみえてこないいくつかの方向性があったのではないかと想定できる。

本稿は、近世後期の日朝関係について、通信使と対馬藩を対象として考える。ここでいう「近世後期」は狭義には一八世紀後期から一九世紀前期の時期を念頭においている。

検討にあたり「文事」と「藩屏」論を手掛かりとする。「文事」と「藩屏」についてはのちほど詳述するが、ここではさしあたり「文事」が文化的価値を、「藩屏」が軍事的価値を重視することと考えておきたい。近世日本形成期の武家政権は「武威」によってみずからの重要性を国際的に示そうとした。しかし近世後期になると、徳川幕府が対外的にみずからの威徳、力量を示すためには、「武威」によってよりもむしろ「文事」による必要性が高まる。それにたいし対馬藩のばあいはむしろ、みずからの重要性を示すために「武威」が強調され「藩屏」意識が高まる。このように文化的価値、軍事的価値の両軸を手掛かりとすることにより、近世後期の日朝関係の意義を示すことができるようになる。

以下ではまず、本稿の意図・課題をより明確にするため、近世日朝関係史の枠組みを整理する。つづいて近世後期の日朝関係を検討するにあたっての留意事項を検討する。そのうえで、本稿で分析概念として用いる「文事」「藩屏」について説明を加える。最後に本稿の構成を示し、本論へとはいっていく。

1、課題設定

(1) 通信使を基軸としてみた近世日朝関係

冒頭にもみたように、近世日朝関係は、徳川幕府將軍と朝鮮国王とが対等な形式をとる関係と、対馬が朝鮮に従属する形式をとり実務を担う関係の重層的構造であり、前者には通信使が基軸にある。通信使については膨大な研究があり、『日韓歴史共同研究報告書』では二〇〇二年までの日韓での研究史が網羅的に整理されている^{二〇}。通史的な研究として、三宅英利、仲尾宏、李元植の研究を挙げることに大方の異論はあるまい^三。これらを参照しつつ、まずは通信使を基軸とした近世日朝関係の大枠について概観しておこう。

通信使は、室町期から江戸期にかけて朝鮮国王が日本の武家政権の首領にたいして修好や慶賀の名目で派遣した使節のことである^四。室町期以来の日朝関係は豊臣秀吉の朝鮮侵略により途絶したが、対馬藩による現場での国交回復交渉を経て、慶長一二年（一六〇七）に徳川秀忠に回答兼刷還使というかたちで正式な朝鮮使節が派遣されることとなった。これをもって日朝国交回復の道が開け、以後、通信使は文化八年（一八一二）まで一二回派遣された。

朝鮮では最初の三回は回答兼刷還使という名目で、被虜人の刷還、日本の国情探索を

目的として使節を派遣していた一方、日本では徳川將軍家の權威を確立するために大坂平定や將軍祝賀に合わせて招聘しており、当初は日朝間で目的に相違があった。ここには日朝交渉の現場にいた対馬藩が双方の国書を改竄して自藩の存続を目指していた事情も背景にある。やがて対馬藩宗氏における国書改竄が露見し対馬藩家老の柳川氏が排除されたこと（柳川一件）を機に外交体制が整えられることとなった。寛永一三年（一六三六）より朝鮮側は正式に「通信使」と称し、日本では將軍の称号に「日本国大君」号を使用し、以酹庵輪番制を導入するなど改革が行われた。これを機に対馬藩も徳川幕府から通交貿易の独占を認められるようになった。もって日朝関係は近世的な枠組み（大君外交体制）へと移行していくようになる。大君外交体制は武家を主体としつつ東アジアの国際秩序とは一定の距離を保ったまま持続していった。

正徳元年（一七一―）には新井白石の発案で聘礼様式の改革が断行された。白石は東アジア世界における徳川王権の位置づけを模索していた。そこで朝鮮に対峙するときの名分・形式上の対等性を重視し、その規範の創出をはかるため中国・朝鮮・古代日本の礼式を参照した。実施にあたり、これまで用いていた「大君」号を「国王」号に復号し、待遇を簡素化するなどの改革をおこなった。しかし白石の改革の手続きをめぐって日朝間、日本国内で諸々の紛議を招き、白石の失脚後の享保三年（一七一九）通信使以降、延享四年（一七四八）、宝暦一四年（一七六四）は、天和二年（一六八二）の旧例に復して白石の改革はほとんど継承されなかった。

天明七年（一七八七）、徳川家斉が將軍に襲職したときには天明の飢饉のさなかであり、朝鮮でも財政難のため従来通り通信使を差遣するだけの余裕がなかった。そこで老中松平定信は通信使来聘を延期し、つづいて対馬での聘礼（易地聘礼^五）に切り替えようとした。このときに定信は白石の易地聘礼論を参照した。しかし易地聘礼交渉は膠着し、二〇余年にわたる交渉を経てようやく文化八年に対馬において実行することができた。このとき国書交換をはじめとする儀礼は執行したものの、規模を大幅に縮小し、また江戸城ではなく対馬で儀礼をおこなうという点で従来と大きく異なるかたちとなった。そのご、天保年間以降にも通信使の聘礼計画があったが、度重なる延期、内外情勢の激変にともない、実行されることのないまま徳川幕府が瓦解することになる。

以上のように通信使を基軸とすると、近世日朝関係は一六三〇年代、一七一〇年代、一八〇〇年前後の時期に画期を見るのがおおむね共通の理解である^六。ここで一八〇〇年前後の画期として位置づけられる文化度通信使には、近世日朝関係が消極化し終焉に

向かっていく端緒が見られる。

つぎに対馬藩からみた近世日朝関係について整理しておこう。

(2) 対馬藩を基軸としてみた近世日朝関係

対馬藩宗氏は徳川幕府との関係とは別に、中世以来独自に朝鮮とも通交関係を築いており、そこでは朝鮮の外交秩序を構成する「藩臣」として宗氏が位置づけられていた。宗氏は柳川一件を経たのち、徳川幕府から通交貿易の独占を公式的に認められた。他方で朝鮮もまた既存の朝貢的形式を維持することで近世日朝関係を実質的に担う対馬藩の外交的役割を容認した。このように近世対馬は政治的には徳川政権に属す一方で経済的には朝鮮に依存する複雑な状況におかれていた^七。

田代和生はこのような日朝通交貿易の構造を構成する主体としての対馬藩の役割の重要性を明らかにした^八。対馬藩は釜山に設けられた倭館において交易や実務交渉を行っていた。また対馬からみる日朝関係は、通信使のみならず訳官使・参判使・約条送使^九などの使節が対馬と釜山のあいだを往来することで成り立っていた。近年の近世日朝関係史研究はこれをふまえ、対馬―朝鮮関係の解明に重点を置いている。倭館についてはすでに多くの研究が蓄積されている^{一〇}。尹裕淑は倭館運営に即して一七世紀から一八世紀前期を「確立期」、一八世紀を「安定期」、一九世紀初期から中期を「改変期」、一九世紀末期を「解体期」と時期区分した^{一一}。また訳官使は二〇一〇年代以降、急速に研究が進展しているさなかにあり、訳官使と通信使の相互関係を視野に入れる試みもなされている^{一二}。

一八世紀初期、新井白石と雨森芳洲との間で対馬藩が朝鮮と通交貿易を行なっている状況をめぐって論争が行われた^{一三}。田代によると、新井白石が貿易窓口を幕府のもとに一本化しようとしたのにたいし、朝鮮との貿易で財政を維持していた対馬藩では、対馬の特殊性を喚起させようとした。そこで対馬藩儒の雨森芳洲は対馬藩の財政構造を中世以来の貿易主体型から物成を基本とした領主経済型に移行させようとし、交易銀請願を放棄する代わりに経済的損失分を幕府から石高として保証されるべく主張した。このとき芳洲は対馬藩が担ってきた軍役をはじめ重要な役割を幕府に理解させようとした。田代はこのように対馬藩が幕府に経済援助を請願するための経済思想を「芳洲理論」と称した。一八世紀中期以降、対馬は財政難により幕府から援助金を引き出し始め^{一四}、おなじ論理のもとで幕末期には移封論が主張されるようになった。田代は近世後期の対馬

のこのような動きの背後には「芳洲理論」が根幹にあると指摘する。

対馬藩が朝鮮に経済的に依存する構造は幕末・明治維新期の対馬藩内で問題視されるようになった。木村直也らの研究により、幕末期の対馬藩では、朝鮮への経済的依存を打破するため移封論や幕府への援助要求運動が起こり、そのなかで「朝鮮進出論」が唱えられたことが明らかになった^{一五}。対馬藩が唱えた「進出論」は明治政府のもとで政策化され、武力を伴った日朝交渉が現実化する。石川寛は、幕末から明治維新期の対馬におけるこのような行動原理には、日朝のあいだで複雑な立場におかれた対馬藩の自己認識をめぐる問題が根底にあると指摘し、対馬藩における自己認識の問題を焦点化した^{一六}。石川によれば、朝鮮との関係において存立してきた対馬藩は、みずからその歴史的な関係を否定し、朝鮮に依存しない自立的な財政基盤の確立を目指して幕府、明治政府から援助を引き出そうと実際に行動を取りはじめた。このときに、朝鮮との通交関係にたいする批判が朝鮮蔑視の言動へと転換し、「朝鮮進出論」を生み出していった。石川は、このような議論の源流には近世対馬藩における思想的背景を指定する必要があると指摘する。

このように、対馬を介在する日朝関係の構造が幕末・明治維新期の対馬内部で問題視されるようになったのだが、その前提には、近世期の対馬における思想的基盤があった^{一七}。近世から近代を展望するうえで、近世後期の対馬における自己認識の形成をめぐる研究の意義が高まっている現状にある。ここでいう「自己認識」は、対馬がみずからを何に属するのかを説明する仕方を指す。自己認識の形成はその説明の変遷を意味する。以上のように、近世後期の日朝関係を考えるにあたっては、文化度通信使、対馬における自己認識の形成についての検討が重要である。そこでつぎに文化度通信使を中心に近世後期日朝関係をめぐる研究状況をみていきたい。

(3) 近世後期日朝関係をめぐって

文化度通信使は、徳川家斉の將軍襲職を祝賀する目的で派遣された朝鮮使節である。松平定信は天明の飢饉により通信使をただちに迎えることが困難となったため来聘を延期し、つづいて省弊を目的に対馬での易地聘札に切り替えようとした。しかし交渉は難航し、実現にいたったのは二〇余年のちの文化八年のことであった。文化度通信使は、通信使の本来の目的たる国書の交換のみは堅持しつつも、使行の規模を縮小し、江戸ではなく対馬で迎え（易地聘札）、そして結果的に最終回となった。

文化度通信使はこのように複雑な経緯をたどったものであるため、大きく三つの段階に分けて考える必要がある。第一に、通信使が実行にいたるまでの背景・経緯の段階である。この段階に着目すると、易地聘礼を実行するにいたった経済的背景、易地聘礼発案者たちの世界観・思想的背景、易地聘礼の交渉過程・政治過程を考えることになる。第二に、通信使との実際の接触の段階である。この段階に着目すると、通信使と国書交換を行う儀礼空間、通信使との間でなされた文化交流を考えることになる。第三に、文化度通信使終了後の段階である。この段階に着目すると、一九世紀の通信使大坂聘礼計画や幕末・明治維新时期に参照・想起される「先例」として文化度通信使を考えることができる。

このなかでもとくに一番目にあげた背景・経緯をめぐる問題が文化度通信使に特有の要素であったといえよう。戦前、田保橋潔がこの研究の大枠を設けた^{一八}。田保橋の研究には二重の問題意識がある。第一に、易地聘礼案が幕府から対馬、朝鮮へどのようなかたちで伝えられ、朝鮮でどのように解釈してこれを拒絶したのか、そして対馬藩が自藩の利害関係を優先するために疑獄を惹起し、朝鮮で最終的に易地聘礼方針を承認するにいたった経過を明らかにし、「困難なる近代朝鮮政治外交史の研究に寄与^{一九}」することである。第二に、「通航一覧の不備を補ふため^{二〇}」易地聘礼に着目し、京城帝国大学附属図書館、朝鮮総督府朝鮮史編修会所蔵史料、朝鮮王朝実録をはじめとした「著者の使用した史料をなるべく原文のまま提供し、近代日本史及び朝鮮史専攻の学徒に、再検討の機会を与へる^{二一}」ことであった。田保橋は、近世後期の日朝関係について、近代の視点から前史的に語ろうとしたのである。

田保橋は『通航一覧』で欠如している寛政七年から文化元年に至る期間に対馬藩と朝鮮との間でなされた交渉過程の解明に重点を置いた。易地聘礼方針は元来幕府の命令に出たものであったが、やがて対馬藩の利害に深く交錯するようになった。対馬藩士と朝鮮の訳官との間に疑獄が生じ、書契を偽造していたことが朝鮮側に明らかになり交渉が膠着するにいたった。対馬藩は、幕閣を対馬に差遣して訳官使と交渉する旨を通知し、朝鮮側の同意を得て講定節目交渉が行われ、易地聘礼の形式が定められた。田保橋はこのような一連の経過を緻密に検証した。そのうえで、そのこの通信使大坂聘礼をめぐる交渉についても展望する。また田保橋は易地聘礼方針の背景に新井白石、中井竹山の議論があったこと、朝鮮において李瀾が通信使のありかたについて発言していたことについても指摘している。その一方で、易地聘礼の実行、通信使と日本側使節との交流につ

いては簡潔に触れるにとどまる。

戦後の研究もこのような田保橋の大枠を前提として進められてきた。そのためか文化度通信使との接触そのものより易地聘礼の交渉過程ないしはその背景に研究の主眼が置かれる傾向にある。易地聘礼をめぐる対馬藩当局と朝鮮側との交渉過程、当該期の幕藩関係、易地聘礼を前後する時期の経済的背景など政治・経済史的観点から諸論点が深められてきた。たとえば鶴田啓は寛政改革期の対外関係に易地聘礼方針を位置づけた^{二三}。また近年では対馬藩朝鮮通詞と朝鮮の訳官との易地聘礼交渉の具体像が明らかになっている^{二四}。いっぽう、岩方久彦は朝鮮王朝の立場から対日外交を検討するなかで易地聘礼を位置づける^{二五}。岩方によると、幕府が「御威光」の毀損を恐れ江戸城での儀礼を回避するために対馬での聘礼を望んでいたのに対し、朝鮮ではむしろ対馬にたいする不信感を払拭するため江戸城での儀礼を望んでいたように、日朝間での交渉の争点となっていたのが「江戸入城」であったと指摘する。

通信使との実際の接触の段階をめぐるのは、文化度通信使の対馬到着後の活動をとおして儀礼の諸相を復元したもののや^{二六}、易地聘礼時の対馬藩邸での儀礼が訳官使の接待儀礼の方式を踏襲しているとする指摘などがある^{二七}。近年では眞壁仁が幕府儒者の外交参与という視点から昌平黌儒者の古賀家を対象として礼の中身の認識と具体的な礼儀の発現形態に注目し、文化度通信使にかかわったの外交文書の起草、筆談唱酬の事前準備などについて検討を行なっている^{二八}。いっぽう、通信使との間でなされた文化交流については、歴史学とは別途に文学の領域を中心として研究が蓄積されてきた。これについてはのちほど詳しくみる。

文化度通信使以降の通信使大坂聘礼計画については、田保橋の研究では文化度から天保期以降への連続性が示されてきた^{二九}。それにたいし池内敏は、大坂聘礼計画は天保改革の一環として、日光社参と通信使迎接とを組み合わせて大名動員を企図したものであり、文化度通信使と天保期の通信使迎接構想とのあいだの異質な側面に注目すべきだとする^{三〇}。また岩方久彦は朝鮮王朝の立場から、文化度（辛未）通信使は一九世紀に成立する「易地通信外交」段階の先例と位置づけ明治九年（一八七六）の第一次修信使まで展望する^{三一}。

本稿はこれらの研究成果を念頭に置きつつも、田保橋があまり注目しなかった視点、周辺領域からのアプローチを取り入れることにとめる。すなわち、易地聘礼発案者の認識・思想的背景が通信使との実際の接触の段階とどのように関連するのかが掘り下げ

ていくことに意義があると考ええる。

易地聘礼発案者の世界観・思想的背景については戦後、「朝鮮蔑視観」あるいは「小中華意識」をめぐって研究が進展してきた。三宅英利は易地聘礼の背景としての朝鮮認識を指摘した。三宅は松平定信の易地聘礼論の前提に「朝鮮蔑視観」を見出し、「天明・寛政の改革期にさいして、巨大な経費を要する信使儀式が再認識され、あらためて白石の改正論が注目されるなかで、蔑視観を認識の根底にすえた朝鮮政策論から、現実の財政的状况を重点としての改正が〔中井〕積善より上申され、定信によって具体化されていった」と指摘する^{三三}。易地聘礼と「朝鮮蔑視観」を結び付けるこのような理解はその後の研究においても継承されていった^{三四}。ただしこの「蔑視観」については留意すべき点があるのでのちほど詳しくみていく。

ところで池内敏は、日朝関係の二重の構造および一八世紀後期からあらわれる対外観との関連を視野に入れて、易地聘礼方針を近世後期の日本史の文脈に位置づけた。池内は、一八世紀後半に日朝それぞれで国家意識が高揚する背景のもと、日朝間の紛争の種が宝暦度通信使との接触の際に出てきたことに注意を喚起し、「江戸城という最大最高の儀礼の場におけるあらわな衝突を避ける必要」が生じたとする^{三五}。そのためこの次に対馬で挙行する易地聘礼の制度化は朝鮮と日本のそれぞれの「小中華意識」の衝突を回避する文脈に位置づけられると指摘した^{三六}。またこの時期、「国家（くにけ）」という大名の意識と、幕府の意向とが衝突し、幕府による外交一元化の試みが挫折していくものと指摘する^{三五}。池内のこのような指摘は近世後期の日朝関係を解明するうえで重要である。近世後期には、幕府と対馬との間で、日朝関係をめぐり認識の相違が表面化しつつあった。

文化度通信使を対馬藩の立場からみると、尹裕淑のつぎの指摘が重要である^{三六}。尹裕淑によると、易地聘礼実施直前の一八〇九年の己巳約条により、釜山での官営貿易が縮小され、対馬からの臨時使者派遣の制限、倭館の統制など対馬にとって不利な内容となった。そのため対馬藩は幕府への経済援助要求においてその損失を補完していくようになる。文化度通信使を機に「安定期」から「改変期」へと転換する時期において対馬藩内でみずからの位置づけの説明の仕方がどのように変容していったのかについての検討には意義がある。

以上を踏まえ、本稿では近世後期の日朝関係を考えるために二点の課題を設定する。第一に、従来消極的に評価されてきた文化度通信使の再評価を試みる。とくに易地聘礼

の背景にある認識と通信使との実際の接触との関連をみることでこの問題を考える。第二に、対馬―朝鮮関係を担う対馬藩においてどのような自己認識が形成されてきたのかを探る。

これらの課題を考えるにあたり、近世後期の日朝関係を取りまく状況と関連して三点注意の必要なことがある。第一に、近世後期に「朝鮮蔑視観」が高まってきたと理解されていることについてである。第二に、通信使との文化交流についてである。第三に、日朝関係を包含する国際情勢との関連についてである。つぎにこれらについて説明を加えたい。

2、留意点

(1) 近世日本における朝鮮認識

近世日本における朝鮮認識の研究は、「征韓論」「朝鮮進出論」の源流を近世に辿るという一九六〇年代の学界の問題意識をもとに、まず知識人、学者を主たる対象として研究が始められた^{三七}。

中村栄孝は、中井竹山には「朝鮮が本来、日本の朝貢国であるという観念」が根底にあると指摘した^{三八}。中村はまた一八世紀末から幕末期にかけて林子平、佐藤信淵、吉田松陰、大島友之允らの海防論・朝鮮進出論の一環として朝鮮が対象となってくる^{三九}こと、一九世紀初期の民衆にはみずからの大国意識がみられることを指摘した。

矢沢康祐は近世日本知識人における朝鮮認識について体系化した^{四〇}。矢沢は、近世初期には朝鮮を文化的先進国とみなし朝鮮人学者を尊敬する風潮もみられたが、一七世紀後半から「朝鮮蔑視観」が表面化してそれが支配的になり、ついに幕末の「朝鮮侵略論」になっていく、との見取り図を描いた。近世後期に高揚した「蔑視観」が幕末の「征韓論」へとつながっていくというこのような理解は、そのこの研究においてもおおむね踏襲された。近年では民衆の朝鮮観が明らかにされ、地域差、幕府と対馬とでの朝鮮認識の差異に留意がなされ対象が広がっている^{四一}。やはり一八世紀後期以降に民衆の対外観が変容するという点は知識人をめぐる議論とも軌を一にしている。

もつともこの「朝鮮蔑視観」とは、明確な定義に基づいて用いられてきた概念とは言いがたい。さしあたりは「神功皇后の遠征以来、朝鮮は日本に服属朝貢してきた」という認識や、日本の武力に朝鮮の「文弱」を対比させることを論拠として、日本が朝鮮よりも優位であることを前提し、朝鮮を軽視するような観念、あるいは根拠なく一方的に

朝鮮の習俗を蔑む見方が「朝鮮蔑視観」として理解されている。そのような理解を前提として、「三韓征伐」伝説の浸透、日本は「武威」の国だとする観念、国学における天皇中心の皇国観念などにもなう優越意識の高揚に「朝鮮蔑視観」を読み込むようになった^{四二}。「朝鮮蔑視観」は幕末の「朝鮮進出論」「征韓論」の前史的な段階のごとく位置づけられてきたのである。

三宅英利はこのような理解をもとに、易地聘礼の背景には「蔑視観」があると指摘した^{四三}。その前提のもと、「朝鮮を弱小の隣国と蔑視し軽視する観念を前提に、その朝鮮を軽くあつかうこと、軽くあしらうことが、わが国の威信を示すことになる」という認識が、易地聘礼を打ち出した重要な要素であったと考えられる^{四三}と、「朝鮮蔑視観」と易地聘礼とが結びつけられる理解が定着してきた。もつとも、「蔑視観」があることと政策の次元とは区別すべきであるという指摘や^{四四}、「蔑視観」は政策の正当性に説得力をもたせるためのレトリックであるとする指摘もある^{四五}。

また朝鮮における日本認識との関連・相互認識も指摘されている^{四六}。壬辰倭乱(文禄・慶長の役)を経験した一七世紀の朝鮮知識人は、ほぼ例外なく日本への感情的な敵愾心をもっていた。そのためかれらは日本を徹底して夷狄視、野蛮視し、文明的に教化しなければならぬ対象とみなした。やがて一八世紀から一九世紀にかけて、日本にたいする軍事的警戒心が少しずつ緩和され、「実学者」グループは日本について研究したり通信使経験者との交流を通じるなどして日本認識を深めていった。また朝鮮王朝では対馬を日本と区分して否定的に認識していた^{四七}。

以上のように、現在この分野の研究対象は多様化しており、それらに留意して研究を進める段階にある。とはいえ、矢沢康祐の古典的研究以来、近世後期の日本では「朝鮮蔑視観」が高潮していく動向にあったことに面周期性を見出す理解はおおむね共有されている。近世後期のこのような動向は近代の「朝鮮進出論」「征韓論」を念頭においており、近代化の前史的な段階として位置づけられている。しかし「朝鮮蔑視観」を強調するあまり、かえって見落とされている点もある。たとえば文化度通信使との文化交流についてはこのような状況下と関連付けられることのないまま積極的な意義も見いだされてこなかった。そのような理解を前提として文化度通信使が日朝関係の終焉を象徴するものとして位置づけられてきた。

近世日本における「朝鮮蔑視観」についての研究は、近代日朝関係の不平等性、ひいては植民地支配に帰結する歴史過程を批判的に検討するという問題意識から出発した。

しかしながら近代の視角を近世に遡及させて検討するとかえって問題の本質から遠ざかってしまうように思われる。むしろ近世の論理にもとづいて近世日朝関係を検討することで、逆に近代の問題の本質をより鮮明に浮かび上がらせることができよう^{四八}。「蔑視」「友好」はひとまず括弧に入れて、当時の人々の世界観から照射するほうが有効であると思われる。

近世日本における朝鮮認識については、対象を知識人・学者層に限定してもなおも検討すべき課題は多い。ここでは二点だけ指摘しておきたい。まず一八世紀後期から一九世紀前期にかけて、「蔑視観が高まつてきた」という説明に偏重してきたために見落とされてきたことへの注意が必要である。易地聘札について「蔑視」| 辺境の対馬での迎接」といった前提にたつと、文化度通信使との文化交流の意味が整合的に説明できなくなるからである。つぎに対馬藩に特有の朝鮮認識を焦点化する必要がある。さきにみたように、易地聘札の交渉過程に対馬藩当局の利害が交錯していたこと、幕末期に対馬藩士が唱えた「朝鮮進出論」が明治政府の政策で現実化したことに鑑みると、近世対馬に特有の朝鮮認識を解明することの意義は大きいからである。

(2) 通信使との文化交流

さきにみた朝鮮観の研究が近代史にたいする批判・省察という問題意識から出発したとすると、一九七〇年代ごろからの朝鮮通信使の顕彰運動、日朝交流の研究は、現在の日韓関係の友好を願う問題意識から進められたといえる。通信使と日本人との直接的な交流には、通訳を介したものの、身振りを介したものの、筆談を通じたものを想定できる。通訳、身振りを介した交流については別の研究にゆずるとして^{四九}、ここでは筆談交流に限定してみていく。筆談交流は、日朝両国で共有されていた漢文によつてなされていた。両国の文士は筆談の場で学術、両国の社会・制度、各々の関心事などについて対話を交わし、詩文の交換を行った。

通信使と日本人との筆談交流については戦前から個々の事例を紹介する研究が蓄積されてきた^{五〇}。戦後、中村栄孝は『通航一覽』所収の筆談史料、『海行摠載』所収の通信使の使行録など活字史料をもとに通信使と日本人の交流を整理した^{五一}。当初は正徳、享保度通信使と新井白石、雨森芳洲との交流についての研究が中心的に進められていたが^{五二}、そのご史料研究の進展により他の時期についても研究が深められるようになった。李元植が筆談集や使行録など関連史料を博搜し交流史研究の基礎を通時的に体系づ

けたこと、『大系朝鮮通信使』刊行の意義は大きい^{五三}。近年では、韓国・中国の漢文学研究の領域でさらに関連史料の蒐集、整理が進められており、とくに宝暦度通信使をめぐる使行録、筆談集について多くの事実関係が明らかになった^{五四}。文化度通信使についても個別に研究が深められてきた^{五五}。そのような基礎的研究をもとに通信使と日本文士の交流の具体的検討が深められている現状にある^{五六}。たとえば通信使と日本の儒者との間でなされた学術交流をめぐる論点などがある。また朝鮮の立場に立つと、日本文人と交流を行なった通信使を明清文人と交流を行なった燕行使と統合して捉える研究視角が深められつつある現状にある^{五七}。

以上のように、近年では日朝間での文化交流について相当な事実関係が明らかになっている。もつとも、交流史の視角に立つ研究の多くは個別の使行の分析に終わってしまい、歴史的脈絡との関連を説明することが難しくなる傾向にある。これは使行録・筆談集のテキスト分析という方法論に起因するためであろうが、じっさいに交流のなかった時期を論じることが難しくなるからである。つまりあえて図式的にいうならば、宝暦度通信使までは日朝間で活発な交流があったが、半世紀の空白を経て、文化度通信使との交流を最後に日朝交流が途絶えてしまうということになる。そのため文化度通信使は交流史上それまでの時期と断絶し孤立したものとして位置づけられ、そのごの一九世紀の通信使来聘計画については議論の対象から外される。結局のところ文化度通信使との交流についての歴史的位置づけについては必ずしも十分な説明が与えられなくなる。日朝文化交流の歴史的脈絡を考えるためには、先行する通信使や前後の時代状況との関係も念頭に置く必要があると考えられる。また一八世紀後期から台頭する「朝鮮蔑視観」が易地聘札と結びつくようになったとする見方が共有されてきたことも、文化度通信使との文化交流の説明を難しくしている要因として考えられる。

(3) 東アジアにおける国際関係

最後に日朝関係を包含する国際関係について整理し、日朝関係の位置づけをみておく。一九七〇年代から日本近世史研究では東アジアにおける日本の位置づけの解明が重視されるようになり、いまやこの認識は研究者間でほぼ自明のものとして共有されている^{五八}。

豊臣政権の朝鮮侵略により明軍とも戦闘になり、明と日本は国交断絶状態になった。徳川家康は政権獲得後、明との国交回復を模索したが、結局明との国交回復は成立しな

かった。日本と明との関係が不常なまま明清王朝交替が起こり、清という中心部ができた。朝鮮・琉球は、明清交替にさいして国家存亡の危機を経て、清への朝貢的關係をとるようになり、中国との直接的交渉關係が続けられるという構造じたいは維持される。いっぽう東アジアにおいて徳川王権は朝鮮・琉球とは異なり、中国との直接的交渉關係がない状態がつづいた。日本は朝鮮・琉球とは国交をむすび、清・オランダとは通商を行う關係が一七世紀後半から一八世紀にかけて定着していくようになる。一八世紀半ばまではこのようなかたちでの慣例・慣習としての關係が持続していた^{五九}。一八世紀初期に新井白石が朝鮮外交の改革を行なったのも、このような状況下における徳川王権の位置づけに論理的整合性を与えんと試みたことの一環として理解できよう。しかし白石の改革がただちに貫徹されることはなく従来の關係が持続した。

このような關係に大きな変化が訪れる契機となったのが、一八世紀末から一九世紀初期にかけてのロシア・英国船などの東アジア接近（ウエスタン・インパクト）であった。ロシアの接近への対応のなかで幕府が蝦夷地を内国化していったこと、それにとまなう世界認識の轉換にはたしかに「近代」につながる要素をみることができる^{六〇}。しかしその一方で、ロシアの通商要求への対応はむしろ前近代の東アジア文明圏における作法に立脚したものであった。松平定信は東アジアの伝統的な国際秩序を前提に「礼」に則ってロシア使節を接待し、「法」に則って通商要求を拒絶した^{六一}。定信は朝鮮・琉球を「通信の国」、清・オランダを「通商の国」と定式化し、それに当てはまらないロシアとの通商を拒絶しようとした。

近年の藤田覚らの研究により、この時期の対ロシア關係の重要性が明らかになった。しかしこのとき伝統的な東アジアの国際關係も再編されたことにも注意せねばならない。まさにこの時期に朝鮮通信使の易地聘礼が計画され、文化八年に通信使が来日したのである。幕府はロシアにたいして「礼」をもって対応していたのであるから、ここで「通信の国」と規定した朝鮮を軽んじることは考えにくい。ところがこれまでみてきたように、この時期に朝鮮から派遣された文化度通信使については、易地聘礼交渉をめぐる議論のみをとりあげる傾向にあり、「朝鮮蔑視觀」を基調とする説明のしかたが根強い^{六二}。ところで、幕末の対欧米外交に使用した將軍自称の「大君」号が対朝鮮外交に由来していたことはつとに指摘されている^{六三}。また近年の幕末外交儀礼の研究でも、通信使から欧米近代外交への連続性が指摘されている^{六四}。これらのことに鑑みると、一九世紀を通じて日朝關係は潜在的に重要な意味をもち続けていたと想定できる。

一八世紀末から、ウエスタン・インパクトの進行と東アジア国際関係の再編とがパラレルに進行し、日本は結果として「脱亜」の道を進んでいくことになった。しかし東アジア国際関係再編の過程を「近代」の前史としてではなく、この時期から丁寧に必要なものではないだろうか。近年、眞壁仁の研究により、一九世紀の幕府外交に幕府儒者が重要な役割を担っていたことが明らかにになった。これもふまえて、これまで軽視されてきた文化度通信使について注目する意義が高まっている。

以上を踏まえ、本稿では近世後期の日朝関係を考えるために、従来消極的に評価されてきた文化度通信使の再評価を試みることに、対馬藩において自己認識がどのように形成されてきたのかの検討をおこなうことを課題とする。つぎにこの課題に取り組むにあたっての視角を説明していきたい。

3、視角

本稿においては、近世後期の日朝関係について、文化的価値と軍事的価値の二軸を手掛かりとして検討する。本稿では、「武威」が抽象化されていき近世後期段階でそれをあらわす手段が「文事」と「藩屏」に展開していったものと考ええる。

日朝関係を含む東アジア世界においては、武力によらない制度・儀式・作法といった文化的価値に基づく礼的秩序が確立していた。前近代の東アジアを規定していた価値観である華夷思想は、「天下」の存在を前提とした華夷内外の弁（中華と夷狄の相違が流動的であること）、内における貴賤上下の弁（天子の徳化の及ぶ難易という同一の事実に基づく区別）という名分的秩序の観念に立脚したものであった^{六五}。

近世日本においては、軍事的価値に基づく「武威」を中核とした尊大な国際秩序観があったと説明される。朝尾直弘は近世日本形成期における国際秩序観について、華夷思想が礼・法といった文化的基準で優劣を説明していたことと対比し、朝鮮・明への現実的な軍事力の行使を背景とした「武威」がその基準となったという点に相違を見出し、これを「日本型華夷意識」として構想した^{六六}。しかし一七世紀半ば以降、「武威」の現実的な行使は「凍結」され、儀礼化の道をあゆむことになった^{六七}。山本博文によれば、武威の放棄・虚構化が進むなかで幕府は武威ではなく礼の秩序によって国内支配の継続をめざし、武威による威光というよりも、威光をもたらす徳こそが重要なものとなった^{六八}。

じつさい、一八世紀後期から一九世紀前期にかけてのロシア船来航への対応のなかで、

幕府は「礼」「法」を原則とし、「武威」は例外的措置であった^{六九}。幕府はロシア船への応接には「礼」をもって対応するが、通商要求は「法」をもって拒絶し、その根拠として「通信の国」「通商の国」という「国法」を創出した。幕府が「武威」を示すのは、軍事力が行使されたことにたいする反応としてであった。つまり近世後期の幕府における「武威」は国内とくに諸大名にしめしをつけるために必要なものとなっており、対外的には「礼」「法」が原則であった。

武威は幕府よりもむしろ諸藩において、みずからの存在根拠をしめす先祖の栄光として重要な意味をもってきた^{七〇}。たとえば平戸藩のように他の国・民族と接する地域においては、近世中期に「武威」が対外関係の歴史性のなから再確認されるとともに、唐船打ち払いという武力発動もみられ、近世後期における「武」の意識の高まりの前提となった^{七一}。「武」の意識は、天明期以降にはみずからの担う対外関係を位置づけた「藩」認識を支える重要な要素として機能していった。また、池内敏の指摘するように、武威はイデオロギー化し、具体的な実力行使の経験・歴史をもたなかった民衆たちの対外観、「日本」意識は武家の「武威」の世界観にからめとられ実力行使への願望は肥大化する^{七二}。

以上をふまえると、近世後期の日本において、「武威」意識はつぎのように展開したと考えられる。まず幕府では「武威」よりも「礼」「法」「理」といった文化的基準が重視されるようになった。言い換えれば、対外的に「威徳」を示すのに有効な手段が「武」（軍事的力量）から「文」（文化的価値観）へと転換したことになる。それにたいし諸藩・周辺部ではむしろ「武威」意識がたかまり「藩」意識へと発展するようになった。朝尾は「凍結された武威」が解凍されたとき近代をむかえると展望した^{七三}。これを池内は、武威の担い手が武家から民衆へと変わったことにより「凍結された武威」が解凍していったと補強する^{七四}。しかし近世後期の幕府と諸藩において対極的な認識にいたった段階も踏まえる余地がある^{七五}。

（１）幕府における「文」への志向

まず幕府において「武威」が「儀礼化」し、「礼」を含み込むようになる点に注意を向きたい。武力発動の機会がなくなって久しい現実を背景として「武威」は虚構化、儀礼化するようになった^{七五}。

本稿においては、武力によらない制度・儀式・作法といった文化的価値、学問に基づ

いて行動することを「文事」と定義する。ただしそれについての認識が日朝間で必ずしも完全に一致するとは限らず、齟齬を生じる余地もありうる。易地聘礼を主張した新井白石、中井竹山らは通信使の儀礼のありかたや文化交流について「文事」と表現していた。「文筆」「文辞」「文学」「学文」などの表現もみられるが、本稿では白石らの表現にしたがい「文事」と称することにする。本稿において「文」は「武」（「武事」、「武威」、武力・軍事的な要素）に対比されるものを念頭においている。本稿は、「文事」の実践という視角から通信使との文化交流をとらえ直すことを試みる。

幕府は一七世紀中期からすでに儀礼化、「文」への志向をはじめており、徳川綱吉など好学の将軍・大名が学問を重視する動きもみられた。しかし学問を科擧のように制度化するまでにはいたらなかったため、学問が広く浸透するにはいまだ少し時間を要した。大きな画期となるのは、一八世紀をつうじて各地で藩校が設けられる背景のもと、寛政改革によって学問が重視されるようになってからのことであろう。とくに寛政改革の一環として「異学の禁」が發布されたことが重要な意味をもつ。「異学の禁」により朱子学^{七六}が教化の思想として武士階層に広く浸透していくようになった。幕末期にいたるまでの政治思想が「異学の禁」に規定されていたことが明らかになっていくように、いまではこの「異学の禁」の評価が刷新されており、「異学の禁」を経て登場する一九世紀の正学派朱子学を検討する意義が高まっている状況にある^{七七}。奈良勝司の指摘するように、幕末期の幕府内で古賀侗庵系統の有司層の「世界認識体系」には「武威」意識の不在あるいは軽視がみられ、「武威」と「理」を切り離し、後者を基準としていた^{七八}。かれらは軍事力の整備の必要性も主張してはいたものの、これは「武威」観念とは切り離し、「理」によって相対化された彼我の関係を基準とし、「理義」という規範に則ったうえでのことであった^{七九}。つまり「武」の発動を掣肘するはたらきとして「文」が機能していたと考えられる。

近世後期の日朝関係についてはこれまであまり積極的に議論されてこなかったが、近世後期に幕府が「文」へと傾斜していくこのような動向と関連付けることで、その重要性が浮かびあがってくると考えられる。文化度通信使以降、一九世紀を通じて通信使の招聘計画したいが継続していたことも積極的に検討する余地が出てくる。朝鮮と対峙するときに「武威」を示してもそれが「威徳」として効果的に機能するとは考えにくく、「文事」による威徳こそを示す必要性が高まってこよう。この点を視野に入れると、朱子学を国是のごとくしていた朝鮮通信使との近世後期における交流には積極的な意味

があつたのではないかと想定できる。

近世後期の日本では、ロシアという他者の出現、易地聘礼という新たな形での日朝接触の現実化、「異学の禁」を経て朱子学にたいする認識が深化・浸透するという背景のもとに、礼的秩序内での日朝関係の序列を再定置する必要に迫られていたとみられる。本稿はこれを念頭におき、易地聘礼方針において「文事」がどのように問題視され、文化度通信使来日時においてその問題にどのように対応したのかに留意し、宝暦度通信使から文化度通信使の歴史的脈絡を考える。

(2) 対馬藩における「藩」意識の形成

いっぽう、周辺諸藩においては近世中後期にかけて「武」意識から「藩」意識が形成されるようになる。本稿ではこれについて、日朝関係を担う対馬藩に即して考えたい。

もともと「藩」は中国の古典にその用例が見られ、その意味はおよそ④ある対象からある対象を守ること、⑤集団同士の境界、⑥王侯の領国などに整理できる⁸⁰。これをもとにした語彙として「藩屏」「藩臣」「藩鎮」などがある。さしあたりこれらを「藩屏」として一括し、その基本的な意味を整理するとつぎのとおりである。「藩」はある政治的主体(君主)に臣属する君臣関係をもとにしており、ある対象からみずからの臣属する主体を防御する。そして「藩」は軍事的役割を担う対価としてそれに相応する経済的保障を受けることのできる存在である。また君子の徳化を受け臣属したとみなされる「外国」も「藩」と称される。したがって、「藩屏」には軍事的価値が基本にある。ただし「君子の徳化」のように、文化的価値がないわけではないことにも注意しておきたい。本稿では、これを前提に、対馬藩における自己認識の形成について、「藩屏」認識をとおして検討する。なお本稿では、大名家・領国としての対馬藩を指すときには地の文で表記し、分析概念としての「藩」「藩屏」を指すときには括弧を付す。

吉村雅美は地域社会における自己認識(地域意識)について、一八世紀後期の平戸藩・松前藩・対馬藩における「藩」概念の用法をとおして検討した。吉村によると、他国・他民族を「夷」「賊」と位置づけそれらからみずからが日本という国家を準備していると認識する点、防禦のための「武」を強く意識する点、「藩」認識が他国・他民族との戦いという歴史性に由来する点、それらが天明期に強く意識化されていた点などがこの三者に共通してみられる⁸¹。対馬藩に関しては、一八世紀初期からすでに一部の識者に対馬を「藩屏」視する認識がみられてはいたが、一八世紀末期に異様船が出没する状況下

で対馬藩士たちの間で対馬が「藩屏」の「役」を担っているという認識が広く浸透した。そこで対馬藩は幕府にたいする「藩屏」の「役」という対馬の軍事的重要性を強調すると同時に、経済援助を請願する論理として学問振興や民政に関する理由も新たに現した^{八〇}。吉村はこのように対外情勢の変化に力点をおき自己認識が藩内に浸透していく過程を説明する。

ただし日朝関係の構造を念頭におくと、朝鮮から対馬がどのように見られていたのかについても注意が必要である。朝鮮王朝では、朝鮮前期の対馬征伐（応永の外寇、一四一九年）を契機として対馬が一時的であれ慶尚道に属すようになったという認識をもっていた。これを根拠に朝鮮後期においても対馬を日本とは区別して藩属国とみなしていた^{八三}。対馬を対象とする場合、朝鮮におけるこのような認識との関連も視野に入れねばなるまい^{八四}。本稿はこのような点に留意して吉村とは異なる視角に立つ。本稿では「藩屏」認識にみられる論理に注目して近世中後期の対馬藩における自己認識の形成を考えたい。さきに対馬藩に特有の朝鮮認識の解明の意義の大きさについて指摘したが、対馬藩における「朝鮮認識」は、対馬藩における「自己認識」にみられる論理を検討することで、その鏡像として立ち上がってこよう。

ところで「藩屏」論と似た議論に「朝鮮押えの役」論がある。これは、日朝間の外交業務は、宗氏が徳川幕府から賦与された「朝鮮押えの役」のひとつの側面であり、「朝鮮押えの役」を支える収入として朝鮮貿易の受益を幕府が公認したという論理である^{八五}。近年では「朝鮮押えの役」は一八世紀中葉に対馬藩が幕府に主張した「由緒^{八六}」として理解しなければならず、対馬藩と幕府との間には正式な諒解や任命関係が存在したわけではなかったと批判されている^{八七}。たしかに「朝鮮押えの役」論は幕府との関係を説明するには有効な視角である。しかし幕末期の「皇国」意識の登場も視野に入れ、朝廷（天皇）や朝鮮との関係まで包含した対馬の位置を説明するには限界があると思われる。また「朝鮮押えの役」論では対馬藩の主張した由緒や過去の歴史にたいする説明の仕方の変化までも十分に論じきけることは難しいと思われる。それにたいし「藩屏」論は、「何に属する藩屏か」という説明の仕方に注目することで、かかる限界を克服できると考えられる^{八八}。本稿では「藩屏」を鍵語として対馬における自己認識を分析する立場をとる。

最後に対馬藩知識人の思想的背景について一瞥しておきたい。一七世紀前期の対馬には以酹庵を経由して京都五山や朝鮮人被虜人などからの学術の導入があったとされる

が、史料残存状況の制約のため現時点では把握することが困難である。一七世紀後期、日朝交渉で力での解決を図った「余威」の外交が通用しなくなり政治的懸案の解決に文書主義が取られはじめ^{八九}、これにより対馬内部の史料整理が必要となるいわゆる「記録の時代」が到来した^{九〇}。「記録の時代」の到来は対馬藩で歴史書編纂がなされる契機となった。他方、江戸幕府は歴史書・系譜の編纂事業を活発に行なっており、このような幕府の動きが藩の編纂事業を促進させることにも影響をもたらし^{九一}、対馬藩もその影響を受けていたと考えられる^{九二}。

一七世紀後期の対馬は藩主宗義真の治世下で文運隆盛の気運となり、京や江戸で修学した儒学者たちが対馬に仕官することで藩内の学問水準が向上していた状況でもあった^{九三}。貞享二年（一六八五）には儒者の中江常省・塩川政親が対馬に「小学校」を設け、一五歳未満の子弟に朱子学を教授し始めた。やがて一七世紀後半から一八世紀前半になると木下順庵門下である西山健甫・陶山訥庵・雨森芳洲・松浦霞沼などの面々が対馬に赴任し、藩政・朝鮮外交・教育などで活躍する。また同時期に神道家の藤斉延・定房親子が神道の研究、対馬藩の歴史書の編纂を本格的に始めた。一八世紀後半になると雨森芳洲の子孫・門下が対馬の学問を担うようになり、芳洲の孫の松浦桂川が活躍する。芳洲門下で特筆すべき存在は満山雷夏で、彼はこれまで朱子学を中心に教授していた対馬藩に古学を初めて導入した。そのための教育機関として天明八年（一七八八）に講学所（のち思文館と改称）を設けた。幕末期には攘夷運動が高まるなかで、日新館が設けられ攘夷運動の拠点となった。

以上を踏まえ、本稿では近世対馬藩知識人の対馬認識について「藩屏」概念を鍵語として明らかにすることを目標とする。ただし本稿では対馬藩における思想動向の解明を中心に考察するのであって、研究対象は重要な数名の知識人の言説に限定する。とはいえ、対馬藩知識人については陶山訥庵、雨森芳洲についての個別的な研究はあるものの、対馬藩における思想動向としてかれらを脈絡づけた研究はみられない^{九四}。そのため対象を知識人に限定したとしても研究の意義は大きい。対馬藩における思想的背景と実質的な政策や幕府・朝鮮間の交渉過程との関係まで含めた考察は今後の課題とする^{九五}。

4、本稿の構成

本稿は通信使を扱うまとまりと、対馬藩を扱うまとまりの二部構成を取る。

第一部では、従来消極的に評価されてきた文化度通信使の再評価を念頭に、近世後期

の通信使との文化交流について検討する。まず近世後期の日朝関係を検討するうえで導入を図るため、第一章では通信使改革論を扱う。文化交流のかたちと対馬を介在した日朝関係のありかたが易地聘礼方針のなかでどのように議論されたのかについて、新井白石、中井竹山、松平定信の議論を扱い、最終的に易地聘礼実行段階でどのような方針を取るにいたったのかを示す。本稿は日本史に重点をおく立場にあるが、易地聘礼方針の意味をより深くとらえるために、朝鮮側の議論についてもあわせて検討する。

第二章は、易地聘礼の直近の先例となった宝暦度通信使と日本人との交流について朝鮮通信使の記録を通じて検討する。既存の研究では、この時期に古学が朝鮮に伝えられたことが重視され、朱子学については積極的に取り上げられてこなかった。本稿はそれだけにたいし、朱子学を積極的に取り上げ、宝暦度通信使の来日時に朱子学の主要な要素のひとつである道德の重要性がどのように問題視されていたのかを論点とする。もって、徂徠学にたいする批判から朱子学を重視する動きがあらわれ、それが寛政異学の禁を準備することになる動向を展望する。

第三章は、これまで「蔑視観」の高まる時期に位置づけられるなど、消極的に評価されてきた文化度通信使との接触そのものをみる。寛政異学の禁を経たことに留意して文化度通信使と日本文士との交流を扱い、易地聘礼が実際にどのように実行されたのかを検討する。このとき通信使との間でなされた文化交流の意味を明瞭に捉えるため、日本側使節の対馬道中記録を通じてどのような学問的背景があったのかをみる。そのうえで、宝暦度通信使までとの交流で問題視されていたことがどのように認識され、今次の交流でどのように反映され、今後の日朝関係をどのように展望していたのかを考察する。

第二部では対馬における自己認識の形成に主眼をあてて検討する。雨森芳洲が理論的に完成させた芳洲理論が近世後期の対馬の動向を規定していくようになったと指摘されている。芳洲理論に見られる「藩屏」認識は対馬の自己認識を探る指標として重要である。しかし既存の研究では芳洲理論の認識論的前提と芳洲理論の応用についての考察が十分に進んでいない。そこで第四章では「芳洲理論」の前提について検討する。朝鮮および日本で用いられていた「藩」言説について整理し、それをふまえて陶山訥庵および松浦霞沼にみられる「藩」言説について検討を行なう。もって朝鮮が認識していた対馬「藩屏」言説との関係を示す。そのうえで雨森芳洲が朝鮮の「藩」言説と対馬の「藩」言説との混在状況をどのように読みかえて幕藩体制に適合せんとしたのかを探る。

第五章、第六章では芳洲理論の応用について検討する。第五章では芳洲の弟子である

対馬藩儒満山雷夏を対象として芳洲の議論がどのように継承されたのかを検討する。雷夏は主著『佩問緒言』のなかで藩屏論、礼制論を主張していた。前者については、雷夏の議論をとおして芳洲の「藩屏」論がどのように継承されたのかを検討する。後者については、対馬の立場からみた日朝関係改革論を中心的論点として検討する。これは第一章で扱う日本・朝鮮における通信使改革論と対応する関係にある。

ところで雷夏は、芳洲の主張には根拠が足りないと批判した。第六章ではこれを踏まえ、「藩屏」言説を中心とした対馬藩の論理に「歴史的根拠」が付与されていく過程を対馬の歴史書を素材として検討する。まず一八世紀初期までの対馬の歴史書にみられる「藩」概念を検討し、つぎに一九世紀初期に執筆された『津島紀事』を検討する。これらを通して、芳洲の発議、それにたいする雷夏の批判、そして雷夏の批判が対馬藩の自己認識の形成過程にどのように反映されたのかを考察する。

結論では、本論をふまえ一九世紀中期以降の日朝関係について展望する。

一 これを朝鮮王朝からみると、朝鮮国王と徳川將軍の対等な形式をとる関係を「敵礼交隣関係」、朝鮮国王と対馬島主の上下関係を「羈縻(圈)交隣関係」と説明される(関德基『前近代東アジアのなかの韓日関係』早稲田大学出版部、一九九四年、孫承喆『近世の朝鮮と日本 交隣関係の虚と実』明石書店、一九九八年、原著は一九九四年)。

二 吉田光男・田代和生・六反田豊・伊藤幸司・橋本雄・米谷均「朝鮮通信使(近世編)」(『日韓歴史共同研究報告書』二〇〇五年)。

三 三宅英利『近世日朝関係史の研究』(文献出版、一九八六年)、李元植『朝鮮通信使の研究』(思文閣出版、一九九七年)、仲尾宏『朝鮮通信使と徳川幕府』(明石書店、一九九七年)。

四 「朝鮮通信使」「朝鮮信使」「通信使」などの呼称があるが、本稿では「通信使」とする。また各回の通信使については派遣されたときの年号を付して「〇〇度通信使」「〇〇年通信使」と称する。呼称については池内敏「朝鮮「信使」と朝鮮「通信使」」(『絶海の碩学 近世日朝外交史研究』名古屋大学出版会、二〇一七年)参照のこと。

五 「易地行聘」と称することもあり、また朝鮮王朝の史料では「易地通信」と称して

いる。本稿では幕府、対馬藩の用法にしたがい「易地聘礼」とする。

六 一六三〇年代については近年、以酤庵輪番制およびその成立の契機として位置づけられてきていた柳川一件についての見直しが進められている（前掲池内二〇一七年、池内敏「柳川一件」考『歴史の理論と教育』一五二、二〇一九年）。一七二〇年代の画期については、正徳度を天和・享保と区別して独自の段階とみる説（前掲三宅一九八六年）、正徳度を天和度以前と包含し享保度とに断絶をみる説（前掲仲尾一九九七年）、あるいは経済・負担面からみた場合に正徳・享保度に連続性をみる説（横山恭子「朝鮮通信使迎送体制の研究」慶応義塾大学博士学位論文、二〇一四年）などいくつかの見解がある。

七 近世対馬については郷土史研究の厚い蓄積がある。たとえば対馬教育会編『対馬島誌』（一九二八年）、『新対馬島誌』（新対馬島誌編集委員会、一九六四年）、森山恒夫「対馬藩」（『長崎県史』一九七三年）、森山恒夫「第三編歴史 近世」（『厳原町誌』一九九七年）、永留久恵『対馬国志』二（交隣舎出版、二〇〇九年）が代表的である。

八 田代和生『近世日朝通交貿易史の研究』（創文社、一九八一年）。

九 訳官使は朝鮮王朝の史料では「問慰行」とされる。また朝鮮王朝では参判使・約条送使は差倭とされる（前掲田代一九八一年、一二七〜一三四頁、一六〇〜一六三頁）。本稿では近年の日本語圏の研究の用法にしたがい訳官使、参判使、約条送使とする。

一〇 倭館研究の動向については山口華代「日本における倭館研究の動向」（『日韓歴史共同研究第二回報告書』二〇一〇年）が整理しているのでここでは多くは挙げない。近年では東向寺勤番制（藤本健太郎「一八世紀後期における東向寺勤番制と倭館館守戸田頼母」『九州史学』一七一、二〇一五年、同「対馬藩朝鮮方の成立過程について——以酤庵輪番僧・東向寺勤番僧との関係を中心に——」『朝鮮学報』二四一、二〇一六年）や裁判役（李炯周「一八世紀の倭館における日朝交渉と対馬藩の裁判役」『人文学フォーラム』二、二〇一九年）など倭館における対馬藩の実務についての基礎的研究が進展している。

二 尹裕淑『近世日朝通交と倭館』（岩田書院、二〇一一年）。

三 さしあたり田代和生「渡海訳官使の密貿易——対馬藩の「潜商議論」の背景——」（『朝鮮学報』一五〇、一九九四年）、尹裕淑「조선 후기 문위행(問慰行)에 관한 재고(再考)」1635년 사행 및 막부의 재정원조를 중심으로「朝鮮後期間慰行に関する再考——一六三五年使行および幕府の財政援助を中心に——」（『韓日関係史研

- 究』五〇、二〇一五年)、池内敏「訳官使者」(前掲池内二〇一七年所収。初出は二〇一六年)、同「訳官使の接待空間」(同書所収)、李咳鎮「十七世紀後半の日朝関係と対馬藩——権現堂送使の新設交渉を中心に——」(『史林』一〇〇—四、二〇一七年)、同「1704년 問慰行에 대한 對馬藩의 權現堂 供物 지급 요청」(『韓日関係史研究』六一、二〇一八年)、石田徹「対馬藩における訳官使接遇の諸様相」(『歴史の理論と教育』一五二、二〇一九年)、李咳鎮「訳官使の役割拡大と接待儀礼」(『朝鮮学報』二五四、二〇二〇年)など。詳細な研究動向については李咳鎮二〇二〇年を参照のこと。
- 一三 田代和生「対馬藩経済思想の確立」(『日朝交易の対馬藩』創文社、二〇〇七年。初出は二〇〇〇年)。この「藩屏論争」については田代が最初に問題提起し(前掲田代一九八一年、三三四〜三四一頁)、この論争のなかで提出されたとされる『隣交始末物語』の紀年設定や論争の有無にたいする疑問が提起された(泉澄一『対馬藩藩儒雨森芳洲の基礎的研究』関西大学出版部、一九九七年、三〇七〜三二三頁)。これにたいし田代は最終的に以下の結論を提示した。『隣交始末物語』は一七〇九年(宝永六)に対馬藩士瀧六郎右衛門が書いた「草稿」を芳洲が理論的に発展させて完成したものであり、白石・芳洲論争の過程で芳洲が執筆し一七一四年(正徳四)に幕府にたいする請願書とあわせて白石に提出した(前掲田代二〇〇七年、四七〜五〇頁)。
- 一四 荒野泰典「大君外交体制の確立」(『近世日本と東アジア』東京大学出版会、一九八八年、二三三〜二三七頁。初出は一九八一年)、鶴田啓「一八世紀後半の幕府・対馬藩関係」(『朝鮮史研究会論文集』二三、一九八六年、一五八〜一七九頁)、前掲尹裕淑二〇一五年、一六〜二九頁。
- 一五 木村直也「文久三年対馬藩援助要求運動について」(田中健夫編『日本前近代の国家と対外関係』吉川弘文館、一九八七年)、玄明喆『19세기 후반의 대마주와 한일관계』(一九世紀後半の対馬州と韓日関係)』(國學資料院、二〇〇三年)。
- 一六 石川寛「日朝関係の近代的改編と対馬藩」(『日本史研究』四八〇、二〇〇二年)、同「対馬藩の自己認識——「対州の私交」の検検討を通じて——」(九州史学研究会編『境界のアイデンティティ』岩田書院、二〇〇八年)。
- 一七 米谷均は近世期から上表文をめぐって日朝関係の構造が問題視されていたことを論じている(米谷均「近世日朝関係における対馬藩主の上表文について」『朝鮮学報』一五四、一九九五年)。
- 一八 田保橋潔「朝鮮国通信使易地行聘考」(『近代日鮮関係の研究』下、朝鮮総督府中

枢院、一九四〇年。初出は一九三七年)。

一九 同書、六四五頁。

二〇 同書、六四二頁。

二一 同書、六四六頁。

二三 鶴田啓「寛政改革期の幕府・対馬藩関係」(田中健夫編『日本前近代の国家と対外関係』吉川弘文館、一九八七年)。

二三 かつて長正統は易地行聘交渉の過程で朝鮮側の倭学訳官と対馬側との間でやりとりされたハングル書簡を紹介し、交渉の過程を具体的に引き上げた(長正統「倭学訳官書簡よりみた易地行聘交渉」『史淵』一一五、一九七八年)。近年ではハングル書簡の研究や対馬藩通詞の研究が進められている。田代和生編集・校注『近世日朝交流史料叢書Ⅰ 通訳酬酢』(ゆまに書房、二〇一七年)、酒井雅代「近世後期対馬藩の朝鮮通詞」(『日韓相互認識』研究会編『日韓相互認識』六、二〇一五年)、同「朝鮮信使易地聘礼交渉の頓挫と再開——朝鮮通詞と倭学訳官の交流を中心に」(『日韓相互認識』研究会編『日韓相互認識』八、二〇一八年)など。

二四 岩方久彦『19세기 조선의 대일 역지통신 연구』(一九世紀朝鮮の対日易地通信研究)』(景仁文化社、二〇一七年)。

二五 李元植「文化度(一一一一)の使行」(李元植『朝鮮通信使の研究』四〇七〜四二四頁)、李薰「一八一一年の対馬易地聘礼と積弊の改善」(田代和生・李薰監修『マイクロフィルム版対馬宗家文書 第一期朝鮮通信使記録 別冊下』ゆまに書房、二〇〇〇年)。

二六 池内敏「訳官使の接待空間」(前掲池内二〇一七年、一九五〜一九六頁)。

二七 眞壁仁「幕府儒者の外交参与」(『徳川後期の学問と政治 昌平坂学問所儒者と幕末外交変容』名古屋大学出版会、二〇〇七年)。

二八 前掲田保橋一九四〇年、八九〇〜八九一頁。

二九 池内敏「未完の朝鮮通信使」(『大君外交と「武威」 近世日本の国際秩序と朝鮮観』名古屋大学出版会、二〇〇六年。初出は一九九〇年、九三年、九九年)。

三〇 前掲岩方二〇一七年、一八九〜二二二頁。

三一 前掲三宅一九八六年、五七二頁。また李元植は易地聘礼の背景について、これまでに指摘されていた新井白石の聘礼改革、中井積善(竹山)の建言に加えて大典禪師(梅莊頭常)と立原萃軒の建議の存在も指摘した(前掲李元植一九九七年、三八九

頁、三九二頁)。池内敏は定信の易地聘礼方針には以酹庵長老経験者である梅莊顕常の意見が反映されていたことを解明した(池内敏「朝鮮通信使延聘交渉と梅莊顕常」前掲池内二〇一七年所収。初出は二〇〇九年)。

三二 たとえば奥谷浩一「朝鮮通信使47年間の空白と「易地聘礼」にかんする思想史的考察―江戸時代の日本思想史の一断面―」(『札幌学院大学人文学会紀要』八〇、二〇〇六年)など。

三三 池内敏「近世後期における対外観と「国民」」(前掲池内二〇〇六年、一九〇頁。初出は一九九一年)。

三四 同書、一九二頁、二〇三頁。

三五 同書、一九四頁。

三六 前掲尹裕淑二〇一一年、二九四～二九六頁。

三七 衣笠安喜「近世日本の朝鮮観」(同『近世日本の儒教と文化』思文閣出版、一九九〇年。初出は一九六九年)、中村栄孝「江戸時代の日鮮関係 五、相互認識の動向」

(『日鮮関係史の研究(下)』吉川弘文館、一九六九年)、矢沢康祐「江戸時代」における日本人の朝鮮観について」(『朝鮮史研究会論文集』九、一九六九年)。

三八 前掲中村一九六九年。

三九 前掲矢沢一九六九年。

四〇 ロナルド・トビ「近世日本の庶民文化に現れる朝鮮通信使像」(『韓』一一〇、一九八八年)、倉地克直『近世日本人は朝鮮をどうみていたか』(角川書店、二〇〇一年)、鈴木文「延享―寛延期の「朝鮮ブーム」に見る自他意識―木村理右衛門著『朝鮮物語』を中心に―」(『歴史評論』六五一、二〇〇四年)、前掲池内二〇〇六年など。

四一 神功皇后伝説を検討したものととして、塚本明「神功皇后伝説と近世日本の朝鮮観」(『史林』七九―六号、一九九六年)、リチャード・W・アンダーソン、亀井好恵訳「征韓論と神功皇后絵馬―幕末から明治初期の―」(『列島の文化史』一〇、一九九六年)、金光哲『中近世における朝鮮観の創出』(校倉書房、一九九九年)、前掲倉地二〇〇一年、前掲池内二〇〇六年など。豊臣秀吉の戦争にたいする認識の研究として北島万次「豊臣政権の朝鮮侵略に関する学説史的検討」(同『豊臣政権の対外認識と朝鮮侵略』校倉書房、一九九〇年)、仲尾宏「江戸時代知識人の壬辰倭乱批判―貝原益軒と乳井貢の場合」(同『朝鮮通信使の足跡―日朝関係史論』明石書店、二〇一

年)、中野等「山鹿素行における「文禄・慶長の役」の語られ方——近世通信使外交の裏側——」(松原孝俊編『グローバル時代の朝鮮通信使研究』花書院、二〇一〇年)、中野等「近世後期における「唐入り」の語られ方」(『歴史学研究』八八二、二〇一一年)、金時徳『異国征伐記の世界』(笠間書院、二〇一〇年)など。また近世日本における朝鮮観について、中国語圏では羅麗馨「十九世紀以前日本人的朝鮮観」(『臺大歴史学報』三八、二〇〇六年)の系統的な整理がある。

四二 前掲三宅一九八六年、五七二頁。

四三 藤田覚『松平定信』(中央公論社、一九九三年、一七一頁)。

四四 前掲池内二〇〇六年、一八〜一九頁。

四五 関德基「新井白石の朝鮮との聘礼改革の意図」(『前近代東アジアのなかの韓日関係』早稲田大学出版部、一九九四年)、前掲岩方久彦二〇一七年、九〜一〇頁。

四六 朝鮮王朝における日本観の研究として河宇鳳著・井上厚史訳『朝鮮実学者の見た近世日本』(ペリカン社、二〇〇一年、原著は一九八八年)が代表的である。また朝鮮王朝の日本観と新井白石の朝鮮観の相互関係を指摘した井上厚史「新井白石の朝鮮観」(『環』二二二、二〇〇五年)もある。

四七 河宇鳳「朝鮮半島の人々の対馬認識」(『朝鮮王朝時代の世界観と日本認識』金両基監訳・小幡倫裕訳、明石書店、二〇〇八年 原著は二〇〇六年)。

四八 このような視角を意識し華夷思想の論理で日朝自他認識を研究したものとしてみれば金仙熙「江戸期朱子学者の「武国日本」認識と朝鮮観」(『広島大学大学院教育学研究科紀要』二、二〇〇二年)、桂島宣弘「近世(朝鮮王朝後期・徳川日本)における日朝自他認識の転回」(大平祐一・桂島宣弘編『「日本型社会」論の射程——「帝国化」する世界のなかで』文理閣、二〇〇五年)、李豪潤「雨森芳洲と通信使」(前掲大平・桂島編二〇〇五年)など。

四九 前掲倉地二〇〇一年、池内敏「江戸時代における日本人と朝鮮人の対話」(前掲池内二〇一七年、初出は二〇一〇年)、同「江戸時代日本に残された漂流記」(同書、初出は二〇一二年)など。

五〇 松田甲『日鮮史話(第一編〜第六編)』(朝鮮総督府、一九二六〜一九三〇年)、『続日鮮史話(第一編〜第三編)』(朝鮮総督府、一九三二年)、多田正知「護園学派と韓客」(『漢学会雑誌』第四卷第一号、一九三六年)など。

五一 中村栄孝「朝鮮の日本通信使と大坂」(前掲中村一九六九年、三七八〜三九六

頁)。

五二 申維翰・姜在彦訳注『海游録』(平凡社東洋文庫、一九七四年)、鈴木健一「李東郭の詩二題」(『季刊日本思想史』四九、一九九六年)、堀川貴司「唐金梅所と李東郭」(同前)、日原傳「岡島冠山と朝鮮通信使——正徳元年十月晦日の唱酬を中心に」(同前)、徳盛誠「唱和の世界の成り立ち——『鷄林唱和集』中の唱酬より」(同前)、杉下元明「南海の桃源郷」(同前)、杉田昌彦「問槎畸賞」の序跋について」(同前)、堀口育男「正徳辛卯朝鮮通信使と富士山の詩」(同前)。

五三 前掲李元植一九九七年、辛基秀・仲尾宏責任編集『善隣と友好の記録 大系朝鮮通信使』一〜八巻(明石書店、一九九三〜九五五年)。

五四 宝暦度通信使についてはさしあたり李元植「明和度(一七六四)の使行」(前掲李元植一九九七年)を挙げておく。使行録、筆談唱和集の専著として具智賢『계미 통신사 사행문화 연구』(癸未通信使使行文学研究』(宝庫社、二〇一一年)、張眞煥

『계미통신사 필담의 동아시아적 의미』(癸未通信使筆談の東アジア的意味』(宝庫社、二〇一七年)がある。また中国語圏では張伯偉「漢文学史上的1764年」(張伯偉編『風起雲揚』中華書局、二〇〇九年)など。

五五 文化度通信使との文化交流の研究は戦前、松田甲が樋口溜川の通信使との交流を紹介したことに始まる(松田甲「会津松平家と朝鮮」『日鮮史話 第五編』四六〜六一頁)。藤塚鄰は松崎慊堂と通信使との交流を紹介し、清朝考証学の学風の日朝での受容と文化度通信使との関連を指摘した(藤塚鄰『日鮮清の文化交流』中文館書院、一九四七年)。李元植は藤塚の研究を土台に文化度通信使との交流に参与した人物として、松崎慊堂のみならず三宅橋園、以酌庵僧、古賀精里、草場珮川などの詩文贈答を紹介した。また精里が通信使にたいし『李退溪集』の抄本や『大学章句纂釈』を与えたこと、国書返簡の起草文などの紹介、金正喜への影響なども指摘した(李元植「文化度(一八一)の使行」前掲李元植一九九七年、四二四〜四四七頁)。他方、近年では韓国・中国の漢文学研究の領域でも基礎的研究が進んでいる。辛ロサは文化度(辛未)通信使をめぐる日韓に存在する関連史料の網羅的整理を行ない、とくに朝鮮王朝側の関連人物について整理した(신로사「1811년 辛未通信使行과 朝日 문화 교류—筆談・唱酬를 중심으로—」(二八二一年辛未通信使行と朝日文化交流—筆談・唱酬を中心に—」成均館大学校博士学位論文、二〇一〇年)。王連旺は『接鮮紀事』、『接鮮瘖語』の書誌学研究を行ない異本の流布状況を明らかにした(王連旺『朝鮮通

信使筆談文獻研究』上海交通大学出版社、二〇一八年)。また近年では文化度通信使について美術史の側面からも研究が進められている(정윤주 「1811년 쓰시마

통신사행의 서화 교류」(一八一一年対馬通信使行の書画交流)、『동아시아문화연구

「東アジア文化研究』六〇、二〇一五年、片山真理子「東福寺二七三世願海守航と興正寺藏朝鮮通信使関係詩箋貼交屏風について」、『立命館文学』六五九、二〇一九年など)。

^{五六} 枚挙にいとまがないが、たとえば池内敏「梅莊頭常と朝鮮」(前掲池内二〇一七年。初出は二〇一四年)など。

^{五七} 夫馬進『朝鮮燕行使と朝鮮通信使』(名古屋大学出版会、二〇一五年)。

^{五八} 山口啓二「日本の鎖国」(『岩波講座世界歴史一六』岩波書店、一九七〇年)、朝尾直弘「鎖国制の成立」(『講座日本史四 幕藩制社会』東京大学出版会、一九七〇年)、田中健夫『中世対外関係史』(東京大学出版会、一九七五年)、前掲荒野一九八八年、ロナルド・トビ著、速水融・永積洋子・川勝平太訳『近世日本の国家形成と外交』(創文社、一九九〇年 原著は一九八四年)、山本博文『鎖国と海禁の時代』(校倉書房、一九九五年)、前掲池内二〇〇六年。近世日本の対外関係を「鎖国」と称するか(山本、池内)、「海禁」「華夷秩序」と称するか(田中、荒野)は論者の立場により議論もあるが、これは一七世紀〜一八世紀の対外関係の実態を問題としたときのものであるう。

^{五九} 木村直也は近世中期の対外関係について、「鎖国」的な実態への接近が進んだ」時期と説明する(木村直也「近世中・後期の国家と対外関係」曾根勇二・木村直也編『新しい近世史二 国家と対外関係』新人物往来社、一九九六年、七五頁)。

^{六〇} 一九世紀初期の蝦夷地政策については菊地勇夫『幕藩体制と蝦夷地』(雄山閣、一九八四年)、同『北方史のなかの近世日本』(校倉書房、一九九一年)、藤田覚『近世後期政治史と対外関係』(東京大学出版会、二〇〇五年)、谷本晃久「近世の蝦夷」(『岩波講座日本歴史 第一三卷近世四』岩波書店、二〇一五年)などを参照。また世界認識の転換については清水教好「対外危機と松平定信の神国思想——その生成と展開についての覚書——」(『立命館大学人文科学研究所紀要』五九、一九九三年)、桂島宣弘「華夷思想の解体と自他認識の変容」(『自他認識の思想史』有志舎、二〇〇八年)、岩崎奈緒子「世界認識の転換」(『岩波講座日本歴史 第一三卷近世四』岩波書店、二〇一五年)などを参照。

- 六二 前掲藤田二〇〇五年、荻生茂博「江戸後期の対外認識と林述齋」(『近代・アジア・陽明学』ペリカン社、二〇〇八年。初出は一九九二年)、前掲眞壁二〇〇七年。
- 六三 一九世紀初期の対外関係の再編を指摘した藤田でさえ「朝鮮を弱小の隣国と蔑視し軽視する観念を前提に、その朝鮮を軽くあつかうこと、軽くあしらうことが、わが国の威信を示すことになる」という認識が、易地聘礼を打ち出した重要な要素であったと考えられる」と易地聘礼と「蔑視観」を結びつけてそれ以上議論を深めていない(藤田覚『松平定信』中央公論社、一九九三年、一七一頁)。もともと近年、横山伊徳は一八世紀後期から一九世紀中期にかけての幕府の対外政策のなかに通信使の易地聘礼計画を位置づけている(横山伊徳『開国前夜の世界』吉川弘文館、二〇一三年)。
- 六四 中村栄孝「外交史上の徳川政権」(『日鮮関係史の研究(下)』(前掲) 五五一〜五六〇頁)。
- 六五 佐野真由子『幕末外交儀礼の研究 欧米外交官たちの将軍拝謁』(思文閣出版、二〇一六年)。
- 六六 植手通有「幕末における対外観の転回」(『日本近代思想の形成』岩波書店、一九七四年)。
- 六七 前掲朝尾一九七〇年。
- 六八 朝尾直弘「東アジアにおける幕藩体制」(朝尾直弘編『日本の近世一 世界史のなかの近世』中央公論社、一九九一年)。
- 六九 山本博文「武威の構造」(前掲山本一九九五年。初出は一九九四年)。
- 七〇 前掲藤田二〇〇五年。
- 七一 前掲山本一九九五年。
- 七二 吉村雅美『近世日本の対外関係と地域意識』(清文堂、二〇一二年、二九六〜二九七頁)。
- 七三 前掲池内二〇〇六年。
- 七四 前掲朝尾一九九一年、一三〇頁。
- 七五 池内敏「武威の国」(井上勲編『日本の時代史二〇 開国と幕末の動乱』吉川弘文館、二〇〇三年、一三二〇頁)。
- 七六 渡辺浩の言葉を借りるならば、武士たちは事実上次第に「文官」化していった(渡辺浩『東アジアの王権と思想』東京大学出版会、一九九七年、一二五頁)。
- 七六 中国南宋の朱熹がそれまでの宋学を集大成して確立した学問およびその弟子や後

継者によって再構成された学問のことを朱子学と総称する。理気論的構成をもってその学に普遍性をあたえ、宇宙論、自然学、人間学、道徳論を包括する哲学として体系化されたものである（子安宣邦「朱子学」『日本思想史辞典』ペリかん社、二〇〇一年）。「宋学」「程朱学」「性理学」ともいうが、本稿においては「朱子学」に統一する。

七六 前掲眞壁二〇〇七年、奈良勝司『明治維新と世界認識体系』（有志舎、二〇一〇年）。

七八 前掲奈良二〇一〇年、五三頁。

七九 同書一六〇頁。

八〇 ㉔は「藩、屏也」（『説文』、「呉人藩衛侯之舍」（『左氏』哀一一）、「羝羊觸藩」（『易』大荘）。㉕は「吾願游於其藩」（『莊子』大宗師）、「藩、崖也、域也」（『釋文』）。㉖は「外有大國賢王、竝爲藩屏」（『後漢書』和帝紀）。以上の出典は諸橋轍次『大漢和辞典』を参照した。

八一 前掲吉村二〇一二年、二三四～二五〇頁。

八二 吉村雅美「一八世紀の対外関係と「藩屏」認識―対馬藩における「藩屏」の「役」論をめぐって―」（『日本歴史』七八九、二〇一四年）。

八三 河宇鳳「朝鮮半島の人々の対馬認識」（前掲河宇鳳二〇〇八年）。

八四 もつとも朝鮮前期の対馬の自己認識もより深く考察する必要があるが、現存する史料のみで当時の対馬人たちの自己認識まで直接的に明らかにするにはやや困難があるのが実情である。さらに壬辰戦争（文禄・慶長の役Ⅱ壬辰倭乱）を前後した時期に對馬人たちの自己認識が変化した可能性も考慮せねばなるまい。とはいえ現存する史料を通して壬辰戦争直後の対馬の内部状況を把握するのは困難であるため現在の研究状況は自己認識ではなく政治的動向の把握にとどまっている状況である。参考までに壬辰戦争直後の対馬の政治的動向に注目した研究として荒木和憲「己酉約条の締結・施行過程と対馬の「藩宮」貿易」（韓日文化交流基金編『임진왜란에서 조선통치사의 길로』〔壬辰倭乱から朝鮮通信使の道へ〕〕景仁文化社、二〇一九年）がある。

八五 前掲荒野一九八八年、一八三頁、二二七～二二二頁。

八六 「由緒」は近世日本のイエや村などの諸集団が特定の政治権力との関係を起点にして自らを正当化し身分的特権を獲得するときその根拠として打ち出した由来ないしは事由を意味する（山本英二「由緒論」木村茂光監修、歴史化学協議会編『戦後歴

史学用語辞典』東京堂出版、二〇一二年、二六四頁）。

八七 鶴田啓「朝鮮押えの役」はあったか」（佐藤信・藤田寛編『近代の日本列島と朝鮮半島』山川出版社、二〇〇七年、二二〇頁）。

八八 本稿では十分議論に組み込む余裕がないが、琉球についても「藩屏」論で説明することが可能である。琉球との比較もすることで東アジアにおける対馬の位置をさらに深く考えることができよう。なお琉球における「藩屏」論に関連して波平恒男『近代東アジア史のなかの琉球併合 中華世界秩序から植民地帝国日本へ』（岩波書店、二〇一四年）がある。

八九 前掲池内二〇〇六年、七七〜八〇頁、一四七〜一五〇頁、二九五〜三〇二頁。

九〇 長正統「日鮮関係における記録の時代」（『東洋学報』五〇―四、一九六八年）。

九一 平野仁也「江戸幕府の歴史書編纂事業に関する研究―創業史の分析を中心に―」（名古屋大学大学院博士学位論文、二〇一五年）。

九二 ただし本稿では歴史書を素材とはするが、その目的は歴史書にみられる「藩屏」概念についての検討にある。対馬での歴史書編纂と幕府の歴史書編纂との関係についての本格的な検討は今後の課題とする。

九三 前掲森山恒雄一九七三年、片山直義「対馬藩 第九章 教育と文化」（前掲『長崎県史 藩政編』）。

九四 戦前の『郷土史料 対馬人物志』（村田書店、一九七七年。一九一七年初版）で対馬の人物について整理されている。

陶山訥庵については近年では佐久間正「陶山訥庵の思想」（『徳川日本の思想形成と儒教』ペリかん社、二〇〇七年）、石田徹「対馬藩における帰属意識と日朝関係認識―訥庵・陶山庄右衛門を中心に」（明治学院大学国際学部付属研究所『研究所年報』一三、二〇一〇年）などの研究がある。なお高月観音の里歴史民俗資料館に訥庵の関係史料が多数残されているものの、これを用いた研究が未だなされていない。

雨森芳洲については枚挙に暇がない。さしあたり基礎的研究として泉澄一『対馬藩儒雨森芳洲の基礎的研究』（関西大学出版部、一九九七年）がある。人物研究として上垣外憲一『雨森芳洲 元禄享保の国際人』（中公新書、一九八九年）、永留久恵『雨森芳洲』（西日本新聞社、一九九九年）、上田正昭『雨森芳洲』（ミネルヴァ書房、二〇一一年）などがある。日朝関係の側面から論じたものとして米谷均「雨森芳洲の対朝鮮外交―「誠信之交」の理念と実態―」（『朝鮮学報』一四八、一九九三年）、前掲田

代二〇〇〇年、信原修『雨森芳洲と玄徳潤 朝鮮通信使に息づく「誠信の交わり」』（明石書店、二〇〇八年）、同『雨森芳洲 朝鮮学の展開と禅思想』（明石書店、二〇一六年）などがある。思想史研究として桂島宣弘「雨森芳洲再考——近世日本の「自——他」認識の観点から」（『立命館文学』五五一、一九九七年）、前掲李豪潤二〇〇五年などがある。

^{九五} 一七世紀末の政治・外交史を通して当時の対馬藩の自己認識まで展望した研究として李暎鎮「17세기 말 朝日關係의 변화와 對馬藩（一七世紀末朝日關係の变化と対馬藩）」（『日本歴史研究』四九、二〇一九年）を参照。また鶴田啓は対馬藩内でも江戸家老と国元家老との意見の相違に留意して論じている（前掲鶴田一九八七年）。

第一部 近世後期通信使と「文事」

第一章 一八世紀の通信使改革論——「文事」と対馬をめぐる

はじめに

一八世紀末、天明の飢饉などにより通信使を迎えるだけの経済的余裕がなくなったことを背景として、徳川幕府は通信使迎接のありかたを見直そうとした^二。通信使を江戸ではなく対馬で迎える易地聘礼へと方針変更したことは費用軽減が大きな目的にあった。戦後の研究では易地聘礼方針の思想的背景として「朝鮮蔑視観」と結びつける議論もでてきた^三。もつとも「蔑視観」については、政策推進を正当化するための名分として述べられたものであるとする指摘や、「蔑視観」と実際の政策とは区別すべきであるとする指摘もある^四。関德基と鶴田啓は、新井白石の聘礼改革や松平定信の易地聘礼方針には礼制の整備が主眼にあったと指摘する^四。本章においても、聘礼改革には礼制整備が主眼に置かれていたというこれらの指摘を踏まえつつ、易地聘礼方針の思想的背景についてさらに議論を深めていきたい。

ところで通信使改革論についてはこれまで日本史の側からのみから論じられる傾向にあった。しかし朝鮮においても通信使改革論は提起されていた。本研究は日本史に重点を置く立場をとるが、朝鮮における通信使改革論も視野に入れてみたい。それにより、日朝間でどのような問題が共通して認識されており、どのような問題が共通して認識されていなかったのかも浮かび上がり、ひいては日本における通信使改革論の意味もより深く捉えることができよう。

むろん朝鮮王朝と徳川日本とは社会体制が異なるため単純に比較することには注意が必要である。日朝両国の大きな相違をさしあたり二点指摘しておく^五。第一に「武威の国」日本と「儒礼の国」朝鮮という差異である^六。日本では武家が外交を主導しているのに対し、朝鮮では文官が外交を主導するという違いが根底にあり、日朝間では儒教文化圏における礼についての作法をめぐる基礎的素養の蓄積にそもそも大きな差があった。日本では一七世紀中期以降「武威」を放棄して儀礼化をすすめる、たしかに「文」を志向するようにはなっていた。とはいえ科擧のような制度が確立していたわけではないから、一七、一八世紀段階での日朝間での儒礼の素養の深度には径庭があったと考えるべきである。第二に「封建」日本と「郡県」朝鮮という差異である^七。日本では領国が自立性を有し中央の強力な権限が貫徹されなかったのに対し、朝鮮

では中央から地方に官吏を派遣して外交を担当させていた。すなわち原理的には日本では日朝外交をめぐる強力な統制を中央から対馬にたいし敷くことをえなかった⁸。それにたいし朝鮮では、中央の意向が釜山に貫徹し、かつ対馬にたいしても幕府の意向が貫徹し統制しうるものとして捉えていたと考えられる。

以上を踏まえ、本章では易地聘礼方針において文化交流と対馬への対応がどのように問題視されていたのかの検討を課題とする。前者について少し説明を加える。易地聘礼が実行され文化八年に通信使と日本側使節が対馬で邂逅したとき、筆談唱酬をはじめとする文化交流そのものも行われていたが、これまで易地聘礼方針と文化度通信使との文化交流との関連については問題の外に置かれてきた。他方、文化度通信使との文化交流を扱う研究では、交流にかんする史料も少なからず紹介されてはきたものの、文化交流と易地聘礼方針との関連については論じられてこなかった⁹。そのためか文化度通信使となされた文化交流の歴史的位置づけについては定見がないように思われる。

易地聘礼を主張した新井白石、中井竹山らは儀礼のありかたや文化交流について「文事」と表現していた。これにしたがい本章では文化交流について「文事」と称する。本章では易地聘礼方針において「文事」がどのように問題視されていたのかを検討することを第一の課題とする。なお本章では検討の対象を文化交流の「方針」に限定し、実際の交流の様相については宝暦度、文化度に即してそれぞれ第二章、第三章で検討する。

また日朝関係を朝鮮からみると、通信使のみならず、対馬と釜山とのあいだを往来していた諸々の使節や倭館も当然視野に入らざるをえない。そこで日朝で「対馬」についてどのように考えていたのかについての検討を第二の課題とする。当の対馬においても通信使改革をめぐる議論はあった。もともとこれについては対馬に特有の事情を併せてみていく必要があるため、本章では行論に必要な部分の言及にとどめ、詳細は第五章で検討する。本章では対馬に即した通信使改革論に関しては「文事」との関連を確認しておきたい。

第一節 日本における通信使改革論

(1) 一八世紀前期の通信使改革論

易地聘礼方針の模索に際して中井竹山、松平定信をはじめとする識者たちは新井白石の議論を参照した。まずは前提として、この白石の聘礼改革論について瞥見しておきたい^{一〇}。

「柳川一件」をへて寛永期に確立された「大君外交体制」は、東アジアの国際秩序とのあいだに不整合を生じていた日本の、近世における対応として樹立されたものであった^二。大君外交体制においては徳川将軍の対外的称号を「大君」と称し、武家が外交の主体となる立場を表明していた。また京都五山から対馬以酊庵に輪番僧を派遣して外交文書を取り扱わせる以酊庵輪番制を設けたが、幕府が朝鮮外交を強力な意思のもとに統制するにはいたらず^三、対馬藩宗氏を介在させて日朝外交を執り行わせる構造は維持されていた。大君外交体制は武家を主体としつつも、東アジアの国際秩序とは一定の距離を保ったまま持続していったのである。

新井白石（一六五七〜一七二五）は、慣例・慣習として持続してきたこのような徳川王権と東アジアとの関係を見直そうとし、徳川将軍を東アジアにおける伝統に則る君主として位置づけようとした。そのため白石は中国・朝鮮・古代日本の礼式に則り、朝鮮との隣交関係、名分・形式上の対等性にかかわる規範の創出をはかった。白石は正徳度通信使の来日に際して日朝関係のありかたを改変した。このときこれまでもちいていた将軍の自称である「大君」号を「国王」号に復号し、待遇を簡素化した。

しかし礼単の削減、「国王」号、返翰の犯諱などをめぐり朝鮮側と紛議をかもした。前二者をめぐる論争は、交礼形式の変更を対馬藩使者の口頭のみで伝えさせたこと、通信使出発後に申し込んだことなど、朝鮮側の都合を無視した告知手続きの形式が問題となった^三。もっともこれは「人臣義無私交」という礼的観点に背く手続きのかたが問題となったのであって、「国王」号そのものは礼的観点からは逸脱していなかった^四。そのためそのまま受諾された^四。いっぽう返翰の犯諱については、礼的観点からの逸脱をめぐり論争となった。返翰に朝鮮国王中宗の諱が犯されていたことに朝鮮側が反発するが、それには白石は將軍家光の諱が犯されていることを批判し論争となった。これは双方とも『礼記』を典拠としつつも、異なる文言を根拠に論争していたのである^五。結局朝鮮側が譲歩し、改書して対馬で国書を再度交換することになる。白

石はこれらの論争のことをのちに「文事を以て彼国の長たらん事を争ひ候事共にて候なり^{一六}」と振り返る。

白石は通信使の迎接を終えていくつかの課題を得た。国家の大札、古今の典故に知悉していなければ日本の恥辱であり、日本の弱みを外国に示してはならない。今のやり方では両国が争うことになるので改革が必要であるが、五畿七道の人民を動員するのは長策ではない。そこでつぎのように聘礼のありかたを変えることを提案する。「彼国もし前王の好を忘れずして辱く我国を存問せらるべくんば自今以後彼使の来る我国の境上に至り止り我使もまた境上に就て其使を迎接して礼に報ゆべし、然れば則彼も来り我も往て往来の礼においてふたつながら相失する所なかるべし^{一七}」、「彼国の使対馬の国に至り止りて対馬守其礼信の物を転送し我国よりは御使を対馬の国へ遣はされ、報礼の物を彼使に附還せられ候はんには其礼は簡易にして其事も永久に行はるべき御事に候^{一八}」。ここには白石の朝鮮にたいする尊大な態度が見られるが、経済的負担の軽減と「礼」の実現の両者を兼ねるために日朝双方の境界である対馬での接見を提案し、その際に「礼尚往来」(『礼記』「曲礼」)を根拠としたことは重要である^{一九}。

このように、経済的負担の軽減のため対馬で規模を縮小して迎接を行なうという提案はよく知られている。関徳基も指摘するように、その思想的根拠として「礼」が重視されていた。それに加えて、本章では白石が「文事」の發揮を重視していた点にも注目したい。上にみたように、儀礼のありかたをめぐる朝鮮とのあいだでなされた論争を白石は「文事」をもって争ったものと理解している。

白石は「以酌庵事議草」で、禅僧が外交文書を取り扱っている現状を問題視し、武家が外交に関わるうえでのあるべきかたちを述べている。かつて隋、唐、三韓、渤海と交渉のあった時期には、日本から学術文才の豊かな人を厳選し使者として派遣していた。ところが唐が滅亡して遣唐使がなくなり、日本の「文学」も日々衰えて、ついに武家の代となった。武人のなかに「文事」をおこなう余裕がなくなったので禅僧に外交を任せることになった。しかし『三才図会』など外国の書を見ると、「日本国之人」として禅僧を代表させている。これでは国威を万里の外に及ぼすことができな

い。そこでつぎのように述べる。

凡国には其器あり、武人にして文事をかぬるものこれすなはち其具なり、孔子家語の書を見るに、齋魯の會に孔子文事には武事を備へ、武事には文事を備ふべし

とのたまひしはこれらの事と見へたり、さらば乱世といふとも文事の備闕べからず、まして太平の今日におひてをや^{二〇}。

白石は、『孔子家語』では「武事」と「文事」を両立することが理想視されていることを根拠に、武家社会の日本においても「武事」のみならず「文事」を備えることが重要であると考ええる。乱世であっても「文事」を欠いてはならず、ましてや太平の時代の今日ではなおさらそれを備えておくことが不可欠であるとするのである。白石はこのような理解を前提に、「国体において然るべき」態度として「いかにもして我国の中武人にも文事あるものもありけりと思はしむべし^三」と考えていた。白石は朝鮮にたいし、日本にも「文事」のあることを示す必要があると考える。

ところで白石は朝鮮がとるであろう態度をつぎのように想定する。

彼信使はもとより武事においては其国の敵し難き事を耻ぬればいかにもして文事を以て我国に長たらん事を争ひしかども、彼使を迎へられし事はもとより両国和好の事によりければ其不恭の事をも咎めらるゝに及ばず、つひに主賓応接の事例の如くになりし事どもあり^{三三}。

もとより其兵弱くして我国に敵すべからざる事をば覚悟していかにもして文事を以て其恥を雪ぐべしと思ひめぐらし候ひしかば、此年頃おもはざる外の事共に外国の侮をもとり候事も候ひき^{三四}。

白石は、朝鮮が日本にたいし、秀吉の戦争のことで復讐心をもっているものと考えていた。朝鮮は「武事」で日本に敗れ、敵わないことを耻じているので、なんとかして「文事」で日本に勝りたがっている。白石の考える日本のとるべき態度と、かれの想定する朝鮮がとるであろう態度とは鏡の裏表の関係にあることがわかる。しかしこれは朝鮮の立場を念頭においたものではなく、あくまでも日本の立場を念頭においたものであることに注意せねばなるまい。ここには、太平の時代には武士が武力を行使する機会（「武事」）がなくなつたので、その代替として「文事」を置き換える考えかたがみられる。

白石は、朝鮮に対峙するときに「文事」を發揮する必要がある、古今の典故に知悉していなければ日本の恥辱になるとする問題意識をもっていた。白石個人の資質に還

元するならば、「文事」を実際に發揮することができたといえよう^{二五}。『白石詩草』が朝鮮に伝えられ、次回以降の通信使たちのなかには白石と詩文唱酬することを期待する者もいたように、白石の詩文や力量は朝鮮で高く評価されていた^{二六}。ただし白石には、「文事」によって相手を「徳化させる」という発想はみられず、「文事」によって「競う」ことに焦点があてられている点に注意しておきたい。

もつとも、同時代には雨森芳洲や林鳳岡などのように白石に反発する者もあり、白石の聘礼改革は継承されなかった。享保、延享、宝暦度の通信使迎接の形態は天和度の旧例に従うこととなったのである。天明期に徳川家斉が襲職して通信使来聘が計画されたときは、天明の飢饉による経済的打撃が大きく、従来通りの迎接のやり方を踏襲することが困難となっていた。このときに白石の聘礼改革、とくに省弊としての対馬での易地聘礼論が注目されるようになるのである。

ところで対馬藩内でも正徳度通信使来日直後に通信使のありかたをめぐる議論がなされていた。山口華代は『議聘策附備虞農政之書』を紹介し、一八世紀の対馬藩内でおこった通信使の「再定置」について分析した^{二七}。本章では山口の議論を参照しつつ、「文事」との関連を確認しておきたい。

対馬藩儒の松浦霞沼（一六七六〜一七二八）は正徳五年（一七一五）、林大学頭からの諮問への回答として二箇条の「口上書」を提出した^{二八}。ここには日朝関係のあるべき姿と現状とが記されている。山口は第一条を引用して検討し、つぎのように整理している。「松浦霞沼にとつて、通信使来聘は「隣交」関係の表出という説明にとどまるものではなく、使節の相互派遣の形態を、礼の厚薄をはかる素材としてとりあげ比較するなかで、日朝両国は「御同格」ではなく「階級」があるものとした。霞沼は朝鮮からの片務的な通信使来聘を「往古之遺風」と解釈し、朝貢使的性格の維持・継続を主張した。具体的には日光致参の復活および前將軍への献上という、家光・家綱期（十七世紀中盤）の朝鮮政策への回帰を提言した^{二九}。いっぽう、山口が言及しなかった第二条にはつぎのようにある。

朝鮮人之儀ハ、天性文学ニ賢く御座候付、以前方書翰之贈答何角ニ付、日本人之不学を慢り、不中文字杯を間々書載仕来申候、依之段々遂吟味、古来用ヒ来候文字ニ而も相改させ假事共多御座候得共、今とても改外し可有之哉と奉存候、其上愚か成様ニ而、智深キ処御座候付、日本・北京之間ニ挟り、何方江も臣従不仕、

独立之様成国ニ而、古来之衣冠をも不改、北京之幕下与申名計ニて、入朝と申儀も無之、国を保有之事ニ候故、彼国之風俗、内証共ニ而得と不心得候而ハ、中々難交所ニて御座候、其上実ハ弱国ニ而義少なく御座候付、其曲ニ而ほこり安ク、敬を尽し候得者、其敬ニ誇りて人を輕しめ、愛を尽し候得ハ、其愛ニ誇りて人を謾り候風御座候、惣而本朝と朝鮮ハ、御同格ニ而候得共、其内自然と日本ハ六歩、朝鮮ハ四歩程之格、古来なり来候様奉存候、乍憚、御書翰又ハ諸礼式ニ至迄、其御心得被遊、惣躰恐るゝ処有之様被遊掛度御事之様ニ奉存候、尤、对馬守方々も、古来四歩・六歩之心得ニ隣交も勤来申候、公命と申候而ハ、毎事難辞様ニ有来候段、是州往古の遺風ニ而御座候間、此後信使之節ハ、彼方少々敬過候分ハ、古来之通被成置度御事か与奉存候、元来、日本人ハ不学ニ御座候間、義論ニ及候而ハ、彼方方申掠メ、不中文字、或ハ礼式等も申勝ニ仕来候儀御座候間、毎物得与御吟味有之度御事ニ奉存候、就夫、彼方不敬之儀御座候ハ、何とそ相改させ候様しらせ度奉存候、尤、事ニ依可申候得共、大概之儀ハ事立不申候様仕用も可有御座儀与奉存候^{三〇}、

ここには朝鮮人にたいして「愚か成様」「弱国ニ而義少なく」など一見すると蔑視的な表現も散見される。あるいは「日本ハ六歩、朝鮮ハ四歩程之格」と日本のほうが朝鮮より格上だとする前提がみられる。しかし朝鮮人には日本と清とのあいだで国を保つてきたほどの「智深キ処」があり、「彼国之風俗、内証共ニ而得と不心得候而ハ、中々難交」と朝鮮の事情について深く理解する必要性を説く。「文学」に劣る日本が朝鮮の優位に立つためには、事を荒立てることをさけ、書翰や礼式のありかたを理解しておく必要があると考える。前半部の下線部にあるように、朝鮮人は天性「文学」に賢いので、以前から書翰贈答のすべてについて、日本人の不学を侮り、不適切な文字などをたびたび書き載せてきた。その一方、後半部の下線部にあるように、日本人は不学であるため、言い争いに及ぶと、朝鮮側から議論がごまかされ、不適切な文言あるいは礼式なども唱えがちであった。霞沼はこのように、朝鮮人が「文学」に優れている一方、日本人が「不学」であることを、この文章の最初と最後の部分で述べて強調している。すなわち霞沼は、現実には日本は「文学」において朝鮮に劣っていると認識し、朝鮮にたいする「文学」での劣位を克服することが課題としてあったことが理解できる。霞沼は幕府にむけて建前として日本が朝鮮より優れていることを主張し

たうえで、日本が「文学」の側面において朝鮮に劣っているという現実を暗に問題視しているのである。

雨森芳洲（一六六八〜一七五五）も、朝鮮と対峙するときの学問の重要性を認識する点では霞沼と共通した問題意識をもっていた^{三三}。芳洲のばあい、現実の日朝交渉を念頭におき、対馬藩における通詞の育成を制度的に進めることによってその解決を目指すとした^{三四}。しかしながら芳洲は通信使のありかたについて、東照宮の「威光」に頼って一七世紀中期の日朝関係のあり方に「復古」せんとした霞沼のこの主張は採択すべきではないと批判する^{三五}。芳洲は延享度通信使来日後ころから通信使のありかたを問題視する発言が目立ち、宝暦三年（一七五三）には「信使停止之覚書」を提出した。芳洲はここで通信使の接待による経済的負担を問題視し、その打開策として

「御大願」と「信使停止」を挙げる^{三六}。芳洲においては「信使停止」は急用の問題ではなく、むしろ幕府から土地を拝領するための交渉としての「御大願^{三五}」のほうが優先順位は高い。芳洲は朝鮮との交易を停止して生じる経済的損失を幕府からの土地拝領によって補填することを企図していた。その論理として、対馬の軍役の重要性を幕府にたいして主張するようになるのである。芳洲において日朝関係は対馬藩における経済的問題への影響が切迫した問題なのであって、朝鮮との礼的関係については改善を要するほどの問題ではなかった。芳洲の議論は対馬の軍事的重要性を強調する議論へと展開し一八世紀後期の対馬藩内に浸透していく。

その一方、対馬藩儒の満山雷夏（一七三六〜九〇）は白石の『殊号事略』を読み込み、「礼尚往来」の理念に基づいて通信使を対馬で迎える易地聘礼論を唱えていた。雷夏は白石の議論をうけ、それを対馬の立場から補強した。雷夏は現状の片務的な使節来訪は「礼尚往来」の古誼に適合しないのであるが、これは「畢竟我国文事二精しからざる故方起り候謬」と批判する^{三六}。雷夏も日朝関係をめぐり「文事」に通暁していないことを問題視していたのである。もともと雷夏の議論は、通信使のみならず、林大学頭と以酌庵長老を使節として釜山へ派遣する案、対馬から釜山に派遣していた約条送使の停止案も同時に視野に入っているため、対馬に特有の事情・立場と合わせてみる必要がある。雷夏の議論については第五章で詳しく論じる。

ここで強調しておきたいのは、「文学」「文事」に通暁していないために朝鮮の劣位におかれることが対馬藩内でも問題視されていたことである。対馬藩においては通信使の問題と経済事情（経済的問題を解決するために対馬の軍事的重要性を主張する議

論)とが連関していたことにも注意する必要があるが、この点に関しては第二部で対馬藩の論理を検討していくなかで詳しく論じる。

(2) 一八世紀後期の通信使改革論

中井竹山(一七三〇〜一八〇四)は天明期に通信使来聘が具体的に議論されるようになったとき、『草茅危言』を松平定信に提出した^{三七}。巻四「朝鮮ノ事」に易地聘礼のことが書かれている。竹山は白石の『五事略』(殊号事略)をもとに、通信使の接待のありかたについて考えた。費用軽減のための「最簡極便ノ方ノ一ツ」として、「彼方ヨリ僅カノ人数ニテ対州迄渡シ、国書聘物計リヲ受取テ上達シ、此方ヨリモ御返簡並ニ酬幣ヲ対州迄遣サレ相渡シ、双方トモ対州切ニテ礼ヲ畢テ使者ヲ返サセラレバ、是ニテ事済ミ、彼方ニテモ大ニ悦ブ可、官ニモ大ニ経費ヲ省、天下ノ諸侯億兆ノ民迄、永ク肩ヲ息ル事成可^{三八}」と提案している。この点についてはこれまでの研究でもよく知られたことである。ここでは竹山が対馬について統制の対象とはみていなかったことを確認しておきたい。また、「神功ノ遠征已来韓国服属朝貢」「千載属国タル小夷成」などとする竹山の発言^{三九}を取り上げて、いわゆる「朝鮮蔑視観」と易地聘礼とを結びつける説明が膾炙してきた^{四〇}。しかし閔德基が指摘するように、「蔑視観」は実際ににおいては易地聘礼の提案と相関関係をもたず、祖法改変における自己の正当化の名分を立てようとしたものと考えたほうがよい^{四一}。

以下では「文事」に論点を絞り、竹山が宝暦度通信使来日時のことをどのよう受け止めていたのかに注意して考察したい。竹山も白石を引用して、「朝鮮ハ武力ヲ以テ我ニ加ル事所詮ナラサル故、文事ヲ以テ来リ凌ントス」と述べたことに同意する。つぎに「朝鮮ノ事」第三条を全文引く。長くなるので二つに分ける。

韓使ハ文事ヲ主張スル故、随分才ニ秀デタルヲ撰ミ差越スト見ヘタリ、故ニ沿道各館ニテ侯国ノ儒臣ト詩文贈答筆談ノ事多シ、此方ノ儒臣多キ中ニ、文才ノ長ゼヌモ有テ、我国ノ出色トナラヌモマ、見ヘテ残念也、夫ハサテ置、又三都ニテハ平人迄モ手寄サヘアレバ、館中ニ入テ贈答スルニ官禁モナケレバ、浮華ノ徒先ヲ争テ出ル事ニナリ、館中雑沓シテ市ノ如ク、辣文惡詩ヲ以テ韓客ニ冒触シ、其甚敷ハ一向未熟ノ輩、百日モ前ヨリ七律一首様ノ詩荷ヒ出シ、夫ヲ懷中シ膝行頓首シテ出シ、一篇ノ和韻ヲ得テ終身ノ榮トシテ人ニ誇ル杯、笑フ可、斯ル事ナレバ

韓客ハ諸人ヲ蔑視シ、数十篇ノ詩ヲ前ニ積置、筆ニ任セ是ヲ和スルニ、其中ニ聲律違ヒ、音ノ違ヒタル様ノ詩アレバ、墨ヲ付投出シ返スヲ、広座ノ内ヨリニジリ出デ、拾ヒ取懐中シテ退ク等、見苦キ事ノ限り無ル可、又韓人ノ和詩ヲ書スルニ、文鎮ノ代リニ脚ヲ投出、踵ニテ紙ヲ押ヘル等、狼藉至極ノ事成ヲ有難カリテ頂戴スルモ有、何レモ我邦ノ大耻実ニ苦々敷事也、愚ハ宝曆ノ聘ノ時客館ヲ見物ニ往シニ、唱和ノ始リテ或席ヲ通カ、リ、右ノ様子ハ目ノ当タリ目撃セリ^四。

通信使は「文事」を主張するため優秀な人物を派遣し、沿道諸藩の儒者と詩文贈答することが多かったが、日本の儒者のなかには文才の見劣りする者もあって日本の出色とならないこともまま見られた。竹山は宝暦度通信使の大坂滞在中、実際に客館を見物に行き、唱和の様子を目撃していた。そこでは、「浮華ノ徒」「未熟ノ輩」が無秩序に先を争って客館に押し入って「辣文悪詩」を送りつけ、和韻をありがたがる様子であった。竹山はこのような状況を「見苦キ事ノ限り無」「我邦ノ大耻実ニ苦々敷事」と厳しく批判する。これを通信使の立場からみると、慣れぬ異国の旅で疲労していると、ここに昼夜何十人も日本文士への対応に追われ、精神的にも肉体的にも疲弊する状況に置かれていたうえに、礼をわきまえぬ輩も多数押し掛けていたのである。唱和の様子は次章で詳しく検討するが、竹山はこのようなありさまを朝鮮に見せることが「見苦」しいものと考えていた。

竹山は上引史料につづけてつぎのように提案する。

苟モ士氣有者誰カ此輩ト伍ヲナシテ贈答ニ出可ヤ、タマ／＼正学真才ノ人有テモ是ヲ愧テ、初ヨリ韓人トハ聲息ヲタチタリ、韓人ハ是ヲ知ズ、其接スル所ハ往々右ノ如クナレバ、渠ヲシテ日本ニ人ナシ杯ト云ハセン事ハ実ニ歎ズ可事也、重テ聘使有シニハ、兼テ令ヲ下シ沿道諸侯ノ儒臣ヲ前広ニ都下ニ召レ、其詩文ヲ遠方ノ人ニ改サセ、格ニ入ヌハ停ラレ、駅次ニテ贈答ヲ望者ハ、其格ニ入タル儒臣ヨリ改メ、三都ノ平人贈答禁ゼラレ、タマ／＼ニ才子有テ文稿ヲ献ジ自ラ請者ハ、儒臣其外官吏以下ノ文才有人ニ命ジテ改、目ノ当リ席上ノ作ヲモ試程ニテ官許有バ、韓館中へ静ニユルユルト贈答筆談モ出来テ、韓人モ我邦ニ人有事ヲ知り、枉ヲ歛メテ輕忽ノ態ヲ止可、是詞芸ノ末事ト雖ドモ、外国ニ対シテ我日本ノ耻ヲ洗雪ムルハ大成トスベケレバ、公官ヨリ忽ニセサセラル可ニハ非ズカシ、前後ニテ

正徳ノ唱和程盛ハ無、実ニ日本ノ出色トス可、サレドモ其時ハ天下ノ人材ヲ江都ニ集サセ給ヒシ御事ナレバ、沿道駅次ハ寂寥タル事成シヤ、正徳年間他所ニテノ唱和集ト云者ハ聞及バズ、其耻可事多有シカモ知ズ、今日ニテハ正徳程ノ盛事ニ及バズトモ、其代リニ沿道悉ク人ヲ選ンデ、何方ニテモ日本ノ尾ヲ出サヌ様ノ処置有タシト希フノミ^{四三}、

竹山は、朝鮮人から日本には「人材」がないと言われることが嘆かわしいと考えていた。「詞芸ノ末事」であつても、外国にたいして日本の恥を雪ぐことが大事である。そこで、今後通信使を迎えるときは、沿道諸藩の儒者をあらかじめ三都に招聘して遠方から集めた詩文を調べさせ、水準を充たさぬものは排除し、贈答を望む者は儒者を經由させることにする。「平人」の贈答は禁止し、「官許」のもと統制することにする。このように詩文唱和に統制をくわえるやりかたは、正徳度に林家と木門儒者を中心として詩文唱和が行われ、徂徠門下がほとんど排除されていたことが念頭にある。正徳時の「盛事」を手本とすれば、「韓人モ我邦二人有事ヲ知り、柩ヲ斂メテ輕忽ノ態ヲ止」めるようになり、「外国ニ対シテ我日本ノ耻ヲ洗雪」ぐことできると考えていたのである。

またこの「朝鮮ノ事」第三条は、『通航一覽』朝鮮国部八七にも収録されている。竹山の「文事」をめぐるこの提言は幕末期にも参照されていたようである。この点については終章で触れる。

松平定信は、礼制整備、経費節減を目的に、通信使の対馬易地聘礼の実行にむけて動いた。かれは天明年間に対馬藩家老の古川凶書や五山僧の梅莊頭常から日朝関係の事情を聴き^{四四}、寛政初年に上方への出張のおり、中井竹山より『草茅危言』を受け取った。定信はまず聘礼を延期させ、つづいて易地聘礼交渉の指示を出す。

鶴田啓によると、定信は天明八年四月から五月にかけて通信使延聘交渉の指示を対馬藩に出すが、このとき対馬藩政の運営に力を入れることも求めた^{四五}。すなわち貿易利潤にたよらない藩財政の立て直し、内政の重視、朝鮮との隣交関係を重視させようとした。対馬藩はこれをうけて、「文武の奨励」、儉約、善政などを含んだ全般的な藩政改革へと迅速に対応していく。しかしながら対馬藩が貿易をとりやめて藩財政を立て直すことはほとんど実現不可能であった。近世日朝関係における寛政改革の意義は、対馬藩を介した外交方針を維持し、朝鮮との隣交関係の維持・強化を意図しながらも、結果的には十

分な効果を果たせなかったことに求められる。

このように幕府が対馬を厳しく統制することまでにはいたらなかったため、対馬の恣意的な行動を掣肘できない構造は保持された。その一方で理念的な側面に目を向けるならば、礼制整備が根本にあったことは重要である。定信は「文事」について「日本之腐儒どもみな出て、鷄林人と唱和して本意なる事にもおもひ、又は道すがらの盛衰見られても益ある事にもあらず^{四六}」と述懐している。定信も竹山と同じように、日本の儒者の水準の低さが対外的に露呈することを問題視していた。定信は寛政異学の禁を發布して朱子学を「正学」として確定し、その理念と權威でもって、社会統合論や武士教育論および民衆教化論を寛政改革に組み込んだ^{四七}。定信は通信使との接見において「文事」にたずさわる人材の重要性を認識していたものと考えられる^{四八}。

以上、易地聘札方針において「文事」の發揮の重要性、通信使を接待する人選の重要性が認識されていたこと、また対馬を統制しえない構造が維持されていたことを確認した。ところで通信使改革論については、これまで日本史の側のみから論じられる傾向にあった。しかし朝鮮においても通信使改革論は提起されていた。本章は日本史に重点を置く立場をとるが、朝鮮における通信使改革論も視野に入れることにより、日本側における通信使改革論の意味をより深く捉えることができよう。

第二節 朝鮮における通信使改革論

壬辰倭乱（文禄・慶長の役）を経験した一七世紀の朝鮮知識人は、ほぼ例外なく日本への感情的な敵愾心をもっていた^{四九}。そのため日本を徹底して夷狄視、野蛮視し、文明的に教化しなければならない対象とみなした。その一方で、日本の軍事的再侵略の可能性を警戒し、通信使をつうじて軍事的・政治的情報の探索につとめていた。一七世紀の朝鮮では通信使は文化的というよりも政治的役割のほうが大きなものであった。やがて一七世紀後半から一八世紀にかけて、日本にたいする軍事的警戒心が少しずつ緩和され、明清交替以降の朝鮮で展開した小中華意識の枠組みで日本をとらえるようになり、「夷狄」たる日本を文明的に教化しなければならないという認識が高まってきた。

壬戌年（天和二、一六八二）からは通信使一行に製述官を加えるようになり日本との文化的交流を重視するようになった^{五〇}。やがて一八世紀にいたると「実学」派の知

識人があらわれ日本について研究するようになっていく。「実学」派知識人は帰国した通信使との交流を通じて日本認識を深めていった。なかでも李瀛（一六八一〜一七六三）は戊辰年（延享五、一七四八）通信使を通じて日本認識を深めた。李瀛はこのような状況を背景に、通信使の改革を提唱した^{五二}。よく知られた史料であるが引用しておこう。

夫れ交隣の信命は、先王の懿典なり。今彼の使は境上に止まり、我は又た其の請ふを待ちて、然る後に使ひを發す。大いに誠信を缺く。宜しく更めて約條に與かり、三年に一たび使ひすべし。我は往き、彼は來りて、各おの都中に達し、其の煩費を刪り、其の慢譎を禁ずれば、則ち情相ひ通ずるなり、義相ひ比ぶなり。悠遠の圖、此れに過ぐるは莫し^{五三}。

李瀛は、現行の通信使制度の不均衡さを指摘する。朝鮮の使節が日本の首都まで行って接待を受ける一方、日本の使者（「彼使」）は朝鮮の首都ではなく「境上」の釜山で接待されている。また通信使は日本からの要請を受けて出かける方式を取っている。李瀛はこのことが誠信に悖っていると批判する。そこで約条を改めて、三年に一度使者を送るようにすれば相互往来が成り立つ。そのうえで冗費を削減してあなどりや偽りを禁止すれば、情が互いに通じるようになり、義がならびたつようになると提案した。これらの点についてはこれまでも指摘されてきた。

ところでここで言われている使節の「相互往来」の意味は日朝関係の重層的構造を念頭におかねば十分に理解できない点には注意しておきたい。日本（幕府）からみれば、日朝関係は朝鮮からの使者（通信使）が一方的に日本の首都の江戸に向かっていくという不均衡な構造であるのはいうまでもない。しかし日本（幕府）からは「日本（対馬）からの使者（参判使）が「境上」の釜山でとどまる」という構造が見えなくなる、あるいはそれほど重要なものとして認識されないという点には注意しておきたい。朝鮮からみると、日朝関係は日本（対馬）からの使者（参判使）が「境上」の釜山でとどまり、朝鮮からの使者（通信使）は首都の江戸に向かっていくことになる。これは日本（幕府）にみえるものとは異なった意味で不均衡な構造である。李瀛はこうした構造を前提にしている。すなわち李瀛のいう「三年に一度の使者の相互往

来」とは、朝鮮からの使者（通信使）と日本（対馬）からの使者（参判使）とが前提にある。この対馬の位置づけについての認識が日朝間で最も大きな相違となる。

さて易地聘札の直近の使行となった宝暦度通信使の一行には、みずからの通信使行の経験を踏まえ通信使の改革の必要性を論じる者もいた（宝暦度通信使については第二章で詳述する）。たとえば製述官として日本に赴いた南玉（一七二二～七〇）は、『日観記』巻一〇の末尾で通信使の現状認識と改革案について述べている。南玉はここで、経済的問題、対馬の問題、朝鮮における対応策、文化交流の問題点などを述べる。

南玉はまず日朝双方で通信使のために経済的負担が問題になっている現状を指摘する^{五三}。日本では通信使を接待すると「一国の力を動かし十年の用を竭く」ようになる。その一方で、朝鮮でも「五百人を絶海に資送すれば、国に贅儲の憂有らしめ、人に死の患を軽くする有らしむる」。ところで嶺南（慶尚南道）の一地域でも、毎年倭館に供給するために困窮に陥り、「一たび信行を経れば則ち凋瘵す」。朝鮮では使者五百人の派遣に伴う費用にくわえて、嶺南の経済が倭館のために困窮を強いられている状況下で、さらに使行員五百人が釜山に滞在するときの負担も加わると、いちど使行があれば経済破綻することになる。このように通信使はいま「両邦に害を貽す」状態である。

それに加えて対馬の問題を指摘する^{五四}。対馬のために「侮を受け凌せらるるの耻」まである。公を豊かにする礼節をくみ取ることがなくても対馬に下賜することが次第に増えてきた。対馬はひとつのことでも食い違えば以前の事例を引いてくる一方、対馬へ供給する米や木綿については慣例外のことにまで蚕食し、恣意的なふるまいが止まなかった。そのため南玉は、通信使の現状は「馬倭の利」にはなっても「両国の利に非ず」と批判する。このような利害を明らかにして將軍に伝えなければならない。そのためには朝鮮からも書信と幣帛を準備し、費用削減と対馬の恣意的な行動を無力化する必要がある。

そのための対策として、通信使をにわかには中止することはできないが、帯同する人数を省減すべきであると説く^{五五}。まず三使（正使・副使・従事官）については、燕行使で三使を伴わないことを引き合いに出し、通信使でも三使をひとり減らすべきことを述べる。製述官・書記については製述官を精選して書記を省くべきである。製述官はもともと海神を祭るために設けた祭述官に由来し、日光社参が行われるにともない

祭述官を製述官と改称し官位も上げたのであったが、いま日光社参が廃止されて久しく、実質的な役割は当初の祭述官におけるものと同じようになってい^{五六}る。このような歴史的経緯を踏まえ、現在の状況下で適切な役割をもたせるようにする。また軍官、医員、訳官、寫字官、典樂、将校、吏童、羅卒、船格の数を減らし、別破陣、馬上才、伴人は省くべきである。というのも、「帶する所の人既に多く、弊たること兩国に貨と為さず。而も其の人も又た皆な多く、浮浪破落の類、往往にして需索し、潜商、鬻技し奸を犯し国を辱するを以て、使を累する者、一ならざる」からである。そのため数を減らして選抜を精密にすれば国を辱める誤りもほとんどなくすることができよう。

つづけて文化交流についてつぎのように批判する。

文辞する者、技芸の中、道に近き者なり。今使の酬応、蛮夷の誇多耀長す。夫れ画・医・射馳とは、奚ぞ異ならんや。其の酬応する者をして、皆伝ふべくせしむ、猶ほ言ふに足らざるがごとしと。況んや百を以て一味の語を無とし、極悪の韵に和し、極醜の蛮を娟とするをや。或る頃十篇を刻し、或る日百紙を過ぐ。子建・子安の捷たると雖も、其れ何ぞ能く一章を成すか。殊俗に醜を露し、久遠に笑を伝ふ。国を華とするを以てせんと欲する者、適しば国を辱するの所以なり。才を夸るを以てせんと欲する者、適しば才を誣くの所以なり^{五七}。

南玉は、「文辞」が画員・医員・騎射などの諸芸のなかで道に近い^{五六}ため、もつとも重要なものと位置づけている。それにもかかわらず今回の使行の酬應では、日本で「蛮夷」が知識を誇って才能を自慢するので、ほかの諸芸となにも変わらない。このよう^{五七}なありさまでは、朝鮮で酬應する者だれもが語るに足りないものだ^{五八}と日本に伝えているようなことになる。ましてや、百に一つも吟味するに値しないことばで日本人たちの醜く^{五九}できの悪い韻に和答し、醜悪な夷狄の詩文にお世辞を言っているありさまである。これでは道を示すための文辞を毀損してしまっていることになる。短い時間で大量の十篇、百紙の詩文を書くこともあったが、子建や子安^{六〇}のように敏捷な名文家であっても、一つ一つの文章をなすことができない。日本の風俗の醜悪^{六一}さに加えて、自分たちの醜悪さもさらしてしまえば永遠に笑いものとなってしまう。国を輝かせよう

としたのがかえって国を辱め、才能を誇ろうとするのがかえって才能を陥れることになる。

以上の南玉の主張は三つに整理できる。第一に、通信使行の経済的負担が大きいに加えて、朝鮮を辱める原因の最たるものが対馬であった。訳官と対馬の癒着により、通信使は日朝両国の利益ではなく対馬の利益になってしまっている。そのため対馬を牽制する必要がある。第二に、人員を減らして実際的な有用性に立脚すべきである。製述官・書記を厳選して將軍との意思疎通を適切に行ない、中間にある対馬藩の恣意的な行動の無力化をはかる。また通信使の人数を減らすことで、朝鮮の体面を傷つけて足手まといになっている者たちを除外する。第三に、「文辞」については「道」を示すうえでもっとも重要な要素であるから、それを担う製述官と書記の人員を厳選する必要がある。しかしいま日本で「蛮夷」が才能を誇る状況に合わせた応酬をして国を辱めてしまっている現状にあるため、このようなありかたは改めるべきである。

書記として日本に赴いた元重拳（一七一九〜九〇）も通信使の改革論について主張している。元重拳の通信使改革論については河宇鳳の研究に詳しい^{五九}。本稿では河宇鳳の議論を参照しつつ元重拳の議論を整理しておきたい。

元重拳は帰路、対馬にて通信使のありかたについて整理している^{六〇}。まず通信使の意義について「通信有五利」として五点挙げている。通信使は第一に、交隣に寄与できる。両国の誼を篤くし、猜疑心をなくすれば、「邊疆」の安定を図ることができる。第二に、日本の地勢、風俗の探索を通じて、政令、書籍の見聞を行ない、有事への対策に寄与できる。第三に、通信使を通じて幕府にたいし対馬人の奸計の弊害を知らせることができる。第四に、日本の船舶で海路を往来するなかで船舶を見聞し朝鮮の船舶操縦技術の向上に寄与できる。第五に、文化交流を通じて日本が礼儀廉恥を知るようになれば軍事行動を起こすことはなくなり、辺境が平和になる。

その一方で現行の通信使制度の問題点について「通信行中有三大弊」として三点挙げている。第一に、随行人数が多すぎる。そのため民への弊害が起こり、また下人の狼藉で使行の威信を傷つけるという問題が生じる。第二に、商訳の権限が大きすぎる点である。私利私欲が現れ、誠信を毀損することになる。第三に、交易品が非常に多い点である。これは対馬人が利益を得て周旋しているからである。以上の弊害への対策として、使行人員的大幅削減、交易物資の制限、使行員の役割調整と選抜基準の設定、文化交流の整備の必要性を提起する。

ここから元重挙は文化的側面に重点を置いていることがわかる。日本を文化的に徳化することで軍事行動を抑制させ、平和を維持することができると考えており、通信使にその役割が期待されている。しかし現状の文化交流のありかたはいくつか問題があるので改良を要するとみる。乱雑な詩文唱和方式を修正し、詩文唱和よりも筆談を重視する。筆談には、文雅をたしなむことよりも、情報交換や意思疎通を求めていると考えられる。また江戸で行なった例にならない、事前にその藩の文士を選抜すれば威儀も整う。沿道各地での庶民たちとの詩文唱和が問題視されていたのである。これは先にみた中井竹山の提言とも通底する。

いっぽう、対馬人が利益を得て商売を周旋し、私利私欲が現れて誠信を毀損している弊害がある。元重挙はこのような対馬の問題点について詳しく述べてはいる。しかし対馬への牽制については、幕府にゆだねられているのである。ここには朝鮮が対馬を十分に牽制できるだけの対策は見られない。

以上のように、南玉、元重挙の両者ともに経済的負担の軽減の必要性、対馬を牽制する必要性^{六二}、文化交流の整備の必要性を主張していることが理解できる。対馬への牽制については幕府からの対応も期待している。また文化交流については、人材登用の厳選、文化的威信の発揮、日本の教化も含意されている。

日朝の識者たちの議論を比較するとつぎのように整理できる。文化交流の整備の必要性があるという点は日朝ともに共通する問題として認識されていた。もともと、白石に顕著にみられるのだが、日本側では「文事」によって「競う」ことに焦点が当てられている。これは武家が「武事」を発揮することのできないという現実のもとでそれに代替するかたちで「文事」の重要性が認識されるようになってきたことに起因する。しかし「文事」の基礎的素養において朝鮮からは劣位におかれているという自覚があった。それにはたいし朝鮮では、「文辞（文事）」によって夷狄を徳化するという意識が強い。これは朝鮮が「中華」「文国」の意識をもって「夷狄」「武国」たる日本に対峙してきたことに起因する。このように、「文事」の整備の必要性それじたいについては日朝ともに共通して認識されていたが、それぞれの意図するところには相違がある。

いっぽう対馬にたいしては、朝鮮側は対馬のありかたを問題視し、幕府からの牽制（徳化）を期待していた。幕府は対馬を介在させた日朝関係のありかたじたいは維持しつつ幕府の意思を貫徹できるようにしようとはしたが、そこに強制力までは伴わ

ず、結局対馬が恣意的な行動を行ないうる余地を残してしまった。対馬の内部の動向については朝鮮からも幕府からも放任される構造にあったのである。

第三節 易地聘礼実行段階での文化交流の方針

では最後に、易地聘礼実行段階で幕府がどのような方針をもっていたのかをみておきたい。易地聘礼交渉を経て成立した節目では省弊を主とすることで日朝間は合意した。三使のうち従事官を削減し、通信使一行の人員を三〇〇人程度にすることなどはよく知られている。ところで馬上才も廃止したのではあるが、文化交流については変更することなく従前どおり行なう方針である^{六三}。文化交流が残されたという点について既存の研究ではあまり注意が向けられてこなかった。しかしここまでの議論を踏まえると、日朝双方の識者は文化交流を通信使のなかでも重要なものとして位置づけていたことが理解できる。文化交流は庶民たちが無秩序に行なうものではなく、厳選された人材が統制された状況下で行なうかたちが望ましいと考えられていた。朝鮮からも「能文能書畫之人」を派遣する必要があったが、幕府からもそれに見合うだけの「能文能書畫之人」を派遣する必要がある。しかも幕府側は従来とは異なり、対馬までその人材を派遣しなければならなくなる。厳選された日朝の文士がいずれも絶海を越えて対馬で邂逅するようになるという点では両国とも条件は同じになる。

つぎにみる史料は、文化七年（一八一〇）一月二日に林述斎が老中牧野忠精に提出した伺書で、述斎と古賀精里の通信使応接時の心得について述べたものである

^{六三}。述斎が翌年の閏二月に江戸を発つて対馬に向かうことから、これは通信使との応接についての最終確認事項とみてよい。

来春者朝鮮聘使对州江罷渡候付、私・古賀弥助被遣候旨、兼而御沙汰も奉蒙候之間、心得方之儀左ニ奉申上候、

①一、聘使滞留中御用筋之儀者、脇坂中務大輔始懸り一同申談候上、宗対馬守家来江申渡、朝鮮人江可申達、彼方よりも同様之手続を以諸事可申出候得者、別段取扱方も有之間敷候得共、萬々一事之品により疑敷次第等有之、朝鮮人實意をも探り誠申度義も出来候之節者、彼者共ニ遣対面奉談も仕候儀と相心得可申哉、其節者御目付立会申候儀与奉存候、

但前々朝鮮人旅館ニおゐて御用二者無之私之面会仕候節も、私家ニ而者大紋着用仕候、先年奥儒者中村深蔵布衣二者無之候處、布衣着用候様との御沙汰も相見申候得者、今般若本文之御用筋も御座候ハ、私者大紋、弥助者布衣着用為仕候様仕度奉存候、

②、何事によらず朝鮮人とも書面ニ仕持帰申度旨申出通り申談之上、書面可差遣ニ相決候ハ、何役方之名宛ニ而も真文之下書取調本紙ハ御右筆認候儀与心得可申哉、但本文之趣十か九八ハ有之間敷候得共、去年遠山左衛門尉訳官使面会仕候節、彼方より書付品望仕候事も御座候付、兼而伺置申候、尤対馬守方差遣候書付ニ候ハ、たとへ少々之模様違候とも定例以寄之儀ニ候ハ、以酹庵長老下書取調平日之手續を以取斗可然候、萬一御用之筋ニより候而者、対馬守名前之真文ニ而も下書仕候儀も可有御座、是者餘口之事与奉存候、

③、却而朝鮮人より差出候真文者、前々之通対馬守方ニ而和解相認差出させ文義之当否相改候事与奉存候、

④、礼曹より
而上使江書簡贈物目録之返簡返物目録、聘使贈物之返物目録等下書取調、井上美濃守以下返物目録是又取調候様可仕候哉、

⑤、御用之外是迄旅館ニおゐて私之出会仕候事も有之候得共、右者今般より此方より好ミ候儀者不仕、彼方より相望候ハ、時宜ニより罷越対面私之對話も仕候事与心得可申哉、品ニより弟子共も召連可申候、尤其節者御目付出席不仕も勿論ニ御座候、但ケ度対州限之御禮式ニ付、対馬守広間之作法、大紋・布衣・重キ公服与相成候間、若旅館江私之参会ニ而罷越候ハ、羽織袴着用相当与奉存候、無左候而者公私之差別相立申間敷候、且又弥助者殊ニ文筆専ら之御選を以被差遣候儀故、若彼方より不申聞候とも時宜ニ寄参着仕候方ニも可有候哉、

⑥、朝鮮人詩作相贈候ハ、和韻仕相送可申奉存候、
但前々者此方より詩を贈り彼方ニ而和答仕、夫を又再三和韻抔仕来り候、実者此方ニ而兼而内証用意仕置候而仕懸候儀ニ而、甚若輩なる事ニ御座候之間、此般よりハ此方方ハ仕懸不申、彼方より之仕懸を交候心得ニ可仕奉存候、

⑦、書籍向之儀ニ付、朝鮮人ニ相尋可申事も御座候ハ、真文ニ書取り、対馬守家来江渡し彼方之答を取候儀も可有之候、

⑧、私之面会も仕候ハ、彼方より別段贈物も可仕、左候ハ、其品ニ応し答品差

贈候儀与奉存候、

但是迄私家江筆・書硯等贈候ニ付、紙類返礼ニ遣候事有之、弟子共ニ奉扇等贈候事も御座候、

右之条々奉伺候、尤対馬守講定書面之中ニ彼国能文之者差越候様申遣候之間、若右ニ対し本邦之文華を御示シ之御趣意も候時者、門弟等格別相撰召連候手当方も可有御座候、いつれとも御差図之上、猶又弥助申談相伺候品も可有御座候得共、先前書之趣荒増申上候、以上

午十月

ここでは、「御用」「私之出会」の弁別、日朝間の意思疎通において対馬藩士を介すること、文化交流のかたちについて述べている。

一条目では「御用」（公用）について、五条目では「私之出会」（私的な交際）について述べている。通信使滞留中の公用は脇坂中務大輔（安董）をはじめ関係者一同が話しあつたうえで、対馬藩士にとりつがせて朝鮮に伝達し、朝鮮からの公用についても同様の手続きで諸事執り行ふ。万一、朝鮮人が実意を探り真情を申したいことがでてくれば、目付が立会いのもと対面する。いつぼう客館での私的な交際については、こちらからは交際を働きかけず、相手が望めばそれに応じて私的な交際もするようにする。事情によつては弟子を伴つていつてもよいが、このとき目付は出席しない。公私の服装についてはそれぞれの但し書きにある。公用時の服装については、これまで林家では大紋付を着用し、奥儒者の中村深蔵（蘭林、一六九七〜一七六一）が布衣でなかつたところ布衣を着用するように指示が出たという先例があるので、今回の公用では述斎は大紋付、精里は布衣を着用する。いつぼう私的な交際については、公私の区別をたてるため羽織袴を着用するのがふさわしい。

日朝間での意思疎通のさいに対馬藩士を介することについては、さきの一条目に加えて、二条目、三条目、七条目で述べている。二条目では朝鮮人に贈る書面については、だれ宛のものでも漢文の下書きを吟味し、本紙には右筆が書く。対馬藩主から贈る書面は以酏庵僧が下書きを吟味しいつもの手続き（以酏庵僧のあとに対馬藩真文役が清書するかたち）でおこなう。三条目では、逆に朝鮮人から送られた漢文はこれまでのとおり対馬藩で和訳して書かせて文義の当否を吟味するとある。七条目では書籍のことについて、朝鮮人に尋ねることがあれば漢文で書き取り、対馬藩士に渡して相手の答を受け取

る。

文化交流の整備については、全八条の最後に、朝鮮で「能文之者」を差し遣わすようにと講定書面のなかにあるので、「本邦之文華」を示すときがあれば、門弟など格別の人材を選び連れていくと述べている。これについて、五条目の但し書きにもあるように、精里はとくに「文筆」を専門として選ばれて行くので、相手から言われずとも時宜によつては相手のほうで参会を望んでいるだろうと想定している。また六条目では「詩作」について述べる。詩作については、これまではこちらから事前に準備した詩を贈って相手が和答し、それを再三和韻するかたちをとってきたが、たいへん未熟なものであった。そのため今回はこちらからは働きかけず、朝鮮人が詩作を贈ってこればこれに応じて和韻して送るかたちをとる。

以上のように、公私の弁別、日朝間の意思疎通において対馬藩士を介するかたちをとること、「本邦之文華」の發揮という方針のもと、対馬での聘礼という新しい形態の文化交流をおこなうこととなった。

まず役人の立会、人選の厳選により、文化交流の質の向上が期待されるようになった点に注目される。とくにここで「文筆専ら」の人材として派遣されることになる古賀精里は、「異学の禁」のもと昌平黌で朱子学に立脚した教育をおこなっていた。能力の低い者、「腐儒」などが通信使の前に出る余地はなくなり、従前から課題となっていた風紀の退廃は克服することができたとみられる。通信使との接見にあたり学問の力量を示さなければならなくなったので、通信使との接見は「異学の禁」の成果を实践する場となったという点において積極的な意味をもつものになったと考えられる。

もつともこのことは逆にいえば、宝暦度のときのように全国各地で多彩な人々が交流に参加することが困難になってしまふことも意味する。次章で詳述するが、宝暦度通信使と交流のあった日本人は五百名確認でき、それは儒者、僧、医者のみならず、特定することも困難な庶民まで多くの層の人びとで構成されていた。つまり易地聘礼においてはこのような多くの人々が交流の場から疎外され、限られた武士層、為政者層が外交を専門的に担うこととなるのである。かつて朝鮮使節来日は、徳川秀忠の將軍襲職祝賀セレモニーとして庶民に朝鮮使節をアピールし、もつて幕府外交の権威化を図ったものであった^{六四}。以後これが通信使を招聘する意図として定着することになった^{六五}。今次、対馬での易地聘礼にあたり幕府は外交の場から庶民を排除することで外交の権威化を図ったのであるが、庶民に朝鮮使節をアピールするという当初の意図からは隔たつていく

ようになることも意味する。

また日本側は幕府役人の格式を高めるために日朝間に対馬藩士を介在させていたと考えられるが、これは対馬の恣意を必ずしも完全に牽制することはできない構造が保持されてしまう結果を招く^{六六}。日朝関係において対馬の恣意を残したまま一九世紀に入っていくのである。

易地聘礼方針にはこのように長短両面があったことには注意しつつも、本稿では一九世紀にはいつて「文事」による「外交」が学問の力量を示す場として重視されるようになったことを強調したい。次章では易地聘礼方針の前提にあつた宝暦度通信使との交流の様相を検討し、第三章では文化度通信使との交流に即して易地聘礼がじっさいにどのように実行されたのかを検討していこう。また対馬人自身がみずからの位置づけをどのように考えていたのかについては第四章から第六章で検討する。

一 朝鮮通信使易地聘礼についての古典的かついまなお権威ある研究として田保橋潔「朝鮮国通信使易地行聘考」（同『近代日鮮関係の研究』下、朝鮮総督府中枢院、一九四〇年）がある。

二 矢沢康祐「江戸時代」における日本人の朝鮮観について」（『朝鮮史研究会論文集』九、一九六九年）、三宅英利『近世日朝関係史の研究』（文献出版、一九八六年）。

三 関德基「新井白石の朝鮮との聘礼改革の意図」（『前近代東アジアのなかの韓日関係』早稲田大学出版部、一九九四年、三六三〜三六五頁）、池内敏「近世日本の国際秩序と朝鮮観」（『大君外交と「武威』』名古屋大学出版会、二〇〇六年、一八〜一九頁）。

四 鶴田啓「寛政改革期の幕府・対馬藩関係」（田中健夫編『日本前近代の国家と対外関係』吉川弘文館、一九八七年）、前掲関德基一九九四年。

五 中国との国交の有無も日朝両国の大きな相違ではあるが、本章では議論の射程から外す。近代移行期に中国との関係が焦点化される。この点については石田徹「西欧への衝撃」への対応比較」（『近代移行期の日朝関係』溪水社、二〇一三年）など参照のべよう。

六 朝尾直弘「東アジアにおける幕藩体制」（朝尾直弘編『日本の近世—世界史のなか

の近世』中央公論社、一九九一年、一二六頁)。

七 東アジアにおいては伝統的に「封建」「郡県」概念でみずからの社会体制を説明してきた。これについては張翔・園田英弘共編『「封建」・「郡県」再考 東アジア社会体制論の深層』(思文閣出版、二〇〇六年) 所収の諸論考に詳しい。なかでも近世日本の思想家の議論を体系的に扱ったものとして前田勉「日本における封建・郡県論 近世日本の封建・郡県論のふたつの論点」が参照される。なお朝鮮王朝における「封建」「郡県」をめぐる議論はほとんどなかった(同書四頁)とあるが、朝鮮王朝においても朝鮮を「郡県」の体制であると認識する議論はあった。朴光用「18〜19세기 조선 사회의 봉건제와 군현제 논의」(二八〜一九世紀朝鮮社会の封建制と郡県制論議)、『韓國文化』二二、一九九八年)、조성산「18〜19세기 조선 봉건·군현제 논의의 역사적 전개」(二八〜一九世紀朝鮮の封建・郡県制論議の歴史的展開)、『歴史学報』二二、二〇一七年)。

本章ではたとえば「朝鮮ハ、其国郡県の治なるにより、東萊府使・釜山鎮、文武を両官に分たる仕形なれと、今 本朝は封建の世の中となり、諸事を御領国の内にて御計ひなさるゝ御事なる」(満山雷夏「隣交始末物語之考評」『佩問緒言』中巻、高月観音の里歴史民俗資料館所蔵、八〇番)といった近世日本の儒者における日朝関係認識を念頭においている。

八 たとえば池内敏がのべるように、以酌庵輪番制に徳川幕府の強い主導性は見いだせない(池内敏『絶海の碩学』名古屋大学出版会、二〇一七年)。

九 松田甲「会津松平家と朝鮮」、『日鮮史話 第五編』四六〜六一頁)、藤塚鄰『日鮮清の文化交流』(中文館書院、一九四七年)、李元植「文化度(一八一)の使行」、『朝鮮通信使の研究』思文閣出版、一九九七年、四二四〜四四七頁)、신로사「1811년 辛未通信使行과 朝日 문화 교류―교류―筆談・唱酬을 중심으로―」(二八一一年辛未通信使行と朝日文化交流―筆談・唱酬を中心に―)、『成均館大学校博士学位論文、二〇一〇年』など。

一〇 白石の聘礼改革については、宮崎道生『新井白石の研究』(吉川弘文館、一九五八年)、前掲三宅一九八六年、前掲関徳基一九九四年、などを参照。なお近年、白石の聘礼改革について大川真の思想史研究がある(大川真『近世王権論と「正名」の転回 史』御茶の水書房、二〇一二年)。かれは対外関係ではなく天皇、国内情勢とのかかわりから白石の聘礼改革について論じている。

二 大君外交体制については中村栄孝「外交史上の徳川政権」(『日鮮関係史の研究(下)』吉川弘文館、一九六九年)、ロナルド・トビ『近世日本の国家形成と外交』(速水融・永積洋子・川勝平太訳、創文社、一九九〇年。原著は一九八四年)、荒野泰典「大君外交体制の確立」(『近世日本と東アジア』東京大学出版会、一九八八年。初出は一九八一年)、池内敏「大君」号の歴史的 성격」(前掲池内二〇〇六年)などの研究がある。

三 近年以酹庵輪番制には幕府の強力な主導性がみられないと評価されるようになった(前掲池内二〇一七年)。

三三 前掲三宅一九八六年、四〇七頁、前掲関德基一九九四年、三三四頁。

三四 関德基同書、三三九頁。

三五 同書、三四九頁。

三六 「朝鮮聘使後議」(『新井白石全集』四、一九〇六年、六八一頁)。

三七 同書、六八二頁。

三八 同書、六八二頁。

一九 また白石の議論のなかに、後漢光武帝が玉門関を閉鎖して西域を謝絶した故事

(「光武審黃石存包桑、閉玉門以謝西域之質、卑詞幣以禮匈奴之使、其意防蓋已弘深」『後漢書』呉蓋陳蔵列伝) にならって、通信使を対馬で迎接すべきだという記述がみられる。これは『後漢書』を直接参照したというよりもむしろ申叔舟『海東諸国記』の序文の記事における引用に由来するものと考えられる。申叔舟は、朝鮮が日本(室町政権)や対馬をはじめとする諸勢力を牽制するための羈縻策の根拠として光武帝の故事を引用していた。白石は正徳度通信使準備のために朝鮮の書籍を多数研究しており、『海東諸国記』の「朝聘応接記」の注釈を作成するほどであった。そのため白石は『海東諸国記』の序文にある光武帝の玉門関の故事も玩味していたと考えられる。白石の聘礼改革論には朝鮮における言説を借用していた側面もあったことを強調しておきたい。この点について関德基の研究も参照のこと(前掲関德基一九九四年、第二章、第六章、第七章)。なお日本知識人が朝鮮の言説を参照していたことについては、対馬における「藩屏」論に即すこととなるが、第四章、第六章にて詳述する。

二〇 「以酹庵事議草」(『新井白石全集』四、七一九頁)。

二三 「定公與齊侯會于夾谷。孔子攝相事曰、臣聞有文事者必有武備、有武事者必有文備。古者諸侯並出疆、必具官以從、請具左右司馬。定公從之」(『孔子家語』相魯)。

- 二三 「以酌庵事議草」(『新井白石全集』四、七一―九頁)。
- 二三 「朝鮮聘使後議」(同書、六七九―八〇頁)。
- 二四 同前、六八三頁。
- 二五 栗田元次『新井白石の文治政治』(石崎書店、一九五三年、五四七―五六九頁)。
- 二六 鄭英實「朝鮮後期知識人と新井白石像の形成——使行録を中心に」(『東アジア文化交渉研究』四、二〇一一年)。
- 二七 山口華代「近世中期対馬藩における通信使「再定置」の試み——『議聘策』を手がかりに——」(『東アジアと日本』四、二〇〇七年)。「『議聘策』は、序跋を欠いているため編著者や作成された時期、経緯を知ることができない。山口の考察にしたがうと、『議聘策』は松平定信が易地聘礼策を発議した寛政三年から易地聘礼の実施される文化八年までの時期に編纂されたものである。『議聘策』には松浦霞沼のみならず雨森芳洲、松浦桂川、満山雷夏ら対馬藩儒による日朝関係、対馬防衛、農政にたいする意見が収録されている。
- 二八 本章では松浦霞沼「霞沼先生信使東行之議」(『議聘策附備虞農政之書』高月観音の里歴史民俗資料館所蔵、一六番)にもとづく。『議聘策』は寛政期に編まれた史料であるため、霞沼の発言をそのまま正徳五年とするにはむろん注意が必要である。ただしここで考えたいのは、一八世紀には「文学」にたいする日本の劣位が問題視されていたということである。
- 二九 前掲山口二〇〇七年、三一頁。
- 三〇 松浦霞沼「霞沼先生信使東行之議」(『議聘策附備虞農政之書』高月観音の里歴史民俗資料館所蔵、一六番)。
- 三一 「学力有之人を御取立被成候義、切要之御事」(田代和生校注『交隣提醒』平凡社、二〇一四年、一一―頁)。
- 三二 対馬藩通詞制度の創出に関しては田代和生「朝鮮語通詞の育成」(同『日朝交易の対馬藩』創文社、二〇〇七年。初出は一九九一年)、米谷均「対馬藩の朝鮮通詞と雨森芳洲」(『海事史研究』四八、一九九一年)、許芝銀『왜관의 조선어 통사와 정보유통』(倭館の朝鮮語通事と情報流通) (景仁文化社、二〇一二年)、田代和生編集・校注『近世日朝交流史料叢書』通訳酬酢(ゆまに書房、二〇一七年)、酒井雅代「近世後期対馬藩の朝鮮通詞」(『日韓相互認識』研究会編『日韓相互認識』六、二〇一五年)など。

三三 『議聘策附備虞農政之書』所収の「霞沼先生信使東行之議」の末尾に東五郎（芳洲）名義で「此一件ハ無用ニ可致事」との朱書きがある。

三四 「信使停止之覚書」（中村幸彦・水田紀久編『芳洲外交関係資料集 雨森芳洲全書 三 書翰』関西大学出版部、一九八二年）。

三五 役儀相応の補助を幕府に求める運動を「御大願」「御志願」「御本願」と言った。詳細は鶴田啓「一八世紀後半の幕府・対馬藩関係」（『朝鮮史研究会論文集』一三三、一九八六年）を参照。

三六 「雷夏先生信使易地之議」（『議聘策附備虞農政之書』。これは雷夏の『佩問緒言』の一部分である。第五章にて『佩問緒言』に即して詳述する。

三七 中井竹山は天明八年（一七八八）六月四日、大坂滞在中の松平定信と面談した直後から『草茅危言』の執筆を開始し、同年一月から寛政三年（一七九一）冬の四年間にわたって定信に献上した。易地聘札について書かれている「朝鮮ノ事」を含む巻四は寛政三年に執筆・献上された。清水光明「草茅危言」と寛政改革——各巻の執筆年代・提出順序及び関連文書の検討から——」（『歴史評論』七九三、二〇一六年）を参照。

三八 中井竹山『草茅危言』（本書では『日本経済叢書』一六、日本経済叢書刊行会、一九一五年に依拠）。以下引用史料は同書三六六〜三七〇頁。

三九 中井竹山『草茅危言』。

四〇 前掲矢沢一九六九年、前掲三宅一九八六年。

四一 前掲関德基一九九四年、三六三〜三六五頁。

四二 中井竹山『草茅危言』。

四三 同前。

四四 古川図書、梅莊頭常らと定信とのかかわりについては池内敏「朝鮮通信使延聘交渉と梅莊頭常」（前掲池内二〇一七年、初出は二〇〇九年）に詳しい。

四五 本段落は前掲鶴田一九八七年を参照。

四六 松平定信『宇下人言』（岩波文庫、一九四二年、一三六頁）。

四七 辻本雅史「寛政異学の禁をめぐる思想と教育」（『近世教育思想史の研究』思文閣、一九九〇年）。

四八 柴野栗山も上書のなかで、朝鮮人に応対できるだけの人材の不足を問題視している。「今年にも朝鮮人来聘仕候ても、大学頭父子は格別、其外の者は踏切て相手に罷

成、詩文の贈答筆談も応対をも可仕と相見得申候ものは一人も無御座候」（「栗山上書」『日本經濟大典』二二六、一九六九年、一四五頁）。

四九 以下、本段落の朝鮮王朝における日本観についての説明は河宇鳳・井上厚訳『朝鮮実学者の見た近世日本』（ペリかん社、二〇〇一年。原著は一九八八年）を参照した。

五〇 張舜順「朝鮮後期 通信使行의 製述官에 대한 一考察（朝鮮後期通信使行の製述官についての一考察）」『全北史学』第一三輯、一九九〇年）。

五一 李瀾の通信使改革論については、前掲田保橋一九四〇年、八九二～八九三頁、前掲河宇鳳二〇〇一年、一〇五頁）などに言及がある。

五二 「倭僧玄方」（『星湖僊説』巻五、早稲田大学図書館蔵）。訓読は井上厚史のものを参照しつつ、原文に基づいて一部表記を改めた（前掲河宇鳳二〇〇一年、一〇五頁）。原文はつぎのとおりである。

夫交隣信命、先王之懿典、今彼使止於境上、我又待其請然後發使、大缺誠信、宜更與約條、三年一使、我往彼來、各達都中、刪其煩費、禁其慢譎、則情相通也、義相比也、悠遠之圖、莫過於此、

五三 『日觀記』巻一〇（大韓民國国史編纂委員會蔵）。

彼之接我使、動一国之力、竭十年之用、我亦資送五百人於絶海、使国有贅之憂、人有輕死之患、而嶺南一路、歲困於倭供、一經信行、則凋瘵累年、以咫尺之札、通常問之信、而貽害兩邦、

五四 同前。

既如其其餘受侮見凌之耻、又不可勝言、原初成約、便同劫盟、不能審定、而其後、又無富公力量、禮節贈賜漸次增加、一惟譯舌是憑馬倭、是信一字誤用、一事差違輒以前例證之啓寡恐之、彼則於公木供來、蚕食於舊例之外、而莫有正之者、試以諱字言之、彼人之名、以康・光・宣・吉等字者無限、而日用常語、略不諱避、我書苟或犯之、則措為大過、至於用賄、如是而尚可謂之敵禮尋好哉、信行則馬倭之利、非兩國之利、

五五 同前。

信行雖未可猝罷、所帶員額丞宜省減、燕使如參覆告訃三品之行、無備三使之例、則信行一員可減也（国初則二員）、製述・書記、原非古例、以祭海神、設祭述官、以備大祝、日光山致祭、備大祝、今則日光既停祭、若以祭海神及專待、不虞之

用、則製述官一員可妙簡、而書記可省也、軍官各二員足矣、七員可減也、医有良與局医二員可減也、譯至十二、五六可減也、寫字一員可減也、別破陣馬上才可省也、典樂可減一也、伴人可省也、其餘將校・吏童・羅卒・船格可三分減一也、所帶之人既多、為弊於兩國不貨、而其人又皆多、浮浪破落之類、往往需索、潜商鬻技犯奸、以辱国而累使者不一、而足簡其數、而精其選、庶乎其有瘳矣、

五六 製述官の歴史的展開については、前掲張舜順一九九〇年に詳しい。

五七 『日観記』卷一〇。

文辭者、技芸中近道者也、今使之酬應、蠻夷誇多耀長、與夫畫・医・射馳者、奚異、使其酬應者皆可傳、猶不足言、況以百無一味之語、和極惡之韻、娟極醜之蠻、或頃刻十篇、或日過百紙、雖子建・子安之捷、其何能一一成章乎、露醜於殊俗、傳笑於久遠、欲以華国者、適所以辱国、欲以夸才者、適所以誣才、

五八 子建は曹植（一九二～二三二）。中国三国時代の魏の詩人。詩文の才能に優れ、建安の文学を集成大成し、五言詩の完成に大きく寄与した。子安は王勃（六四七～六七五）のこと。中国初唐の詩人。律詩に優れ、近体詩の成立に重要な役割を果たした。

五九 河宇鳳「朝鮮時代後期の通信使使行員の日本認識——一七六四年甲申通信使の元重挙を中心に」（河宇鳳著、金両基監訳、小幡倫裕訳『朝鮮王朝時代の世界観と日本認識』明石書店、二〇〇八年、二六〇～二六四頁）。

六〇 元重挙『乗槎録』六月一四日条（高麗大学校六堂文庫蔵）。

六一 なお朝鮮では天和度よりすでに対馬を問題視する動きがあった（張舜順「조선후기 대일교섭에 있어서尹趾完의 通信使 경험과 영향」〔朝鮮後期対日交渉における尹趾完の通信使経験と影響〕『韓日関係史研究』三一、二〇〇八年）。朝鮮においては対馬がすでに構造的な問題であった。

六二 前掲田保橋一九四〇年、八〇四～八〇七頁。

六三 脇坂安董『文化易地聘使録』卷三〇・雜（国立公文書館蔵）。

六四 前掲ロナルド・トビー一九九〇年、五九～六六頁、一六〇～一六五頁、前掲荒野一九八八年、二二五～二二六頁。

六五 じつさい、延享度通信使の来日前後の一八世紀中期には庶民のあいだで「朝鮮ブーム」が起こるようになる。朝鮮という他者を媒介として、当時の秩序から逸脱しようとする願望の表れと、その逆に幕府の統治の正統性を示し、今の秩序を維持したいという願望の表れがみられた。鈴木文「延享―寛延期の「朝鮮ブーム」に見る自他意

識——木村理右衛門著『朝鮮物語』を中心に——」（『歴史評論』六五一、二〇〇四年）を参照。

^{六六} 同じような問題は、以酹庵輪番制廃止論議の顛末にもみられる。安永九年（一七八〇）から天明二年（一七八二）にかけて、京都五山僧が以酹庵輪番制廃止の主張を行なった。しかし幕府は朝鮮外交直轄化の道を結局選択できず、対馬藩の意向を踏まえ以酹庵輪番制の維持を指示した。池内敏「十八世紀の輪番制廃止論議」（前掲池内二〇一七年、初出は二〇一二年）。

第二章 宝暦度通信使と日本人との交流

——近世後期日本における正学派朱子学の形成を視野に入れ

はじめに

前章では、一八世紀の日朝いずれにおいても通信使と日本文士との文化交流のありかたを整備する必要性が認識されていた点についてみてきた。幕府はこれまで文才に劣る人々が多数通信使の宿所に押しかけ見苦しいありさまを露呈していた状況を問題視し、易地聘礼方針においては厳選された人材を対馬に派遣して文化交流の質の向上を目指した。朝鮮においても、日本で乱雑な詩文唱酬をおこなうことで朝鮮の「華」としての威信を損ねることが問題視されていた。本章では、ここで問題視されていた文化交流がじつさいどのようなものであったのかを具体的に検討する。その対象として、易地聘礼の直前にあたる宝暦度通信使を扱う。

宝暦一三年八月から翌年七月にかけて、徳川家治の將軍襲職祝賀の名目で朝鮮通信使が日本に派遣された^一。宝暦度通信使については、日朝間の相互不信感、蔑視観、自尊心の衝突が表面化する大きな転換点にあつたと評価されてきた^二。これは宝暦一四年四月七日に大坂で対馬藩士鈴木伝蔵が通信使の訳官崔天宗を殺害する事件が発生したことを主要な根拠としている^三。その一方で宝暦度通信使との交流が活況を呈していたこともまた事実である^四。近年では関連史料の基礎的研究の深化にともない交流史研究に重点が置かれつつある^五。

たとえば、河宇鳳は韓国史の立場から甲申（宝暦度）通信使の使行員である元重挙の『乗槎録』『和国志』を紹介し、そこにみられる元重挙の日本観察・日本認識を検討した^六。もってそれが朝鮮後期知識人（実学者、北学派）の日本認識形成に関わっていくものと評価した。また日本文士との学術・文化交流のみならず元重挙の日朝関係認識・対馬認識、通信使改革案についても触れており、宝暦度通信使以降の易地聘礼方針を展望するうえで重要な視点を提供している。もともと河宇鳳は日本の古学派儒者や朝鮮の実学・北学派知識人に「近代性」「開明性」を前提している。そのため「元重挙は」朱子学に立脚して日本を教化するという名分論的ないしは文化優越的な認識から完全に抜け出していないかった「中略」そうした先入観のために、日本の古学派儒学に対する認識でも、一定の偏向を見せている^七と評価している。

また近年、夫馬進は日本の古学の朝鮮への伝播という論点を立て、朝鮮通信使が日本の古学にいかにか立ち向かい、いかなる認識を示したのかを検討した^八。夫馬によれば、延享度通信使（延享四年＝一七四八）はその前回の使行後に朝鮮にもたらされた伊藤仁齋の『童子問』を学習して日本に向かったものの、旅程にともなうて当時の日本では徠徠学が一世を風靡していることを知った。次回の宝暦度通信使はそれを踏まえて徠徠学に関心を示すようになるが、日本ではすでに徠徠学の時代は終わり折衷学などの時代になっていた。夫馬は、一八世紀の日本の古学の登場によって朝鮮知識人が日本の学術動向の情報収集に熱心になり「日本の学術が目に見える形で影響を与える^九」ようになったことは、一七世紀までの学術が「朝鮮から日本に流れる」ものだったことと対比して、学術関係が大きく「逆転」「転換」したことを意味すると評価する^{一〇}。夫馬の研究は通信使との交流について複数の使行を継起的に検討したものであり、通信使と日本文士の文化交流を歴史的に研究するうえで重要な視座を提供している^{一一}。ところで夫馬は、徠徠学系古学が近代につながるものである一方、朱子学が守旧的なものであると前提し、前者を高く評価し、後者を低く評価する。そこから徠徠学系古学を重視する日本の儒者と朱子学を重視する朝鮮通信使とが「競争」「文戦」を経て、前者が優位になる局面（学術関係の「逆転」）に画期性を見出し「近代」を展望するのである^{一二}。

これらの先行研究にたいし本章ではむしろ朱子学を積極的にとりあげたい。ここでは中国南宋の朱熹がそれまでの宋学を集大成して確立した学問およびその弟子や後継者によって再構成された学問のことを「朱子学」と総称する。朱子学は、理気論的構成をもってその学に普遍性をあたえ、宇宙論、自然学、人間学、道徳論を包括する哲学として体系化された学問のことである^{一三}。本章が朱子学をとりあげるゆえんは、一八世紀後期の日本では徠徠学にたいする批判から朱子学を重視する動き（朱子学正宗派）が現れ、それが「寛政異学の禁」を準備することになる流れを念頭においているからである^{一四}。「異学の禁」により朱子学が教化の思想として広く浸透していくようになり、それを基礎に武士層の人材育成が目指された。「異学の禁」は長らく保守的、封建反動的な思想統制として低く評価されてきたが^{一五}、近年の研究では幕末期にいたるまでの政治思想が「異学の禁」に規定されていたことが明らかになっている^{一六}。このように、いまでは「異学の禁」の評価が刷新されており、「異学の禁」を経て登場する一九世紀の正宗派朱子学を検討する意義が高まっている状況にある。この点を視野に入れると、一八世紀後期の朝鮮通信使との交流には何らかの意味があったのではないかと想定できる。

そこで本章では、朱子学の主要な要素のうち、道徳・修身が、日朝交流のなかでどのように表れたのかを論点とする。そこから寛政異学の禁、ひいては次回以降の通信使との交流を展望したい。なお本章では河宇鳳の研究を承けて通信使使員の史料を用いるが、本研究は韓国史よりも日本史に重点を置く立場をとるので、通信使の目に映じた当時の日本の状況の検討を目標とする。また夫馬の研究はどちらかというと朝鮮側に重点をおき、通信使を燕行使^{一七}と統合して捉えるところに大きな特徴がある。それにたいし本稿では燕行使は考察の対象からはずし、日本側に重点をおいて宝暦度通信使との交流を検討する。

まず議論の前提として宝暦度通信使に先行する通信使との交流および宝暦度通信使来日当時の日本の学術動向を一瞥し、論点をより明確にしたい。

第一節 宝暦度通信使の背景

(1) 先行する通信使との交流

一七世紀前期の通信使（回答兼刷還使）を通じた日朝関係は、東アジア情勢の不安定さを背景として、文化的交流の要素よりも政治的要素のほうが色濃かった。そうしたなかであって、壬辰戦争（文祿・慶長の役）時の朝鮮人被虜人姜沆と藤原惺窩との交流、李退溪をはじめとする朝鮮朱子学の書籍の伝来などにより、近世日本への朱子学の伝播が本格的に進みはじめた^{一八}。もつとも、日本社会に朱子学が広く浸透するようになるのは一八世紀末を待たねばならない。一七世紀後期になると、明清王朝交替の一段落といった東アジアの政情安定などを背景として、通信使を通じた日朝交流は政治的要素よりも文化的色合いが濃くなっていく^{一九}。朝鮮では壬戌年（天和二年、一六八二）から通信使一行に製述官を加えるようになり日本との文化的交流を重視するようになった^{二〇}。日本側でも通信使との筆談・交流の層が拡大し、各地で通信使に詩文を求めようになる^{二一}。正徳元年（一七一二）の通信使と接触した三宅観瀾は筆談の中で山崎闇斎の学問に言及し^{二二}、その次回の享保三年（一七一九）年の通信使は山崎闇斎について認識したうえで来日していたように^{二三}、日本の学問が朝鮮にも伝わるようになった。正徳度通信使との交流においては以酌庵僧の別宗祖縁や木下順庵門下の祇園南海、室鳩巢などの儒者たちも交流しており、その記録が『七家唱和集』として残されている。ここに登場する儒者は幕府や藩に属し公的な立場を伴っていた^{二四}。

しかし文化交流が活発化する一方で、触書に「一分之学力を自負之為、異国をなぢり、彼国をあざけり候様成筆談等、第一国体不弁筋違候様相見^{二五}」とあるように、天和年間から交流の質について問題視され始めるようになった。一八世紀に入ると日朝交流を「文戦」と認識する人々も現れてくる。たとえばこのときの通信使との筆談のなかに富士山と金剛山の優劣を競う対話があり、それについて割註で「好勝之心」と記されている^{二六}。正徳元年に通信使と対した新井白石は、「元和の時に国書並執政の事を論じ申せしことは是その文事を以てあらそふの一つ也^{二七}」、「文事を以て彼国の長たらん事を争ひ候^{二八}」、「もとより其兵弱くして我国に敵すべからざる事をば覚悟していかにもして文事を以て其恥を雪ぐべしと思ひめぐらし候^{二九}」などと、朝鮮との交流は「文事」をもって「争う」ものと認識していた。白石は、通信使に古楽を見せ、諸外国についての知識を披露し、『白石詩草』を伝えるなどし、目覚ましい活躍を見せる^{三〇}。いっぽう朝鮮では日本との交流をつうじて朝鮮の文化的優位性を示すべきであると考えていた。しかしこれは「中華」と自任する朝鮮が「夷狄」とみなした日本を「徳化」すべきであるという思想が根底にあるのであって、ここには「文事」をもって「争う」という発想はみられない。白石は、実際の相手の立場や認識とは別に、朝鮮側も「文で争おうとしている」ものだと一方的に考えていたのである。

この一八世紀初期には荻生徂徠が古文辞学を形成しつつあった。しかし徂徠自身は正徳元年の通信使と交流することができず、徂徠の弟子も交流の場からはほとんど疎外されていた^{三一}。そのため徂徠およびその門下は門閥意識を前面に出し、朝鮮通信使との詩文唱和を「文戦」とする競争意識を強く表した^{三二}。いっぽうこの時期の朝鮮側の史料では徂徠らについてまったく言及されおらず、徂徠は朝鮮ではほぼ無視されていた^{三三}。この時期にはむしろ伊藤仁斎の『童子問』が朝鮮に波紋を投げかけていた^{三四}。やがて一八世紀中期の延享度通信使にいたって徂徠学が朝鮮に伝えられるようになり、朝鮮では徂徠学に関心を示すようになる。ところがその次回の宝暦度通信使が来日した折には折衷学の時代になっていた。夫馬の見解にしたがえば、日本において古学が勃興する学術動向は通信使をはじめ朝鮮の学術動向を翻弄しているようにも見受けられる。しかし宝暦度通信使の来日時、日本においても徂徠学にたいする批判が現れていたことには注意する必要がある。

(2) 一八世紀中後期の日本の学術動向

ここでは、よく知られた史料ではあるが、那波魯堂の『学問源流^{三五}』を引いておく。魯堂と通信使との交流についてはのちほど具体的に検討していく。魯堂は当時の日本における学術動向についてつぎのように理解する。「徂徠学、享保ノ初年ニハ、江戸ニ専ラ行ハレ、其餘ハ江戸ニテ其学ヲ習ヒ、其國ニ歸リテ、其説ヲ唱フル人稀ナリ^{三六}」、「徂徠ノ説、享保ノ中年以後ハ、信ニ一世ニ風靡スト云ヘシ、然レトモ京都ニ至テ盛ンニ有シハ、徂徠没シテ後、元文ノ初年ヨリ、延享寛延ノ比マテ、十二三年ノ間ヲ甚シトス^{三七}」。やがて、「宝暦幼年ノ比ヨリ稍稍ニ徂徠ノ學ヲ疑フ人多ク、専ラ學フ人少ナリ^{三八}」くなつた。すなわち享保初期に徂徠学が江戸で流行し、京都では徂徠の没後、元文から寛延期にかけて一世を風靡するようになったが、宝暦年間にはいるころには徂徠学にたいする批判が起ころうようになっていたのである。魯堂の理解にしたがうならば、徂徠学の方法論は「明ノ李王七子謂先秦以上ノ古文」を学び、「古話ヲ総集シテ文ヲ作り、詩ハ盛唐ヲ学フヘ」きものであつた^{三九}。ところが、「摸擬剽竊シテ詩ヲ作」っても「唯其朋友同好ノ諸輩、從テ互ニ表賞スルノミ」であつた^{四〇}。そのため「所謂七才能子ハ唯詩文ノコトニ専ラニシテ、經義ノ説ニハ深く及ハ^{四一}」ず、「古文辞ノ學ト名ツケ、立門ノ氣専ラナルヨリ、唯朱子ノ非ヲ説ントシモ、其心茅塞シテ如此ナルニ至^{四二}」つた。つまり明代古文辞学の方法論に従つても、もっぱら詩文を作つて仲間内での同好の次元にとどまり、經義の説や天下のことにまで深く及ばないのである。魯堂は、「信実誠ノ心ナクテハ成就」できないのであるが、「名ヲ求メ、又ハ利ヲ求ムル氣」「人ニ巧者ニ譽ラレタキ氣象」がある現状を問題視する^{四三}。魯堂はこのような現状理解から、「諸書學問シテ、可否ヲ知テ存養シ、工夫思慮シテ、是非ヲ分ツテ、勤勉スルコト、道ニ志スノ功用、是ヲ先トスヘシ^{四四}」と考える。その学問の方法として、「凡理氣ノ弁ハ、程朱ノ説已ニ備ハレリ、後人言ヲ費ヤスニ及ハス^{四五}」、「宋ヨリ前ノ学問、其流多シト雖モ、畢竟精細ナルコト、遂ニ程朱ニ及ハス^{四六}」と、程朱学こそがもつともすぐれたものであると考える。ようするに魯堂の批判は、徂徠学が流行している風潮にたいする批判と、徂徠学の方法論にたいする批判の二点に整理できる。

このように、一八世紀中後期の京・大坂など都市部では徂徠学、とりわけ自己の心身の修養を前提とせず「功利」を求めて「道義」を軽視し、詩文に傾倒する風潮が蔓延していた。京坂の都市文人層のこのような学問のありかたを退廃した風紀と認識して反撥を覚える人々が現れた^{四七}。魯堂のみならず頼春水や尾藤二洲、西山拙斎などもかかる問

題意識を共有しており、学問に道徳的な社会秩序規範を確立する根本原理を提示することを求め、朱子学を「正学」として再興せんと図った^{四八}。もともと、朱子学正学派は徠学が道徳・修身を軽視する点においてはそれを批判したが、徠学が社会を全体として統合するための包括的原理を「道」にもとめる点は継承し、学問の社会的実践を重視した。すなわち「正学派朱子学は、徠学を否定的媒介として形成された^{四九}」。このような背景をもとに、かれらは朱子学を幕藩制秩序再編の規範原理たる「正学」として位置づけた。もって武士層の教育・教化、人材登用が目指されるようになり、やがて寛政異学の禁が実行される。このように、徠学への批判から朱子学が脚光を浴び始める時代状況下の宝暦一三年から一四年にかけて通信使が来日したのである。

ところで、朱子学正学派の形成にかかわった那波魯堂や西山拙斎が徠学系古学から朱子学へと転換した事情について、宝暦度通信使との交流が関連していることはしばしば指摘される^{五〇}。しかしその根拠史料は後世に書かれた伝記の『先哲叢談続編』のみであって、交流の内実に立ち入って分析がなされてきたわけではない。むしろ通信使との交流と彼らの思想的転換に直接的因果関係を安直に求めるのは危険である。しかし通信使との交流を扱う既存の研究が通信使と古学・徠学との対立・論争に重点をおくいっぽうで、朱子学正学派との関連については閑却してきた状況に鑑みるならば、魯堂らの通信使との交流の内実をより具体的に明らかにすることそれじたいには意味がある。

次節ではまず通信使側の史料について概観したうえで、どれだけの規模で交流が行われていたのかの大略を示す。そのうえで通信使たちの来日に際しての心構え、立場を示し、交流のなかでそれがどのように現れたのかを検討する。第三節では那波魯堂・西山拙斎を中心として、その交流の様相について魯堂・拙斎側と通信使側との双方からみていく。以上を踏まえ、宝暦度通信使の交流において何が課題として浮上したのかを整理し、それが次回以降の通信使をどのように展望するものとなるのかを考察する。

第二節 宝暦度通信使と日本文士との接触

(1) 宝暦度通信使およびそれと交流した日本人の概観

宝暦度通信使は正使趙曦、副使李仁培、従事官金相翊ら約四八〇名で構成されており、癸未年（宝暦一三、一七六三）八月三日に国王英祖の命を受けて漢城を出発した。通信使一行は一〇月二七日に對馬府中に入り十一月一日に對馬を発ち、十二月三日に藍島

に入るも天候不順のため長期滞留した。一月二二日に藍島を出発し、赤間関で年を越し、瀬浦、牛窓を経て、一月二〇日に大坂に着く。二五日に大坂を出て、京、名古屋をはじめ東海道を経て、二月一六日に江戸に入る。二七日に国書交換儀礼が、三月七日に国書返翰が行われ、すべての公式行事を終えて三月一〇日に江戸を発った。再び東海道を経て四月五日に大坂に着いた。ところが七日に崔天宗殺害事件が起こり大坂で滞在を余儀なくされる。五月二日に犯人の鈴木伝蔵が処刑されて事件が解決し、一行は六日に大坂を発つ。山陽道を経て、六月一五日に対馬に着き、六月二四日に釜山に到着した。七月八日に復命して使行を終える。

宝暦度通信使が残した記録（使行録）は多数あるが、本稿では製述官・南玉の『日観記^{五二}』、副使書記・元重挙の『乗槎録^{五三}』を中心に扱い、『海槎日記^{五三}』『日東壯遊歌^{五四}』『日本録^{五五}』は補助的に用いる。『日観記』は出会った人々について日々記録しており、その事実関係を明らかにする点においては信頼できる史料と考えてよい。『乗槎録』には旅程や個人的見聞、日本の情報が記録されており、日本にたいする見聞、日朝関係の論評、通信使の改革案など内容が豊富である。とくに三月一〇日条、五月七日条、六月一四日条、六月二二日条はその日までの出来事を複数の項目を設けて長文で回想している。

南玉（字は時韞、号は秋月、一七二二〜七〇）は全州飛來川の僑居で庶子として生まれ困窮生活を送っていた。政治党争に巻き込まれて二度流配され、三度目の流配中に死去した。かれは当時、朝鮮で朝野を問わず文才が知られていた。文は唐宋古文に従い、金昌翁や陸游などの影響が大きく、文学行為にたいする関心と自負心があった。南玉は製述官として通信使に加わる。製述官には文才ある人物が選ばれ、文事を担当し、文化交流の中心にいた^{五六}。

元重挙（字は子才、号は玄川、一七一九〜九〇）は原城で貧しい武家の庶子として生まれ、生涯を処士的な生活の中で送った詩人であった。当時としてはよく見られる朱子学者の一人であり、洛老系の学脈を受け継ぎ、とくに礼学と楽律に明るかった。一七五〇年に司馬試に及第してからは実職に就くことができなかったが、一七六三年に詩才を認められ、対日通信使で副使書記として随行した。しかしそれ以外はほとんど官職につかなかった。使行後に『乗槎録』、『和国志』を著したことを期に、「燕巖一派」の日本認識の形成に大きな影響をおよぼすことになった^{五七}。

使行録に登場する日本人について【表1】に整理した。これは膨大な量になるので本

論全体の末尾に付している。【表1】は南玉の『日観記』巻四末尾の「唱酬諸人」に挙げられている人名表をもとに整理した。ただしここに挙がっているのは南玉が出会って名刺を受け取った人物に限られているため、かれが名刺を受け取らなかった人物や出会わなかった人物は記録されていない。通信使を眺めるにとどまった人物もここには記されない。とはいえ、『日観記』は南玉が日々書き溜めていた記録であるため比較的信頼できる史料とみてよい。また現存する史料のなかでは最多数の五〇〇人の名前が挙がっていることから、宝暦度通信使と交流した日本人のおおよそを知るうえでのひとつの目安にはなるう^{五八}。以下の論述のなかで登場する人物のうち【表1】にみられる者については【表1・〇〇】と付す。ここでは表を通観して捉えられる特徴について三点だけ指摘しておく。

第一に、先行する通信使との交流経験についてである。本人、あるいは親子、兄弟また師弟同士での通信使との交流がみられる場合がある。これは通信使との接触経験が諸藩、諸地域、コミュニティで蓄積されていた側面を示している。たとえば尾張の松平君山【表1・302】は、その子、孫とともに今次の通信使と交流しており、さらに君山の弟子たちも多数交流している^{五九}。また皆川淇園【表1・191】は延享度と宝暦度の両次の通信使と交流しており、淇園の弟子の三宅橘園は次回の文化度通信使と交流している。三宅橘園については第三章で検討する。第二に、のちのキャリアとの関係である。たとえば混沌詩社関係者やのちに「藩儒」として活躍する人物がみられる。彼らの通信使との接触経験・その蓄積と、彼らのその後のキャリアとの関係について掘り下げていくこともひとつの課題として浮上しよう。第三に、通信使との接触者の層の厚さである。ここには著名な人物の名もみられるが、思想史研究であまり注目を集めることのなかった人々が大多数である。狭い意味での儒学者（いわゆる「徂徠学派」「朱子学派」）に限らず、「国学者」や「蘭学者」と分類される人々も確認できる。「医者」と自称した人物は二〇人あまりが確認できる。また僧は七〇人あまりが確認できる。さらには年少の童子も確認できる。これは通信使との接触を行なった人々の層が厚かったことを示す。

【表1】から通信使と交流した日本人について前後の経歴や人間関係を掘り下げていき、当該期の思想、文化動向とどのように関連したのかを解明することが今後の課題のひとつとして考えられる。本章ではそれらすべてに答える余裕がないので問題の指摘にとどめておく。

本章ではひとつの事例研究として、那波魯堂・西山拙斎に重点をおいて通信使との交流を次節で検討する。だがそのまえに、通信使の目に映った交流の様相をみておき、通信使が日本の学問状況についてどのように捉えていたのかを検討する。

(2) 通信使一行の心構えと実際の応酬の様子

元重挙は、江戸での公式儀礼を終えて出発する前日の三月一〇日に、往路での日本文士とのやりとりについて整理していた。そのなかに文士との応酬の様子について回想する部分がある。そのなかに「今行力むるを得ること最たるは、謙讓二字に在り。其の次、安静にして彼に応ず。蓋し余、但だ詞律に短きのみならず、平生煩鬧なるに耐へず^{六〇}」とある。また重挙は六月一四日、帰路の対馬にて日本での交流を振り返ったあと、さいごに「蓋し筆談重きと為し、詩文之に次ぐ。吾輩、之れ忽ち筆談に於いて、甚だ是れ失着す」とも記す^{六一}。元重挙じしんはもともと詩文が得意でないと考えており、にぎやかなどころが苦手であった。つまり慣れぬ異国の地で多数の日本人が詩文を求めて押し掛けてくることは彼に強い精神的緊張を強いるものであった。そのため重挙は「安静」にして日本の文人たちに対応することを意識したと考えられる。また六月一四日の回想で、重挙および南玉、成大中、金仁謙ら製述官・書記の四人(四文士)は事前に示し合わせ、日本では「学究」の立場を自任し、尋常の問答から詩文唱酬にいたるまで程朱を引用し、いつも「誠正」を称したとある^{六二}。また日本文士からの贈り物を受け取ることは義がないので受け取らないという立場も共有していた^{六三}。このようにふるまうことで重挙は「謙讓」を実践する態度を日本の文士たちに示そうとしたと考えられる。

以下では、A・謙讓の実践、B・程朱の主唱、C・贈物の拒絶について具体的に見ていきたい。

A・謙讓の実践

重挙は、往路を総括する三月一〇日の記事のなかで応酬の状況について具体的に記している^{六四}。正確な日を設定することは難しいが、少なくとも往路であったことには相違ない。まずはこの事例をみていきたい。

日本に入って大きな宿場に着くと、詩をもってくる者や質問事項をもってくる者、筆談しようとする者がおり、外には見物する者など数百人が群がって取り囲み、紛紛と入り乱れて周りに座っていた。重挙は気持ちを落ち着かせて平安にして座り、名刺を受け

とり、ひとつひとつ広げてみては、前に広げて置き、さらに詩を受けとって前に並べて置いた。その人がすぐに和章を求めようとすると、重挙は紙を取り出して「来客一二に非ず。応接すること偏るべからず」と書き、それを見せてそばに置いた。人々が先を争って名刺、詩を出してくると、それらを広げて置いていった。ひとりが刺紙・詩章・問目・筆談をあわせて三、四枚ずつもってくるので、受けとった紙はたちまち積み重なって百余紙にもなろうとした。

重挙はただちにすべてに答えることはせず、必ずすべてを受けとったあとにさらにあるか否かを尋ね、日本人たちがこれ以上ないと言うと、順番に答えていった。重挙が積み上げた紙を上から取り名刺を挙げて示すと、最初にやってきた者であった。その人はかならず身をかがめて会釈して答えた。かれが前に来ると重挙は「僕、詞律に短く、強ひて和すること慚ず」と書いて示した。その人はかならず手を額に当てて挨拶をした。そのあと彼の詩をだして、まずその韻に点を振り、名刺を出してその人の来歴と居地を調べ、その人の老少や気質の清濁をみて、その長点を称揚し、勸戒の言葉を加えた。次韻して詩を書くときにもまずは小冊に草稿を書いた。人の数が多くなければすべてを構成してから書いて与えたが、四、五〇人以上にもなれば、およそ半分を残して構成して書いて与えた。そのうち筆談、質問をしているうちに日が暮れると灯をともし、夜が更けると宿所にもっていき、通信使一行の仲間たちの助力を得て和答した。

座間には年少で落ち着きがなく性急な者もいた。かれは和章した文章を先に得られまいかと我慢できずに突入して前にやってきて、自分の作品を探して取り出し、まず和答を受け取ろうとこいねがった。重挙は正色をなして目を見開いて「賓主之席、此の人礼無し」と書いて示した。するとその人はたちまち赤面して退出し、外にたどりついてうつむき跪いて座っていた。かれをそしる者もいた。重挙はほかの一、二人に和答して与えたあと、眼を向けて遠くにいるその人を見た。その人はたちまち身をかがめて顔つきを整えた。そこで重挙は手を挙げてこの人呼び、場をなだめて前に座らせてつぎのよう

うに書いた。「万里の人、才わっかに片刻一席の合を得。固より箴警の時に非ず。君子、人を愛するに徳を以てす。もし君に言はず、心之れ大なるに非ざれば、誠信の道に非ず。君、愧色有り。是れ進徳の基なり。老夫、与に深く喜ぶ有り」。その人は平身低頭して礼をし、そばにいた人たちもみな手を額に当ててお辞儀をした。重挙はその人に、励むようにとの言葉を用いてその詩に和答して与えた。

以上のように、宿所には大勢の人が群がって詰めかけ騒々しいありさまであった。人

びとは我先にと詩文への和答を求めて通信使の前に押しかけ、受け取った和答をありがたがって礼をする様子であった。日本人から通信使に渡された名刺・詩文などは百枚以上になることもあり、応対に夜までかかることもあった。こうした様子から、通信使には肉体的、精神的に大きな負担が常にかかっていたと考えられる。負担が大きかったことについては、金仁謙も一月二二日から二五日にかけての記事で述べている^{六五}。このような日本人たちにたいし元重挙は心を安静に保ち、全員に対応するよう心掛け、謙譲の実践にとめた。無礼な態度をしていた人にも徳をもって示し、その人の態度も改まったのである。

B・程朱の主旨

通信使が日本に入ってから、筑前の亀井南冥【表1・23】よりあとに出会う人で少しでも能力のある者はみな徂徠の学説を尊崇してしたがう状況であった。そこで重挙は筆談・詩文で「必ず程朱を称へ、必ず小学を挙」げた。亀井南冥や瀧鶴台など日本の儒者たちは、はじめ徂徠学の学説を挙げて朱子学に抵抗していた。やがて大坂にいたると、「諸先生学ぶこと程朱を主とするは敬すべく服すべし」と言っただけで現れ、徂徠のことを言う者がいなくなつた^{六六}。

以下、大坂での芥川元澄【表1・62】とのやりとりをみてみよう^{六七}。これは大坂の初日であるから、一月二二日のことであつた。

芥川元澄は初め長編の律詩一篇に四文士の姓と号を羅列して書いたもので、重挙は「一紙に列書して、各おの其の和章を求むるは礼に非ず。往來の意を尚ぶは、須らく一詩を以て各おの四紙に書すべし」とたしなめた。元澄はただちにその場を離れ、しばらくして四紙をもつてきて、長編律詩それぞれ一篇ずつを四人に与えた。

重挙は元澄を前に招いて『小学』を読んだかと質問すると、元澄は読んだと答える。熟読したかと尋ねると、熟読したと答えた。誦んじられるかと尋ねると、ときどき誦んじられると答えた。重挙は、荻生徂徠が『中庸』『大学』を聖人の書ではないと言つたそうだが、あなたが『小学』を誦んじられるのはどうしてかと尋ねる。元澄は、父が徂徠を好まないで自分も聖人の書でなければ読まないと答えた。重挙は、その心がけはすばらしいことだと褒めつつも、「未だ学讓ならざるなり。君、信に能く小学を誦ふるを成さば、小学書中において行ひ得るは幾件の条目なるか」と問う。すると澄は赤面して、まったく実践できていないと慌てて書いた。そこで重挙は、「將に此の心去りて更

に小学を読まんとすれば、必ず得る所有り。吾が邦昔賢、年七十にして常に小学を称する有り。童子は此の義知らざるべからざるなり」と書いた。澄は「敬して教を受く」と礼を述べた。

その翌日、元澄は父の丹邱【表1・61】とともにやってきて、深いお辞儀をして気を整えて端正に座っていた。丹邱は、息子が二〇歳を過ぎても軽薄児であることを日夜憂い、誚責してもついに変わらなかった。ところが前日に重挙の教えをうけ、「惶汗して帰家し宵に度り寝ず、晨も又た薰沐して改衣して入」った。丹邱は妻とともにたいへん喜び、敬を人にいたす礼として、「改衣」してここに来た。元澄も、経験も乏しく何も知らない自分が「大邦の君子」から教えを得たことを深く心掛けたいと述べた。

以上のように重挙にとっては、『小学』の知識の有無ではなく、それを実践しているのかどうか重要なのであった。ここには「競う」という発想がみられない。通信使が朱子学を唱えるのに呼応するかのようになり、それに敬服する日本人も現れてきた。もともとこれは大坂から通信使に随行するようになった那波魯堂が、朱子学を批判する者が通信使と接触しないように働きかけた事情も考えられる^{六八}。とはいえ先行研究では亀井南冥や瀧鶴台との交流における徂徠学をめぐる論争に重点が置かれてきた^{六九}のにたいし、日本側の文士にはそのみならず朱子学を重んじる者もいたことをここに指摘しておく。

C・贈物の拒絶

贈物を受け取らないことについてはつぎのようになった^{七〇}。

通信使が日本に入り、老岐以降のところでは出会う人々から幣物が贈られたが、重挙たちはいつさい受け取らなかった。赤間関で草安世（草場大麓【表1・28】）らが贈物を渡そうとしたが通信使一行はこれを拒絶した。それでも硯をもってきて二塊だけ贈ろうとして、情のこもった札だと言う。それにはたいし重挙は、「君子人を愛するに徳を以てす。吾輩をして蕭灑として一物の累無く帰装せしむれば、則ち諸君の心に於ても亦た快ならずや」と答える。すると草場大麓らは、これは主君の贈るところのものであるので、奉納できずに持つて帰ると面目をなくして主君に会うことになると言う。それで重挙は、「礼を以て相贈り、礼を以て受けざれば、主客俱に礼有り。此の意を帰りに告ぐるも亦た何ぞ礼に傷とならんや。且つ貴境に入り已に日月多し。前既に受けず、今忽ち之を受くるは、僕に在りては則ち取舍するの嫌有り、彼に在りては則ち必ず疑怪を致す」と言

って無理に迫ってこないように望んだ。すると瀧長愷（瀧鶴台【表1・29】）が言うには、にわかにならぬに受け取って持つて行き、また帰ってくるのは不便だろうから、帰路を待つてまた贈るとのことである。それでついに持つていくことになった。

大坂に到ってからは幣物を無理やり受けとらせるよう迫ってくることは二度となかった。このときある人は、対馬藩士の紀蕃實（朝岡一学【表1・5】）を介して受け取るようにしようとする者もいた。蕃實は、通信使が幣物を受け取らないので、自分に託す者もいると言う。日本の文士は通信使に贈り物をなんとかして受け取らせようとし、通信使一行は絶対に受け取ろうとしないので、蕃實が機に乗じて利益を得ることになる。

以上、日本人が贈り物を渡そうとするのにたいし、通信使が拒絶することについて見てきた。日本の文士たちは感情と礼儀を尽くし面目を保つため何とかして贈り物を渡したかったが、四文士たちはかたくなに拒絶した。このときに「君子の人を愛するや徳を以つてし、細人の人を愛するや姑息を以つてす」という『礼記』のことばを挙げた。贈り物を授受する行為は私的な利益追求につながり、君子の行うことではないと考えるからである。重挙は、日本の文士たちが「礼をもつて贈り」、通信使が「礼をもつて受けとらない」ことであれば両者とも道理が立つと考える。これは、重挙たちが日本の文士たちの前で徳を示す態度をもつて朱子学を実践していたと考えられる。しかしながらその中間で対馬藩士が贈り物をせしめ私的な利益を追求していた。贈り物を渡す行為が細人のなすことであるから、ましてやそれを中間でせしめることは言語道断である。このような疑念を惹起させる対馬にたいしては不信感が高まっていた。前章でみたように南玉が対馬藩士の私的利益を問題視するにいたったのはこのような事情も背景にあった。

以上、A…謙譲の実践、B…程朱の主唱、C…贈物の拒絶についてみてきた。通信使たちは肉体的、精神的な負担の大きい状況下にあつても、朱子学の実践に腐心していたのである。かれらは日本人との応対のなかで徳を示すことを心掛けていた。日本人のなかには、理解の深度はともかくとしても、朱子学に感化される人々も現れていた。

では通信使たちは日本の学問状況をどのように捉えていたのであるか。元重挙の視点を中心にみていきたい。

(3) 日本の学問状況についての考え

かつて享保四年に使用した申維翰は、『海游録』に「我が国の諸賢の文集のうち、倭人の尊尚するところは、『退溪集』に如くはない。すなわち、家でこれを誦し、戸でこれを講ずる。諸生輩との筆談でも、その問う項目は、必ず『退溪集』中の語をもって第一義となす^{七三}」と書いた。およそ通信使の使行員は先行する使行録を読んで日本について研究したうえで来日していた^{七四}。少なくとも成大中は自らの使行録に『海游録』を抄録していることからこれを確実に読んでいたとみられる。元重挙も『海游録』を読んでいたか、もしくは成大中などとそれについての対話を交わしていたものと考えられる。重挙は日本で李退溪集が根付いていることに期待を寄せていたのであろう。

しかしながら重挙は帰路の六月一四日、日本にはじっさいには『李退溪集』が十分に伝わっていないと判断する^{七五}。日本に入っている朝鮮の書物は『懲毖録』『兵学指南』『考事撮要』などの若干の書にすぎなかった。もし家々に『退溪集』があれば、徂徠の「兇戾諛僻之論」も批判できるようになるはずだ。ところがいま李退溪の全集をひとつとして見ることがない。重挙は、対馬の人が日本に李退溪集を十分に伝えなかったためにこのような状況を生み出したものとみて、「馬人無識、國中無学なり」と批判する。重挙は以前、日本の学者が李退溪の書を貴ぶべきことを分かっていたのではないかと魯堂に問うたことがあった。それにたいし魯堂は、使行を通じて李退溪の名前を聞いただけで、まだその文章を見ることができていないので、そのことを責められると日本の学者たちはたいそう気持ちがふさがることになるうと言った。そこで重挙は、日本の学者の論説で不十分なところは、ただ程朱の学問を分かっていただけだから、使行に臨んで『聖学十圖』『擊蒙要訣』『喪禮備要』『童蒙先習』を持ち込まなければならぬと考える。「彼中論説、未だ到るに及ばざるは、唯だ程朱学問を知らざるのみ」だからである。そして今後通信使行があるときには、論争的な学者のことを念頭に置いて、これら性理誠正の説を開くことを心得ておくべきだと考える。

『海游録』では、『懲毖録』のような軍事にかかわる書物が日本に伝わっていることについて、「賊を探りながら賊に告げる」ようなもので、「国家の紀綱が厳かでなく館訳の私的取引がかくの如くである」と嘆いていた^{七六}。享保年間には通信使の目的として倭情偵察の比重が大きく軍事面での日本にたいする警戒がなおも大きかったと考えられるが、宝暦年間には軍事的警戒心は以前に比べて小さくなっていったと考えられる。宝暦年間には軍事面での警戒心よりもむしろ、日本で徂徠の「兇戾諛僻之論」が横行し、性

理学（朱子学）が根付いていないことこそが問題となっていた。

日本人たちのなかには、筆談唱和を「文戦」として捉える者もいた^{七七}。たとえば「余、武士なり。〔中略〕万一文祿の変のごとき有らば、何ぞ先づ以て登りて敵を斬り鬼將軍の後に従うことを知らず。〔中略〕近年文思ふこと日び減ず。一詩を作らんと欲して呻吟すること数日、令を藉りる宦暇有り。悪くんぞ能く遠人と与に捷なるを頃刻に於て争ふか^{七八}」、「凡そ文陣之れ韓客を逆^{むか}ふや、攻むる者、守る者、極戦する者、結屯する者、皆な期在るを要するは允當なり^{七九}」とあるように、みずからの武士としてのアイデンティティである「武」を「文戦」に仮託している。しかしながら通信使は日本人たちがこのように「戦」を求める姿勢にたいしては否定的である。たとえば横田元準【表1・440】が「貴邦の学化するを問はんと欲し、却て議論に及ぶなり。大凡学問の道、各おの見る所有り、若し其れ之を議論するに至るは、日夜其の力を竭くして筆戦に及ぶと雖も、理敢へて盡くさざるのみ」と問うたのにたいし、南玉は「敢へて議論する勿れ。論すれば必ず交誼を破る。惟れ能く唱和するを以て雅懷を述ぶ」と答える^{八〇}。通信使は「議論」をして争うことになること「交誼」を破綻させてしまうことを懸念し、「文戦」を望んでいないのである。

重挙は帰路対馬にて、日本での学問の状況について総括する。日本で「文風」が日々開けてきてすこしずつ変わりつつあるのだが、「蛮国」のなかでまだ出てくるに及んでいないものは、まことの学問であると考えた^{八一}。重挙は道中で学問について語れるだけの人を得たら、たとえ百忙中であつても学問の方法を説き、そのときには次のように言つたと述懐する。

日び賢士に接し、黙して風謡を察す。貴国文明の運、將に日び闊かんとす。天地の氣、北より南、安んぞ南海の内を知り、復た一亭を開かざるか。運會や。惜しむべき所は、正学明ならず、邪説喧嘩なり。便ち牛山雨露の萌、旋^{やが}て牛羊の喰を被る。学問、之を味はふこと甘く、之を彩ること白なるがごとく、旁芸・雜技なりと雖も、是れ学びて明らかにするに資さざる莫し。貴国文体、之れ変はらず亦た座すは、斯学之れ講ぜざるなり。もし一箇豪傑の士を得、理を窮め敬に居し、正学を明らかにして之を倡^{みちび}かば、則ち以て貴国聡敏にして善を樂しむるの人、夫れ豈に一変して斉に至り、斉一変して魯に至るの休^{よそひ}無からんや。幸はくは相ひ与に努力し自画自棄の科に陥る無からん^{八二}。

日本の文明の運びは、日々啓かれてきている。しかし惜しいことに、「正学」が明らかになっておらず、「邪説」がやかましく唱えられており、牛山が雨露の恵みで芽生える、かえって牛や羊に食われて芽を摘み取られるような状況^{八三}にある。学問は旁芸や雑技でも学んで明らかにするのに資するものである。日本の「文体」が変わらないままでいるのは儒学を議論しないからである。もし豪傑の士大夫がひとりでもいて、窮理・居敬につとめ、正学を明らかにして導けば、聡敏で善を好む人は、きつと斉国が一変して魯国のような文化国家に至る喜びが得られよう^{八四}。ともに努力し自画自棄の科に陥ることがないようにしたい。

以上のように、重挙は現在の日本では「邪説」「兇戾詖僻之論」が横行しているが、「正学」を明らかにして窮理・居敬といった内面の修養につとめるよう導けば、「文明」がひらけてくるものと期待しているのである。重挙に「邪説」の横行が厄介なものと映じたことはたしかであろうが、必ずしもそれが彼に思想的衝撃をもたらしたものとまでは言えまい。朱子学にたいする自負心はまったく揺らいでいない。それどころか日本にも朱子学が普及していくだろうと樂觀視しているのである。

本節では以上のように、まず『日観記』を根本史料として、宝暦度通信使と交流のあった日本文人五〇〇名を整理した。つづいて『乗槎録』より通信使の四文士の態度・心構え、実際の応酬の場面を具体的にみたうえで、重挙らの目に日本の学問状況がどのようなものとして映じていたのかを検討した。次節ではこれを踏まえ、朱子学正学派の形成にかかわったとされる那波魯堂【表1・146】、西山拙斎【表1・169】に即してその交流の様相を具体的にみていく。

第三節 那波魯堂・西山拙斎と宝暦度通信使との交流

(1) 那波魯堂・西山拙斎のみた宝暦度通信使

那波魯堂(一七二七〜八九)は播磨国姫路の生まれ。名は師曾、字は孝卿、号は魯堂。寛保三年(一七四三)、弟の奥田元継【表1・56】とともに摂津西宮に赴き、岡龍洲(岡白駒、一六九二〜一七六七)に従学する。延享四年(一七四七)、龍洲に従い京に移る。宝暦六年、聖護院宮忠誓法親王(一七二二〜八八)に召されて侍講となり、寺城内に家塾を設けた。この時期に西山拙斎(一七三五〜九八)が入門する。魯堂は宝暦八年に初

めて朱子学を唱えるようになり、翌年中村明遠（蘭林、一六九七〜一七六一）に学を問うた。宝暦十四年一月二十日、通信使が浪華に到着し、魯堂は接伴使に従って往復ともに同行した。明和三年（一七六六）、菅茶山（一七四八〜一八二三）が入門、頼春水（一七四六〜一八一六）が来遊。安永七年（一七七八）十月、阿波藩主蜂須賀治昭（一七五八〜一八一四）の招聘に応じ、翌年徳島に赴任し、そこで藩儒として晩年を過ごした^{八五}。

魯堂と通信使との交流については、詩文唱和集の『東游編』などで知られてはいる^{八六}。また戦前には猪口繁太郎が『四国正学魯堂先生』のなかで魯堂と通信使との間で交わされた筆談集の「韓人筆談録」を抄録しているが^{八七}、その原本は戦災で焼失したため現状では猪口の抄録史料に依拠せざるをえない。本節ではこれまで用いられてこなかった使行録も加味して魯堂の言動を検討する。魯堂は使行録にもっとも頻繁に登場しているので、これまでの研究では見えてこなかった側面も浮かび上がってくると考えられる。つぎに引く史料は魯堂の伝記のうち、通信使との接触に言及する部分である。

魯堂始め護園学を信ず。後頗る其の語の矛盾多く、文字も亦た敗闕する多きを覚え、幡然と猛省す。更に程朱諸公の書を取り、従容として潜翫し、心に会する有り。朝鮮使来聘なり。其の参佐綱紀は、学識を有する者を選ぶを聞く。請ひて接伴使に従ひ、与俱^{とも}に東行す。乃ち其の学士南玉・書記元重等と与に、疑難討論し、益宋学の是にして、時学の非なるを知るなり。遙に拙齋に寄せて書し、旧学を捐てしめ、且つ南玉諸客に見ゆるを勧む。拙齋乃ち復た大阪に往き、魯堂に従ひて諸客客館に於いて稠き人広座中に会す。座己に定まり、重挙に問ふに持敬の工夫を以てし、以て其の答ふる所を觀れり。是時護園学盛行す。聘使経る所は、西筑前より、東江都に至り、往来すること六百里を垂る。其の間接見する所、率そ数百人を下らず。訳語筆話、王・李の古文辞に非ずんば、則ち訓詁記誦なり。未だ嘗て一言も修省の事に及ぶ者に見へず。是に於いて重挙大いに拙齋を奇^{あや}しむ。即ち答ふるに妄語せざるより始むを以てす。其の箋を相伝し、徧く同人に示し、乃ち互相目し、満座翕然として拙齋に属目す。拙齋も亦た憬然として感悟する所有り。問答終日にして、雑事に及ばずして退き、遂ひに魯堂に従ひて京師還れり^{八八}。

魯堂は宝暦年度通信使の来日の折、使節との接触を期に宋学（朱子学）の正しき、時学（徂徠学）の誤りに確信をもつにいたつたのである。そこで魯堂は西山拙齋にも通信

使との面会を勧めた。使節は筑前から江戸までの経由地で数百人の文士と接見したものの、当時の日本では護園学（徂徠学）が流行していた。そのため筆談では王世貞・李攀龍の古文辞か訓詁記誦の話題ばかりで、一言でも修省のことに議論が及ぶ者に会うことのできない状況であった。そうしたなか拙齋が通信使の客館にて元重挙に持敬工夫のことを質問した。すると元重挙は拙齋をたいへん珍しく思い、『小学』の「妄語せざるより始む」に言及して答えた。拙齋は憬然と感じて悟るにいたった。

西山拙齋は宝暦度通信使との接見から八年後、儒者仲間にむけて現在の学問状況にたいする批判を喚起させるため、通信使との接見当時のことを述懐して次のように述べる。

余嘗て韓人と唱酬す。問異端の弁に及び、元書記玄川答へて曰く、「異端の説、何時もこれ無からんや。凡そ正理に背き新奇を尚ぶ者、皆是なり。実理明らかなるに頼りて、挙げて白日の魑魅に帰する」云々と。今斯の語を味す。蓋し夫れ偽学覇儒にして、正学を排撃する者を斥する言も亦た異端たるなり。後生は唯だ仏老の異端たるを知る、而るに儒中自ら斯の害を有するを知らず。此れ余の嚮問を有する所以なり。謂ふ所の正理は、堯舜三王の相授受する所、孔孟程朱の伝ふる所の道是のみ。循りてこれを奉し、これを正学と謂ひ、違ひてこれに背く、これ異端と謂ふ。何ぞ必ず独り乱倫の徒をたふさ潔聖乙へて後始めて異端を称するか。爾らざれば則ち楊墨五伯も、亦た名教中人にして、大にして二氏異端なるの比に非ず。而るに孟子これを闢よけこれを擯しりぞく。何ぞ其の勲々たること彼の如くすか。但だ二氏の道、韓子の謂ふ所は其の道たる所を道とするは、聖賢の道と与に、全く相似せず、白黒迥別するが故に其の異端たるは、本より弁じ易し。明李諸儒、及び此方時学の説のごとくに至るは、牀下に牀を架するに非ずんば、即ち朱を奪い雅を乱すなり。其の人心を炫惑し、後生を簧鼓すること、斯く甚だしきと為す莫し。学者固より適従する所を択ばざるべからず、亦た邪を閑するの心無かるべからざるなり。噫。玄川子の意、其の一隅を挙げ、余をして警省せしむるに非ざるか。而れども当時の旧習は未だ祛とかず、これを聴いて藐々とし、以て汎然たるの対を為す。今に八年、纔かに其の旨を曉さとる。鹵莽にして遅鈍なるを自悔自懲す。今故に此に拈出し、以て同志に示す八九。

かつて元重挙が「異端之説」は常にあり、「正理に背き新奇を尚ぶ」説がそれであると述べた。拙齋がこの説を吟味してみると、いわゆる「正理」とは堯・舜・禹の三王が

授受し、孔子・孟子・二程子・朱子が伝える道統のみであり、これに従うものを「正学」といい、これに背くものを「異端」というのだと考えいたった。「異端」は仏教や老荘思想のみならず儒学それじたいのなかにもあり、明の儒者たちや徂徠学の学説が人々を惑わすことが深刻である。学者はよりどころとして従うところを選び、邪を鎮める心を持つていなければならない。元重挙がこのような問題を警省させてくれたのだと拙斎は述懐する。

これらの史料は伝記史料、数年後の回顧であるため、通信使との交流当時のことをどれほど正確に記述しているのか注意する必要がある。とはいえ前節の議論を踏まえる、少なくとも、通信使が筑前から江戸までを経由する間に数百人の文士と出会ったこと、日本の文士のなかには、通信使との接見を通じて朱子学に感化された人がいたことは確かであろう。

ここで出会った数百人の文士については【表1】が参考になる。そのなかでも魯堂は通信使一行に同行して最も頻繁に通信使と交流を重ね、南玉・元重挙らと深く話し合うことができていた。たとえば南川維遷【表1:64】は、魯堂が通信使ともつとも親しく交際し、魯堂を通じて聞いたことが多いと述べる^{九〇}。

第一節でみたように、魯堂は徂徠学が流行する風潮と、徂徠学の方法論に批判的であった。かれは通信使との交流をつうじて朱子学の重要性を確信するようになったとみてよい。徂徠学（護園学）、「異端」にたいする批判はつぎのとおり整理できる。護園学を唱える者たちは、王世貞・李攀龍の古文辞学や訓詁記誦ばかり議論し、修省のことにほとんど議論が及ばなかった。また「正理」は道統にあるのであって、このような「正学」に背くものを「異端」ということ、明代の儒者や徂徠学は人心を幻惑することなどを元重挙と議論してきた。朱子学の重要性への確信は、徂徠学批判の裏を返せば、内面の修養と正学に立脚することの重要性を認識するようになったことを示す。拙斎が「持敬」について元重挙に尋ねたところ、重挙は拙斎に『小学』の「不妄語始」の文言を提示して答えた。知識を競うのではなく、内面的な修養、じつさいの身の処し方こそが大事である。また拙斎は、学者はよって立つところを選ばなければならないと考えた。つづいて通信使側の史料をつうじて魯堂との交流を具体的にみていくこととしたい。

(2) 通信使のみた那波魯堂・西山拙斎

一月二五日から五月六日までの魯堂の行動を使行録にもとづいて整理したのが【表2】

である。これも膨大な量になるので、【表1】につづけて本論全体の末尾に付している。この表から魯堂がほぼ毎日通信使と会っていたことが理解できる。通信使と魯堂の出会いには往路の大坂であったが、ここでは通信使が多数の文人たちと出会っており、この時点では魯堂の存在はほかの文人たちに埋もれている（一月二三日～二五日）。京や名古屋、江戸などで通信使が多数の文人と交流した日にも魯堂の姿はほとんど見られない。しかし道中で魯堂と通信使は交流を深めていく。魯堂が通信使に同行して十数日となり、通信使との間で互いの気を許すようになってきたころであろうか、二月八日には「国情」について「劇談」を交わすようになった。二月一九日には五行説について、三月一三日には風俗について対話している。同一七日に重拳は魯堂たちのために音楽を聴かせてあげ、魯堂と朝鮮の『龍飛御天歌』について対話する。また『乗槎録』の三月一〇日条、五月七日条、六月一四日条はそれまでの出来事を小括・回想する内容であり、ここでも魯堂について多数言及している。四月七日から五月三日まで魯堂と通信使との直接の接触がないのは、四月七日に発生した崔天宗殺害事件をうけて、通信使の客館からの出入り、日本人の客館への出入りが禁止されていたからである。ところで【表2】を見ると、魯堂のみならず接伴僧たちや医者富野義胤（仲達、一七三三～九一）【表1・147】も通信使に同行し、ほぼ毎日魯堂とともに通信使の宿所にやってきて交流していたことがわかる。魯堂が以酹庵の許可を得て随伴僧を警固する名目で通信使につき従っていたことに鑑みると、通信使に同行していた長老や接伴僧たちの動向についても、今後掘り下げていくべき余地が大きい。

魯堂は通信使の目にとどるように映っていたのであろうか。魯堂は南玉を「知己」と称して慕い、日本の文士たちと通信使たちとの問答の仲介役を買って出ている。たとえば筆談唱和集『品川一燈』にみられる澁井太室【表1・403】・今井兼規【表1・420】・木村貞貫【表1・424】らと通信使との交流のなかでは、魯堂が日朝文人間を仲介している^{九一}。また魯堂は思ったことを率直に言うが、思慮が足りなかったと思に至るとたちまち畏ま^{九二}って詫びるように、感情を表に出しやすい性格だったとみられる^{九三}。重拳は魯堂のこのような飾りのない「赤心」を敬愛していた^{九四}。五月六日の離別にあたり、魯堂が涙を流して別れを惜しんでいたことは複数の使行録からも確認できる。こうしたことも念頭に置きつつ、通信使との具体的な交流の様相について検討していく。ここではA…日朝関係、B…学問をめぐる対話についてみていきたい。

A…日朝関係

重挙と魯堂は秀吉について論じたことがある^{九四}。魯堂は秀吉が国を掌握したことに
ついて、「弊邦開闢するの後、大いに乱れ本国に毒を流さんとし、甚しきは貴国に於い
てす。豈に貴国の深讐を為すこと止まんや。但し弊邦、嘗て貴国九世必報の志有るを疑
う。馬人時に疑ひ之を眩ます有る故、國中尚ほ未だ能く放心せず」と言った。それにた
いし重挙は「既已に東武に手を假り、殲殄して之を滅し遺類無し。伊来二百年、通信賀
暗相属し東武に在らば、則ち息有り怨無し、恐らく信義の盡さず相孚るは難きのみ。豈
に他意有らんや」と言った。そこで魯堂は「假手」の二字を手どって「二字説着する
ころ極めて明白なり。馬人、千般疑乱すると雖も、弊邦、當に永く疑慮を積すべし」と
言った。

他方で重挙は魯堂にたいし朝鮮の国中で「[対馬]倭より狡なる莫し」と言っている
ことについてどう思うのかと尋ねた^{九五}。魯堂は「辺事」については「辺臣」が主に掌っ
ているので、「内国之人」は実際のこととはよくわからないと答える。対馬、肥前、薩摩
の諸国がそれぞれ朝鮮、中国、琉球を接待しているが、これら「辺臣」は以前より「誠
信」がないので、昔から狡猾だと言われてきた。秀吉が日本を統一して、日本中でこれ
らの諸国が狡猾だということは誰もがわかるようになった。これを自力で解決すること
はできないが、「狡詐反復するの人」はこの国でもあるものだと言って大笑いした。

以上のように、魯堂と重挙との間で秀吉と対馬についての話題があったことが確認で
きる。魯堂は秀吉のことで朝鮮が日本のことを恨んでいるのではないかと疑っていた。
それにたいし重挙は、豊臣の一族は徳川の手を借りて殲滅したので、徳川にたいしては
恩恵があっても恨みがない。むしろ信義を尽くせなくなることをほうを懸念していると
述べる。朝鮮では、対馬が私利をむさぼり「誠信」にもとる現状を作っている状況を問
題視しており、幕府に対馬を牽制してもらうことを望んでいた。もともと、この史料は
重挙が書いたものである点には注意が必要ではあるが、少なくとも対馬を問題視するこ
の認識を魯堂と共有していたと考えられる。魯堂が対馬・秀吉を批判していたことにつ
いては元重挙のみならず南玉も書いていた^{九六}。通信使一行の対馬にたいする厳しい視
線については、南川維遷も述べている^{九七}。維遷は、南玉が対馬を黜抄すべきだと考えて
いたことや、鈴木伝蔵一件に関して通信使一行が怒りを表明することに納得しているの
である。

つづいて学問についてみていく。まず徂徠学・明儒にたいする批判である。

二月一二日の記事で魯堂は、洪範が五行説を牽強付会だと批判したことに触れ、五行説にたいする疑問があると重挙に尋ねた^{九八}。すると重挙は、明儒が程朱の説を排斥するために言った誤りを踏襲していると魯堂を批判し、陰陽五行説を説明し始めた^{九九}。重挙の書いた説明を読んで魯堂はつぎのように答えた。「此れ乃ち物茂卿が之れ明儒の説を得、而も国中に唱言する者なり。曾も亦た些か疑心有り、質問せんと欲するを思ふ。曾、今ま雲を披き天を觀、終ひに霜雪凜々たり。曾、本と物氏の徒に非ず。此の紙を操りて以て他人を誨へんことを請ふ^{一〇〇}」。重挙は、筆談は乱れていて誤字落字も多いので他の人に見せるに値しないと謙遜する。しかし魯堂は、「此れ恰も當に一部周易たるべし。大なる学問を觀るに足る。且つ誤字無し。曾、當に繕写して人に伝へ示すこと幸ひなり^{一〇一}」と他の人にも伝えたいと答える。

このように魯堂は、徂徠学・明儒にたいする批判を、重挙との筆談をとおしてほかの人たちにも伝えようとしたのである。もつとも、ここでのやりとりが実際に伝えられたかどうかは、いまは確認することができない。しかし魯堂が重挙との対話のなかで朱子学を重んじ、徂徠学・明儒を批判していたことは確認できる。

つぎに学問の実践である。前節でもみたように、重挙らにとつて学問は、知識を競い相手の優位に立つことではなく、聖人の道を追求することであり、実世界における実践こそが大切なものである。通信使がどのような行動、態度を取っていたのかに注目できる。ここでは習俗をめぐる場面をとりあげてみていきたい。重挙は復路の三月一三日に小田原にて魯堂との対話をつうじて、二月一日のことを思い出す。

通信使の四文士は最初日本に入るときに約束して、女色を評論しないようにしていた。二月一日、大垣に着いた夕方のことである。日本の儒者が五人やってきて魯堂らとともに話しはじめ、名古屋・京・大坂の女性の優劣が話題となり止まらなくなった。そこで重挙が「貴国、脂粉大に盛んなり。淫を誨うるに渉るを恐る」と書き示したところ、そのなかのひとりが「使行來るを聞き、觀光する男女、皆な各おの其の容飾を盛んにす。此れ淫を誨ふるの意に非ず」と答える。それにたいし重挙は「もし容飾、冶容あずかに与るは、子言ふ齋いっ戒まもむれば上帝を祀るべし^{一〇二}の意を信ずるに異なる有らば、独り之れ貴国を言ふべからざるか。大抵脂粉の巧、太だ盛んなり。貴国男子、多く夭折するを聞く」と書いた。するとその人はその紙を持ち、座にいる者に転示して隅々の人まで見せたあ

と、みな額に手を当てて礼をし、答えずして去った^{一〇三}。

重拳はこの出来事について、三月一三日、小田原にて魯堂との対話をつうじて思い出す。重拳は魯堂に路傍の人たちの化粧が往路に比べて薄くなったと書くと、魯堂は笑って「過化存神の妙を見るべき」だと書いた。重拳が当惑していると魯堂は、かつて大垣で誨淫を戒めたことを忘れたのかと答えた。重拳はようやく思い出し、魯堂にからかうのをやめてくれと言った^{一〇四}。すると魯堂は顔つきをあらためてつぎのように書く。

弊邦の人、使行を視ること天仙下降するがごとし。学士諸公の言に至るは、則ち片言隻字、国中に流伝すること、置郵より速やかなり。伊の日、大垣諸儒、先生筆談を得、相ひ語り曰く、先生此の言我に在るは、一国の人以て民艸を寿ぐを謂ふべしと。僕も亦た語りて曰く、真に国を医すの言なり。四人出て之を言ひ、転じて相ひ伝布する故、路中僕に問ふ者甚だ多しと。皆な曰く、朝鮮学士、我が脂粉の太だ盛なるを譏り、淫を誨ふる有るに至るの譏り云ふ、信なるや否やと。僕も亦た伊の日先生に聞く所の者を以て之に答ふ。其の後、婦女輩皆な甚だ羞媿し、脂粉を以て面を露すことを欲さず。此れより大坂千有余里、先生第^ただ之を觀よ。童女の外に必ずや脂粉を塗り狼藉する者無し。僕何ぞ敢へて先生を戯るや^{一〇五}。

日本の人たちは通信使を天の神仙が下降するかのように見ており、学士諸公の言葉は片言隻語でも国中に速やかに流伝する。大垣で重拳たちとの筆談を経て、魯堂と大垣の儒者たちは、通信使の言葉は民草を長生きさせる言葉である、国を癒す言葉であると話があった。儒者たちが通信使のことを互いに伝えて広まったので、道々で魯堂に尋ねる人が増えた。魯堂は、日本人が化粧を盛んにして容色を飾っていることを朝鮮の学士がたしなめたことについての真偽を尋ねられた。そこで魯堂が、通信使が身を清めることの大切さを説いた話をする、道行く人たちが化粧をしなくなった。

重拳はみずからの言行がこのように日本で広がっていることを驚いた。それがもし軽率な冗談でも伝わったとしたら恥ずかしいからである。しかし魯堂は、すばらしいことばでない限り伝わらないし、軽率な言動も聞いたことがないと答える。重拳はここから「行、当に自ら勉みて点検すべし。彼の人に対するの時、動作言語、悔やみて追ふべからず^{一〇六}」と、言動を自ら点検することの難しさを実感するにいたった。

このようなやりとりもあってか、重拳についての風聞が各地で広まったようである

一〇七。富野仲達は、京や江戸の文士は「諄諄として教誨すること厚きは、啻だに父母の子弟を訓おしなるご」ときのみならず」と言い、魯堂は「学士諸公、一たび吾邦に至る、而して異端邪説は一たび皆面を革む」と言った。重拳の視線を介している点には注意する必要があるが、日本人たちのなかには重拳に感化されていた人もいたことが理解できる。

以上の場面について、うがった見方をすれば、魯堂やここにでてくる日本の儒者たちが重拳にたいし敬服する態度を、慇懃無礼なものと捉えることもできるかもしれない。しかし魯堂の「赤心」という性格に鑑みると、かれからそこまで屈折した認識を読みとることは難しい。重拳は、みずからの言動をとおして路傍の人びとの風俗が質素なものに変わり、感化されたことを、魯堂の言葉を通じて知った。魯堂の言葉には多少の誇張もみられるとはいえ、重拳の態度に感化された人々がいたことは否定できない。

また、朝鮮が日本を中華の文明に徳化させることを目的としていたことに鑑みると、一見するとこれは「学問」の「成果」を示すことができたものともみられる。しかし重拳は、日本の人びとを天のもとに感化させることができたとしても、おなじ天のもとではみずからの言行はなおもいたらぬものであると考え、さらに修養に進もうとするのである。知識を競い相手の優位に立とうとすることは次元のちがうものと考えられる。

さて、魯堂が西山拙齋に朝鮮通信使との面会を勧めたこと、拙齋が元重拳との対話を通じて朱子学の重要性を確信するに至ったことは上述した。ところが重拳の『乗槎録』には拙齋についての記述が見られず、『日観記』の四月六日条で大坂の多数の文士たちのなかに混じって名前だけ言及されるにとどまる^{一〇八}。ほかの使行録にも拙齋の名はまったくみられない。拙齋のそのような位置づけに比べて、元重拳や南玉らは大坂で出会った文士として大典禅師【表1・150】や木村兼葭堂【表1・57】について多く述べる。その理由のひとつとして、拙齋と通信使との交流があつた翌日に崔天宗殺害事件が発生し、通信使と日本人との接触が禁じられ、五月二日に犯人の鈴木伝蔵が処刑されるにおよび禁止が解かれたという慌ただしい状況であつたことが考えられる。このような状況なのか、大典は僧という身分上、通信使の客館に出入り可能であつたために通信使との交流を続けられ、崔天宗事件についての情報提供をおこなうなどして通信使から信頼されていた^{一〇九}。また兼葭堂は大坂で日本の文士たちと通信使との交流を仲介する役を務めた^{一一〇}。通信使からみた拙齋は、大坂で出会つた大勢の文士のうちの一人にすぎなかつたのであろう。通信使側としては、連日筆談の席に多数の人が訪れて肉体的、精神的疲労も重なつてか、いちいち記憶するにいたらなかつたと考えられる。

拙齋にとっては通信使との接触が大きな意味をもっていたと考えられるが、通信使の記録には拙齋がほとんど出てこない^{二一}。そのため拙齋と通信使との交流の内実をこれ以上探ることは困難である。とはいえ、通信使との応酬の様子や風聞の広がり、四文士が学究の立場を堅持していたこと、元重挙が「謙讓」につとめたこと、重挙が学問について語れるだけの人に会うと学問の方法を説いていたことについてはこれまで具体的にみてきたとおりである。これらもあわせてみると、拙齋が重挙から『小学』の「不妄語始」の文言が提示されて豁然と悟りを得た逸話は、通信使との交流をつうじて朱子学を実践の問題として受け止める者がいたことを示す。

おわりに

宝暦度通信使との交流には多彩な人々が参加していた。社会的地位が不安定、ないしは陽の目を見ない儒者、文士たち、あるいは戦でみずからの社会的存在意義を見出すことのできなくなった武士たちの多くは、みずからの存在意義を見出すため通信使との筆談、「文戦」に期待をかけたと考えられる^{二二}。

しかし通信使たちは「戦う」意思がなく、それを望んではいなかった。通信使たちは日本で朱子学が実践されることを期待していたのである。通信使の四文士たちは、筆談のなかで『小学』を引いて「誠正」を称することと、日本文士からの贈り物は受け取らないことを実践しようとした。実際のやりとりをみると、元重挙にとっては『小学』の知識の有無ではなく、それを実践しているのかどうか重要であることがわかった。通信使たちは慣れぬ異国での旅のなか、連日何十人にもわたる日本人たちへの対応に追われ、肉体的、精神的に大きな負担がかかっていた。しかも日本人のなかには無礼な振る舞いをする者もいた。それにたいし元重挙は「君子の人を愛するや徳を以ってす」という『礼記』のことばを挙げながら徳を示した。その結果、態度を改めて拝む人々も現れた。

宝暦度通信使の目にはたしかに徂徠学は目立つ存在ではあったが、学問・詩文を行なう人が日本に増えており、学問の裾野が広がっていたこともまた事実である。ただしその多彩な層は必ずしも「正学」を実践する者ばかりではなく、その多くが「異端」を唱えていたために、通信使は風紀の是正が必要だと考えた。そこでかれらは身をもって『小学』の実践を示していったのである。通信使が古学、徂徠学を異質なものとして受け止

め、朝鮮に伝えたことは事実ではあるが、朝鮮では徂徠学が思想の転換を迫るほどの衝撃としてまでは受け止められなかったのではないだろうか^{二三}。むしろあくまでも朱子学の枠組みを堅持してそのなかで徂徠学も受け入れ、日本で儒学が広がりつつあったことを歓迎していたと考えられる。通信使にとつては日本にたいする軍事的警戒心は以前と比べて小さくなったが、こんどは徂徠学などの「邪説」が横行し道徳的退廃が蔓延していることが問題となっていた。しかしこれは「正学」である朱子学を学ぶことにより克服できるだろうと展望している。

そもそも徂徠学が流行し風紀を乱している風潮にたいする批判をもつ者は当時の日本にもいた。日本における宝暦度通信使との交流の受け止めかたについては二つの層に分けることができる。ひとつは通信使との交流をつうじて朱子学を実践することの重要性を確信した人々である。かれらは風紀の退廃を自覚しその克服を目指そうとした。もうひとつは、風紀の乱れにたいし無自覚で、通信使を神仏のごとく憧憬の対象とみなし感化される人びとであった。那波魯堂や西山拙斎らはこのうち前者に含めることができる。魯堂らは、徂徠学系の儒者・文人たちにより詩文が隆盛して風潮が乱れていたことを問題視し、朱子学にもとづいて道徳を実践することの重要性を認識していた。そのおりに宝暦度通信使が来日し、通信使たちはまさに朱子学を実践していたのである。このようにみると、古学（徂徠学）が朝鮮に伝わり、もって日朝の学術上の力関係が「逆転した」とする評価は、興味深いものではあるが、再考の余地もあるように思われる^{二四}。

また通信使側が対馬の「功利」を問題視していた点にも注意しておきたい。通信使の目には対馬の「誠信」にもとり私利を追求する「功利」が問題ある行為と映じており、かれらはそれを批判的に捉えていた。かれらが徂徠学ないしは明儒の詩文に陥り道徳を軽視していたことを批判していたこともあわせてみると、「道徳の軽視」という風潮が蔓延していたという点においては問題が通底している。通信使は「辺境」に徳が及んでいないことを問題視していたものと理解できる。いっぽう日本人には、通信使に直接贈り物を渡しても拒絶されるので、その中間にいる対馬藩士（朝岡一学）を介して通信使に贈り物を渡そうとする者もいた。しかしそれでも通信使は贈り物を受け取ることがなかったのだ、結果的に朝岡の私腹を肥やすだけにしかなかった。対馬についての対話は魯堂と重挙のあいだもみられはしたが、魯堂は対馬についてそれほど深刻な問題とはみなしていなかった。対馬をめぐる日朝間で認識の相違には深いものがあつた。

前章でもみたとおり、南玉・元重挙は帰国後、通信使の改革を訴える。かれらは日本

の徂徠学にたいする牽制、対馬にたいする牽制に幕府の権威・力量を期待する。易地聘礼方針には宝暦通信使来日時に頭在化していたこのような課題の解決も目指されていたと考えられる。

最後に「異学の禁」との関連について展望しておこう。西山拙斎は後年、朱子学を基軸とした学制改革を柴野栗山に建言した。栗山はそれを「上書」として松平定信に提示し、定信が「異学の禁」を発した。定信は武士教育において、「小学」で学んだ道徳を「下地」としたうえで、多様な政治的人材を育成させようとした。すなわち朱子学を「正学」として確定し、その理念と権威でもって、社会統合論や教化論および武士教育論を寛政改革のうちに組み込み、一定の成果をあげた^{二五}。ところでここまできてきたとおり、宝暦度通信使の四文士は日本に来てもっぱら『小学』を説き、朱子学の実践を態度で示していた。通信使たちは日本社会で道徳の基礎的素養から身につける必要性があることを暗示していたようにも見られる。

拙斎じしんは幕府の学制に直接関与せず、郷里で朱子学に立脚した教育を実践していた。戊申年（天明八年、一七八八）に飢饉のため通信使を延期することを聞き、諸侯や民力をのばすことこそが優先すべき課題だと書いた^{二六}。拙斎は幕府の学制に関与しなかったが、かれの人間関係をとおして柴野栗山・岡田寒泉・尾藤二洲・古賀精里らが幕府儒者として登用されるようになった。

柴野栗山【表1・430】は宝暦度通信使と交流していた。元重挙とのやりとりのなかで栗山は「使を請はんと欲すると雖も、今信使が経れば公私財力殫竭し、五六年内、実に更に之を請ふるの力無し」と述べており、通信使招聘にかかる経済的負担が大きい問題について通信使と共有していた^{二七}。ところが通信使は、栗山の詩文の実力は認めていたが、かれが「敬義」を失するところなどには不信任をもっていた^{二八}。

のちに文化度通信使との筆談唱酬で中心的役割を果たすことになる古賀精里は、宝暦度通信使来日直後の明和年間に畿内での人間関係を通じて朱子学への確信を強め、天明年間にはすでに佐賀藩で朱子学を基軸とした学制改革を行っていた^{二九}。精里は寛政八年、幕府の儒員に任じられ、『大学章句纂釈』（寛政一二年序）を編み、朱子学の実践を強調する。つまり幕府は朱子学を基軸として朝鮮に思想的立脚点を接近させていく動向のなかで、文化度通信使の応対に臨むようになるといえよう。

- 一 宝暦一四年六月に明和と改元するが本稿では宝暦に統一する。
- 二 三宅英利「幕藩体制展開期の通信使」(同『近世日朝関係史の研究』文献出版、一九八六年)、池内敏「近世後期における対外観と「国民」」(同『大君外交と「武威」』名古屋大学出版会、二〇〇六年 初出は一九九一年)。
- 三 崔天宗殺害事件については池内敏『「唐人殺し」の世界』(臨川書店、一九九九年)に詳しい。
- 四 李元植「明和度(二七六四)の使行」(同『朝鮮通信使の研究』思文閣出版、一九九七年)。
- 五 宝暦度通信使をめぐる論考は前掲李元植論文をはじめとして膨大にある。宝暦度通信使の使行録、筆談唱和集を体系的に研究した専著として具智賢『계미 통신사 사행 문화 연구』(癸未通信使使行文研究)』(宝庫社、二〇一一年)、張眞煥『계미 통신사 필담의 동아시아적 의미』(癸未通信使筆談の東アジア的意味)』(宝庫社、二〇一七年)がある。近年の日本語の論文ではたとえば伍躍「宝暦、明和年間の朝鮮通信使——十八世紀後期朝鮮士太夫の世界観——」(『東アジア研究』二二、一九九八年)、石川泰成「亀井南冥と朝鮮通信使の応酬唱和をめぐって」(『九州産業大学国際文化学部紀要』二〇、二〇〇一年)、高橋博巳「李彦瑱の横顔」(『金城学院大学論集 人文科学編』二二、二〇〇六年)、金文京「萍遇録」と「兼葭堂雅集圖」——十八世紀末日朝交流の一側面——」(『東方學』一二四、二〇一二年)、福島理子「朱子学者の夢——十八世紀朝鮮の儒者と日本の儒者の詩をめぐって——」(中野三敏・楠元六男編『江戸の漢文脈文化』竹林舎、二〇一二年)、池内敏「梅莊頤常と朝鮮」(同『絶海の碩学』名古屋大学出版会、二〇一六年 初出は二〇一四年)、高橋博巳「尾張文人と朝鮮通信使」(『国語と国文学』九四—一一、二〇一七年)、鄭敬珍『交叉する文人世界 朝鮮通信使と兼葭堂雅集図にみる東アジア近世』(法政大学出版局、二〇二〇年)などがある。韓国語論文では金聲振「南玉의 生涯와 日本에서의 筆談唱和」(南玉の生涯と日本での筆談唱和)』(『韓国漢文学研究』一九、一九九六年)、金聲振「癸未使行時の那波師會」(『癸未使行時の那波師會』)、『韓國文学論叢』四〇、二〇〇五年)、김보경「남옥의 『일관기』 연구: 대상·보기·쓰기 문제를 축으로」(南玉の『日観記』研究:対象・視角・叙述の問題を軸に)』(『韓國古典研究』一四、二〇〇六年)、金聲振「癸未使行時の筆談唱和와 大阪의 混沌社」(癸未使行時の筆談唱和と大阪の混沌社)』(『韓國文

学論叢』五四、二〇一〇年)、孫慧梨「成大中的 사행체험과 『日本録』」(成大中の使行体験と『日本録』)、『漢文学報』二二、二〇一〇年)、金聲振「癸未使行團의 大阪滯留記錄과 大典禪師竺常」(癸未使行團の大阪滯留記録と大典禪師竺常)、『동아시아 문화연구』(東アジア文化研究)』四九、二〇一一年)、한수희 『萍遇錄』을 통해 본 朝・日 學人의 友好와 그 이면 『萍遇錄』을 통해서みた朝・日 學人の友好とその裏面』、『漢文学報』二八、二〇一三年)、朴熙秉「조선의 일본학 성립: 원종거와 이덕무」(朝鮮における日本学成立—元重挙と李徳懋)、『韓國文化』六一、二〇一三年)、진영미 『日觀記』「唱酬諸人」의 인명 표기 유형과 특성—1764년 필담창화집 및 인명사전과의 비교 작업을 중심으로— 『日觀記』「唱酬諸人」의 人名表記類型と特性—一七六四年筆談唱和集および人名事典との比較作業を中心に—』、『溯上古典研究』五五、二〇一七年) などがある。また中国語圏では張伯偉「漢文學史上的 1764 年」(張伯偉編『風起雲揚』中華書局、二〇〇九年) などがある。

六 河宇鳳「朝鮮時代後期の通信使使行員の日本認識」(河宇鳳著、金尙基監訳、小幡倫裕訳『朝鮮王朝時代の世界観と日本認識』明石書店、二〇〇八年 原著は二〇〇六年)。

七 同書二六七頁。

八 夫馬進「朝鮮通信使による日本古学の認識」、一七六四年朝鮮通信使と日本の徂徠学」(同『朝鮮燕行使と朝鮮通信使』名古屋大学出版会、二〇一五年 初出はいずれも二〇〇六年)。

九 前掲夫馬二〇一五年、三二一頁。

一〇 前掲夫馬二〇一五年、二七九頁、三二〇頁。

二 現在、日本のみならず韓国語圏、中国語圏で通信使をつうじた学术交流を論じる潮流にあり、夫馬の研究がひとつの基軸となつていて、いつても過言でない。たとえば藍弘岳も徂徠学者と朝鮮通信使との間に競争意識を読み取り、徂徠学者の論争を志向する態度からナシヨナリズムの展開につながる一因を見出す(藍弘岳「朝鮮と徂徠学派」同『漢文圏における荻生徂徠』東京大学出版会、二〇一七年 初出は二〇一四年)。もっとも藍と夫馬とでは東アジアにおける徂徠学の位置づけにたいする評価が異なつている。夫馬は徂徠学が清朝考証学に匹敵するものであり朝鮮の思想界に影響を与えたと評価するが、藍は清朝においても朝鮮においても徂徠学はそれほど本質的な影響力がなかったと評価する。

三 夫馬の日本思想史理解は丸山眞男『日本政治思想史研究』の枠組みを踏襲している。すなわち朱子学が解体して徂徠学が登場し、それを否定的媒介として国学が登場するという構図である。その流れに通信使との学術交流を当てはめている。夫馬は丸山の「近代主義」的理解も踏襲し、徂徠学や考証学が近代学術の先駆であるとする評価を前提としている。

夫馬のこのような朱子学・徂徠学理解にたいし批判的な立場を取る論考もある。たとえば李暁源は夫馬の理解を「朝鮮は朱子学で停滞していたが日本は古学に発展するという結論をあらかじめ想定したものである」と批判する。李暁源によれば、むしろ日本の徂徠学は日本を儒教化する方向へ進め中華となる前段階のものとして意義があった。徂徠学は、儒教が担う社会政治的な実践性を矮小化していた日本の朱子学を批判しつつ、新たな突破口を求めようとしていた。それが古代礼楽にたいする探究であり、その同時代的実践であった。しかしながら幕藩体制の「武威」と儒教的「文明」は理念的には共存しうるが、礼楽のような可視的な制度として追及するとき両者は衝突せざるをえなくなる。徂徠学派の儒者たちは通信使との外交儀礼である筆談唱酬を武力による戦争の延長と考えていた(李暁源「通信使와 徂徠学派의 교류 양상과 그의 文明과武威의 차종과 충돌 그리고 소통의 가능성」・「通信使と徂徠学派の交流様相とその意味―文明と武威の錯綜と衝突、そして疎通の可能性―」『韓国文学』七七、二〇一七年)。また同「夫馬進의 조선연행사와 조선통신사」에 대한 비판적 검토(夫馬進の『朝鮮燕行使と朝鮮通信使』にたいする批判的検討)、『韓国漢文学研究』七五、二〇一九年)。

三三 「宋学」「程朱学」「性理学」ともいうが、呼称についてはここでは本質的な問題ではないので、本稿においては「朱子学」に統一する。「朱子学」の定義については子安宣邦「朱子学」『日本思想史辞典』ペリかん社、二〇〇一年)を参照した。日本近世における朱子学をめぐる研究史上の論点については綱川歩美「朱子学をめぐる論争」(木村茂光監修、歴史科学協議会編『戦後歴史学用語辞典』東京堂出版、二〇一二年)を参照した。

三四 本章の対象は朱子学正学派とその周辺に限定する。いうまでもなく近世初期から朱子学を実践する儒者に山崎闇齋学派があった。近世初期の闇齋学派と朝鮮とくに李退溪の思想とのかかわりについては阿部吉雄の研究はいりよく知られている(『日本朱子学と朝鮮』東京大学出版会、一九六五年)。闇齋学派と朝鮮朱子学の比較研究として

李豪潤「近世における日韓思想の比較研究―明清交替後の東アジアにおける自他認識の展開と転回―」（立命館大学博士論文、二〇〇四年）がある。本稿が対象とする時期の近世中後期における閩齋学派と朝鮮とのかわりについては別途検討も必要だと思われるので、これについては本章では考察の対象から外す。

二五 諸橋轍次「寛政異学の禁」（徳川公継宗七十年祝賀記念会編『近世日本の儒学』岩波書店、一九三九年）、丸山眞男「近世日本政治思想における「自然」と「作為」」（『日本政治思想史研究』東京大学出版会、一九五二年、二八二〜二八五頁）など。

二六 衣笠安喜『近世儒学思想史の研究』（法政大学出版会、一九七六年）、同「折衷学派と教学統制」（同『思想史と文化史の間——東アジア・日本・京都』文理閣、二〇〇四年 初出は一九六三年）、同「儒学における寛政・化政」（同『近世日本の儒教と文化』思文閣出版、一九九〇年 初出は一九七六年）、頼祺一『近世後期朱子学派の研究』（溪水社、一九八六年）、辻本雅史『近世教育思想史の研究——日本における「公教育」思想の源流——』（思文閣出版、一九九〇年）、眞壁仁『徳川後期の学問と政治——昌平坂学問所儒者と幕末外交変容』名古屋大学出版会、二〇〇七年、奈良勝司『明治維新と世界認識体系―幕末の徳川政権 信義と征夷の間―』（有志舎、二〇一〇年）など。

二七 朝鮮国王が明清時代の中国北京に派遣していた外交使節（前掲夫馬二〇一五年、一頁）。

一八 前掲阿部一九六五年。

一九 中村栄孝『日鮮関係史の研究（下）』（吉川弘文館、一九六九年、三八〇頁）、前掲三宅一九八六年、三七六〜三七七頁。

二〇 張舜順「朝鮮後期 通信使行의 製述官에 대한 一考察（朝鮮後期通信使行の製述官についての一考察）」（『全北史学』第一三輯、一九九〇年）。

二一 「かの使者来聘ごとに、必筆談唱和あり、天和正徳の頃よりして、その事や々盛なり」（『通航一覽』卷三、二六三頁）。じつさい、天和度通信使より筆談を行う人びとの層と筆談唱和集が急増する。李元植「筆談唱和集総目録」（前掲李元植一九九七年、六四八〜六六五頁、初出は一九九一年）、高橋昌彦「朝鮮通信使唱和集目録稿（一）」

（『福岡大学研究部論集A人文科学編』六一八、二〇〇七年）、同「朝鮮通信使唱和集目録稿（二）」（『福岡大学研究部論集A人文科学編』九一一、二〇〇九年）。具智賢は天和度通信使との交流に画期を置いている（具智賢「통·신·사·를·통·한·한·일·문·화·교·류

의 전개 양상」『친초문고서목해제』 소재 필담창화집을 자료로 하여 「通信使をつうじた韓日文学交流の展開様相」『浅草文庫書目解題』所在筆談唱和集を資料として——』『통신사 필담창화집의 세계』〔通信使筆談唱和集の世界』』宝庫社、二〇一一年、九～三二頁）。

三三 三宅觀瀾「支機問談」〔『七家唱和集』国立国会図書館蔵〕。前掲阿部一九六五年、四六七～四六九頁。

三四 申維翰『海游録』（姜在彦訳、平凡社、一九七四年、三〇七頁）。

三五 近年、河宇鳳は正徳度通信使との交流について加賀藩の人物に即して研究を行なっている（「1711년 신묘통산사행과 가가번의 문화교류」〔一七一一年辛卯通信使行と加賀藩の文化交流』『조선시대 바다를 통한 교류』〔朝鮮時代海を通じた交流』』景仁文化社、二〇一六年）。

三六 『通航一覽』卷三、二八七頁。典拠は『柳營日次記』『御触書』。同様の触書は以後宝暦度まで継続して出される。

三七 『縞紵風雅集』卷一一（関西大学出版部、一九七九年、二一五頁）。

三八 新井白石「朝鮮聘使後議」〔『新井白石全集』四、六八〇頁）。

三九 同前、六八一頁。

四〇 同前、六八三頁。

四一 栗田元次『新井白石の文治政治』（石崎書店、一九五三年、五四七～五六九頁）。

四二 藍弘岳前掲書二〇一七年、二四四～二四五頁。

四三 杉田昌彦『問槎崎賞』の序跋について」〔『季刊日本思想史』四九、一九九六年〕、前掲李曉源二〇一七年。

四四 『海游録』をはじめ享保三年通信使の使行録、申維翰の文集には徂徠、徂徠門下への言及がない。

四五 姜在彦「朝鮮通信使と輛の浦」（同『玄界灘に架けた歴史 歴史的接点からの日本と朝鮮』朝日文庫、一九九三年）。

四六 那波魯堂『学問源流』（『少年必読日本文庫 第六編』博文館、一八九一年）。魯堂の弟の奥田元継の序文に寛政六年（一七九四）とあるが、本書の成立は明和六年（一七六九）から安永五年（一七七六）の間だと考えられる（竹治貞夫「那波魯堂の遺著」『徳島大学学芸紀要（人文科学）』二五、一九七五年）。

四七 『学問源流』一三二頁。

- 三七 同前、二四頁。
- 三八 同前、二八〜二九頁。
- 三九 同前、二四頁。
- 四〇 同前、二四頁。
- 四一 同前、二四頁。
- 四二 同前、三九頁。
- 四三 同前、五三頁。
- 四四 同前、三一頁。
- 四五 同前、三五頁。
- 四六 同前、四五頁。
- 四七 一八世紀中期には民衆の次元においても、秩序を逸脱することへの願望と、幕府による統治の正統性に立脚して現状の秩序を維持したいという願望の表れがみられた。鈴木文「延享―寛延期の「朝鮮ブーム」に見る自他意識―木村理右衛門著『朝鮮物語』を中心に―」（『歴史評論』六五一、二〇〇四年）を参照。
- 四八 前掲衣笠「折衷学派と教学統制」（前掲書二〇〇四年）、同「儒学における寛政・化政」（前掲書一九九〇年）、前掲頼一九八六年、九六〜一〇二頁、前掲辻本一九九〇年、二〇九〜二三八頁。
- 四九 前掲辻本一九九〇年、二二八頁。
- 五〇 花田一重『西山拙齋傳』（一九二〇年、一三〜一四頁）、前掲衣笠一九九〇年、一八八〜一九〇頁、前掲頼一九八六年、三六〜三七頁、前掲辻本一九九〇年、二二六頁、二五八頁、前掲眞壁二〇〇七年、六七〜六九頁など。
- 五一 『日観記』は大韓民国国史編纂委員会所蔵本による。全一〇巻。国史編纂委員会所蔵本は春・夏・秋・冬の四冊にまとめられている。江原道春川群新北面（当時）の南相鶴旧蔵。稲葉岩吉が昭和二年七月に探訪し、林敬鎬の謄写（昭和二年一月）、澁江桂藏の校正（同月）、中村栄孝の検閲（昭和三年二月二三日）を経た。巻一から巻四は「凡例」で、巻一は事例、員額、盤纏、卜定、馬文、賜宴、書契式、復命式、受回答式、宴享、致祭、輿馬、馬島例賜、座目、巻二は路程、乗船、下陸、分路、巻三は書契、贈酬、例分、崔太宗事件に関する対馬藩主と以酹庵長老の書契、巻四は供待、唱酬諸人となっている。巻五から巻九にかけては旅程であり、巻五は癸未（一七六三年）八月三日条から十一月一二日条、巻六は十一月一三日条から二月三〇日

条、巻七は甲申（一七六四年）一月一日条から二月一五日程、巻八は二月一六日程から四月六日程、巻九は四月七日程から七月八日程が充てられている。巻一〇は「総記」で、日本についての情報が整理されている。六六州、皇系、皇臣、源系、関白官制、兵制、物産、宮室、神仏、学術、文章、書画、印章、医薬、刑罰、官禁、禁火、衣服、飲食、市肆、舟楫、女色、男妖、冠婚喪祭、方俗文字、語音、諺文、称号、使馬、農業の項目がある。再末尾に通信使の改革案について書いている。

五二 『乗槎録』は高麗大学校六堂文庫所蔵本による。全五巻。巻一は総目、癸未年八月三日条から十二月三日条、巻二は甲申年一月一日条から三月一日条、巻三は三月一日条から五月七日条、巻四は五月八日程から七月八日程が充てられている。巻五は日本についての情報が整理されている（巻一と書かれているが、ここでは前の四巻につづけて書かれたものとみなし巻五とした）。八道六六州の地図一二葉、日本天下之東北、日本形局地脈、日本与我国大小、日本山少水亦少、天文、国号、節候、地理、道里、人物、風俗、徐福祠、倭皇本末、偽年号、源頼朝本末、秀賊本末、武州本末、馬守本末、壬辰八寇時賊情、中国通使征伐、羅濟麗通使征伐の項目がある。

五三 通信使の正使・趙嘏（一七一九〜七七）が残した『海槎日記』は外交官としての認識と業務の進行過程に重点を置き、隣国日本の情報収集の記録、冷静な判断力をもって情勢を分析したものである。これは『海行摠載』にも収録されており、研究史上長らく膾炙してきた。しかし趙嘏自身は日本の文人とは積極的に交流しておらず、六月一八日程の日本の学術についての観察などは元重挙『和国志』に依拠している（前掲張眞煥二〇一七年、四三六〜四三七頁）。

五四 『日東壯遊歌』は従事官書記・金仁謙（一七〇七〜七二）が子孫に向けてハングルで書いた歌辞である（高島淑郎「解説」同訳注『日東壯遊歌 ハングルでつづる朝鮮通信使の記録』平凡社、一九九九年）。

五五 正使書記・成大中（一七三二〜一八〇九）の『日本録』は、従来の使行録にみられる内容については簡潔に書くにとどまり、今回の使行で新たに見聞したことを子細に書いている（前掲孫慧梨二〇一〇年、前掲具智賢二〇一一年、七二〜七七頁）。また『日本録』の第二巻では『海游録』を引用している。

五六 南玉の生涯については金聲振「南玉의 生涯와 日本에서의 筆談唱和」(南玉の生涯と日本での筆談唱和)、『韓国漢文学研究』一九、一九九六年）を参照した。

五七 元重挙の生涯については前掲河宇鳳二〇〇八年、二一〇〜二二二頁を参照した。

五八 もつとも、ここに挙げられている人物すべてを特定することはできなかったため、今後さらなる調査を継続したい。

五九 尾張での通信使との交流については、高橋博巳「尾張文人と朝鮮通信使」(『国語と国文学』九四―一一、二〇一七年)に詳しい。

六〇 『乗槎録』三月一〇日条⑩。「今行得力最、在謙讓二字、其次安静而応彼、蓋余不但短於詞律、平生不耐煩鬧」。『乗槎録』の三月一〇日条、五月七日条、六月一四日条、同二二日条はその日までの出来事について項目を設けて回想している。本章では便宜的に項目順に番号を振った。以下、これらの日にちの記事を引用するときにはこのように番号を付して表記する。

六一 同六月一四日条⑳。「蓋筆談为重、詩文次之、吾輩之忽於筆談、甚是失着」。

六二 同六月一四日条㉑。「吾四人、畢竟俱以学究、自處而尋常問答、以至詩文酬唱、動引程朱、輒称誠正」。

六三 同三月一〇日条㉒。「到釜山時、余語三友曰、和詩受幣物無義、欲一切勿受如何」。

六四 同三月一〇日条㉓。

入彼地每當大站、操詩者、操問目者、筆談者、外其觀先者、亦數百人簇擁、而至紛紛、作揖周匝而坐、余輒下氣安座、先受其刺紙、一々開見、而鋪置於前、又受其詩章、亦鋪置於前、其人即求和章、余即取紙書曰、來客非一二、応接不可偏、舉而示之、因眞于傍、其人競起、爭先納刺納詩、并皆依前鋪置、(中略)、俄而委積齊帶、或至屢百余紙、蓋一人刺紙詩章問目、筆談並為三四紙故也、一皆不答、亦不執筆、必至悉受、然後書問更有否、彼称無有、然後舉全數、覆置于右復取、在上者仰眞于前、即最初來遣者也、即舉刺紙以示、則其人必欠身以答、即举手招之、至前書示曰、僕短於詞律、慚於強和、其人必頂手苦懇、然後就渠詩、先点其韻字、取刺紙審其來歴及居地、觀其人老少清濁、称揚其長末、加勉戎構出次韻、而亦必先書草本於小冊、人数不多即盡數構成後、以次書給、若過四五十人以上、則約過半構成、然後書給、以其間訓答、筆談問目日力不足、則秉燭夜、則携歸私次不能、悉和則本欲止之、幸頼諸友之敏給馬走時牛亦行、座間或有年少輕躁之徒、悶其和章之不得、突入至前、搜出渠作、冀得先和者、余輒正色瞪視取紙書示曰、賓主之席、此人無礼、其人輒面赤退出、至外軒俯首跪座、其徒亦似有諍之者、余即和給他一二人、後擡眼遠視其人、其人輒欠身改容、余乃举手招之、拊席

前座書示曰、万里之人才、得片刻一席之合、固非箴警之時、君子愛人以德、若不言於君、而心非之大、非誠信之道、君有愧色、是進德之基、老夫与有深喜、其人頂手膜拜、在傍者亦皆頂手、即用勉戒語和給其詩、

六五 「おびただしい倭人の詩が 山のように積み上げられる 病を圧して和酬するが 体力が続かない〔中略〕毎日こんな風では とても体がもたない」〔日東壯遊歌〕一月二二日条、前掲訳書二四〇頁。

六六 『乗槎録』三月一〇日条⑦。

及入彼境、自筑前龜井魯以後、稍有才辯者、皆尊事物氏、余則於筆談於詩文、必称程朱、必举小学、彼中儒士、初頗抗言不屈、未或嚙口不言、若瀧長愷、則言姑舍、此後当更論云矣、其到大坂以後、則入來人士、或有先言諸先生学主程朱可敬可服、自余絶無更言物徂徠者、

六七 同三月一〇日条⑧。

大坂初日、芥元澄入席、神清貌朗、伸紙字筆勢若飛、時年二十一、初以一長律、列書吾四人姓号、余謂、一紙列書各求其和章、非礼尚往来之意、須以一詩各書四紙可矣、澄即起去、約數食頃手持四紙遺余、蓋長律各一篇各紙四人者也、即使遍呈各座、因招坐前問、讀小学乎、曰讀矣、熟讀乎、曰熟矣、成誦乎、曰間多成誦者矣、聞物氏并庸学謂非聖之書、君之成誦小学何也、曰家父不喜物氏、僕非聖人之書不讀、余曰、善哉言也、以君明秀立心如此、其進不可量也、雖然君未学讓也、君信能成誦小学也、於小学書中、行得幾件条目哉、澄面發赤、忙書曰、全未々々、余曰、全未之对、極好々々、將此心去更讀小学、必有所得、吾邦昔賢有年七十常称小学、童子者此義不可不知也、澄作礼曰、敬受教、翼日出坐、澄先至前、作拜斂氣端坐、傍有老人作礼、澄指示而書曰、家父也、老人即出懷中刺、即芥煥号丹邱、平安望士、曾与聞名於龜井魯者也、引紙書示曰、兒子有薄才鋒鈍太露、年過二十、依旧輕薄兒、僕与老妻、日夜深憂、誚責備至而終不知變、昨日一聽先生之教、惶汗歸家、度宵不寢、晨又薰沐改衣而入、僕与老妻喜、与天降恩受如海、老妻又催使僕入謝、兼察兒子出入、故僕亦改衣而來、改衣二字、是其国致敬於人之礼也、澄又書曰、蒙驗无識、獲教於大邦之君子、請終身佩服、余以謙辞答之、

六八 同三月一〇日条⑨。「其遇師會以後、則會到輒宣言、敢有称物氏詆程朱者、不能容於賓席云々、故彼雖有尊事物氏者、亦諱其迹、不敢道茂卿語」。

六九 前掲夫馬二〇一五年、前掲藍二〇一七年など。

七〇 『乗槎録』三月一〇日条⑰。

及入彼境、自一岐以後、来見者必有幣物、一皆不受、至赤間関、則草安世輩欲有贈、皆辭之、則只持入硯欲遍贈二塊曰、諸公以清白自持、僕輩敢不欽服、第此硯産自赤間関、諸公方到此地、僕輩奉獻、亦情禮不能已云々、余答之曰、君子愛人以德、使吾輩歸裝蕭灑、無一物之累、則於諸君之心、不亦快乎、答曰、僕輩之不强以賄、亦此意也、但此物即邦君所載送也、不能奉納而持帰、則実無顔歸對邦君、余曰、以禮相贈、以禮而不受、主客俱有禮、歸告此意亦何傷於禮也、且入貴境已多日月、前既不受、今忽受之、在僕則有取舍之嫌、在彼則必致疑怪、幸勿見迫也、瀧長愷忽言、諸公必以持往持来為不便、僕輩今姑持去待返節時、謹當再納矣、遂即持去、其到大坂以後、則不復以幣物強迫、時或言謹因朝岡致区々之意、朝岡即紀蕃實所稱也、蕃實亦言以諸先生不受幣物、或有留托於僕者云々、蓋彼欲必贈此、欲必不受故、間多寄置於蕃實者矣、

七一 もつとも、じつさいには礼物を受け取っている場面もある。

潤筆の礼の金品は 道中一度も受けなかったが ここは都であり 富貴の者も多
いと見え 様々な物を持参してくる その数は非常に多い 今まで通り差し戻し
ていると その中のひとりの儒者が 額に手をあてがい 百度も受け取りを懇願
し 揉み手などをする様が 実に誠意に充ちており 情にほだされて仕方なく
墨一本だけを貰い受ける (『日東壯遊歌』一月二二日条、前掲訳書、二四〇～二四
一頁)。

七二 「君子之愛人也以德、細人之愛人也以姑息」(『礼記』檀弓上)。

七三 『海游録』一月五日条(前掲訳書一九七四年、二四三頁)。原文はつぎのとおり
である。「我國諸賢文集中、倭人之尊尚者、無如退溪集、即家誦而戸講之、諸生輩筆談
問目、必以退溪集中語爲第一義」。

七四 前掲河宇鳳二〇〇八年。前掲朴熙秉二〇一三年。

七五 『乗槎録』六月一四日条⑳。

前此多説、彼中尊退溪先生、家々有退溪集、甚伝訛也、自我入彼書冊、即懲毖
録・兵学指南・考事撮要等若干書耳、馬人無識、國中無学、問彼安知退溪書之為
可貴也、果若家々有退溪集、物茂卿兇戾詖僻之論、自子思・孟子而書詆毀之、必
將移其論而誣之、今其全集無一字見焉、問之師曾曰、只因使行聞退溪先生而已、

尚未得見文字、国人頗以為鬱云、大抵後使行時、聖學十圖・擊蒙要訣・喪禮備要・童蒙先習、不可不持入、退・栗全集、雖難與看擇、其中不及時事者、各數三卷許使傳布可矣、蓋彼中論說所未及到者、唯程朱學問不知、此後幾年、方有信行而想於其間必生論學者、以開性理誠正之說、後之當行者、不可不知此矣、

七六 『海游録』 一月五日条（前掲訳書二四五頁）。原文はつぎのとおりである。「最可惜者、金鶴峰乘槎録・柳西厓懲毖録・姜睡隱看羊録等書、多載兩國隱情、而今皆梓行于大坂、是何異於覘賊而告賊者乎、國綱不嚴、館譯之私貨如此、使人寒心」。

七七 前掲李暁源二〇一七年、前掲張眞煥二〇一七年。

七八 松崎惟時序文（因静上人『東渡筆語』国立公文書館蔵）。「余武士也〔中略〕万一有如文祿之變、不知何以先登斬馘從鬼將軍之後矣〔中略〕近年文思日減、欲作一詩呻吟數日藉令有宦暇、惡能與遠人争捷於頃刻哉」。

七九 紀徳民（細井平洲）跋文（南宮大湫『南宮先生講餘獨覽』国立国会図書館蔵）。

「凡文陣之逆韓客也、攻者守者極戰者結屯者、要皆在期允當矣」。

八〇 松本興長『尚東闕語』坤、五九丁ウ、国立公文書館蔵。「欲問貴邦之学化、却及議論也、大凡學問之道、各有所見、若至其議論之、雖日夜竭其力及筆戰、理弗敢盡而已」、「勿敢議論、論者必破交誼、惟能唱和以述雅懷」。

八一 『乘槎録』六月一四日条②。「蓋由彼中、文風日開好尚、蓋蛮国中所未及出者、即真箇學問、故心有所慕、而蓋歎有聞故也、余於路中若得可与語之人、則雖百忙中必說學問之方」。

八二 『乘槎録』六月一四日条④。

日接賢士、默察風謠、貴国文明之運、將日關矣、天地之氣、自北而南、安知南海之内、不復開一亭乎、運會耶、所可惜者、正学不明、邪說喧扈、便牛山雨露之萌、旋被牛羊之喰、學問如味之甘采之白、雖旁芸・雜技、莫不資是学而明、貴国文體、之不変亦座、斯学之不講、如得一箇豪傑之士、窮理・居敬、明正学而倡之、則以貴国聰敏樂善之人、夫豈無一変至齊、一変至魯之休耶、幸相与努力、無陷於自画自棄之科、

八三 『孟子』告子上。「牛山之木嘗美矣、以其郊於大國也、斧斤伐之、可以為美乎、是其日夜之所息、雨露之所潤、非無萌蘖之生焉、牛羊又從而牧之、是以若彼濯濯也、人見其濯濯也、以為未嘗有材焉」。

八四 『論語』雍也。「子曰、齊一變至於魯、魯一變至於道」。

八五 魯堂の伝記的事項については前掲猪口繁太郎『四国正学魯堂先生』（一九一六年）、竹治貞夫『近世阿波漢学史の研究』（風間書房、一九八九年）などを参照。

八六 那波利貞「明和元年の朝鮮国修好通信使団の渡来と我国の学者文人との翰墨上に於ける応酬唱和の一例に就きて」『朝鮮学報』四二、一九六七年。

八七 前掲猪口一九一六年、一四〇三頁。

八八 松村操編著『近世先哲叢談』上（一八八〇年）。本稿では『近世文芸者伝記叢書六』（ゆまに書房、一九八八年）所収の影印本（原漢文）に依拠。同書四七〇四八頁。

八九 西山拙斎「異端」（關儀一郎編「寛政異学禁関係文書」『日本儒林叢書 史伝書簡部』一九二八年所収）。本書では中村幸彦・岡田武彦編『日本思想大系四七 近世後期儒家集』（岩波書店、一九七二年）所収の活字本（原漢文）に依拠。同書三三二頁。

九〇 「凡甲申ノ歳ノ聘使ニ親シク交リシモノハ、魯堂ニシクハナシ」（『金溪雑話』中、森銑三・野間光辰・中村幸彦・朝倉治彦編『隨筆百花苑 五』中央公論社、一九八二年、一八九頁）。

九一 『乗槎録』三月一〇日条②。「其入江戸以後、則其文士若木貞貫・澁井平之類、競置酒相邀先賀、師曾得千載奇縁次、釋其大小問答之語、家々競挽、不勝其応接云矣」。このときの具体的なやりとりは『品川一燈』（国立公文書館蔵）に記されている。

九二 『乗槎録』三月一〇日条②。
曾常称南学士為知己、話到淋漓時、必自發誇矜之語、以為非我不能对比、又輒顧余而謝曰、狂率妄発、願先生赦罪赦罪、余笑答曰、此吾所以愛魯堂也、若是邊幅自號之徒、顧何足再與言耶、因必頂手作謝、然其太発露、全不設畦畛時、則余輒揮手止之引筆書示曰、金緘之戒、不可不顧、或引国武子・晁錯事戎之、則輒愀然曰、愛我至此當鏤骨不忘云、

九三 同六月二二日条⑭。「若夫師曾之片々赤心、竺常之言言理致、瀧長凱之謹厚、無外飾」。

九四 同三月一〇日条⑬。
又嘗論秀賊事、曾曰、秀吉掌国則弊邦開闢後、大乱流毒於本国、甚於貴国、豈止為貴国之深讐耶、但弊邦、嘗疑貴国有九世必報之志、馬人有时疑眩之故、国中尚未能放心矣、余曰、既已假手於東武、殫殄滅之無遺類、伊来二百年、通信賀唁相属在東武、則有息無怨、難恐信義之不盡相孚耳、豈有他意乎、曾手抓假手二字曰、二字説着極明白、馬人雖千艘疑乱、弊邦當永积疑慮矣、

九五 同三月一〇日条⑫。

嘗語師曾曰、国中之人有曰、莫狡於倭、此言如何、曰、弊邦邊事（邊君主之）内国之人実不預、知馬州接貴国、肥前州接中国、薩摩州接琉球、諸国自前無誠信、故自古以狡見稱、至若秀吉当国則天下、莫不知其狡、弊邦之人、雖有百喙安能自解耶、然狡詐反復之人、何国不有冤甚々々、因大笑、

九六 『日觀記』卷一〇・文章。「如秀吉之於其国知其非者、惟那波師曾耳」。

九七 「對馬ノ役人ニ頼メバ、刀劍ノ外ハ何ニテモ買ヤスキコトナアレドモ、大ニ利ヲ貪リ價ヲ尊クス。故ニカレラモノコトヲ能知テ、妄ニ頼マズ」『金溪雜話』一九〇頁、「信使一行ノ人多クハ、對州ノ役人ニ私アルコトヲ甚疾メリ。（中略）コトニ鈴木伝藏ガ崔天宗ヲ殺セシヨリ、愈々對州ヲ怨ル氣色ナリシトゾ。故ニ秋月アル人ニ語テ曰、對馬ヲ黜陟スルニ因テ、日本ノ政ノ明ト不明トヲトセントイヘリ」（同一九三頁）。

九八 『乘槎錄』二月一二日条。

曾常疑五行生剋之論、是鄒衍輩伝會之說、五行豈有生剋耶、水克火、火克金、猶可說也、至於木克土、火生土等之說、極は無理、土本生木、木安有剋土之理、至大之土火島能生之、洪範疑其偽載、記牽強、

九九 同前。

此則明人欲背程朱之說、君亦有襲謬矣、以君聰明、淹貫百家、程朱諸說必已涉獵、而忽有此言、吾亦不更提前賢語、只以目前淺近處言之、蓋陰陽迭相消長、五行各有專氣、其陰極長、陽極長處、謂之水・火、〔後略〕以下、陰陽五行說についての説明」、

一〇〇 同前。「此乃物茂卿得之明儒之說、而唱言於国中者也、曾亦有些疑心、思欲質問、曾今披雲觀天、終而霜雪凜々、曾本非物氏之徒、請操此紙以誨他人」。

一〇一 同前。「此恰當一部周易、足觀大學問、且無誤字、曾當繕写伝示於人幸」。

一〇二 『孟子』離婁下。「孟子曰、西子蒙不潔、則人皆掩鼻而過之、雖有惡人、齊戒沐浴、則可以祀上帝」

一〇三 『乘槎錄』三月一二日条。

初入境、四人相約切勿評論女色、来大垣之夕、有彼儒五人入席、師曾亦在座、座間忽有言名護屋女色与平安・大坂優劣、其說漸褻止之不能得、余手招其人書示曰、貴国脂粉大盛、恐涉誨淫、其人対曰、聞使行来觀光男女、皆各盛其容飾、此

非誨淫之意、余曰、容飾与治容、有異信如子言齋戒可祀上帝之意、独不可言之貴国乎、大抵脂粉之巧太盛、聞貴国男子多夭折、此未必不由於此、其人持其紙、轉示在座者遍見後、皆頂手作礼、不答而去、

一〇四 同前。

是夕偶与師曾語曰、路傍脂粉較來時極少、自武州已然矣、曾笑書曰、此可見先生過化存神之妙也、余曰、何說也、曾曰、先生忘之耶、此由先生譏之故也、曰余実不知、曰先生曾於大垣、对其人有謠淫之譏、先生忘之耶、余始覺得曰、雖有此言、其可家伝戸道之耶、君言似涉譏笑、君亦欲善戲謔耶、

一〇五 同前。

弊邦之人、視使行若天仙下降、至於学士諸公之言、則片言隻字流伝国中、速於置郵、伊日、大垣諸儒、得先生筆談、相語曰、先生此言在我、以一国之人可謂壽民艸、僕亦語曰、真医国之言也、四人出而言之、転相伝布故、路中間於僕者甚多、皆曰、朝鮮学士、譏我脂粉太盛、至有誨淫之譏云、信否、僕亦以伊日所聞於先生者答之、其後、婦女輩皆甚羞媿、不欲以脂粉露面、從此之大坂千有余里、先生第觀之、童女外、必無塗脂粉狼藉者矣、僕何敢戲先生耶、

一〇六 同前。「行当自勉而点検、对彼人時、動作言語悔不可追極歎々」。

一〇七 同六月一四日条²⁴。

仲達言曰、西京・武州文士之自館所出者、皆言玄川公待吾邦之人、特厚其諄諄教誨、不啻若父母之訓子弟云、言雖過実仲達非無所聞、而余言者、師曾言、学士諸公、一至吾邦而異端邪說者、一皆革面云、大抵今番得力最在於学究自居也、与諸友言此発囑也、

一〇八 『日觀記』四月六日条。

皆川愿・吉岡元亮・木子誠・釈慧澤・長良侗愿・林利長・利春・宮寛・伊藤世賢・篠大賢・西山正・申白鳳・勝以寛・鈴鸞・山武郡・矢田英源・御厨華・福世謙・南川維遷・牧有庸・千庫由徹・矢木愷・松之煥、初來者比、再來為多、各和其所謂、井潜又寄書致相待之意、復以百韻謝和贈之惠、又以古近體及序繼之、長門瀧長愷、江戸木貞貫・平鱗・韓天壽、各致書道慇懃、天壽送擲刻漢隸、魯堂・仲達・宏・遵來話、各々以行篋、或簡分貼題、尾張源君山、三世酬唱卷序託魯堂傳致、

一〇九 前掲池内二〇一四年。

二〇 中村真一郎『木村兼葭堂のサロン』（新潮社、二〇〇〇年）、前掲金聲振二〇一一年、前掲金文京二〇一二年、前掲한글서二〇一三年。

二二 『西山拙齋全集』を繙いても、「論異端」を除いて通信使との交流についての言及はみられず、拙齋も多くは語らない。

二三 なお張真煥は、筆談記録の体系的分析を通じて、日朝における儒学理解の相違について次のように指摘する。朝鮮の儒者は儒教的な価値観を内面化していたために、それを実行・実践することこそが重要であったのにたいし、日本の儒者たちは外来的な学問として儒教を受け入れてそれを日本社会に適用させながらみずからの学問を発展させてきたために実行・実践よりも考証・知識蓄積の次元から学問に向き合っていた（前掲張真煥二〇一七年、四〇三〜四二〇頁）。

二四 丁若鏞が日本の古学を研究していたことは既にいくつもの論考によって知られており、それじたいは重要な論点である（たとえば河宇鳳「丁若鏞の日本儒学研究」『朝鮮実学者の見た近世日本』ペリかん社、二〇〇一年、原著は一九八九年、李基原「朝鮮実学と徂徠学」『徂徠学と朝鮮儒学 春台から丁若鏞まで』ペリかん社、二〇一一年、初出は二〇〇六年）。しかし丁若鏞の思想が当該期の朝鮮社会においてどれほど影響力をもっていたのかについてはなおも検討の余地があるように思われる。

二五 もつとも、夫馬は燕行使と通信使とを統合して捉えることを重視している。本稿では燕行使と清朝知識人との交流についてまで言及できていないので、夫馬の見解を全面的に否定することはできない。しかし日朝関係に限定してみるならば、夫馬の見解は本文で検討したように部分的には再検討の余地があるように思われる。今後、清朝における朱子学についても念頭に置いたうえで燕行使の分析が必要であろう。たとえば一八世紀末以降の日本の思想史で清初期の朱子学者である陸隴其が重視されていたことは近年指摘されている（荻生茂博「異学の禁から幕末陽明学へ——「自得」、知の在り方をめぐって——」『近代・アジア・陽明学』ペリかん社、二〇〇八年、初出は一九八八年、同「古賀精里——異学の禁体制における『大学』解釈——」（同書、初出は一九八八年）、同「幕末・明治の陽明学と明清思想史」（同書、初出は一九九五年）、眞壁仁「知的世界の拡大——「博覧強記」の学問——」（前掲眞壁二〇〇七年）、前田勉「寛政正学派の『中庸』解釈」『江戸教育思想史研究』思文閣出版、二〇一六年、初出は二〇一二年）。同時期の朝鮮でもたとえば朴趾源は清の官吏と陸隴其などの清初期の学者についてしばしば対話している（今村与志雄訳『熱河日記一』平凡社東洋文

庫、一九七八年、六九頁、一六八頁、二二四頁）。燕行使・通信使をつなぐ夫馬の議論を發展的に継承していくうえで、清初期の朱子学についての認識・受容の日朝での比較検討がひとつの論点になると考えられる。

二五 前掲辻本一九九〇年、二四五～二四六頁、二五〇頁。ただし辻本によると、ここ
で定信が前提としている「小学」は、書物の『小学』というよりも学校、制度として
のものを指す。定信や栗山が『小学』をどのように理解していたのかについてはいま
詳らかにできない。

二六 「故事幕府嗣位之初、大國侯伯更享列相于藩邸、以上壽焉、今慮列國疲弊不堪供
億、傳諭姑舍之、又令對馬侯平義功、移書朝鮮國、緩其來聘之期云、賢相之謀國、忠
愛藹惻、以撫諸侯舒民力爲先務、率皆此類也」（『休否録』廣常人世編『西山拙齋全集
二』浅口市、二〇〇六年、一一頁）。

二七 「柴邦彦事、稟于使相即出付首譯以送之、和人称李東郭為前後第一文章、問関白
生子請信使與否、則皆言、雖有一番謬例不必更引為式、且經傳記載所無之、禮不當襲
謬、且雖欲請使今經信使公私財力殫竭、五六年内實無更請之力云、托僧輩使之探問以
来」（『乗槎録』二月二六日条）。

二八 「昌平学生、有柴邦彦者、年少號栗山、操筆如流、出百八十韻、更出七律一首、
詞筆稍優、諸詩並追和、詳見邦彦之作、則先有儷序、雖是選體、亦自綺麗、排律用事
該贍、皆有註說、既富且妍藻致爛燁、可謂東來後初見、但叙龍蛇事多失敬義、不可與
之酬和、遂與詩紙名刺並還投、蓋其妙歲博文、才思超群、觀其舉止雖燭下卒乍之間、
亦見驕妄勝德之氣、文與識一惟物雙栢是師者也」（『日觀記』二月二五日条）、「有柴邦
彦號栗山者、年二十九、當筵才氣極翻々、以晚出見之、故頗有愠語、蓋自朝飯後已來
會坐、而因祭酒來馬人不通、遂致入夜故也、呈一百八十句五古、又各呈律絕、而開見
五古、則始自立國引用、兩國事、語極駭妄、遂不和、并其他作、與筆談而封還之」

（『乗槎録』二月二五日条）、「柴野邦彦の二百韻に 不敬甚だしい点があるので 各人
の持つてきた詩と 筆談したものも合わせ送り返す」（『日東壮游歌』二月二五日条
高島淑郎訳注、平凡社東洋文庫、二九〇頁）、「如柴邦彦者、決是奇才異等之類、而不
入於親信之中、或以其輕儇、而故疎之耶」（『乗槎録』三月一〇日条）。これについて具
智賢は、栗山が『隣交詩史』のなかで神功皇后の「三韓征伐」に言及していたことと
の関連を指摘する（前掲具智賢二〇一一年、二八三～二九〇頁）。

二九 前掲頼一九八六年、二一〇～二三六頁、前掲眞壁二〇〇七年、六〇～八二頁。

第三章 文化度通信使と日本使節との交流

——学術と日朝関係認識を視野に入れ

はじめに

近世日朝関係の基軸にあった一二回にわたる通信使のうち文化八年（一八一）の通信使（文化度通信使）は対馬で迎えるものの結果的に「最終回」となった。このことから文化度通信使は近世日朝関係の終焉を象徴するものとして位置づけられる傾向にあった。文化度通信使は、その来聘の実現にいたるまで二〇余年にわたる交渉があり、通信使の本来の目的たる国書の交換のみは堅持しつつも、使行の規模を縮小し、江戸ではなく対馬で迎え（易地聘礼）、そして（結果的に）最終回となったという点より、「異例であり、変革」であったと評価されている^一。文化度通信使についてこれまでの研究では易地聘礼にいたるまでの長期にわたる交渉過程、このような変革にいたった背景を探ることに重点が置かれてきた一方^二、文化度通信使との接触そのものについては検討の余地が大きい。

易地聘礼の背景に研究が集中してきた理由のひとつに、易地聘礼と近世後期の日本における朝鮮観と結びつけられてきた点がある。序章でもみてきたように、矢沢康祐の古典的研究以来、近世後期の日本では「朝鮮蔑視観」が高潮していく動向にあったものと説明されてきた^三。「朝鮮蔑視観」とは、明確な定義に基づいて用いられてきた概念とは言いがたいものではあるが、さしあたり「神功皇后の遠征以来、朝鮮は日本に服属朝貢してきた」ことを論拠として、日本が朝鮮よりも優位であることを前提し、朝鮮を軽視するような観念として理解されている。あるいは根拠なく一方的に朝鮮の習俗を蔑む見方もまた「朝鮮蔑視観」として理解されている。そして「朝鮮蔑視観」は幕末の「朝鮮進出論」「征韓論」へと直接繋がっていくものとして位置づけられてきた。そうした理解を前提として、「朝鮮を弱小の隣国と蔑視し軽視する観念を前提に、その朝鮮を軽くあつかうこと、軽くあしらうことが、わが国の威信を示すことになる」という認識が、易地聘礼を打ち出した重要な要素であったと考えられる^四と、「朝鮮蔑視観」と易地聘礼とが結びつけられてきた。かくして文化度通信使は日朝関係の終焉を象徴するものとして位置づけられてきたためか、研究の力点が易地聘礼の背景の分析に置かれ、文化度通信使との実際の接触について十分に検討されてこなかったのである。なるほど文化度

通信使との接触に即した筆談記録も研究されてきた^五。しかしこれは「蔑視観」の高揚する時代状況とは関連づけられないことがない。

このような「蔑視観」の理解は近代に引きつけ過ぎたものではなからうか。むしろ前近代の東アジアの国際秩序を規定していた華夷思想^六の論理から説明していくほうが有効だと考えられる。日朝関係を含む東アジア世界においては、武力に依らない制度・儀式・作法といった文化的価値に基づく礼的秩序が確立していた。華夷思想では礼的秩序の枠組み内で日朝関係の序列を定め、日本の優位性をもつて朝鮮を下位に見なしており、現象としては一見「蔑視」しているようにもとれる。しかし華夷思想は日朝が共有していた文化的価値を前提として日朝の序列を説明するのであり、「(大国としての)日本が(小国としての)朝鮮を徳化する」という志向性が根底にある^七。相手の位置づけも念頭においている点に鑑みるならば、一方的な「蔑視観」とは言い難からう。易地聘礼は、礼的秩序における日朝関係の序列がどのように認識されていたのかという問題として考察する必要がある。本稿では華夷思想を念頭におき、文化的価値をもつて日朝の序列がどのように認識されていたのかという点に留意して、文化度通信使との接触をみていく。

華夷思想を意識して文化度通信使との接触を検討したものとして眞壁仁の研究が目される^八。眞壁は幕府儒者の外交参与という視点から昌平黌儒者の古賀家を対象として礼の中身の認識と具体的な礼儀の発現形態に注目し、外交文書の起草、筆談唱酬の事前準備などについて検討を行なった。眞壁は文化度通信使を同時期の対ロシア外交と並べ、一九世紀初頭の幕府儒者の参与した外交の一事例として位置づけている。なるほど古賀家の果たした重要性が明らかにはなったものの、かえって一九世紀初頭の日朝関係の歴史的位置づけが見えにくくなっているようにも見受けられる。本章では眞壁が重点を置かなかった古賀家以外の人物も踏まえ、また前章までの議論を念頭におき、文化度通信使とその前回にあたる宝暦度通信使との関連に留意する。

複数回の通信使を連続させて捉える視点について、たとえば学术交流に即して延享度通信使(一七四八)と宝暦度通信使の連続性が示されている^九。延享度通信使はその前回の使行後に朝鮮にもたらされた伊藤仁斎の『童子問』を学習して日本に向かったものの、旅程にともなって当時の日本では徂徠学が一世を風靡していることを知る。宝暦度通信使はそれを踏まえて徂徠学に関心を示すようになるが、日本ではすでに徂徠学の時代は終わり折衷学などの時代になっていた。しかしその次回にあたる文化度通信使につ

いて、宝暦度通信使を踏まえた検討については課題として残る。

前章で指摘したように、宝暦度通信使との交流のなかで、日本知識人のなかで朱子学の実践の重要性を確信する者が現われた。そのこの日本の思想界は「異学の禁」を経る。幕府は寛政改革のなかで朱子学を「正学」と位置づけ、朱子学が教化の思想として広く浸透するようになり、人材登用が重要な課題となっていた^{二〇}。幕末期にいたるまでの政治思想が「異学の禁」に規定されていたことが明らかになっていくように、いまではこの「異学の禁」の評価が刷新されており、「異学の禁」を経て登場する一九世紀の正学派朱子学を検討する意義が高まっている状況にある^{二一}。してみると、「異学の禁」を経た文化八年の時点で、朱子学を国是の如くする朝鮮との接触はどのようなものであったか。

近世後期日本知識人は、易地聘礼という新たな形での日朝接触の現実化、「異学の禁」を経て朱子学にたいする関心が高まるという背景のもとに、礼的秩序内での日朝関係の序列を再定置する必要性に迫られていたとみられる。本章では宝暦度通信使と文化度通信使との連続性に留意し、文化度通信使と接触した当事者を主たる対象として、通信使との交流に立ち現われてくる礼と学術にたいする彼らの認識を検討する。ひいては近世後期の日本知識人における日朝関係についての認識を展望したい。

第一節ではまず文化度通信使来日の背景をみるため、宝暦度通信使直後に問題視されていたことが一九世紀初頭の時点ではどのように認識されていたのかを検討する。第二節以降で文化度通信使との接触の検討に入る。第二節では文化度通信使とかわりがあった人物について整理する。第三節では、通信使との接見のために対馬に向かった日本側の人物の記録をもとに、当該期の日本の学術動向について検討する。第四節では通信使と接触した人物が朝鮮との関係を踏まえて当該期の日朝関係および学術についてどのように認識していたのかを検討する。

第一節 近世後期日本知識人の日朝関係認識

本節では文化度通信使来日の時点で、宝暦度通信使来日時に問題視されていた点があるように認識されるようになったのかを検討する。まず前提として、前章までの議論をもとに、宝暦度通信使来日直後の知識人の日朝関係認識について整理する。つづいて文化度通信使来日前後の日本知識人についてみていく。ここではじつさに文化度通信使

とは接触することのなかった人物をとりあげ、そこに通底する論理から当該期の日朝関係認識のひとつのありかたを探ることとしたい。

(1) 宝暦度通信使直後の日本の思想界の動向と日朝関係認識

一八世紀後期の日本における朝鮮認識を説明する際、中井竹山や松平定信にしばしば言及される^二。第一章でみてきたように、たとえば「神功ノ遠征已来韓国服属朝貢」「千載属国タル小夷成」とする竹山の発言が取り上げられ、これが日本の優位性を前提とした認識、いわゆる「蔑視観」として膾炙してきた^三。一方で竹山は「韓人来聘ハ〔中略〕隣交ノ礼サヘ立タラバ済可」と、対朝鮮関係について「礼」を基準に考えていた。さらに通信使は「元来日本ノ豊富ヲ示シ給フノ意成可」機会であるものの、宝暦度通信使の来日時の儒者たちの筆談について「此方ノ儒臣多キ中ニ、文才ノ長ゼヌモ有テ、我国ノ出色トナラヌモマ、見ヘテ残念也、〔中略〕渠ヲシテ日本ニ人ナシ扨ト言ハセン事ハ実ニ歎ズ可事也^四」とも述べている。つまり竹山は朝鮮と接触する際に「礼」という基準のなかでの日朝の優劣を問題視しており、文化的優位性の發揮を重視していた。ところが日本の学問の水準が低いと日本の優位性を示すことができず朝鮮から軽視されて問題であるので、通信使と接する人選が重要であるとする。さらに、現在は経済的困難ゆえ通信使の接待の簡素化もやむを得ないが、「数年ノ後ニハ又是典ヲ挙サセ給フ可事有ン」と述べており、朝鮮との関係を断絶するのではなく今後も継続していくことを前提としている。

ところで竹山らの同時代には、通信使との接触を契機として朱子学の重要性を認識した可能性のある儒学者もいた。たとえば第二章でみてきたように、那波魯堂は元々徂徠学を信奉していたが後に朱子学に転じる^五。魯堂は宝暦年度通信使の来日の折、朝鮮使節の南玉・元重挙らと「疑難討論し、益ます宋学の是にして、時学の非」を知った。魯堂は使節との接触を期に宋学（朱子学）の正しき、時学（徂徠学）の誤りに確信を持つに至ったのである。そこで魯堂は西山拙斎にも通信使との面会を勧めた。使節は筑前から江戸までの経由地で数百人の文士と接見したものの、当時の日本では護園学（徂徠学）が流行しており、「訳語筆話、王・李・古文辞に非ずんば、則ち訓詁記誦にして、未だ嘗て一言修省之事に及ぶ者に見へ」ない状況であった。そうしたなか拙斎が通信使の客館にて「重挙に問ふに持敬工夫を以てし、以て其の答ふる所を觀」た。元重挙が拙斎をたいへん珍しく思い、『小学』の「妄語せざるより始む」に言及して答えたところ、拙

斎は「憬然として感悟」するに至った。

拙斎は八年後に当時のことを述懐して次のように述べる^{一六}。かつて元重拳が「異端之説」は常にあり、「正理に背き新奇を尚ぶ」説がそれであると述べた。拙斎がこの説を吟味してみると、いわゆる「正理」とは「堯舜三王の相授受する所、孔孟程朱の伝ふる所の道」のみであり、これに従うものを「正学」といい、これに背くものを「異端」というのだと考え至った。「異端」は仏教や老荘思想のみならず儒学それ自体のなかにもあり、明の李攀竜や徂徠学の学説が人々を惑わすことが深刻である。学者は「適従する所」を選び、「邪を閑する之心」を持つていなければならない。元重拳がこのような問題を警省させてくれたのだと拙斎は述懐する。

このように魯堂・拙斎に共通するのは、現在の学問状況（徂徠学の隆盛）にたいする批判と、その状況を克服するために朱子学を学ぶ必要性を認識しており、まさにそのときに朝鮮通信使との接触があったという点である。やがて拙斎は学制改革を柴野栗山に建言した。栗山は「上書」として松平定信に提示し、定信が「異学の禁」を発することになった。拙斎自身は幕府の学制に直接関与しなかったが、柴野栗山・岡田寒泉・尾藤二洲・古賀精里らが幕府儒者として招聘されるようになった。文化度通信使との筆談唱酬で中心的役割を果たす古賀精里はこうした土壌に身を置いていたのである。つまり朱子学を基軸として朝鮮に思想的立脚点を接近させていく動向のなかで、文化度通信使への応対のため日本側使節団が対馬に派遣されることになったといえよう。

(2) 文化度通信使来日時の日本知識人における日朝関係認識

A・佐藤一斎

佐藤一斎（一七七二〜一八五九）は師の林述斎に伴って対馬へ随行することが決まっていたが、老親のために行けなくなった。そこで一斎は文化八年閏二月下旬、述斎が通信使迎接のため対馬に赴くのにあたり「述斎林公が津島に赴いて韓使を迎接するを送り奉るの序」（以下「序」と略記）を贈った^{一七}。これが師の林述斎を称揚する意図で書かれた点には注意しつつも、ここから一斎の日朝関係にたいする認識を読み取っていきたい。

まず一斎の認識の前提はつぎのとおりである。

聘使の来る、其の歴る所の道途、民或いは供億に苦しむ、今之を都に延かざるは、

殆ど之を以てなるか、但し旧典の如くすれば、則ち、吾が国山川の險しく、城池の固く、武備の修まり、人民の稠しげきと、夫の百僚・庶尹しよいんの富ゆたかに、儀文・典章の盛なるとに於て、彼れ皆な身に歴て目に之を睹みれば、自ら以て其の觀聽おのすを聳そびかすに足る。乃今聘いを辺圉へんぎよに受けんと欲すれば、則ち国体の輕重は惟ただ大小の臣僚にこれ係る。

旧来通り江戸で聘礼をした場合、使節の經由地の文物で「国体」（日本の体面）を示すことができるのであるが、今回は民が接待のための労務に苦しむため江戸で迎えることはしなくなった。一方、辺境の地で聘礼を行おうとすると、そうした文物で「国体」の輕重を示すことができなくなり、使節を迎える「大小の臣僚」すなわち人選が重要になってくる。一斎は朝鮮に対し日本の「国体」を誇示することを重要視しているのである。

一斎のいう「国体」とは、山川の險しさ、城池の堅固さ、武備、経済的な豊かさ、儀礼や制度が盛んに行われていることである。一斎はこれらを示すことにより使節の人々を畏れさせることができると考えていた。かつて中井竹山が「日本ノ豊富」を誇示せねばならないと考えていたことと一脈通じよう。

では一斎は今回の通信使迎接の変更をどのように理解していたのか。

彼をして辺圉に止まりて深く入るを得ざらしむるは、乃ちそれ、之をして益々尊嚴を懷いだひて企望を切にし、終つひに我を測る能はざらしむる所以なるかと。是れ知る、廟謨びやうぼ深遠、特ただに所在の供億たの為のみならざるを。独ただだ任に其の人を得ると不たとに至つては、則ち決かならず、国体の係る所輕きに非なざるを知るなり。

朝鮮使節を辺境の地に止めて日本に深く入らせないのは、使節の日本に対する切望をかり立てさせ、日本の力量を推し量れなくさせるためである。我々は、幕府の政策が深遠であるのは、たんに乏しき者にほどこして安心させているためだけではないことを知る。辺境で役割を担う人を得られるかどうかで、「国体」の重さを朝鮮に対し知らしめられるようになることがわかる。つまり、適切な人物を得ることができれば対馬での聘礼においても「国体」を示すことができるため、接見する人物の実力次第にかかわってくることになるのである。

文化八年に朝鮮使節を対馬に迎接することが決まると、幕府では人材を厳選し、適切な人物として師の林述斎を得た。一斎は述斎について、「懷柔を致すに足り」「敬懼を起

こすに足」る人物とみる。一斎は述斎が、「彼〔朝鮮〕をして我が国に人有るを知りて益々其の服事の心を堅くし、且つ以て益々尊厳して企望せしむべき」人物として朝鮮に相対できると期待していた。一斎は、述斎が「鮮人は萎蕤にして与し易きのみ。況んや国家の威徳に仗り以て之に泄のぞむをや」と述べたことに同調した。朝鮮をいくらでも包羅できる余裕があると期待したのである。

一斎は従来の江戸での聘礼と今回の対馬での聘礼とを比較している。これは易地聘礼についての認識を端的に示す一例として注目できる。一斎は朝鮮にたいし「国体」を示すことで日本への畏れを懐かせて懐柔させることを第一に考えていた。旧来の礼式においては日本各地の文物で使節にたいし「国体」を示していた。しかし今回対馬での聘礼となったため日本各地の文物を示すことができなくなった。とはいえ、使節を辺境に留めておけばかえって日本に対する関心をかき立てることができるので、応接する人材に朝鮮を懐柔させ得るだけの実力があれば「国体」を示すことできる。つまり一斎は「辺境」で日本の優位性を示すためには接見する人物が学問の力量を示さなければならなくなつたと認識しているのである。

B…古賀侂庵

古賀精里の三男である古賀侂庵（一七八八～一八四七）は実際に対馬にいつてはいないが、文化癸酉年（一八一三）に筆談集『対礼余藻』（草場珮川著）に跋文を書いた^{一八}。『対礼余藻』跋文で侂庵は、まず朝鮮の位置づけおよびそれについて幕府の姿勢について述べたあと、新井白石らにみられた従来の朝鮮との交際の問題点を指摘し、その弊害を精里が克服したことについて述べる。

まず侂庵の認識の前提はつぎのとおりである。日本は「巍然として海東に峙立」しており、朝鮮は周辺国のなかで中国を除き唯一「礼儀を知り」「使幣を交わす」べき国であるので、幕府は朝鮮が「入貢」することを許してきた。たとい朝鮮の文物は日本を髣髴させるほどのものを願ひ求めることはできないとしても、幕府は朝鮮をいちおう「敵国」（匹敵できる国）としてもてなしてきた。

ところが従来の朝鮮との交際には問題があつた。徳川の時代が始まって以来、朝鮮使節を接待してきた者の遺墨と書画が残っており、新井白石や荻生徂徠門下がとりわけ見るべきものであつた。しかしかれらは自らの優位性をもって相手を圧倒する「好勝之心」に溢れており残念であつた。そのため区々たる夷人は心底から納得して従おうとしなく

なる。客と主人がへりくだる「賓主揖讓之礼」はあとかたもなくなり、国の体面をはずかしめる。かくして外夷に笑われてしまうのが問題である。

精里はそこで模範として、朝鮮使節と接する際に、「卑を以て自ら牧して敢へて凌加」せず、「之を居するに謙を以てし、之を接するに礼を以て」する、「賓主揖讓之礼」を重視する態度をとった。これは「好勝之心」のように自らの優位性を誇示するのではなく、むしろ礼をもって自らの姿勢を低くすることである。そうすることで筆談中には「虚喝誇誕の語、炫多鬪靡の作」がなくなり、朝鮮側も感悦欣慕してこちらに逆らおうとはしなくなった。かくして朝鮮はおのずから大国たる日本の畏るべきことを知り、朝廷の威は輝かそうとするのを待たずしておのずから尊くなる。朝鮮から侵犯してくるようなことでもなければ、わざわざ以前の「好勝」の行為に倣う必要はない。

侗庵もやはり朝鮮に対する日本の優越感を前提としているが、朝鮮を無条件に否定しているわけではない。侗庵は朝鮮には「礼儀」が備わっているとし、周辺国の中でも高い位置づけを与えている。またこれまでの儒者の認識とはつぎのような相違点がある。侗庵は、これまで白石や徂徠の門人らが、相手よりさらに優位に立とうとすることにやり相手の競争心も煽る「好勝之心」に溢れた態度で使節と接していたために「賓主揖讓之礼」を実現することができなくなり、「国体」を辱めて「外夷」の笑いものになっていたことを批判する。この「好勝之心」は第一章、第二章でもみたとおり、正徳度通信使との交流のころから現われていた競争心である。侗庵は「好勝之心」ではなく、みずからを卑しく処することにより結果的に相手もそれに靡かせる「揖讓之礼」を志向していたのである。

では実際に日朝接触の場に臨んでいた当の述斎や精里らは使節との接触をどのように認識していたのか。次節以下で検討していきたい。

第二節 文化度通信使との文化交流に関わった人物

文化度通信使の主要関係者は、日本側の上使が小倉藩主の小笠原忠固、副上使が龍野藩主の脇坂安董、書記が大学頭の本述斎であり、朝鮮側は正使金履喬、副使李勉求、製述官李頤相であった。通信使一行は文化八年三月二十九日一丸に對馬府中に揚陸し四月四日に對馬島主の問慰を受けた。日本側上使は四月一五日に、副上使・本述斎・古賀精里らは五月二日に對馬府中に到着した。朝鮮国書の授受は同二二日に宗氏居館大広間で

われ、日本からの国書の返簡は六月一日に行われ、日本側上使・副上使は同一九日にいち早く対馬府中を發った。その後二日から二六日にかけて筆談唱酬が行われた。通信使一行は二七日に対馬府中浦を出帆し、林述齋・古賀精里らは七月四日に対馬府中を發った^{二〇}。

通信使との文化交流に関わった人物のうち、史料から言動を明らかにできる人物はつぎのとおりである^{二一}。

A…幕府を代表する立場（林家）

日本側の書記として参加した林述齋（一七六八～一八四一）は筆談唱酬にも加わった。述齋は幕府の教学、政治に関わっており、栗山・二洲・精里らとともに儒学の刷新に関与し、湯島聖堂を拡大して昌平坂学問所へと改称した。述齋は易地聘礼にあたり対馬に地誌編纂を命じたが^三、これについては第六章で後述する。当初佐藤一斎が述齋とともに対馬に向かうことに決まっていたが結局対馬に行くことができなくなり、その代わりに松崎慊堂が述齋とともに対馬に向かった。掛川藩儒の松崎慊堂（一七七二～一八四四）は述齋のもとで佐藤一斎らとともに学んだ。慊堂は使節とのやりとりを後世の手本とするため、述齋の言葉を記した『接鮮紀事』や、通信使との筆談を整理した『接鮮瘖語』を通信使との接見直後に残している^{三三}。

B…学問・文学の力量を示す立場（昌平黌）

昌平黌の儒官として佐賀藩士の古賀精里（一七五〇～一八一七）およびその弟子たちが筆談に参与した。精里は京都で福井敬斎・西依成斎に師事し、尾藤二洲・頼春水らと交友を重ねていた。天明元年（二七八一）には佐賀藩校弘道館の教授となり寛政八年（一七九六）に昌平坂学問所儒官となった。精里の弟子の樋口溜川（一七八五～一八六五）は会津藩士であり後に藩校日新館で教え藩主の侍講をつとめることとなる。対馬へ向かう道中記の『対遊日記』を残している^{三四}。精里のもう一人の弟子の草場珮川（一七八七～一八六七）は佐賀藩士、対馬に向かう前に長崎で数年間、画と華語を学んでいた。のち天保四年（一八三五）に佐賀藩弘道館教授となった。珮川には対馬道中記である『津島日記』や通信使との筆談唱和を整理した『対札余藻』がある^{三五}。草場珮川の『対札余藻』には『對嶋筆語』『客館筆語』などと題する異名本も存在し、当時の日本社会とくに九州諸藩や江戸などに広く伝わったと考えられる。精里みずからが通信使について直

接語った史料は現時点では確認できないが、これら弟子の残した記録を通じて精里の言動を窺うこともできる^{二六}。

C・政治から遠い立場（文人・個人行動）

また加賀に生まれ京で皆川淇園に古学を学んだ三宅橘園（一七六七〜一八一九）は、述齋や精里らとは目的が異なり、西国を漫遊する一端として通信使との接見があった^{二七}。橘園は接見後まもなく、通信使との筆談を記した『雞林情盟』および道中記の『薄遊漫載』を畿内の儒者仲間にかけて出版した^{二八}。当時橘園の周囲の儒学者の間で「今春韓客来聘す、当に官使に对州に会すべし、大壯觀也、前儒多く韓客の筆話を以て盛事と為す、〔中略〕友人田大藏余に謂ひて曰く、韓客之来、常に有らず、子斯時に後れば、悔とすと雖も追ふべけんや」、浪華の天満橋に抵る、小島街篠山萬福か家に適く、来會する者咸な言ふ、韓客の事、巷説沸くが若し」などと、めったにない通信使の来日が話題になっていた^{二九}。

D・間接的な交流（幕府役人）

一方、通信使と直接の接触はなかったものの、幕府役人のなかにも通信使に関心をもつ者がいた。幕臣で勘定奉行の岡本忠次郎（花亭、豊洲、一七六七〜一八五〇）は、文化八年に公務として対馬まで行き、通信使の客館の造営などに携わった^{三〇}。花亭は精里に託して李明五に詩を贈るも、接見することが叶わず六月二〇日に対馬を発った。このときの作品が『享余一鸞』に載せられており、精里がその序文を書いている。『対礼余藻』のなかには岡本花亭をめぐる対話があり、その部分を抄録したものが『精里筆談』『享余一鸞』『贈答詩鈔』として広く伝わった。のち天保八年（一八三七）に太山融齋（誠、一七九四〜一八六三）が『精里筆談』の序文を、同一〇年に塩谷岩陰（世弘、一八〇九〜六七）が『享余一鸞』の跋文を書いた。

また大田南畝（一七四九〜一八二三）はみずから対馬に向かうことは叶わなかったが、つぎのように述べている。

今年、韓使対馬に来聘す。鈴木猶人、監察使に属し、命を奉じて西征し、接伴を掌
ることを為す。猶人、此の書を三復すれば、則ち思ひ半ばを過ぎん。古へ云ふ、籩豆
の事は有司存せりと。国家の大事は、肉食の謀る所、固より容喙すべからずと雖

も、猶人も亦百有司の一なり。一籩一豆、其の道を以てせざれば、則ち兩國の驩を失はん。慎まざるべけんや。慶元以来、韓使、例として東都に來聘す。其の對馬に來聘するは、今年より始まる。猶人、筆を此に載すれば、百世以て徵と為すべし。若し夫れ山水紀勝の作、煙花月露の篇は、則ち其の緒余のみ。豈に猶人に望む所ならんや。豈に猶人に望む所ならんや。

今年、通信使が對馬に來聘するにあたり、鈴木猶人が監察使の役をもつて對馬に接伴することになった。南畝は『論語』泰伯篇^三を引き、猶人に心構えを説く。供え物を盛る器物など細事については末端の役人がそれぞれの役割に応じて行うものである。儀礼の中心的な事がかんしては末端の役人が容喙すべき問題ではないが、猶人も多くの役人のなかのひとりである。儀礼のひとつひとつの手続きを筋道にそつて行わなければ日朝兩國の交際に響くことになるので慎んで行わなければならない。慶長、元和以来のこれまでの通信使は江戸で迎えていたが、今回から對馬で迎えることになった。そのため猶人には今回の儀礼を記録し後世までも明らかにするようすべきことを期待している。

南畝は鈴木に託して通信使に詩を贈ったところ、李頤相から序文をもらいそこには「日東文雅斯に盛んなるを知る^{三三}」にいたったと書かれている。南畝は朝鮮と日本との関係が大切なものと考えており、関係を維持するために礼儀をもつて交際することを重要視していた。そうした格調ある交際を前提としたうえでの詩文唱和であつたらう。

以上を踏まえると文化度通信使について当時の日本社会のなかで関心がもたれていたことが理解できる。「異学の禁」を経た一九世紀初頭の日本において、広く武士が学問をし、外交に携わる時代に入っていたことがその背景のひとつとして考えられる。武士層は通信使との外交に関与しかつ詩文の交換も渴望していた。もつともその詩文のやりとりはいたずらに風雅に興ずるのではなく、あくまでも武士層が主体となつて格調ある交際を行うことを前提としたうえでの詩文唱酬であつた。儀礼の場が江戸城ではなく對馬という「辺境」であればこそなおさら「文事」でもつて格式を示すことが大事となる。また、『対礼余藻』と『雞林情盟』は『通航一覽』にも抄録されており、幕末期の林家でも参照されていたようである。この点については終章にて後述する。では次節から文化度通信使との交流のため對馬へと向かった人々に焦点を当てていこう。

第三節 文化度通信使来日時の西日本における学術動向

ここでは淄川の『対遊日記』を一つの事例として、当該期の西日本における学術をめぐる動向を検討する。本節は直接通信使との交流をみるわけではないが、通信使との学術交流の前提を考えるうえでは意味がある。

『対遊日記』によると淄川らの旅程は江戸から対馬に向かうまでの道中、対馬滞在中のこと、対馬から江戸に向かうまでの道中の三つに分けられる。

文化八年閏二月二十八日に一行は昌平齋を出発して西に向かう。二十九日に相模、三〇日に小田原、三月一日に沼津城下、二日に清見寺、三日に龍華寺、四日に大井川、五日に掛川、七日に岡崎、一日に水口城、一二日に草津、一三日に京都を経て、一四日に大坂に着く。数日間大坂に滞在する。一八日に大坂を出て西に向かい、二〇日に鹿児島川、二三日に岡山を経て、二七日に広島に着き一泊する。二九日に関戸を経て、四月五日に小倉に着く。四月八日に福岡城、九日に浜崎に着く。ここで一〇日から二三日まで、出発のための風を待つ。二三日に出発してその日に壱岐に着き、五月一日まで滞在する。五月二日に対馬府中に到着する。

対馬到着後、公式儀礼が終わるまでの間、易地聘礼のため対馬に滞在中の他藩の役人や、対馬の学者と交流をし、対馬の名所を訪ねるなどする。五月一六日には有明山に登る。淄川は六月二日、二三日、二四日に通信使と筆談する。

七月一日に一行は対馬府中を出発し、二日に対馬の佐須に寄り、四日に対馬を発つ。五日に平戸、六日に呼子浦、七日に佐賀に到着する。ここで淄川は珮川らと別れて長崎に向かい、八日から一八日まで長崎に滞在する。彼杵を経て一九日に佐賀城下に戻り、二六日まで滞在する。江戸に向けて出発し、三〇日に小倉に着き、八月一日に赤間関、三日に鞆、六日に姫路、七日に明石、八日に兵庫、九日に尼崎、一〇日に大坂を経て、一二日に京に着く。一五日まで京に滞在し、一八日に美濃、二一日に信濃、二四日に塩尻、二六日に富士山を経て、九月一日に江戸に着く。

(1) 通信使接見にあたっての心構え

淄川ら日本側一行は通信使との接見にあたり、ある心構えをもって臨んでいたようである。つぎの史料は、文化八年三月二日、清見寺での記事である。

是れより先、韓人来り。其の途由る所、苟も文詞を少うする者、以て其の斥言隻字を得て栄と為し、必ず就きて唱和を求む。彼れ赦惰を厭倦し、我れ苦しみ請ひて得。或ひは村拳して新進を究め、書生妄言すること諱まず。争の端を開く者も間ま亦た之れ有り。実に国体を欠くこと鮮なからずと為す。是れを以て是の行、祭酒博士の外、惟だ両家文人、両三人筆談するを許し、自ら飾ること一切禁絶す。是れ林公掛川儒官松崎復を以て名上し、先生泰与棟芳を以て名上す。故に予輩途中毎に文士に逢はば必ず唱和し、以て拙速を習ひ它日韓人の地に接する為にせんと欲すと云ふ^{三四}。

これまでは通信使が道中で各地の文人と唱和していたが、それが諍いの発端となることも多く、「国体」に悪影響することとなった。そこで人数を制限し、林大学頭のほかは二三人に筆談を許し、さらに「自ら飾ること」を一切禁止した。林述斎は松崎慊堂を指名し、古賀精里は樋口溜川と草場珮川を指名した。溜川は、対馬までの途上で文士に会うたびに唱和し、拙速の韓人との唱和に備えていた。

ここで問題視されている先行する通信使との交流の様相については第二章でみてきたとおりである。これまでの通信使との接見に際して「国体」が毀損されることを問題視していたことは、後述するように草場珮川の『津島日記』にもみられる^{三五}。日本側はこのような問題点の克服のため工夫を凝らしたのである。

『対遊日記』では、各地での詩文の唱和についてつぎのとおり言及される。三月八日、岡崎城にて尾張藩儒秦子鉉^{三六}・秦寿太、村瀬誨輔^{三七}らに詩を贈る。一二日、草津にて園城寺の若槻子光^{三八}に会う。一三日、米谷子虎^{三九}に会う。一六日、横溝子久^{四〇}に会う。鹿兒川にて、中谷維寅^{四一}の家に向かう。二〇日、石野士揚^{四二}に会う。二二日、藤井にて、岡山から来た万波・姫井・和田の三人とともに五排律のやりとりをする。策策にて、森下市斗に会う。二四日、菅茶山^{四三}がきて詩を呈す。二七日、広島にて頼春水に会う。春水は姪の元鼎^{四四}・孫の元協^{四五}を連れてきて、詩のやりとりをする。四月四日、長府にて武藤登、松浦道円と会う。九日、浜崎にて太田一に会う。一四日、龍野儒臣藤江貞蔵^{四六}、侯野嘉善^{四七}がきて詩のやりとりをする。

ここにみられる人々は、西山拙斎【表1:169】や皆川淇園【表1:191】など宝暦度通信使と交流した文士の門人世代にあたる。

(2) 詩文と経書をめぐって

淄川は『対遊日記』において、道中で精里と學術・詩文をめぐり対話をしている。そのいくつかをあげるとつぎのとおりである。

①「前略」夜先生微行して履軒中井翁を問ふ。「中略」先生京撰に遊学し能く先儒遺事を諳す。今日舟中、泰等淄川の為に語りて曰く、「岡白駒雑学なりと雖も今世比ぶる無く、故に其の門那波魯堂・藪孤山・皆川淇園・河野伯潜等を出す。内伯潜尤も傑出す。弱冠時、魯堂・孤山・淇園皆な以為へらく企及すべからずと。嘗て諸友と与に愛宕に遊び、一人茶肆に入らんと欲す。伯潜怒りて可ならず。某日く、「遊憩茶肆に出るは常なる事、何ぞ深く怪しむに足る」と。伯潜曰く、「学者、豈に茜裙婦女子と与に雑居するか。子吾友に非ず。絶交せんことを請ふ」と。諸人稍や其の志操講解することは是の如し。後ち漸く放蕩至り、納妓を妻と為し、是を以て其の学初めを知らず。然るに其の文を作すこと縦横恣肆、尚ほ他人の及ぶ所に非ず」と。泰曰く、「伯潜、豈に佩文対語を撰ずる人に非ざるや」と。曰く、「然り。余、其の家に寓せし時、彼、これを書す。余、其の家に於て白駒の解俗語書を得、之を讀みて多く得益す。魯堂左伝本、白駒の校する所、魯堂偷みて之を梓す。白駒切責すること惜しまず。魯堂謝して曰く、「師、漢人の説を偷む。今弟子、師の書を偷む。其の罪、輕きに似たり。幸ひなるや見恕せんことを」と。人、之を笑ふ」と四八。

②「前略」高森主人、好事なり。其の女亭、懸を画くこと善くす。皆川淇園記す。其の文、冗長にして統紀する無し。泰、訝しんで先生に問ふ。「先生」曰く、「淇園、十八九にして学成り、尔る後、大家を以て自處す。惟ふに飲酒高談に事へて読書に勉めず。故に末路此くのごとし。古より名家多病なり。此れ孤山猶ほ免かる能はざるがごときと雖も、然るに其の文老に至れど衰へず。其れ終身刻苦読書する者、惟だ徂徠・東涯・竹山兄弟のみ。其の文を觀て見るべし」と「後略」四九。

③夜、棣芳と同じく常に侍坐し、本邦の儒先詩文を問ひて曰く、「梁蛻巖・秋玉水、詩好しと為す。父則ち藪孤山・玉山を跨ぐこと遠しと。蕉中師は如何」と。曰く、「文経に本ならざれば、則ち氣骨無し。師病めり。学則ち釈門の巨擘と為す。然るに其の人未だ能く俗を免れず。常に其の門に署して云ふ、「凡そ貧道に乞正する者、

七律宜しく五六首に限り、文則ち一篇を過ぐべからず」と。某少年時、亦た嘗て就正す。詩中適しば「若」字有り、「蕉中」曰く「近体「如」を用ひ而るに「若」を用ひず。「如」、唐詩「緑楊水に著いて草煙のごとし」を以て觀るべきなり。もし仄字を用ひんとせば、「似」字を以て代せんと欲す」と。退きて諸家集を檢するに然らず。又た邊幅を修飾するを好みて以て人に誇る。嘗て某云ふ、「今日某某公郷見招す」と。又云ふ、「頃忝けなくも紫衣を賜ふ。紫衣僧貴く閑白なりと雖も起して送迎す」と、曰く、「徂徠の書如何」と。曰く「訳文筌蹄能く字義を解す」と^{五〇}。

④棟芳・子常と俱に侍坐して文を論じて曰く、「明一世、文人多くすと雖も、一人として八家に髣髴たる者無し。而るに況んや清に於いてをや。試みに它人の文を取り之を比べよ。他人憂々たり、八家綽々たり、優劣自ずから見ゆ。凡そ文、直叙せずして倒叙す。「中略」本邦徂徠、文変を貴びて倒叙する所を多くす。邦人、文徂徠を繼ぐ者無し。東涯、文冗長にして意晰らかならず。徂徠を下ること未だ幾ばくなるを知らず」等と。問ふ、「仁齋如何」と。曰く、「仁齋、文章を知らず。其の著書する所、盡く東涯が添削を経、稿本尚ほ京師に伝ふ。其の経説も亦た全て陽明家の著す所を取る。某書、一書肆之を得て呉舶に上梓せんと欲す。仁齋、其の跡の露急するを恐れ乞ひて止む。其の書、写本某郷里に蔵するを見る。当今文章、則ち竹山・履軒なり。之を繼ぐ者、藪孤山。孤山、文長編好む者有り。文を作るに助語を写すを以て好しと為す。河伯潜曰く、「文章、本と助字無し。仏書某経証すべし。惟れ「焉」・「哉」・「乎」・「侯」を以て、言語の緩急を為して助とす。而れども之を潤色するのみ。助字を用ふるは須く常套する所を拘らざるを要すべし。宜しく某字有りて反し、宜しくする所無とすべし。某字を無くして反し、有りて変化す。運用して佳しと為す。「後略」^{五一}と」。

①は樋口溜川が数日前から体調不良だったため、三月一四日に大坂にて休憩をとつていたときのことである。この日の昼、先生（古賀精里）は自分の若いころに京、大坂にて交友のあった人物について溜川ら弟子たちに語った。岡白駒（二六九二〜一七六七）の門下に那波魯堂【表1・146】・藪孤山（一七三五〜一八〇二）・皆川淇園・河野伯潜（恕齋、一七四二〜七九）【表1・218】などがあり、そのなかでも河野伯潜が傑出していたという。ここに挙げられる魯堂・孤山・伯潜はもともと古学を重視していたが朱子学に転

向した人物である。孤山は熊本時習館の朱子学者で、李退溪を尊崇していたことがよく知られている。他方、淇園は古学を重んじていた。また魯堂・淇園・伯潜は宝暦度通信使とも接触していた。また、この日の晩、精里は中井履軒（一七三二〜一八一七）に会いに行った。

②は三月二十九日、岩国に着いた日の記事である。この日、錦帯橋を観たのち、皆川淇園の文章について話題となる。高森主人の娘が描いた画に皆川淇園の賛文があったが、その文章が冗長で統一した規則もなかった。淄川はそのことについて精里に問うと、淇園の文章が上手でないのは読書にとめなかったからであると答える。精里は荻生徂徠・伊藤東涯・中井竹山・中井履軒は刻苦読書したためその文章はみるべきものであるとする。

③は、四月十九日、博多にて出船の日を待つなかのことであった。淄川は船内で精里に日本の儒者・文章家について問うた。淄川は、梁田蛻巖（一六七二〜一七五七）、秋山玉山（一七〇二〜一七六四）の文章が優れており、父から藪孤山が玉山を超えていると聞いていた。では蕉中（大典頭常、一七一九〜一八〇二）【表1:150】はどうかと精里に尋ねた。それにたいし精里は、蕉中の文章は経書に基づいていないので気骨がなく、外面を修飾して人に誇っているものだと批判する。

④も四月二五日、船中で出発を待つ日の記事である。文章について議論をした。精里は、八家の文章がもつともすぐれており、明人、清人がそれに続くと評価する。八家の文章は倒叙するから優れている。日本では荻生徂徠の文章が倒叙するから優れていると評価する一方、伊藤東涯の文章は冗長で、その父の仁斎は文章を分かつていないと批判する。徂徠以後の文章で優れた人はほとんどいないが、現在は中井竹山・中井履軒が優れており、それに続くのが藪孤山であると評価する。孤山は長編の文章が優れているが、それは助語の使い方がうまいからであるとされる。

以上より、精里が文章の作りかたに重きを置いていることが理解できる。精里は、冗長で修飾過多となる文章は悪く、簡潔明瞭な文章が望ましいと考えている。かれは経書に基づくことでこそ気骨ある文章が作れると考えていた。その手本が八家である。しかし昨今の日本で八家のように優れた文章を作れる人がいない状況は望ましいものではないと捉える。荻生徂徠じしんには文章の実力があると評価するが、徂徠学を継承する皆川淇園や大典頭常のような者には問題があると批判する。かれらは詩文に傾倒しすぎて経書を軽視したために、気骨なく冗長で修飾過多な文章に流れてしまったのだと精里

は考えたのである。

精里は文章の作成に際して朱子学を基準としていた。かれは経学で重視すべき書目について、つぎのように弟子たちに語っている。

夜、棣芳と侍坐し四子注翼を問ふ。曰く、文集・語類の外、趙順孫纂疏、倪士毅輯積、陸隴其松陽講義・三魚堂大全・困勉録、皆な取るべきなりと^{五二}。

経学ニ採用スヘキ書目師説ヲ得タリ、一松陽四書講義、一倪士毅輯積、一陸隴其困勉録、一三魚堂大全、一読朱隨筆、一宋趙順孫纂疏、一朱子語類并文集、一学菴通辨、一異同条辨、此外、大全・蒙引・正解等、汎ク流布ノ書ニ錯誤多キノ説アリ^{五三}

『文集』『語類』（宋、朱熹）、『纂疏』（宋、趙順孫）、『輯積』（元、倪士毅）のほか、清の陸隴其（稼書、一六三〇〜九二）の『松陽講義』『三魚堂大全』『困勉録』『読朱隨筆』、あるいは『学菴通辨』（明、陳清瀾）、『四書朱子異同條辨』（清、李禎・李沛霖）など明末清初期のものがあげられていることは注目される。精里は『大全』（明、胡廣）、『蒙引』（明、蔡清）、『正解』（清、吳宥）など流布している書には錯誤多き説があると注意を喚起している。先行研究でも、精里が『大学』や『中庸』の解釈に際して清初期の朱子学（とくに陸隴其）に立脚していたことは指摘されている^{五四}。これまでこの点については一国的に検討されてきた一方で、国際関係に関連付けて論じることがはなかった。通信使との接触を念頭におくとつぎのように説明できよう。

精里は、これまでの通信使との接触の問題点のひとつとして、日朝交流の当事者が経書を重視せず詩文に偏重しすぎたために軽佻浮薄な交流になってしまったと捉えた。そのことを念頭におき、文化八年に朝鮮通信使と接触する折には、朝鮮にたいし気骨ある文章をもって接することが望ましいと考えるにいたった。この点に関連して、第一章で言及したように、宝暦度通信使の南玉が「文辞する者、技芸中道に近き者なり」と考えていたことも想起されたい。精里も文事に道を求めているのである。精里がこのように文章を重視するのには朱子学を実践していることを対外的に表明する企図もみられる。精里はまた、文化度通信使との接見を通じて清朝学術の最新の動向を把握することも念頭にあつたと考えられる。

次節ではこの点について筆談内容から確かめたい。

第四節 文化度通信使との接触

(1) 通信使との交流の内容

文化度通信使との筆談唱酬における話題はつぎのとおりである。日朝両国の交流が二〇〇年になること、延享・宝暦度通信使とやりとりした詩文、日本の学術が「正学」に至ったこと、清の儒者・文人、朝鮮の儒者、林家歴々の人物、科挙制度、燕行使^{五五}（以上『接鮮瘡語』）。現在の日朝関係が好を通じるようになって二〇〇年になること、豊臣秀吉の朝鮮侵略およびそのときの被虜人となった洪浩然、『退溪集』、清の儒者・文人^{五六}、伊藤仁斎・荻生徂徠の学説に対する批判、科挙の方法、山丹地域・中国東北地域の状況（以上『対礼余藻』）。近年の朝鮮の名儒の著述について、日本が近年程朱学（朱子学）を尊崇していること、延享度通信使とやりとりされた詩文、燕行使、朝鮮の景勝地（以上『雞林情盟』）。これらを見ると、文化八年現在の日朝関係が豊臣秀吉の朝鮮侵略後に好を結んで二〇〇年になるという認識のもと、前回までの使行時にやり取りされた詩文や、近年の日・朝・清の学術動向についての関心が高かったことが分かる。これまでの使行を踏まえつつ、「異学の禁」に伴う学制改革・朱子学の重視という時代状況を反映していることが理解できる。

筆談という行為がその場その場において即興でなされたものであること、われわれが目にするのできる筆談史料そのものが筆談の場から離れて編纂されたものであること、したがって筆談の場で交わされた内容には変更が加えられる余地があることなどには注意しつつも、具体的な対話の様相をいくつかみてみよう。林述斎と古賀精里に分けてみていく。以下では話者を（ ）内に記し、発話内容の冒頭に配置している。清山は金善臣（一七七五〜一八五五）、菊隠は李文哲（一七六五〜一八三〇）、泊翁は李明五（一七五〇〜一八三六）である。

A：『接鮮瘡語』（林述斎）

①（清山）曾て異称日本伝をみる。朝鮮人をして吾国史の語を見せしめざる恨み有り、而るに近くは貴国文物益ます彬蔚たるに就く、亦た隣国の好き文字を伝うべき有るか。

（述斎）我国の学、専ら明体達用を以てす。砥礪操行し、理を翼賛し道を主と為す。

詞芸に至るは、必ずしも切劔せず。何となれば則ち上は諸侯より、下は陪臣の賤なる者に至り、一切世襲なり。就中乃ち其の志行良善なるを選び、識幹特異なる者、升品擢用し、其の庸劣にして取る無き者、老死飽暖なるのみ。畢竟、吾が邦、武教が文教に勝る。故に其れ武を講ずる人無きは為さず。詞芸のごときは、則ち性嗜む者、之を為すのみ。何ぞ文字を好み、異域に伝うべき者有らんや^{五七}。

②(述齋) 東武の学有ること久し。貴国の悉くする所、寛政戊午、改造を命ずる有り。廟貌肅穆として、門閣・廊廡・講道の堂、栖士の舎、悉く皆な煥新す。三年始めて成し、祀典一循し、延喜旧式を用う。〔延喜式、延喜帝の時、開元礼を取り増損して成す者〕是に於いて海内君長、承流伝化し、旧を修め新を謀り、国無学なる莫し。貴国右文崇聖の俗、諸公之を聴く。想ふに亦た欣然として、敢へて誇詡する非ず。

(清山) 貴国文教の漸く闡らかなること、曾て已に聞知す。此れ詳複録示するを承る、尤も人をして欽誦せしむ^{五八}。

③(述齋) 明清兵書の外、貴国別に先輩の論ずる所の著者有るか。

(清山) 古今兵家、俱に書を成す有り。患はず足らず。世将の家、智慮の人。臨時の方略有るより、撰述則ち之無きのみ。

(述齋) 唐山、群聖挺出するの地、礼楽文章、四方の収取する所なり。則ち今変り、辮髮腥臊の域を為す。嘆くべきなり。今日天地、我を除き、宇内其の籠罩するの外を受けず。衣冠文物、儼然として古を存する者、唯だ貴国のみ。諸公の来り、故明の儀制を觀るを得ること幸いとす。亦た生平一快なり。

(述齋) 清朝唐山に入るより来ること、康熙・乾隆の享国久し、版図闢け、富強の業、前古希比、嘉慶主嗣立するに及び、今已に十餘年、寂にして声息を聞かず、行中諸公、定めて燕台を風とするを觀る有り。其の要領を得る者、一及するに吝かならず。

(清山) 我国の清人に於いて、使行往来す、而れども俺等未だ嘗て是の役有らず、要領強ひて説くこと難き有り。鄙行する文士中数人、往来する者有り。而れども亦た遊戯翫賞して帰るに過ぎざるのみ。

(述齋) 僕毎に云ふ、朱明の貴国に於けるは、大造有りと為すを信ず。而るに其の

已むを得ず清国に於いてするも、亦た時勢の然らしむるなりと。今日燕台の徳を意ふ、之れ故明を比ぶるは、孰れか坦懐商量なることを薄しとするや。

(清山) 我国の清人と与に好を交すは、即ち是れ古聖人、小を以て大に事ふるの義なり。使臣家清人と与にする嫌い有り、故に未だ嘗て燕台使役に充てず。詳言するを欲せざるの所以、我が国縉紳家中、貴国通信の使者を作すべからざるも、亦た多く之れ有るのみ^{五九}。

①②で述斎は、日本で異学の禁を発し学制改革を行なったことを表明する。「理」を補佐して「道」を主とし、詩芸は嗜む者が行なう程度であると位置づけ、日本では朱子学をおこなっていることを強調している。③では清についての対話である。述斎は清では礼楽が失われ、いまや朝鮮においてのみ明代の儀礼・制度が残っていることを称賛する。このように、述斎は経学や詩文の中身にまでは触れず、學術、儀礼の制度についての対話を交わした。

B・『対礼余藻』(古賀精里)

精里は接見の冒頭で『退溪集』『大学纂釈』を呈し、洪浩然に関する話題を提示した。それにより通信使たちは心象をよくした。それを前提として問答が展開していく。

④(精里) 或ひは伝ふ、公、屢しば唐山に遊ぶと。最も欽仰するに堪ふ。清国儒者、理学は陸隴其より、文章は沈徳潜より以後、必ず代わり興る者有り。而れども未だ之を聞かず。吾子、彼の中に遊ぶ。理学・文章の名家、何れの姓号なるか識る所、何れの姓號なるか聞く所、告げらるるを以て幸ひとす。

(菊隱) 僕、戊辰秋に中国に入り、己巳春、還郷す。多く文人・韵士と与に覇洲・知洲を従游す。張水屋、之れ三絶なり(文なり、筆なり、画なり)。王漢森の魁偉、曹玉水の才華、其の他殫く記すべからず、而るに理学・文章は彬彬として觀るべし。専ら紫陽の学を尚ぶ。沈徳潜以下、代よ人乏しからず。而して紀尚書・翁覃溪、今に至り生存して最たる著者なり〔割註略〕^{六〇}。

⑤(清山) 伊物の説、貴国に行ひしより以来、我、東儒賢、相謀ること久しうせず。其の癸未槎行に在りし時、我国人は貴邦の群儒と与に、相往復する有り。僕、嘗て

其の一二を見るを得。而れども顔孟を指すに至り未だ盡さざると為し、程朱を斥し誠未だ広からずと為し、私心之を痛む。嗚だ洪水猛獸の畏るべきがごとくならず。今、公に見え退溪集を喜閲す。便ち已に闡域の実践し、超詣する所有る故なるのみ。僕、傾けて公を喜ぶ所以は、寔に此に一在り。僕喜びを同じく為すところを以てする無し、悪くんぞ異ならんや。道は天下の公なり。公は之を言ふのみ。三尺の童子は、以て説得すべし。百歳の老人も亦た行は得難し。故に虚談は実践するに如かず、実見真に能く力行す。僕、甚だ謏劣なると雖も、嘗て顧行して後言せんと欲す。故に敢へて汎て精蘊なるに及ばず、以て古人を僭妄するの戒を犯す。而るに公、格致の学を有し、粹然として一時の宗匠と為すを聞く。故に茲に漫筆して相ひ告ぐこと審らかにせず、高明以為ふは如何。

(精里) 伊物の説、暴風驟雨のごとく、朝を崇ばず復た痕跡を迹にする無し。本邦は朱学を尚び、頃歳又下令し、邪を黙し正を崇し、海内翕然たり。而るに夫れ清儒毛奇齡の徒、著述汗牛にして、商船流伝し、間ま聴き熒^{まど}ふ者無しとせず。然るに之に比し宝曆の間、則ち十去七八。故に伊物の熄、樸の功に非ず。而れども異学の余孽、摧陥廓清し、未だ能く雄偉なるに比するは常ならざるは、則ち樸罪有るのみ^{六一}。

⑥ (泊翁) 異学、只だ陽明を挙ぐ。則ち諸家の邪繆は、皆な之に該す。此の意、子之を知るや。

(精里) 陽明前輩、陳白沙・湛甘泉有り、始め異論を唱ふ。余姚の後、近溪・見羅之の類、則ち勿論已みて、郝京山・毛奇齡に至り、皆な王に出づ。清朝儒臣に至り、聖旨を取り朱王の一揆を定む。兒戯に近きと謂うべし。清国の為す所、万国倣ふ。故に其説の流毒、少なからずと為す。歎すべきのみ。

(泊翁) 公言僕言の如し。枚挙すべからず。吠声吠影、何ぞ論ずるに足るかな。恨むらくは相見の晩きなり。又た恨恨たり。

(泊翁) 退溪先生の朱子全書に於いて、撮りて節要を為す、今公の李先生に於けるも、亦た然り。公の學術の正、正に是書に在り。朱子を攻むるは、明より清に至り、言ふに勝ふべからず。薛文清・胡敬軒諸公の外、陽明の学、陳白沙の道、皆な是れ禅学なり。更に象山の時に熾し、毛奇齡西河に至る者、晩く出で力攻するに言ふべき無し。昔聞く、貴邦物茂卿・伊藤維楨、力めて朱学に戦ひ、戊辰信行に至り、先に大人、書記を以て入来せるの時、源東郭博大を瞻るに斐^{あは}ず、聖学を攻む。故に僕、

常に貴邦學術の正ならざるを以て、訝と為す。今、公の退溪集に序する所を見れば、豈に斯文一綫の絶へざるに非ず。公を頼みて恃を為さば、即ち中流砥柱たるか。仰賀賀たるに勝へず六二。

⑦（泊翁）平日は何れの書を以て喫緊工夫を為し、何れの詩を以て諷詠に資すると為すべきか。

（精里）樸本より窮郷晩学、其の学に於いて猶ほ其の書に於けるがごときは、東撈西摸し、僅かに濂洛の正学に撞着し、其の詩を学ぶも亦た然り。宋元明清、多方穴を穿ち、後に来りて始むるに以て、李・杜・王・孟〔・高・岑〕六家を宗と為すを知る。上は漢・魏・騷・雅に遡り、務煩精亡として、復た此を以て其の読む所の書、寸進する無し。推して知らせらること可とするなり。興言此に至り、人をして愧歎せしむ。然るに賢者之間に遭ひ、盡く其の実を傾写せざるべからざるなり〔割註略〕。

（泊翁）学を為すこと濂洛を遡り、詩を為すこと王・孟を追う、人生斯世、余憾無し。足下詩精工なる處精工なり、流麗なる處流麗なり。未だ知らず、平日著述するところ幾許卷なるや。

（精里）過許惕若たりて、旧作は皆な省録せず。近歳兒曹訪獲し、十二卷を編成す。其の半ばは則ち応酬の文なり。前より以て定見無く、唐は下り宋元明清体、皆な在り。骨董羹の如く、百衲衣の如き者居すること多く、唯だ当に其の特操無きを以て、覽者の烟鑑と為すのみ。

（泊翁）読まざる所無く、窮めざる所無し、然る後、筆語を等間とすと雖も、皆な人頤を解するを以てすべき。古人妙所を経歴する自り、方に此のごとくすべし。

（泊翁）珮川、名士韻人なり。晋唐の間に在ると雖も、一座を占むるべし。今精里の老宿に質す。

（精里）明文、宋に降り、清文も亦た明に降る。之を要するに、明文は学ぶに足らざること固よりなり。然るに其の中に就いて優劣を論ずれば、則ち宋・方・唐・王・帰の類、泊翁は何れの人を以て佳と為すや。

（泊翁）皆な是れ僕の胸中の語なり。何ぞ其の道出づる。但だ同庚なるのみならず、乃ち同心なればなり。曾南豊・李泰伯一派、王遵岩・帰震川、文体雅潔と為す。追て之を遡ること皆な欧陽公の文脈なり。王弼州・李滄溟に至りては、皆是れ下風なり。明末清初の如くは、其の詩文の清媚たること喜ぶべく、学識少なく、只だ少年

初め学ぶは易かるべくして、下手の摸倣するにおける者なるのみ。平生見る所、此の(一)とし(六三)。

④では清の最新の学術をめぐる対話がなされている。精里は清の学問に関心を示し、理学(朱子学)の陸隴其や文章家の沈徳潜の名を挙げた。ここに挙がっている陸隴其は、前節でもみたように精里が弟子たちにも経学に採用すべき書目として言及した人物である。菊隱はそれになりたいし、みずからが二年前に燕行使として中国に行ったことのある経験を語り、紀尚書(紀昀、一七二四〜一八〇五)や翁覃溪(翁方綱、一七三三〜一八一八)など同時代の清朝の儒者・文人の名を挙げた。ここから、清朝知識人をめぐって日朝間で話題が共有されたことが理解できる。

「異端邪説」にたいする批判を共有しているのが⑤⑥である。⑤で精里は仁斎・徂徠を清初期の考証学者である毛奇齡(一六二三〜一七一六)とならべて批判対象とみている。⑥で精里は、陽明学を「異端」と述べる泊翁に共感し、陽明学の現在にいたる系譜を述べる。泊翁はそれをうけて精里への心象をよくしたとみられる。明・清でも朱子学が攻撃されていることに加え、日本でも仁斎・徂徠が流行しており、延享五年(戊辰、一七四八)には源東郭(菅沼東郭、一六九〇〜一七六四)が聖学を攻撃したため、泊翁は日本の学術が正学から逸脱していることを疑っていた。ところが今回来てみると、精里が『退溪集』の序文を書き、陽明学を批判しているので、喜ばしいことだと考えた。⑦は読書や詩文についての対話である。泊翁は精里に、いつもどのような書物で学問の工夫を行ない、どのような詩が詠じるに値するのかと問うた。これにたいし精里は、唐宋八家を挙げ、宋、明、清と時代が下るにつれ次第に劣っていき、明の文は学ぶに値しないと述べる。泊翁も明末期の詩文は「摸倣」に過ぎないと述べた。これは前節でみたように、道中での精里と淄川らとの対話とも符合する。

以上、通信使との筆談を、述斎のものと精里のものに分けてみてきた。述斎にとつて仁斎や徂徠の批判よりもむしろ、幕府が公的に朱子学にもとづいた人材登用を制度化したことを対外的に伝えることこそが重要であった。かれは儀礼・制度の面について通信使と対話を深めようとした。それにたいし精里は、通信使との対話のなかで朱子学の「実践」をおこなうことに重点があった。かれは、仁斎や徂徠のみならずその背景にある明清儒者まで踏み込んで批判し、学説をめくり立ち入った対話をしていた。道中での淄川との対話にもみたように、同時代の清朝の学術動向への関心、唐宋八家文の重視が

みられる。また精里は論争するのではなく、相手の立場に配慮し、対話そのものを味わっている。このように、文化度通信使において「文事」を示すにあたっては、政治的側面に重点をおく林述齋と、学術的側面に重点を置く古賀精里とで役割の分掌がみられる。

(2) 通信使との交流をおこなった者の日朝関係認識

A・林述齋・松崎慊堂

公的な儀礼が終わった後の筆談唱酬(私覲)をめぐって林述齋が松崎慊堂に述べた言葉を慊堂が『接鮮紀事』に記している^{六四}。慊堂の眼を通してという点、彼が師を称揚しているという点には注意しつつも、ここから述齋の朝鮮に対する認識を照らし出すことも可能である。使節との応接に際しての問題意識、今回どのように対応するのかという手順、そして最後に筆談の様子とそれに対する述齋の意見が述べられる。

今回は対馬での接見という新たな状況にあり、そうした状況での対応に迫られる。述齋は「国体を失せずして、鮮子輩をして亦た敬畏する所」を知らしめんと考えており、次のような問題意識をもっていた。

使臣妄自尊大なり。其の筆語唱酬、専ら製述・書記の輩をして之を主とせしむ。我が述齋先生深く以て然りと為さず。今茲の聘に至るは、事旧に遵うと雖も、会する地既に易わらば、則ち礼の善は遵う。弊は革む。是時に於て更張せずんば、竟に国体を損ず。「中略」鮮俗狡獪なり。其の因縁を畏れ交際し、自ら便なるの説を駕す。其の礼を行うに於いて、害も亦た少なからず。

述齋が問題視していた弊害とは、従来の筆談唱酬において製述官・書記を主人とするような事態と、朝鮮側が秀吉の侵略の因縁をおそれて交際し、自分に都合のよい説を立てて日本の優位に立とうとしていたことである。これらは礼を行うときに弊害となる。あくまでも「礼之善」にしたがい、「弊」を改めなければついに「国体」を毀損してしまう。

述齋は接見場所が江戸から対馬に変更したことに関して、「旧好を以て我を要せば、吾れも亦た往見す。然らずんば則ち否」と考えた。朝鮮側が旧来の好を我々に求めればこちらもそれに応じて対面に向かうが、そうでなければ対面しないという旨を、対馬藩の家老を通じて使節に伝えさせた。それにたいし朝鮮使節は、「毎に我使が都に赴き、

例に林氏と与に相接す。是行は吾が見ゆるを俟つ者久し。今其の言を聴くに、事に理有り。切に相款接せんことを欲す」と返答する。使節は、述齋の申し出が日朝使節の相互往来という点に鑑みれば理に適っていると認識して受け入れたのである。また問題となっていた製述官らにたいしては、述齋はあくまでも礼にしたがった対応をとろうとする。「両使臣、主為るは則ち可なり。製述輩を以て之を待つがごとくは、古賀淳風其人なり。吾敢へて往かず」、「正使は姑く置き、副使が如き職掌は、猶ほ吾が職掌なるがごとし。且つ彼三品にして、我三使と与にす」。正使と副使を主賓とするのであれば、それは述齋の職掌と相当するので自ら赴いて接見するが、製述官は格が違うので古賀精里が接見し述齋は行かない。実際製述官たちが進上して謁見したときには、述齋は下位の者にたいする「卑幼之礼」を用いて応対した。

述齋はさらに①便服での応接、②書記に代書させる、③自分から先に詩作しないという提案をする。第一章末尾で引用した史料に書かれている方針を実践せんとしたのである。①これまでの私覲の場では我々は公式の儀礼と同じように大紋付で接していたのに相手は便服で接していた。これは礼に当たらないので今回こちらも大紋付を便服に改めて接見に臨む。②書記を伴って行き、口授して草稿を立てて、そのあとに筋にあわないものをひとつひとつ調べて示す。③これまで林家が贈与する作品を持っていき、朝鮮側がそれに答え、日本側も詩を重ねて詠じていた。しかしこちらから事前に準備していた作品を出しても、朝鮮側が素早く詩文をつくって応じるので彼らのほしいままとなっており、この弊害を改めたいと思っていた。今回は以前とはやり方を変え、私からは先に唱和せず、彼が先に詩を詠じてそれに対して私が唱和する。とくに②③は、使節が詩作の出来が悪くても素早く行うことで場の主導権を握っていたことへの対抗と考えられる。

②は実際にはつぎのようになった。朝鮮側は詩の草稿を立てるのを議論するふりをして何度も決め直し円滑に進まなかったので、慊堂は朝鮮側が数人で書く分を一人で軽々とこなせる余裕があった。それについて述齋は、決して朝鮮のことを軽視してはならないと注意する。朝鮮側は小童をそばにおき、述齋らの出した紙片を取らせ、項を追って貼って散佚を防ぎ、あるいはいちいち謄録させていた。自国に持ち帰って証左とする意図があるように見られ、今回の筆談内容が海外にも伝わって残ることになるからである。述齋は、漫然と写し出して席上で雲烟のように消えていくのを見ているだけではならぬいと戒めた。

③は実際には次のようになった。述齋が使節にたいし再三先に詩作するよう誘いかけたもののついに唱えないので、述齋はやむを得ず謝見詩二章を贈った。詩文のやりとりの中で、使節は述齋の姓号を書かずに俗称だけを書くなど、「同等と為すを嫌ひ、故に別に一種書式を設け、自尊の意を暗示する」ようなものであった。述齋は不平で、その詩にも風刺を込めた。ところが使節からの投和詩は使節が出発する日に贈られたので、述齋が再び唱和することができずに終わった。

竹山・定信らが易地聘礼の方向性をめぐって議論していたのに対し、述齋の場合は易地聘礼を実行している段階での議論である。これは第一章第三節でみてきた方針を実践したものであることがわかる。今回の通信使との応接は、対馬での聘礼というこれまでにない事態が現実化した状況下での対応を迫られるという点で従来とは大きな違いがあった。しかし述齋はあくまでも「礼」にしたがって対応を執り行い、これを期に従来の弊害も改めようと試みた。今回の応接のあり方は「後人の須らく知るべき」ことであり、「是を以て式と為」した。述齋は従来の製述官の位置づけを特に問題視しており、製述官を正・副使の下位に位置付けて礼を守ろうとした。筆談では相手に主導権を握られないよう、書記へ代書させ、自分からは先に唱えないようにして対抗した。しかしながら述齋と使節との間には互いが互いの優位に立ちたいという対抗意識が表れていた。

B・古賀精里・草場珮川

草場珮川は『津島日記』に対馬での見聞を子細に記しており、六月二六日条には通信使についてまとめた記事を残している^{六五}。事前に有していた知識や、今回の通信使との接触の内容についての観察が記録されている。

珮川は朝鮮使節と面会する以前、これまでの通信使との筆談集を読むなどして、以前の聘礼時の様子についての知識を得ていた。日本側はかつて「国家全盛ノ時代」であり、新井白石は国の光輝を示そうとして日本各地から書芸の才能ある人々を集めて朝鮮の使節に対して「今ヲ曠ト筆ヲ揮ツテ見セ銜」った。しかし「彼レ少シモ褒ザル類ヒ、適々芸ヲ抱ヒテ進シモ、無興ニシテ退キシヲ多カリシ由」であった。あるいは朝鮮側は、李退溪や李栗谷など朝鮮朱子学の議論をかざして日本側に論戦を挑んで仁齋・徂徠の学説を論難し、日本の儒者が「朱子正大ノ學術ニ由ズシテ、邪路ニ迷ヘルハ、可憫ムヲナリ」と批判していた。これまでの通信使の応接の折には日朝双方共自らの文化的な優位性を示そうとして互いに不興を買う結果となっていたことが筆談集にみられるのである。

それに対し今回は「林祭酒及我師ノ学徳ヲ、彼レ深ク歎羨・傾慕シ、特ニ師ノ筆跡ヲ珍重シ、需メテヤマザリシ事トモ、筆語中ニアリ」と述斎や精里の学徳について高い評価を得た。古賀精里が『大学纂釈』などの著述を提示したことで「我邦学風ノ正シキニ帰セシメ」を朝鮮側は称賛している。たとえば正使書記の金善臣は精里を「忠信博雅君子」と高く評価していた^{六六}。「學術」が評価基準にあるのであった。

このような状況に至った背景には珮川の周囲で朝鮮と接する際の意識の変化があったことが考えられる。かつての筆談を見ると、国の体面をわきまえずに議論を行って公事の進行を妨げたり、使節におもねることで日本の賤しさが軽蔑されることがあった。精里は「国家恩信ヲ以テ、大賓ヲ礼待」するとう本来の意図に従い、以前のように「主客乖角不遜ノ光景」に至らないよう、あらかじめ珮川たちに周到な準備を行わせていた。珮川らは筆談の想定問答集を作成し、「前古ヲ鑑ミ」て「後來ヲ戒メ、永ク文翰・応接ノ規則」を立てた。故に、「ヨク彼ノ歎心ヲ得テ、使主格ヲ破テ下交シ、彼方ノ文人ナド直チニ走り、訴ヘテ、会晤センコトヲ渴望セシメ」があつた。前回とは異なり、使節の歎心を買うことができ、使節は自らの姿勢を低くして日本側と交わり、前回とは逆に使節の方から筆談や面会を渴望するようになった。応接は首尾よく進んだのである。

つまり珮川（精里）において通信使の応接は国の体面に関わるものであるもので、使節を礼待し朝鮮から軽蔑されないようにすることを重視していた。その上で前回までの応接の反省を活かし、今回の応接の経験を後代に繋げようとしたのである。この点は先に見た述斎の認識とも共通している。しかし相違もある。述斎が接待の形式的側面を重視し「學術」（朱子学）についてはそれほど言及しなかったのにたいし、珮川らは「學術」への言及がある。また珮川ら将来も参照されるべく書簡や応接の規則の立案、筆談の事前準備などの準備をおこなっていた。朝鮮使節が精里らを評価したという点を見れば、かつて中井竹山が「渠ヲシテ日本二人ナシ杯ト言ハセン事ハ実ニ歎ズ可事^{六七}」と述べた人選の問題も克服していることになる。

C・三宅橘園

橘園は五月一日に対馬に到着後、五月一日より七月四日に対馬府中を出発するまでの間、以酌庵に寓していた。橘園は以酌庵に來た朝鮮使節たちと五月二四日、六月二〇日に筆談を、六月三日、八日に詩牘のやりとりを行ない、その内容を『雞林情盟』に整理した。『薄遊漫載』の五月二二日条、六月二六日条には橘園の朝鮮に対する認識がう

かがある。

五月二二日は国書交換の儀礼が行なわれた日である。橘園は儀礼の様相について、使節団の楽器の演奏、整った衣冠などが見るに値するとし、それを見ている人が道々にあふれている様子や、清道、巡視と書かれた旗を觀察している。さらに「足利氏一に国体を誤りしより、之を待に匹敵を以てす。遂に因循して改めず。彼区区たる一小蕃、我大邦と与に好を接す」、「国家天のことに容れ海のことに涵、寛假して問はず、至大至広の仁恕、固より細人の軽く議する所に非ざる」と記す^{六八}。足利時代以来現在にいたるまで日朝関係が肩を並べるものとして位置づけられてきたことについては否定的である。大國である日本が小國である朝鮮を徳化しているという前提のもと、あくまでも日本が朝鮮よりも優位であるという形があるべきものだとして認識しているのである。

六月二六日は使節団が既に乗船しており出発する前日である。橘園と筆談を交わした文士たちが正使・副使らとともに以酌庵に挨拶に来た。「咸な別を叙し手を握り潜泣して去る」様子であった。橘園は、朝鮮使節のうち製述官・李顛相と書記・金善臣は筆の運びが早く奮戦するに足りたものの、多くは恋愛と名残惜しく言いつくせない気持ちがあった。「凡そ韓客恟意甚厚し。真情相待つ、之が為に腕を扼すに忍びず。筆話も亦た牽拘する所多く、言を盡すことを得」^{六九}。使節たちはまごころにたいへん厚く、情にほだされてしまって我慢できず腕を握りしめ、筆談も気持ちひきつけられることが多く、言葉をつくすことができなかった。橘園はかつての「筆談を以て盛事と為す」ものを期待して使節との接見に臨んだのであるが、筆談唱酬はたがいほめ過ぎるばかりで自らに資するところがなかった。

橘園は朝鮮使節にたいし自らの学問の力量を示したかったものの、筆談で力闘するという点においては期待に沿わないものであった。むしろ使節個々人との接触を通じて感情が動かされたことは注目されよう^{七〇}。その一方で、じつは橘園の詩は朝鮮に伝わっており、金正喜（一七八六～一八五七）は橘園を精里と並べて高く評価したのである^{七一}。

おわりに

易地聘礼が実行される時点での日本知識人は、宝暦通信使時と同じく、朝鮮にたいする日本の優位性の発揮を希求していた。朝鮮から軽視されれば日本の「国体」を損ねると問題視していたのである。しかし今回は「辺境」での接見という点で従来とは状況が

異なっていた。「辺境」で日本の優位性を示すためには学問の力量を示さなければならなくなり、使節と接見する人選が重要なものとして認識されるようになったのである。ところで宝暦度通信使以後の日本の思想界では朱子学を基軸として朝鮮に思想的立脚点を接近させていく動向がみられた。文化度通信使との接触は、「異学の禁」を経た状況下で学問の素養を有する人材が活躍する場として位置づけられよう。

文化度通信使との実際の接触に臨んだ者たちは、前回までの通信使との接触経験を踏まえていた。林述斎と古賀精里は前回までの使節にたいする応接の反省を活かし、かつ今回の応接の経験を後代に繋げようとした。述斎は朝鮮に優位に立たれることを懸念し、決して朝鮮を侮ってはならないと認識しており、礼式に則る形で唱和の慣例を変更して従来の弊害の解消を試みた。しかし実際の接見の場では互いが互いの優位に立とうとする動きが現れ、必ずしも述斎の望みどおり朝鮮側を懐柔できたわけではなかった。精里もまた、通信使の応接は国の体面に関わるため、使節を礼待し朝鮮から軽蔑されないようにすることを重視していた。いっぽう精里、伺庵らには、「文事」によって競う発想（「好勝之心」）への批判という新たな認識がみられた。精里は事前準備を行ない、「揖讓之礼」の姿勢を重視し、朱子学について積極的に対話することで朝鮮側の歓心を買うことができた。精里らは人選という点で功を奏したと考えられる。また三宅橘園は前回までの「盛事」を期待し、自らの学問の力量を示すために使節との筆談に臨んだものの、力量を充分に示すことができず物足りないものに終わったと見ている。

本章で扱ってきた儒者たちはおしなべて日本の優位性を前提・強調してはいる。しかし自らの優位性を前提してはいるものの、朝鮮を礼待し学問の力量を示さなければならぬと認識している。かれらは、朝鮮を軽くあつかってはむしろ日本の威信を示すことができないと理解しているのである。近世後期の日本では、朝鮮と対峙するにあたり学問の素養を有する人材が求められるようになっていったと考えられる。

また前章でもみたとおり、宝暦度通信使は「異端邪説」が流行する日本にあってもやがては「正学」たる朱子学に帰一するだろうとの期待があった。これを踏まえると、朝鮮からみても、宝暦度通信使から文化度通信使への流れは積極的に評価できる展開であったと考えられる。じっさい、金善臣は古賀精里を、金正喜は精里と三宅橘園を評価していた。従来までの朝鮮との接触では双方が学問的土壌を充分に共有しえなかったが、文化度通信使においてようやく両者がかみあったといえよう。

一九世紀初頭の日本知識人は文化度通信使を宝暦度通信使からの連続上に捉えてお

り、かつ文化年間以降も朝鮮との関係が継続していくものとみなしていた。これを踏まえると、欧米列強の接近による情勢変化に伴い日朝関係の重要度が相対的に低下しつつあったとしても、その重要性が失われていたわけではあるまい。文化度通信使以降も一九世紀を通じて通信使の来聘計画があり、また幕末外交儀礼の構築には文化度通信使来日時の外交儀礼が参照されていた。しかしながら皮肉なことに、文化度通信使以降、通信使との接触は結果的に実現することなく明治維新を迎えるようになるのである。文化度通信使以降の展望については終章で言及することとする。

一 三宅英利『近世日朝関係史の研究』（文献出版、一九八六年、六〇六〜六〇八頁）。

二 田保橋潔「朝鮮国通信使易地行聘考」、『近代日鮮関係の研究（下）』朝鮮総督府、一九四〇年）、長正統「倭学訳官書簡よりみた易地行聘交渉」、『史淵』一一五、一九七八年）、前掲三宅一九八六年、岩方久彦『19세기 조선의 대일 역지통신 연구（一九世紀朝鮮の対日易地通信研究）』（景仁文化社、二〇一七年）など。近年では交渉の最前線で折衝に奔走した対馬藩朝鮮通詞と朝鮮の倭学訳官との交流に注目されている（酒井雅代「朝鮮信使易地聘礼交渉の頓挫と再開——朝鮮通詞と倭学訳官の交流を中心に」「日韓相互認識」研究会編『日韓相互認識』八、二〇一八年）。

三 矢沢康祐「江戸時代」における日本人の朝鮮観について」（『朝鮮史研究会論文集』九、一九六九年）。近世日本人の朝鮮観については基本的に矢沢の枠組みをもとに議論されている。知識人を扱った近年の研究として奥谷浩一「朝鮮通信使四七年間の空白と「易地聘礼」にかんする思想的考察——江戸時代の日本思想史の一断面——」（『札幌学院大学人文学会紀要』八〇、二〇〇六年）など。対象を民衆や社会意識にお

いたものとして倉地克直『近世日本人は朝鮮をどうみていたか』（角川書店、二〇〇一年）、鈴木文「延享—寛延期の「朝鮮ブーム」に見る自己意識——木村理右衛門著『朝鮮物語』を中心に——」（『歴史評論』六五二、二〇〇四年）、池内敏『大君外交と「武威』（名古屋大学出版会、二〇〇六年）など。なお池内は「蔑視観」の持ち主であることと政策の次元とは区別すべきであると指摘している（同書一八〜一九頁）。

四 藤田覚『松平定信』（中央公論社、一九九三年、一七一頁）。

五 文化度通信使との文化交流の研究は戦前、松田甲が樋口溜川の通信使との交流を紹

介したことはじまる(松田甲「会津松平家と朝鮮」『日鮮史話 第五編』四六～六一頁)。藤塚鄰は松崎慊堂と通信使との交流を紹介し、清朝考証学の学風の日朝での受容と文化度通信使との関連を指摘した(藤塚鄰『日鮮清の文化交流』中文館書院、一九四七年)。李元植は藤塚の研究を土台に文化度通信使との交流に参与した人物として、松崎慊堂のみならず三宅橘園、以酌庵僧、古賀精里、草場珮川などの詩文贈答を紹介した。また精里が通信使にたいし『李退溪集』の抄本や『大学章句纂釈』を与えたこと、国書返簡の起草文などの紹介、金正喜への影響なども指摘した(李元植「文化度(一八一)の使行」『朝鮮通信使の研究』四二四～四四七頁)。他方、近年では韓国・中国の漢文学研究の領域でも基礎的研究が進んでいる。辛ロサは文化度(辛未)通信使をめぐり日韓に存在する関連史料の網羅的整理を行ない、とくに朝鮮王朝側の関連人物について整理した(신로사「1811년 辛未通信使行과 朝日 문화 교류— 筆談・唱酬을 중심으로—」(一八一一年辛未通信使行と朝日文化交流—筆談・唱酬を中心に—)。成均館大学校博士学位論文、二〇一〇年)。王連旺は『接鮮紀事』、『接鮮瘡語』の書誌学研究を行ない異本の流布状況を明らかにした(王連旺『朝鮮通信使筆談文獻研究』上海交通大学出版社、二〇一八年)。また近年では文化度通信使について美術史の側面からも研究が進められている(정은주「1811년 쓰시마 통신사행의 서화 교류」(一八一一年対馬通信使行の書画交流)、『동아시아문화연구』(東アジア文化研究)』六〇、二〇一五年、片山真理子「東福寺二七三世願海守航と興正寺藏朝鮮通信使関係詩箋貼交屏風について」『立命館文学』六五九、二〇一九年など)。

六 「天下」の存在を前提とした華夷内外の弁(中華と夷狄の相違が流動的である事)、内における貴賤上下の弁(天子の徳化の及ぶ難易という同一の事実に基づく区別)という名分的秩序の観念に立脚した思想のこと(植手通有「幕末における対外観の転回」『日本近代思想の形成』岩波書店、一九七四年)。

七 華夷思想に立脚した朝鮮観の研究として、桂島宣弘「近世(朝鮮王朝後期・徳川日本)における日朝自他認識の転回」(大平祐一・桂島宣弘編『日本型社会』論の射程』文理閣、二〇〇五年)、金仙熙「江戸期朱子学者の「武国日本」認識と朝鮮観—新井白石・雨森芳洲・中井竹山を中心に—」(『広島大学大学院教育学研究科紀要』第二一部五一号、二〇〇二年)など。同じ原理で朝鮮知識人が日本を「夷狄」視し朝鮮の日本に対する優位性を示す日本観も説明されうる(河宇鳳『朝鮮実学者の見た近世日本』ペリかん社、二〇〇一年)。

八 眞壁仁「幕府儒者の外交参与」『徳川後期の学問と政治』名古屋大学出版会、二〇〇七年。

九 夫馬進「朝鮮通信使による日本古学の認識」、「一七六四年朝鮮通信使と日本の徂徠学」『朝鮮燕行使と朝鮮通信使』名古屋大学出版会、二〇一五年、初出はいずれも二〇〇六年。

一〇 衣笠安喜『近世儒学思想史の研究』（法政大学出版局、一九七六年）、頼祺一『近世後期朱子学派の研究』（溪水社、一九八六年）、辻本雅史『近世教育思想史の研究』（思文閣出版、一九九〇年）、前掲眞壁二〇〇七年、荻生茂博『近代・アジア・陽明学』（ぺりかん社、二〇〇八年）など。

一一 前掲眞壁二〇〇七年、奈良勝司『明治維新と世界認識体系』（有志舎、二〇一〇年）。

一二 二人の朝鮮認識に関しては前掲藤田一九九三年、一五六〜一七一頁。

一三 中井竹山『草茅危言』（本書では『日本経済叢書』一六、日本経済叢書刊行会、一九一五年に依拠）。以下本段落引用史料は同書二六六〜三七〇頁。

一四 同前、三六八頁。

一五 松村操編著『近世先哲叢談』上（一八八〇年）。本稿では『近世文芸者伝記叢書六』（ゆまに書房、一九八八年）所収の影印本（原漢文）に依拠。同書四七〜四八頁。

一六 西山拙斎「異端」（關儀一郎編「寛政異学禁関係文書」『日本儒林叢書 史伝書簡部』一九二八年所収）。本書では中村幸彦・岡田武彦編『日本思想大系四七 近世後期儒家集』（岩波書店、一九七二年）所収の活字本（原漢文）に依拠。同書三三二頁。

一七 佐藤一斎『愛日楼文』一。本稿では岡田武彦監修『佐藤一斎全集』二（明徳出版社、一九九一年）所収の活字本（原漢文）に依拠。以下本節は同書四七〜五〇頁による。書き下しおよびルビは大垣朝の解釈による。

一八 草場珮川『対礼余藻』（『精里全書』二六所収）。本書では相良亨・頼惟勤・戸川芳郎・日野龍夫編『近世儒家文集集成一五 精里全書』（ぺりかん社、一九九六年）所収の影印本（原漢文）による。同書五三一頁。これまで刊行された通信使との筆談集にみられる誤謬をただすため、古賀精里が草場珮川に編纂を命じた。

一九 朝鮮の暦では閏三月二九日になるが、ここでは和暦に統一した。

二〇 日程については前掲田保橋一九四〇年、八一四〜八三〇頁参照。

二一 本章では龍野藩関係者、対馬藩関係者、以酊庵僧について十分触れることができ

なかった。これらも踏まえた検討については今後の課題としたい。片山真理子は以酌庵僧願海守航らが文化度通信使と交わした詩箋を紹介している（前掲片山二〇一九年）。龍野藩儒小西惟沖については横山俊一郎「一九世紀前半における儒者の財政観―播磨国龍野藩儒者小西惟沖を例として―」（『関西大学大学院東アジア文化研究科 文化交渉』一、二〇一三年）、浅井雅「諸藩における儒者登用の動向―一七〜一八世紀の龍野藩を中心として」（『日本思想史』四六、二〇一四年）に詳しい。

三 文化三年（一八〇六）九月二六日付大森繁右衛門宛書簡（「信使来聘就御用向御儒者林大学頭様御用談記録四番」大韓民国国史編纂委員会所蔵宗家文書、四九五二号）。

三三 松崎慊堂『接鮮紀事』、『接鮮語語』（国立国会図書館蔵、原漢文）。両者とも『慊堂全集』（二三巻、崇文院、一九二六年。のち『松崎慊堂全集』四、冬至書房、一九八八年）で活字化されている。参考までに冬至書房版の頁数を示したが、本稿では国立国会図書館版を底本として使用している。

三四 樋口溜川『対遊日記』（二八一一年、筑波大学附属図書館蔵、原漢文）。詳細な伝来についてはさらなる調査が必要ではあるが、本章では竹中邦香（一八四七〜九六）編の『天香楼叢書』全七六巻（筑波大学図書館蔵本）のうち四四巻に収録されている『対遊日記』を用いた。高津泰（樋口溜川）による天保癸卯（二八四三）十一月付の序文と、明治（年数不明）の跋文がある。

三五 草場珮川『津島日記』（『影印本 津島日記』西日本文化協会、一九七八年）。

二天 またほかに、精里の弟子で井上頤堂（熊蔵、？〜一八五二。甲府藩）、千葉平格（鶏山。仙台藩）、佐藤武右衛門（二七四〇〜一八一八。米沢藩）、前田万吉（忍藩）、和氣忠次郎（一七七七〜一八五三。土佐藩）、四十宮淳行（行蔵、一七九〇〜一八四二。徳島藩）も精里に同行し対馬で通信使と接見している。

二七 ただし橘園がどのような経緯で通信使との接見を実現できたのかは不明な点が多い。京坂の人間関係や五山僧が糸口になるとは思われる。調査を継続していきたい。

二八 三宅橘園『雞林情盟』（二八一二年、国立国会図書館蔵、原漢文）、『薄遊漫載』（二八一四年、国立国会図書館蔵、原漢文）。

二九 「今春韓客来聘、当会官使于对州、大壮観也、前儒多以韓客筆話為盛事」、「友人田大蔵謂余曰、韓客之来、不常有、子後斯時、雖悔可追、大丈夫何不一言而決乎」、「抵浪華天満橋、適小島街篠山萬福家、来會者咸言、韓客事、巷説若沸」（前掲『薄遊漫載』冒頭、三月二八日条）。

三〇 岡本花亭と易地聘礼との関わりについては高木重俊『岡本花亭』（研文出版、二〇一一年、八二～一一八頁）に詳しい。

三一 大田南畝『杏園集』（『大田南畝全集』六、岩波書店、一九八八年、二六一～二六二頁）。引用にさいしては日野龍夫の校訂・訓読にしたがった。

三二 『論語』泰伯。「籩豆之事、則有司存」。

三三 大田南畝『杏園詩集続編』（『大田南畝全集』六、岩波書店、一九八八年、七七頁）。

三四 『対游日記』三月二日条。

先是韓人来、其途所由、苟少文詞者、以得其斥言隻字為榮、必就求唱和、彼厭倦
敷衍、我苦請而得、或村举究新進、書生妄言不諱、開争端者間亦有之、実欠国体
為不鮮矣、以是是行、祭酒博士之外、惟許兩家文人、両三人筆談、自飾一切禁
絶、是林公以掛川儒官松崎復名上、先生以泰与棣芳名上、故予輩途中每、逢文士
必唱和、欲以習拙速為它日接韓人之地云、

三五 『津島日記』六月二六日条。

三六 秦士鉉（一七六一～一八三一）。名は鼎、字は士鉉、号は滄浪。細井平洲に学び、
のち尾張藩校明倫堂の教授。古書の校勘にすぐれていた。

三七 村瀬海輔（一七八一～一八五七）。田辺石庵とも。秦士鉉に学んだのち昌平黌教授
となる。次男に田辺太一。

三八 若槻子光（一七四七～一八二六）。名は敬、字は子寅、号は幾斎。京都聖護院村に
尊朱学舎を構え、西山拙斎・尾藤二洲・頼春水・古賀精里などと交友した。

三九 米谷子虎（一七五九～一八二四）。名は寅、字は子虎、号は金城。伏見の商家。皆
川淇園の門人。

四〇 横溝子久（一七八一～一八三四）。名は恒、字は子久、号は藿里。西山拙斎に学
び、のち江戸で昌平黌にはいり古賀精里に師事する。

四一 中谷維寅。名は清、字は惟寅、号は詠帰。頼春水の門人。

四二 中井竹山の門人。竹山の死後、昌平黌にて詩工書。

四三 菅茶山（一七四八～一八二七）。名は晋帥、字は礼卿、号は茶山。京で那波魯堂に
儒学を学ぶ。私塾黄葉夕陽村舎を開き、頼春水・山陽父子と親しく交わる。

四四 頼元鼎（一七九〇～一八一五）。名は元鼎、字は新甫、号は景讓。頼春風の長子。

四五 頼元協（一八〇一～一五六）。名は元協、字は承緒、号は聿庵。頼山陽の長子。祖父

頼春水の跡をついで藩の学問所にとめる。のち藩主浅野齐肃の長男慶熾の侍講となる。

四六 藤江貞蔵（一七五八〜一八二三）。名は惟孝、字は克施、号は梅軒。龍野藩の江戸藩校敬楽館の教授。

四七 股野嘉善。龍野藩儒。父の玉川（一七三〇〜一八〇六）【表 1-385】は宝暦度通信使と交流があった。

四八 『対游日記』三月一四日条。

夜先生微行問履軒中井翁、〔中略〕先生遊学京摂能譜先儒遺事、今日舟中為泰等語曰、岡白駒雖雜学今世無比、故其門出那波魯堂・藪孤山・皆川淇園・河野伯潜等、内伯潜尤傑出、弱冠時魯堂・孤山・淇園皆以為不可企及、嘗与諸友遊愛宕、一人欲入茶肆、伯潜怒而不可、某曰、出遊憩茶肆常事何足深怪、伯潜曰、学者豈与茜裙婦女子雜居乎、子非吾友矣、請絶交、諸人稍講解其志操如是、後漸放蕩至、納妓為妻、以是其学不知初、然其作文縱横恣肆、尚非他人所及、泰曰、伯潜豈非撰佩文対語人乎、曰然、余寓其家時、彼此書余、於其家得白駒解俗語書、讀之多得益、魯堂左伝本、白駒所校、魯堂偷梓之、白駒切責不惜、魯堂謝曰、師偷漢人説、今弟子偷師書、其罪似輕幸見恕、人笑之、

四九 同前、三月二九日条。

〔前略〕高森主人好事、其女善画亭懸、皆川淇園記、其文冗長無統紀、泰訝問先生、曰、淇園十八九而学成、尔後以大家自處、惟事飲酒高談而不勉讀書、故未路如此、自古名家多病、此雖孤山猶不能免、然其文至老不衰、其終身刻苦讀書者、惟徂徠・東涯・竹山兄弟耳、觀其文而可見〔後略〕、

五〇 同前、四月一九日条。

夜、同棣芳常侍坐、問本邦儒先詩文、曰、梁蛻崑、秋玉水詩為好、父則藪孤山、跨玉山遠矣。蕉中師如何、曰文不本乎經、則無氣骨、師病焉、学則為枳門巨擘、然其人未能免俗、常署（麻力）其門云、凡乞正於貧道者、七律宜限五六首、文則不可過一篇、某少年時、亦嘗就正、詩中適有若字、曰、近体用如而不用若、如唐詩綠楊著水草如煙可以觀也、若欲用仄字、以似字代焉、退而檢諸家集不然、又好修飾邊幅而以誇人、嘗謂某云、今日某某公郷見招、又云、頃忝賜紫衣、紫衣僧貴雖闕白起而送迎、曰徂徠之書如何、曰訳文筌蹄能解字義、

五一 同前、四月二五日条。

与棣芳・子常俱侍坐論文曰、明一世雖多文人、無一人髣髴於八家者、而況於清乎、試取它人文比之、他人憂々、八家綽々、優劣自見、凡文不直叙而倒叙〔中略〕、本邦徂徠文貴變而多所倒叙、邦人文無繼徂徠者、東涯文冗長意不晰、下徂徠未知幾等、問仁齋如何、曰仁齋不知文章、其所著書、盡經東涯添削、稿本尚伝於京師、其經說亦全取陽明家所著、某書一書肆得之於吳舩、欲上梓、仁齋恐其跡之露急乞止焉、其書写本見藏于某郷里、当今文章則竹山・履軒、繼之者藪孤山、孤山文長編有好事者、作文以写助語為好、河伯潛曰、文章本無助字、仏書某經可証、惟以焉・哉・乎・侯助為言語之緩急、而潤色之而已、用助字須要不拘常套所、宜有某字、而反無所宜、無某字而反、有而變化、運用為佳〔後略〕、

五二 同前、四月一七日条。〔夜与棣芳侍坐問四子注翼、曰文集語類之外、趙順孫纂疏、倪士毅輯釈、陸隴其松陽講義・三魚堂大全・困勉録、皆可取也〕。

五三 『津島日記』六月一六日条。

五四 前掲眞壁二〇〇七年、荻生茂博「古賀精里——異学の禁体制における『大学』解釈——」〔『近代・アジア・陽明学』ペリカン社、二〇〇八年 初出は一九八八年〕、前田勉「寛政正学派の『中庸』解釈」〔『江戸教育思想史研究』思文閣出版、二〇一六年 初出は二〇一二年〕。

五五 朝鮮国王が明清時代の中国北京に派遣していた外交使節（前掲夫馬二〇一五年、一頁）。

五六 たとえば紀昀（一七二四〜一八〇五）、翁方綱（一七三三〜一八一八）、張道渥（一七五七〜一八二九）などが話題に挙がっている。

五七 『接鮮瘡語』二八頁。

（清山）曾見異称日本伝、有恨不令朝鮮人見吾国史之語、而近者貴国文物益就彬蔚、亦有可伝隣国之好文字耶、

（述齋）我国之学、専以明体達用、砥礪操行、翼賛理道為主、至於詞芸、不必切劘、何則上自諸侯、下至陪臣之賤者、一切世襲、就中乃選其志行良善、識幹特異者、升品擢用、其庸劣無取者、老死飽暖而已、畢竟吾邦武教勝文教、故其講武無人不為、如詞芸、則性嗜者為之耳、何有好文字可伝於異域者耶、

五八 同前、二八頁。

（述齋）東武之有学久矣。貴国所悉、寛政戊午、有命改造、廟貌肅穆、門閣廊廡講道之堂、栖士之舍、悉皆煥新、三年始成、祀典一循用延喜旧式、（延喜式延喜帝

時、取開元禮增損而成者」於是海內君長、承流佗化、修旧謀新、莫國無學、貴國右文崇聖之俗、諸公聽之、想亦欣然、非敢誇詡、

(清山) 貴國文教之漸闡、曾已聞知、承此詳復錄示、尤令人欽誦、

五九 同前、四三〜四五頁。

(述齋) 明清兵書外、貴國別有先輩所論著者乎、

(清山) 古今兵家俱有成書、不患不足、世將之家、智慮之人、自有臨時方略、撰述則無之耳、

(述齋) 唐山群聖挺出之地、禮樂文章四方之所收取則、今變為辮髮腥臊之域可嘆也、今日天地、除我、宇內不受其籠罩外、衣冠文物、儼然存古者、唯貴國耳、諸公之來、幸得觀故明之儀制、亦生平一快也、

(述齋) 清朝自入唐山來、康熙・乾隆享國久、版圖闢、富強之業、前古希比、及嘉慶主嗣立、今已十餘年、寂不聞声息、行中諸公定有觀風燕台、得其要領者、不吝一及、

(清山) 我國之於清人、使行往來、而俺等未嘗有是役、要領有難強說、鄙行文士中數人、有往來者、而亦不過遊戲翫賞而歸耳、

(述齋) 僕每云、朱明之於貴國、信為有大造、而其不得已於清國、亦時勢之使然也、意今日燕台之德、比之故明、孰薄、坦懷商量、

(清山) 我國之與清人交好、即是古聖人以小事大之義、使臣家與清人有嫌、故未嘗充燕台使役、所以不欲詳言、我國縉紳家中、不可作貴國通信之使者、亦多有之耳、

六〇 『对礼余藻』六月二一日客館筆語(『精里全書』四七七頁)。

(精里) 或伝公屢遊唐山、最堪欽仰、清國儒者、理學自陸隴其、文章自沈德潛以後、必有代興者、而未之聞、吾子遊彼中、理學文章之名家、所識何姓號、所聞何姓號、幸以見告、

(菊隱) 僕於戊辰秋入于中國、己巳春還鄉、多與文人韻士、從遊霸洲・知洲、張水屋之三絶(文也、筆也、画也)王漢森之魁偉、曹玉水之才華、其他不可殫記、而理學文章彬彬、可觀、專尚紫陽之學、沈德潛以下、代不乏人、而紀尚書・翁覃溪、至今生存而最著者也(割註略)、

六一 同前、六月二一日客館筆語(同書、四七八〜四七九頁)。

(清山) 自伊物之說行於貴國以來、我東儒賢不相為謀久矣、其在癸未槎行時、我

國人与貴邦群儒、有相往復、僕嘗得見其一二、而至於指顏孟為未盡斥、程朱為未
廣誠、私心痛之、不啻如洪水猛獸之可畏、今見公喜閱退溪集、便已實踐闡域、有
所超詣故耳、僕所以傾喜公者、寔在此一歎、無以僕為喜同而惡異耶、道者天下之
公也、公言之而已、三尺童子、可以說得、百歲老人亦難行得、故虛談不如實踐、
實見真能力行、僕雖甚謏劣、嘗欲顧行而後言、故不敢汎及精蘊、以犯古人僭妄之
戒、而聞公有格致之學、粹然為一時宗匠、故茲漫筆相告、不審高明以為如何、
(精里) 伊物之說、如暴風驟雨、不崇朝無復痕跡矣、本邦尚朱學、頃歲又下令
默邪崇正、海內翕然、而夫清儒毛奇齡之徒、著述汗牛、商船流傳間不無聽熒者、
然比之寶曆間、則十去七八矣、故伊物之熄、非樸之功、而異學余孽、摧陷廓清、
未能比雄偉不常、則樸有罪焉爾、

六三 同前、六月二一日客館筆語(同書、四七九頁)。

(泊翁) 異學只舉陽明、則諸家之邪繆皆該之、此意子知之乎、

(精里) 陽明前輩、有陳白沙·湛甘泉、始唱異論、余姚之後、近溪·見羅之類、
則勿論已、至於郝京山·毛奇齡、皆出於王、至清朝儒臣、取聖旨定朱王之一揆、
可謂近兒戲、清國之所為、万国傲焉、故其說之流毒、不少為、可歎耳、

(泊翁) 公言如僕言、不可枚舉、吠声吠影、何足論哉、恨相見之晚、又恨恨、

(泊翁) 退溪先生於朱子全書、撮為節要、今公之於李先生、亦然、公之學術之
正、正在是書、攻朱子者、自明至清、不可勝言、薛文清·胡敬軒諸公之外、陽明
之學、陳白沙之道、皆是禪學、更熾於象山之時、至毛奇齡西河者、晚出力攻無可
言、昔聞貴邦物茂卿·伊藤維楨、力戰朱學、至於戊辰信行、先大人以書記入來之
時、源東郭斐瞻博大攻聖學、故僕常以貴邦學術之不正為訝、今見公所序退溪集
者、豈非斯文一綫不絕、賴公而為恃、即中流砥柱耶、不勝仰仰賀賀、

六三 同前、六月二三日客館筆語(同書、四八四~四八五頁)。

(泊翁) 平日以何書為喫緊工夫、以何詩可為諷詠資耶、

(精里) 樸本窮鄉晚學、其於學猶其於書、東撈西摸、僅撞着濂洛正學、其學詩亦
然、宋元明清、多方穿穴、後來始知以李·杜·王·孟〔·高·岑〕六家為宗、而
上溯漢魏騷雅、務煩精亡、無復寸進、其所誦之書、以此見推知可也、興言至此、
使人愧歎、然遭賢者之問、不可不盡傾寫其衷也〔割註略〕、

(泊翁) 為學遡濂洛、為詩追王孟、人生斯世、無余憾、

(泊翁) 足下詩精工處精工、流麗處流麗、未知平日著述幾許卷耶、

(精里) 過許惕若、旧作皆不省録、近歳兎曹訪獲、編成十二卷、其半則応酬之文也、以従前無定見、唐下宋元明清体皆在、如骨董羹、如百衲衣者居多、唯当以其無特操、^②為覽者之烟鑑耳、

(泊翁) 無所不読、無所不窮、然後雖等間筆語、皆可以解人頤矣、自經歷古人妙所、方可如此、

(泊翁) 珮川名士韻人、雖在晋唐之間、可占一座、今質於精里老宿、

(精里) 明文降於宋、而清文亦降於明、要之明文不足学固也、^③然就其中論優劣則宋・方・唐・王・帰之類、泊翁以何人為佳、

(泊翁) 皆是僕胸中語、何其道出、不但同庚、乃同心、曾南豊・李泰伯一派、为王遵岩・帰震川、文躰雅潔、追而遡之、皆歐陽公之文脉、至於王弇州・李滄溟、皆是下風、如明末清初、其詩文清媚可喜、学識少只可少年初学易於下手摸倣者耳、平生所見如此、

(注) ①『對嶋筆語』では「迨」。②『對嶋筆語』では「持」。③『對嶋筆語』に「於」字あり。④『對嶋筆語』では「挙」。

六四 以下本節の引用史料は前掲『接鮮紀事』。

六五 以下本節の引用史料は注記のないかぎり前掲『津島日記』六月二六日条。

六六 金善臣『清山島遊録』(大韓民国国立中央図書館蔵)。

六七 前掲中井竹山『草茅危言』。

六八 前掲『薄遊漫載』五月二二日条。

六九 同前六月二六日条。

七〇 宝曆度通信使においては通信使が日本儒者から感情を喚起させられていた(夫馬進「二七六五年洪大容の燕行と一七六四年朝鮮通信使」前掲夫馬二〇一五年)のたしいし、橘園の事例はその逆となっている。

七一 「精里〈古賀樸〉儘老学、遠溯洛閩餘、因之及我邦、節要退溪書、筆法亦淳古、想必其人如〈余斉有精里対聯〉。「中略」俊逸三宅邦、超拔出等夷、舩舩説古義、下士大笑之、声聞遂不及、海雲渺遠思。「後略」(「仿懷人詩体歴叙旧聞転寄和舶大板浪華間諸名勝当有知之者」『覃擘齋詩集』『阮堂集』卷五、大阪府立中之島図書館蔵)。

第二部 近世対馬における「藩屏」認識

第四章 一八世紀対馬知識人の「藩屏」論

——朝鮮における対馬「藩屏」認識言説との交錯

はじめに

対馬藩宗氏は柳川一件を経たのち、徳川幕府から通交貿易の独占を公式的に認められた。いっぽう宗氏はそのような徳川幕府との関係とは別個に中世以来独自に朝鮮とも通交関係を築いており、そこでは朝鮮の外交秩序を構成する「藩臣」として宗氏が位置づけられていた。朝鮮は既存の朝貢的形式（羈縻関係）を維持することで近世日朝関係を実質的に担う対馬藩の外交的役割を容認した。このように近世対馬は政治的には徳川政権に属す一方で経済的には朝鮮に依存する複雑な状況におかれていた。

田代和生によると、一八世紀初期、新井白石と雨森芳洲との間でこのような状況をめぐって論争（「藩屏論争」）が行われた^二。朝鮮との貿易で財政を維持していた対馬藩にたいし、白石は対馬藩の朝鮮貿易に幕府が制約を加えるとの方針を打ち出し対馬の特殊性を否定した。このような立場を示した白石にたいし、対馬の儒学者である雨森芳洲は対馬の特殊性を喚起させようとした。そこで芳洲は対馬藩の財政構造を中世以来の貿易主体型から物成を基本とした領主経済型に移行させようとし、交易銀請願を放棄する代わりに経済的損失分を幕府から石高として保証されるように主張した。芳洲は対馬藩が担ってきた軍役をはじめ重要な役割を理解させようと、宗氏が日朝両国の間で行なってきた通交の由来を整理した『隣交始末物語』を幕府に提出した。ここには対馬藩が幕府に経済援助を請願するための論理が中核を占めており、田代はこのような対馬藩の経済思想を「芳洲理論」と称した。一八世紀中期以降、対馬は財政難により幕府から援助金を引き出し始め^三、おなじ論理のもとで幕末期には移封論が主張されるようになった^四。田代は近世後期の対馬のこのような動きの背後には「芳洲理論」が根幹にあると指摘した。

対馬藩が朝鮮に経済的に依存する構造は幕末・明治維新期まで持続し、幕末期に対馬藩内で問題視されるようになった。木村直也らの研究により、幕末期の対馬藩では、朝鮮への経済的依存を打破するため移封論や幕府への援助要求運動が起こり、そのなかで「朝鮮進出論」が唱えられたことが明らかになっている^三。なかでも石川寛は幕末から明治維新期の対馬における自己認識を焦点化した^四。石川によれば、朝鮮との関係にお

いて存立してきた対馬藩は、みずからその歴史的な関係を否定して、朝鮮に依存しない自立的な財政基盤の確立を目指して実際に行動を取りはじめた。このときに、朝鮮との通交関係にたいする批判が朝鮮蔑視の言動へと転換し、「朝鮮進出論」を生み出していたと指摘する。石川は、こうした議論の源流には対馬の儒学者である陶山訥庵（一六五七～一七三二）の思想的基盤を措定する必要があると指摘する。そこから、近世対馬における自己認識をめぐる研究の重要性が高まってきた。

近世対馬の自己認識をめぐるっては、通交関係・外交文書にたいする陶山訥庵の認識に注目して進められてきた^五。訥庵は対馬が日本に属しているという自己認識を持っており、対馬を「日本の内」「辺境」「藩屏」だと説明していた。訥庵は他方、通交において朝鮮に従属する形式をとることを対馬藩、さらには日本の「恥辱」とみなしていた。彼のこのような思想が幕末の対馬内で顕彰されることになる。また田代のいう「芳洲理論」のなかにみられる「藩屏」論はもともと経済史的文脈のなかから発議された主張ではあったが、この「藩屏」は対馬人の自己認識を検討するための指標として重要な概念である。『隣交始末物語』には、「宗氏は徳川時代以前より対馬の領主だった」「対馬は古来「藩屏第一の要地」だった」という自己認識がみられる。

以上のように、日朝関係を構成する羈縻関係の構造が幕末・明治維新期の対馬内部で問題視されるようになったのであるが、その議論の前提には、近世の陶山訥庵、雨森芳洲らの思想的基盤があった。そのため近世対馬における自己認識の形成をめぐる研究の意義が高まっている現状にある。しかしながらそれらがどのような脈絡にあるのかは検討の余地がある。田代も指摘するように、近世後期の「芳洲理論」の応用に関してはまだその歴史的脈絡の把握が幕末の「移封」論や「征韓」論までつながっていない状況にある^六。

そこでつぎの課題を設定する。第一に、対馬における「藩屏」言説の前提はなにか。第二に、芳洲は「藩屏」言説をどのような論理で幕藩体制に適合させたのか。第三に、芳洲理論がどのように応用されたのか。もっとも三点目に関しては次章以降で検討し、本章では一点目と二点目を検討する。一点目の課題に関して留意すべき点は、宗氏が朝鮮の外交秩序を構成する「藩臣」として位置づけられていたことである。かかる朝鮮側の理解の仕方は対馬にも伝わったものとみられる。米谷均によれば、対馬が朝鮮に送った上表文は朝鮮との擬似的君臣関係を彷彿させる性格を帯びていた^七。朝鮮の立場では自国の慶弔に対し対馬が使節を派遣する事実によって対馬が朝鮮の羈縻圏内部にある

ことを再確認する意味があった。他方、対馬の儒学者たちは、上表文の書式の自称文言に含まれる「臣」字を「日本の臣下」という意味に解釈し、「朝鮮に対する称臣」を意味するのではないとして批判した。すなわち、対馬における自己認識を考える際に、朝鮮における対馬認識も念頭におく必要がある。

そこでまず第一節では対馬藩における議論の前提として、近世日本と朝鮮王朝における「藩屏」の用法について確認しておきたい。そのうえで第二節では陶山訥庵、松浦霞沼、第三節では雨森芳洲における「藩屏」論を検討する。芳洲の後続世代が芳洲の「藩屏」論をどのようにうけとめたのかについては次章以降で検討する。

第一節 近世日本における「藩」言説と朝鮮王朝における「藩」言説

(1) 新井白石の「藩」認識

近世日本で大名家や領国を「藩」と称してきた慣例はよく知られている。これは一八世紀中期以降一般化するようになったのだが、その先駆的な例として新井白石（一六五七―一七二五）をあげることができる⁹。しかし白石は大名家のみならず朝鮮・琉球についても「藩」概念を用いて称していた。たとえば白石が政局を主導していた正徳期の徳川政権は、古代日本が朝鮮半島の国々を「藩（蕃）国」と認識していたことを前提としつつ將軍を「日本国王」とみなす国際秩序のなかに琉球を「藩国」と位置づけたという指摘がある⁹。この指摘も踏まえつつ、以下では白石が古代朝鮮半島を「藩」と認識していた点についてみていきたい。

白石が「藩」と指す対象は大別して次の三種に整理できる。(A)「岡山藩」「尾張藩」など大名家、領国。(B)松前・薩摩・対馬など「境界」に位置する大名家、領国。(C)朝鮮・琉球など中国との朝貢関係をもつ王国。

(A)は通説で膾炙している内容である。『藩翰譜』の凡例によると封建の国郡になぞらえて万石以上の大名家を示すものが「藩」とされる。領国としての対馬藩を二人称的用法で「賢藩」「尊藩」と称するなど、白石の著述や書簡の中でも散見されるのであるが、本稿では検討の対象から外す。

(B)は白石と雨森芳洲との論争（「藩屏論争」¹⁰）にみられる。芳洲は「対馬が日本の藩屏」と主張して対馬の特殊性を押し出したのであるが、白石は芳洲の主張を否定するため対馬のみならず松前・薩摩も「日本の藩衛」であると反論した。ここでの「藩

屏「藩衛」は、日本を外部から守護するまがきという点において同様の意味合いである。松前・薩摩・対馬を幕藩体制の一角を構成する「藩」としてみるならば（A）とも共通するが、「境界」「外敵に対する守り」と位置づけられている点に相違がある。白石は「境界」に位置する領国を「藩衛」視したのである。

（C）は「西藩」「外藩」あるいは「藩臣」「藩王」などと表記され中国との朝貢関係が前提となっている。白石の朝鮮観を「藩」と関連づけて詳しくみていこう。

藩王とは朝鮮琉球の如くに異朝の天子の封爵を受けて臣属せし国王を申也、偽官とは異朝天子の官制にはあらずして藩国にて置く所の官を申、たとへば朝鮮の大君、琉球の王子親方など申より以下其国にて称する所の官即ち是也、陪臣とは藩王の臣を申也二。

「藩王」とは朝鮮・琉球のように異朝（中国）の皇帝の封爵を受けて臣属した国王のことをいう。「偽官」とは中国の天子の官制ではなく藩国におく官職のことで、朝鮮の「大君」や琉球の「王子」「親方」などをいい、それぞれの国で称する官職のことである。「陪臣」とは藩王の臣のことをいう。つまり白石のいう「藩王」は「異朝の天子」に臣属している国の国王を指し具体的には「清朝の藩臣」であることになる。白石のこのような理解には、日本と明との関係が不正常なまま明清王朝交替をへて、清との直接的交渉関係がないままになっている状況を背景として、大陸における「中華」を相対化し「日本（本朝）＝中華」という自己認識が成立したことが考えられる^三。そのため論理的には「本朝（日本）の天子」に臣属する国王も「藩王」と位置づけうることになる。しかし白石は朝鮮・琉球が現在、「本朝の藩臣」だとは位置づけしていない。あくまでもそれはかつてそうだったという歴史的なものとして理解している。

白石は朝鮮が古代「本朝の藩臣」としての「三韓」の国々だったという歴史認識を基礎にしている。

三韓の国々は今の朝鮮の地すなはち是なり、其地漢土の東辺につらなりて上世以来其上国に服属せり、然るに神功皇后の御時に当りて三韓の国々本朝西藩の臣となり

しかば、日本府を其地に置いて諸藩の事を治めらる、其後新羅・高麗等の国々や、もすれば本朝に二心ありしによりて日本府の宰臣其上国天子の威靈を仮りて諸藩

の心を鎮服すべきが為に朝聘の事等ありと見えたり、斉明天皇の御代の末に至て果して新羅つひに本朝に叛き唐国内附し百濟・高麗を滅して三韓の地を併せたりき、初神功皇后新羅を征せられしより斉明天皇の御代に至る迄本朝の天皇二十四代曆数凡四百四十七年の間は三韓の地皆是本朝の藩臣の国にてありき、其後高麗また新羅をほろぼして其地に王たる事歴世久しくして其臣の為に国を奪はる今の朝鮮の祖は則高麗の重臣にして其君の国を奪ひし人なり^{一三〇}。

「三韓」の国々はいまの朝鮮の地である。朝鮮の地は漢土（中国）の東辺につらなつて古代より上国（中国）に服属していた。ところが神功皇后のときに三韓の国々は「本朝西藩の臣」となつたので「日本府」を朝鮮に設置して朝鮮半島に存在していた小国群を統治した。その後、新羅・高句麗などの国々は本朝（日本）に叛いたため「日本府」の宰相が中国の天子の威靈をかりて「諸藩」を鎮服するために朝聘などがあつた。斉明天皇の代にいたつて新羅が本朝に叛き唐に内通して百濟・高句麗を滅ぼして三韓の地を統一した。要するに、神功皇后が新羅を征伐してから斉明天皇の代にいたるまでの間、三韓の地はみな「本朝の藩臣の国」であつたと白石は理解しているのである。

ここには「本朝（日本）＝中華」という自己認識が前提されている。「本朝」は古来より現在にいたるまで「中華」であり、「漢土」にある「上国」の「異朝（中国）＝中華」の存在とは独立している。朝鮮の地は古代より中国に服属していたが神功皇后のときに三韓の国々が本朝の「西藩の臣」となつた。斉明天皇の代に新羅が三韓を統一するまで三韓の地はすべて「本朝の藩臣」の国であつたが、統一新羅より高麗をへて現在の朝鮮にいたるまで朝鮮は「本朝の藩臣」ではなくなつた。すなわち朝鮮半島に統一王朝が成立するまでの朝鮮半島の国々には「本朝」に臣属していたので過去には「本朝の藩臣」であつたが、現在は朝鮮国王が朝鮮半島の国々を統一しているので、現在の朝鮮は「本朝の藩臣」ではない、ということになる。他方で現在の朝鮮は「異朝＝中国」に臣属しているので「異朝の藩臣」「藩国王」ではあるということになる。このような「三韓＝藩国」認識は、『日本書紀』にもとづいている^{一四〇}。

白石は他方で「今朝鮮の史書を考るに我國をさして彼国外藩のごとくにしるしをきぬ、是我国の為に臣属せしといふ事をはぢにくみて其本国の為に曲て隠し諱む所あるが故なるべし^{一五}」と、『東国通鑑』や『三國史記』など朝鮮の史書では日本が「朝鮮の外藩」と位置づけられている点にも言及している。しかし白石は、朝鮮が日本に臣属していた

ということを恥じてそれを隠したにすぎないとみなし、朝鮮の史籍の見解を否定的に捉えている。

白石は、朝鮮が「古代、日本の藩臣だった」が「現在、中国の藩臣である」と認識している。したがって白石の理解する「藩」のうち（B）と（C）の根本的な相違は中国との関係の有無にある。（B）松前・薩摩・対馬の場合、中国との関係は前提にない。これらは「本朝の藩」という位置づけであり「外からの守り」とされる。他方で（C）朝鮮・琉球の場合、中国との関係を前提としたうえで、中国の「冊封」をうけてこれらの国々が臣属し「藩臣」「藩王」となっているということになる。明清王朝交替をうけて「日本＝中華」という認識が成立することにより朝鮮・琉球が「日本（本朝）の藩臣」として位置づけられる論理が成立するのではあるが、あくまでも「かつてそうだった」という認識にとどまり、現実には朝鮮・琉球は「中国（異朝）の藩臣」とであると位置づけられているのである。

白石は、「本朝」と「異朝」とを区別してはいるものの、それらを包含する中華文明圏を大前提としたうえで、日本（本朝）に藩臣（A）（B）が従属し、本朝とはべつの異朝（清）には藩臣（C）が従属しているとみる。（A）は異朝とは接しない大名家・領国を指し、（B）は異朝と接する大名家・領国すなわち本朝の「辺境」「境界」に位置する松前・薩摩・対馬を指し、「藩屏」「藩衛」と称される。また（C）は現在「異朝の藩臣」であり「本朝の藩臣」ではないが、かつては「本朝の藩臣」であったとみなす。

白石は、朝鮮・琉球について「古代、日本の藩臣」だったが、「現在、中国の藩臣」であると認識している。しかしこれが、「古代、日本の藩臣」だったがゆえに、「現在も日本の藩臣」でありうる、という論理に転回するとき、それは日本への「併合」を正当化する根拠のひとつとして機能していくようになるであろう。

（2）朝鮮王朝における「藩」認識

いっぽう朝鮮王朝では境界地域の防御を担う代わりに経済的な恩恵を与える対象を「藩」と認識しており、女真と対馬が朝鮮の「藩臣」として位置づけられていた^{一六}。河宇鳳は朝鮮時代前期の対馬認識を①対馬が往時において朝鮮の地であったという「対馬故土意識」、②対馬が朝鮮の東藩であるという「対馬藩屏意識」、③対馬が日本の本州とは異なるという「対馬区分意識」の三つに整理した^{一七}。朝鮮後期になるとこのうち①②の意識したいは継承されるものの、対馬が幕藩体制の一角を構成する立場で日朝通交を

担うようになる実態とは乖離するようになり、③の意識がより深化していくようになる。本章ではこのうち特に②の「対馬藩屏意識」に注意したい。朝鮮王朝は「対馬征伐」(応永の外寇、一四一九年)以後、対馬にたいし政治的な属領化政策、朝鮮に従属するかたちを取らせた。朝鮮朝廷は対馬に経済的な特惠を与える代わりに、倭寇を鎮圧させ通交者を統制させるなど、朝鮮を守る障壁としての役割を担わせたのである。

また鄭多函によると、朝鮮前期(一五〇一―一六世紀)、朝鮮朝廷は女真族・対馬を朝鮮の「藩籬」「藩屏」と位置づけた^{二八}。朝鮮朝廷は朝鮮と女真・対馬との主従関係を儒教的名分秩序の枠内に位置付けるなかで女真族・対馬を朝鮮の臣下ないしは諸侯国を意味する「藩籬」「藩屏」として把握するようになり、それを具現化するため対馬に派遣した使臣の名称に朝鮮国内の地方官の職名(敬差官)を使用していた。

二人の議論を踏まえると、朝鮮において「藩」は「朝鮮の臣下」「朝鮮を守る障壁」という意味合いのみならず、君臣関係にもとづく「経済的支援の対象」という意味合いも含まれている。かかる前提のもと、すくなくとも一六世紀には対馬を「朝鮮の藩屏」とみなす言説が朝鮮で広まっていた^{二九}。これは明(大中華)の内部に朝鮮も日本も包摂されている。「小中華」としての朝鮮は「大中華」である「明の藩臣」を自認し、対馬を「朝鮮の藩臣」と位置づける。「対馬―朝鮮関係」は「明―朝鮮関係」の類比として位置づけられるのである。新井白石の理解においては(B)に相当する対馬が「本朝の藩臣」と位置づけられるのだが、朝鮮では対馬は「朝鮮の藩臣」という位置づけで理解されている。対馬が日本においても朝鮮においても藩属するものと位置づけられている点では共通するが、その属する対象が日本なのか朝鮮なのかという点に相違がある。

では対馬において「藩屏」言説をどのように認識していたのかを検討していきたい。

第二節 対馬「藩屏」言説の朝鮮の言説との関係

(1) 陶山訥庵

対馬において「藩屏」言説の現れる早い時期の例は、壬辰戦争(文禄・慶長の役/壬辰倭乱)の講和交渉期の外交文書にみられる^{三〇}。秀吉の朝鮮への侵攻をうけて明が朝鮮に援軍を派兵したことについて、規伯玄方はつぎのように理解していた。朝鮮は古来、天朝(中国)の「東藩之國」であり、明の万曆帝は「東藩之國」である朝鮮を救援するため派兵した^{三一}。対馬においては、「藩」は朝鮮の中国に臣属する関係を指す語である

と理解されていたと考えられる^{三〇}。また講和交渉期に朝鮮が対馬にたいし「帝王待夷之道」という講和推進の論理にたつて対馬への羈縻の再開を宣言し、それをうけて対馬は朝鮮にたいし「東藩」の立場として朝鮮の要求に応じた^{三一}。ここでは朝鮮と対馬の君臣関係が示されている。つまり対馬において「藩」は東アジアの国際秩序における君臣関係を示す言説として用いられていた。己酉約条締結後（一六〇九）は「藩」の用例が見られなくなる。

一七世紀後半から一八世紀初期にかけての対馬では、朝鮮との折衝においては、それまで行なっていた力づくでの交渉が通用しなくなったため、政治的懸案の解決に文書主義が取られるようになり、対馬内部での史料が必要とされるようになってきた^{三四}。かかる状況下で登場するのが陶山訥庵である。訥庵は対馬府中（厳原）に生まれ寛文年間（一六六〇）に京都、江戸に遊学し木下順庵門下で朱子学を学んだ。朝鮮との外交関係でのブレーンとして活躍し、対馬藩政では殲猪政策や農政、軍備の拡充などを提起した。訥庵以前の時代には対馬についての史料が整理されておらず、かたや後世の対馬の人物は必ず訥庵に言及するので、訥庵が一八世紀以降の対馬藩内での自己認識の言説の土台をつくったといえる。

訥庵は対馬を「日本六十八州ノ内^{三五}」、「日本の西北の邊徼^{三六}」、「外国之境に有之嶋^{三七}」であると位置づけ、外敵からの防御の武備が必要であると強調する。訥庵はつぎのようにも述べる。

食兵之二事は国家之重事と相見、食兵相備り居不申候ては、御大名様国土人民を御保ち被成候御実意相立ち候とは難申、御国は日本藩屏之地にて御座候故、食兵之御備へ別て厳密に可被仰付御事と相見へ〔後略〕^{三八}

訥庵は、宗氏が「日本藩屏」として領地・人民を維持するための「実意」が成り立つためには、経済的基盤の「食」、軍事的基盤の「兵」の両者を備えることが重要だと述べている。訥庵は対馬を、外敵に対する防衛として位置づけることに加えて、経済的な基盤の必要性も重視しているということを示すために、「藩屏」として位置づけているのである。先行研究ではおなじ史料から軍事的側面を強調するが^{三九}、経済的基盤の保障を求める思考もあわせみる必要がある。訥庵に先行する世代の対馬藩士の賀島恕軒（一六四五～九八）は藩主に当たてた言上書において対馬のことを「御国は本邦より朝鮮堺にて

御座候」と述べ、軍備の必要性も主張していたが、「藩屏」という語はもちいていなかった^{三〇}。つまり一七世紀後期以降、対馬を自覚的に「藩屏」として説明するようになるのは訥庵からだと考えられる。

いっぽう訥庵は東アジアの国際秩序内での対馬の位置づけも意識していたと考えられる。それはつぎにみる用例が前提にあつたからである。

① 訓導入館之節我等に対して対州の事情を論候、其詞に〔中略〕対馬は朝鮮の藩臣にして、両国の通交つかさどるなり^{三一}。

② むかし貴国通信使金誠一吾州の人に語りて云く、対馬島は我国藩臣なりと、此事懲毖録に見へたり、我州本州の藩臣たること弁せずして明也^{三二}。

③ 吾州は則本朝の藩臣にして、凶書を貴国より請るは吾州のよからざるしわざなり。若凶書を請歳船をやるゆへに貴国之藩臣とせば、礼曹の書契に何ぞ吾州を称して貴島とし、貴国を称して弊邦とせらるゝや。吾州を称して貴島とし、貴国を弊邦とせらるゝからは、吾国は貴国の藩臣たらざること分明也^{三三}。

④ 藩臣外国の君に表を奉るの誼とすべからざる由見へたり、今表文を奉る外臣を以貴国の藩臣とするは、弊事をおしあらはし、定体をやぶるの甚しきなり^{三四}。

これは裁判と訳官との対話の形式になぞらえて日朝関係について言及する『対韓雜記』から「藩」言説にかかわる部分を抽出したものである。訥庵は、対馬が「朝鮮の藩臣」ではなく「本朝（日本）の藩臣」であるという立場から、朝鮮で「対馬が朝鮮の藩臣であり両国の通交をつかさどる」と認識されていること①にたいする反論を述べる。ここで対馬が「朝鮮の藩臣ではない」とわざわざ述べる理由は、朝鮮において「対馬が慶尚道に属してきた」とされる説が念頭にあるからである。朝鮮王朝では対馬征伐を契機として「対馬が歴史的に慶尚道に属している」という認識が体系化された。やがて朝鮮で対馬が「朝鮮の藩屏」であるという言説は観念化するものの、その後も朝鮮の一部の知識人の間で継承されるようになっていた。たとえば金誠一が「対馬は朝鮮の藩臣である」と述べたことが『懲毖録』にみられるとする②。ただし『懲毖録』は柳成龍の著であり、金誠一が述べたことを伝聞の形で記しているのであつて^{三五}、訥庵は金誠一じしんの言説からかかる理解を得たわけではない。金誠一は自ら記した『海槎録』のなかで具体的に「対馬が朝鮮の藩臣である」という認識を披瀝しており、松浦霞沼が『朝鮮

『通交大紀』に『海槎録』を引用して具体的に金誠一の言説を批判する(後述)。ともあれ対馬が朝鮮から「朝鮮の藩臣」と認識されていることが対馬の人々に知られており、訥庵はそうした状況にたいする批判の意図をもって『対韓雜記』を記したのである。

③④は凶書、上表文の問題である。これに関して先行研究ではつぎの指摘がある。「対馬島は慶尚道鷄林に属する」という中世以来の朝鮮側の認識にたいし、訥庵は対馬が日本の藩臣であることを強調し、凶書・歳遣船・上表文を「よからぬしわざ」として批判しており、また対馬藩主の上表文奉呈をもって朝鮮の藩臣とする論が弊事を押し表わし定体を破るものであると非難した^{三六}。本稿で加味しておきたいのは、ここにみられる「藩臣」が「異朝(＝中国)に臣属する」という意味での「藩」であるということである。仮に対馬を「朝鮮の藩臣」とするならば、「異朝に臣属する対馬」「異朝の陪臣としての対馬」という位置づけになる。しかし訥庵は対馬が「日本の内」であるという自己認識を根底にもち、こうした位置づけにたいしては批判的である。訥庵がこのように「日本の内」という自己認識をもつようになるのは、『日本書紀』をはじめとする「日本の歴史書」を根拠とする。この点については第六章で後述する。

訥庵以前の対馬藩で史料が整理されていなかったことは、それ以前の時期の対馬の歴史を記すためには朝鮮の史料に依拠せざるを得なかった側面があることを示す。するとこれまでみてきた「藩臣」ということばは朝鮮での用法に触発されて出現したものであるといえよう。訥庵は対馬が「朝鮮の」藩臣とされることにたいし拒否反応を示す一方で、対馬が「本朝の」藩臣であることは認めており、「藩臣」という位置づけたいには異論がない。朝鮮における対馬認識を否定的媒介とする際に「藩」概念が用いられるようになる。訥庵は「何に属する」藩臣なのかを問題視していた。このことを具体的に検討するため松浦霞沼の『朝鮮通交大紀』をみていく。

(2) 松浦霞沼

松浦霞沼は播磨国の生まれ、新井白石・雨森芳洲らとともに木下順庵門下で学び、のち芳洲の推薦で対馬藩に仕え朝鮮方真文役として活躍した。享保度通信使と同行していたこともよく知られている。霞沼の編著には『朝鮮通交大紀』(一七二五年、以下『大紀』と略す)がある^{三七}。一般に『大紀』は中近世の日朝関係を調べるための二次史料として用いられる傾向にあり、一八世紀前期の対馬藩における言説を探るための一次史料としての用い方はあまりなされてこなかった。『大紀』は全十巻で成り立っている。巻

一から巻八は応安元年（一三六八）から正徳六年（一七一六）までの高麗・朝鮮の日本通交文書を年代順に掲げて解説しその和訳文を付した外交文書集、巻九と巻十は金誠一の『海槎録』を掲げてそれに和訳文を付したものである。

「凡例」には撰述目的と意図が記されている。ここでは三点指摘しておきたい。第一に、これまで朝鮮が対馬にたいしどのような態度を取ってきたのかを明らかにし、対馬ではどのように対応したらよいかを記し、そのうえで幕府にたいし対馬・朝鮮関係の沿革を説明して理解させるといふ問題意識がある。第二に、宗家に関わりのない事象については扱わない。つまり宗家が日朝関係を担っているといふ現在の状況を踏まえたうえで意図をもって史料を取捨選択したことが考えられる。第三に、『大紀』は漢文史料を引用してそれにたいする和文を添えるという形式を取っているが、あくまでも和文を主とし、真文を考証のための素材と位置づけている。和訳文はかならずしも直訳ではなく意識した箇所が少なくないので、『大紀』の和文は当該期の対馬藩士が知るべきだと霞沼が考えた内容といふ視点から分析することができる。また按文からも霞沼の考えを知ることができる。

『大紀』に引用される書物はつぎのとおりである。「日本」瑞溪周鳳『善隣国宝記』、不明『続善隣国宝記』、林羅山『京都將軍家譜』、規伯玄方（一五八八〜一六六一）『方長老の記』、新井白石『殊号事略』、陶山訥庵『宗氏家譜』、雨森芳洲『天龍院公実録』、不明『分類紀事』（一七世紀後半成立）、『善隣通書』（一七世紀後半成立）、『柳川一件記録』（寛永一三年）信使記録』、『朝鮮』『高麗史』、申叔舟（一四一七〜七五）『海東諸国記』、徐居正（一四二〇〜八八）『東文選』、金宗直（一四三二〜九二）『佔畢齋集』、金安国（一四七八〜一五四三）『慕齋集』、魚叔権（生没年不詳）『攷事撮要』、奇大升（一五二七〜七二）『高峰集』、金誠一（一五三八〜九三）『海槎録』、同『鶴峰集』、同『倭人礼单志』、柳成龍（一五四二〜一六〇七）『懲毖録』、同『西厓集』、洪履祥（一五四九〜一六一五）『海東名臣録』、金徳謙（一五五二〜一六三三）『青陸集』、李恒福（一五五六〜一六一八）『白沙集』、李徳馨（一五六一〜一六一三）『漢陰集』、金尚憲（一五七〇〜一六五二）『清陰集』、安邦俊（一五七三〜一六五四）『隱峰野史別録』、『中国』陳建・沈国元『皇明從信録』（一六二七年刊）、章潢（一五二七〜一六〇八）『凶書編』（一五七七―年刊）。一七世紀前期までの事項についてはおおむね朝鮮の史料に依拠しており、一七世紀後期以降になると日本、対馬の史料に依拠していることがわかる。つまり史料の拠が一七世紀中期を境に朝鮮のものから対馬のものへと転換していくのである。これは

対馬が一七世紀後半から「記録の時代^{三八}」に入ったことを示す。ところで『大紀』それじたいを一冊の書物という視点からみると、この書物のなかには朝鮮に由来する文献と対馬に由来する文献とが混在しているという事実も浮かびあがってくる。また中国の史料について「二部がひかれていすぎない」と指摘されているが^{三九}、ここでひかれているのはいずれも明代の史料であって、清代の史料はひかれていない。つまり『大紀』は一七世紀までの朝鮮と明、そして一七世紀以降の対馬の言説が併存して構成されている書物なのである。

『大紀』における「藩」言説を整理したものが【表3】である。①～④は史料を引用して和文を付したものに「藩」言説が見られる記事、⑦～⑩は按文のなかで「藩」言説に言及する記事、⑪～⑬は金誠一『海槎録』に関する言及である。便宜上霞沼が引用した漢文史料については「漢」、霞沼の和文は「和」、霞沼の按文は「按」を付す。

①～④は史料の引用とそれの和文訳である。朝鮮における「藩」言説のうちどのような文面が選択されたのかという点から注目することができる。霞沼は「藩屏」である対馬にたいし朝鮮が「恩義」を施す方針をとっていると理解しており、朝鮮でかかる認識がみられることを理解するよう述べる(①③)。しかし霞沼は対馬が「朝鮮の藩屏」とされていることを否定するためか、朝鮮の史料にみられる内容を意識した部分もある。朝鮮では境界地域に海賊が侵入するなど「藩籬」が固まっていること、すなわち「藩屏」対馬が十分に機能していないことを問題とし、そのために重鎮を設置することを必要としていた、という点を霞沼は和訳していない(②)。また朝鮮では、朝鮮は「中国の東藩」という立場であり、「朝鮮の藩」たる対馬も「中国の藩」と認識されている(④)が、これにたいし霞沼は対馬が「中国との朝貢関係はない」という立場にたつ。

⑦～⑩は霞沼の按文であり霞沼の認識がより明確に表れていると考えられる。霞沼は「日本(徳川政権)は中国の藩臣」ではなく、対馬はその徳川政権の威を借りる立場にあると認識している(⑦)。また霞沼は、対馬が「中国の藩臣」ではなく「日本の藩臣」と理解している。さらに霞沼は日朝いずれにおいても「朝鮮が中国の藩臣」「朝鮮国王は明皇帝の藩国王」という認識をもっていることを史料を挙げて示した(⑧)。宗義智は朝鮮にたいし歳遣船を増やすための論理として自ら「朝鮮の東藩」であることを自称していた^{四〇}。当時対馬が困窮きわまっていた事情をふまえると、霞沼は宗義智が「朝鮮の東藩」と朝鮮に向けて自称したことを対馬の困窮を打開するための方便として理解していたと考えられる(⑪⑫)。

④～⑥は金誠一『海槎録』の引用とそれに対する按文である。『海槎録』は天正一八年（一五九〇）に豊臣政権に向けて派遣された朝鮮通信使の副使金誠一の記録である。霞沼は『海槎録』の引用に先立ち「大抵彼れ我州を視ること其藩臣のことし」と始め、対馬が朝鮮の使節を礼待するときにも至らないところがあれば金誠一が対馬に威を示して服させようとしたことを述べる（④）。金誠一は「朝鮮―対馬」の関係を「中国―朝鮮」の關係に類比させて認識し、対馬が「藩臣の邦」であるとみなす。金誠一は、朝鮮における対馬の位置づけが代々国恩をうけて「朝鮮の東藩」であったと理解する（⑤）。そこから宗義智を「朝鮮の一藩臣」だとみなす（⑥）。霞沼は金誠一がこのように対馬を「朝鮮の藩臣」とみなし対馬にたいし傲慢な態度をとることを批判する。金誠一の述べた言葉について逐一史料を提示したことにより朝鮮（金誠一）が対馬をどのように認識していたのかが具体的に明示されたのである。

以上、『大紀』にみられる「藩」言説を検討してきた。霞沼は朝鮮での見方をつぎのように理解した。朝鮮では、「朝鮮が中国の藩臣」であり、「対馬が朝鮮の藩臣」であると言っており、そこには中国との君臣関係が前提されている。霞沼はそうした朝鮮での認識にたいし、「対馬は中国の藩臣ではなく」、ましてや「中国の藩臣である朝鮮の藩臣ではなく」、むしろ「対馬は日本の藩臣」であると述べる。つまり『大紀』の編纂は、対馬を「日本の藩臣」とする自己認識に根拠を付したという意義がある。霞沼はあくまでも朝鮮の文脈で用いられる「藩屏」「藩臣」を前提としていた。しかし「藩屏」「藩臣」という自己認識を明確な形で記したという点は注目されよう。しかも霞沼は対馬が朝鮮から「朝鮮の藩臣」とされることにたいする否定形として「日本の藩臣」と主張している。霞沼は朝鮮の史籍を系統的に収集して日朝関係の歴史書を編纂することでかかる認識を示した。対馬において自己認識を形成するにあたり、このように朝鮮の史籍の見解を否定的媒介としたのである。

【表3】 『朝鮮通交大紀』における「藩」言説

	巻	年		発言者	対象	記述	備考
①	2	永正9壬申 (1512)	通諭対馬島主書	金安国	宗盛長	〔漢〕足下宜急下令管内、務得捕獲、寘之明刑、以暴足下藩衛国家之素心、不勝幸甚、繼今以往、申勅一島、 <u>敵加檢賊、毋俾縱惡、以克終恪順之美、毋孤国家棄瑕優撫之恩、</u> 〔和〕足下国に向ふの誠いつくむかありとするや、宜しく速に令を下し、此輩を捕へ是を敵刑に置き、 <u>国に藩屏たるの誠を顕わし、</u> 以て我国家旧悪を捨るの恩に背く事なかれ、	
㉞	2	永禄7、8 (1564、5)		松浦霞沼(按文)		〔按〕慶長十六年辛亥、明の萬曆三十九年、壬辰乱後始て歳船を送られし時、萬松院公礼曹へ送られし書の略に、 <u>省三十船通二十船、陋島何以救民生乎、所冀再举五十船之例、以堅固東藩</u> とあり、	㉞と同一
②	2	永禄10丁卯 (1567)	倭書契修答	宣祖	足利義栄	〔漢〕若齊浦開路之事、弊邦患海賊之竊發、軫藩籬之不固、創置重鎮、防遏境上、以凶萬世之安、近日两国之間、猜嫌不起、辺圉永清、夫豈小補哉、若使漁採之民舟交島嶼、而或有緝芥違言、則非両境安全久遠之策也、 〔和〕齊浦海路の事、弊邦先き海賊の潜に発するを患ひ、始て重鎮を置き辺境を防ぎ、もつて両国安全の久遠を慮るのミ、	典拠は『高峰集』
③	3	文禄元壬辰 (1592)	答平義智書	洪履祥	宗義智	〔漢〕我国与日本交好如兄弟、講信修睦、無織毫間隙、今二百年、至於対馬島、則稱為東藩臣附我国、故国家待之尤厚、缸粟以哺之、輦布以衣之、举一島之民、自乃祖乃父無不被涵濡卵育、以得生活、秋毫皆国家之恩、 〔和〕我国日本好ミを交る事既に兄弟のこたくにして、対馬嶋に至りては其東藩と称し、我国に臣とし附くの故を以て、国家是を待事尤厚し、一嶋の民其祖先よりして生活の恵ミを受るもの、いつれか我国家の至恩に非さらむ、	典拠は『西厓集』
①	5	慶長16辛亥 (1611)		松浦霞沼(網文)		慶長十六年辛亥、明の萬曆三十九年、朝鮮光海三年、此年始て歳遣船を渡されしなり、第一船の書に上京の事、熊寿・熊満・盛氏の使船の事、漂民を刷還し、および信使に随ひ勞をいたすの輩、忠を賞し職を授るの事、また歳船五十の旧例に復するの事を請はれしなり、その略に又、 <u>省三十船通二十船、則陋島何以救民生乎、寔不堪閔望之至、所冀再攀五十船之例、以堅固東藩</u> 輕乏、進上伏請登用云々、とありし也、	㉞と同一
④	5	慶長19甲寅 (1614)	貢路上京についての朝鮮国礼曹参議金徽からの復書	金徽	宗義智	〔漢〕本国即天朝之東藩也、 〔和〕我国ハ天朝の東藩なり、	按文で『懲愆録』、宣祖より足利義昭への復書(『大紀』2巻)に言及
㉞	6	寛永6己巳 (1629)	朝鮮礼曹参議宋克訖をして玄方を使用するの復書	宋克訖	規伯玄方	〔按〕いまこの礼曹の回契を見るに、我国大明の為に胡国を撃ち、また貢物を大明ニ納めむともとむなといふもの、唯東武の仰より出でさるのミならず、また我国をもつて中国の藩臣たらしむるなり、此の書東武へ披露あるべきものにあらず、不審しき事なり、	按文で『攷事撮要』『宗氏家譜』『寛永十三年信使録』に言及
㊥	7	慶安3庚寅 (1650)		松浦霞沼(按文)		〔按〕①寛永十三年信使録二、土井大炊頭公・酒井讃岐守公此事日本第一の聞へなり、朝鮮ハ中国の藩臣にして我国のときハ開闢以来紫宸殿を去て年号を定めらるゝ御事なれば、我国の年号を用ひられ、然るへきと仰られ、東福寺隣西堂始て輪番として来られし以来、いつれも我国の年号を用ひられしなり、理の当然なり、 ②其後萬曆四十一年癸丑礼曹参議柳瀟、柳川景直に復せし書に、且書中有今上皇帝陛下之、豈秉筆者不識礼義名分而然耶、我殿下即皇帝藩国王也、切勿此等無倫之語見加也、といひし事あり、かくのときこの類ひ妄作の甚しき、徒らに笑侮を外国に取るのミにあらず、誠むべきものなり、	『寛永十三年信使録』(㉞と同一)、『鶴峰集』
㉞	8	正徳元辛卯 (1711)		呉命峻	宗義方	〔按〕我国の年号を用ゆる事を議せられしに、土井大炊頭公・酒井讃岐守公同しくおふせられしに、此事日本第一の聞へなり、朝鮮は中国の藩臣にして我国のときハ開闢より紫宸殿を立て年号を定めらるゝ御事なれば、我国の年号を用ひられ然るへきとの事、	『寛永十三年信使録』(㉞と同一)
㊤	9	天正18庚寅 (1590)		松浦霞沼(按文)		〔按〕大抵彼れ我州を視ること其藩臣のことし、	『海槎録』附
㊦	9	天正18庚寅 (1590)	答許書状書	金誠一	許箴	〔漢〕世受国恩作我東藩、以義則君臣也、以上則附庸也、…故奉藩称臣恪侯度、世執壤奠、稽顙北闕、其恒威報徳也至矣、…則到藩臣之邦独不能治其罪耶、…況本島臣事我朝与藩臣無異…、 〔和〕夫此島の我国における、世々国恩を承け我か東藩たり、義を以ていへは君臣なり、土を以ていへは我か属嶋也、…此嶋また我か国恩に仰き頼むの重きをしつて藩臣と称し、北闕に稽首し、其徳にしたかひ、威に震れずといふことなし、…今藩臣の邦に至る、独是を杖つへからさらむや、…対馬嶋我国に臣としてつかふる藩臣に異なるものなし…、	典拠は『海槎録』。按文で『鶴峰集』を引用
㊧	10	天正18庚寅 (1590)	副官請楽説	金誠一		〔漢〕且義智何如人也、乃我国一藩臣也、 〔和〕且義智何等の人たるや、我国の一藩臣のミ、	典拠は『海槎録』

第三節 対馬「藩屏」論の幕藩体制への適合

一七世紀末から一八世紀初期、幕府の元禄銀鑄造政策によって朝鮮貿易に打撃を受けた対馬藩は深刻な財政難に陥った^{四一}。これへの対応を課題とする状況下で、対馬藩側の立場を代弁するため雨森芳洲が白石との論争に乗り出したのである。対馬の特殊性を否定していた白石を説得するため芳洲は『隣交始末物語』を提出した。この中に芳洲の独自の「藩屏」認識の論理が現れてくる。『隣交始末物語』の検討に先立ち、まずは芳洲の言説の前提に触れておく。

つぎにひく史料はいわゆる「誠信」外交を主張する文言が記されていることでよく知られた『交隣提醒』である。ここでは芳洲自身の語りがどのような言説と関係があるのかに注目したい。

誠信之交と申事人々申事二候へとも、多ハ字義を分明ニ不仕事有之候、誠信と申候ハ実意と申事ニて、互ニ不欺不爭、真実を以交り候を誠信とは申候、朝鮮とまことの誠信之交を可被取行と思召候ニ成候而ハ、送使をも尽ク御辞退被成、①すこしも彼国之造作ニ御成不被成候時ならてハまことの誠信とハ難申、其訳彼国之書籍を見申候へハ底意之所在相知レ申候、〔中略〕②日本人其性獷悍難以義屈と申叔舟之文ニも相見へ候而、彼国之弊竇大分ニ候へとも、送使接待を初メ爾今無別条連続いたし候ハ獷悍之性を恐レられ候より事起りたるニ而御座候、〔中略〕兎角朝鮮之事情を精ク知り不申候而ハ、事ニ臨ミ何之了簡可仕様も無之、浮言・雑説はいかほと有之候而も益無之候故、③経国大典・考事撮要等之書、并阿比留惣兵衛仕立候善隣通交、松浦儀右衛門仕立候通交大記、及分類記事・記事大綱を常ニ熟覽いたし、前後を考へ処置いたすへき事ニ候^{四二}。

下線部①②からも明らかのように、芳洲は朝鮮で用いられている言説に注意を払っている。また下線部③で芳洲は『経国大典』、申叔舟『海東諸国記』、魚叔権『攷事撮要』、阿比留惣兵衛『善隣通交』、松浦儀右衛門『朝鮮通交大紀』、『分類紀事』、『紀事大綱』などの熟覧を推奨している。『経国大典』を除けば霞沼の『朝鮮通交大紀』およびそこに引用されている書目である。芳洲が先行する書物の熟覧を重視していたことに鑑みるならば、芳洲が霞沼の言説を意識していたことがわかる。すなわちこれは、霞沼に先行す

る訥庵の言説も念頭にあり、同時に朝鮮の言説も念頭に置いていたことになる。では芳洲は「藩」言説についてどのように理解していたのであろうか。

古来朝鮮之書キ物に敵国と有之候を、敵国とは対礼之国と申字義ニ候段其心得無之、ケ様ニ御誠信を以隣好を被結候へとも、朝鮮には爾今舊怨を忘レ不被申日本をかたき国と被書候と相心得、又御国より朝鮮のため日本之海賊を被防候と申事を書述候とて、対州ハ朝鮮之藩屏と成候とて此方之書キ物ニ書付ケ、藩屏と申言葉ハ家来之主人ニ対し申言葉ニ候と申所ニ心付無之候人有之候、ケ様之事我々式粗学之人にハ今以其弊難免事ニ候、文字を得と読分ケ不申候而ハ、了簡も夫ニ応し申事ニ候へハ、兎角御国之義他方とハ甚違候事ニ而、学問・才力之勝レ候人を御持不被成候而ハ、如何程上ニ心を御尽し被成候而も御隣好之筋難立可有之と存候、学力有之人を御取立被成候義、切要之御事ニ御座候^{四三}。

対馬が「朝鮮之藩屏」であると朝鮮の書物に見られる。藩屏とは家来が主人に対して述べる言葉であるが、そのことを対馬の人々が理解していない。「文字」を読み分けるだけの能力があれば、対馬が「朝鮮の藩屏」であることが誤りであることは理解できる。そのためには「学力有之人」を取り立てることが切要である。朝鮮では対馬を徳化することを前提として対馬を「藩屏」視しているのであるが、そのことが誤りだということである。ここで言及されている「藩屏」が「朝鮮の書物に見られる」という点は『朝鮮通交大紀』にみえてきたとおりである。この理解は訥庵や霞沼におけるものとも共通である。芳洲は、対馬において朝鮮で用いられている概念を正確に理解したうえで、対馬の取るべき立場を「正しく」表明することを重視しているのである。

他方で芳洲は「藩屏」について独自の解釈も付していた。そのことは、新井白石とされた「藩屏」論争を経て提出された『隣交始末物語』に明確にみられる^{四四}。芳洲は徳川政権にたいし経済的支援を要求するための論理として対馬が「日本（徳川政権）の藩屏」であるということを主張した。本稿では芳洲の主張には朝鮮の言説が前提にあることをふまえて検討したい。

①大凡日本の内ニて外国に接る国、西方ニ而は薩州・長崎・対州、東方ニ而は松前なり。琉球ハ薩州の属国、蝦夷ハ辺僻の小醜、長崎へ来れる唐人ハ商売之輩のみな

れば、何れも深く恐るゝに足らざるの地ニ非ズや。ひとり朝鮮に至りてハ日本抗衡する之国なるを以、対州の武備厳重ならずんばいかんぞ。「中略」王代の時、対州ニハ別して重兵を置き官属を備へ、藩屏第一の要地といへる、誠に其故あるニや四五。

②「東照大君が」対馬守義智ニ被仰付は其方義日本の藩屏大切なる場所ニ居、両国之通交を司どれり。自今以後毎年の参勤被差免之条、三年三度ツ、可令参勤。且又和議之為メ両使召連レタル賞典として二千八百石の地加へ玉ハる之旨被仰出四六。

③対州ハ日本藩屏の地ニ住すといへ共、元来米甚少キ国土ニ而土産の穀物を以てハ州中人民の食用もなく、基肆・養父の賦税を加といへ共、兵馬を備へ武備を設くべき様無之故、東照大君の御時方朝鮮と之交易を被差免、其所務を以対州・基肆・

養父両所領の不足を補ひ、諸士を養ひ人数を設け、異国鎮衛の当職を勤め来れり四七。

④対馬守義智 東照大君方交易をゆるさせ玉ふ初メ方、銀貨の交易を辞し奉り土地頂戴の願深きのみならず、日本国天下後代の為にはかりても永代不動の土地を給わり、異国へ渡り捨かの銀貨ニかへられ、永く対州をして外国藩屏の職を尽さしめ玉ふハ保国経遠の策いづれか是にしからんや四八。

①は芳洲の論理を示したものである。日本のなかで外国と接する地域として対馬以外の薩摩・長崎・松前とも比較し、これら三国が接する琉球・蝦夷・中国は取るに足らない一方、対馬の接する朝鮮のみが日本と抗衡する国であつて対馬の武備が嚴重でなければならぬ。古代より対馬には特別の兵を配置しており対馬は「古代から藩屏第一の要地だった」。つまりここで芳洲は「対馬が藩屏第一の要地」ということの言説に歴史的由来があると主張したのである。

②は慶長一〇年（一六〇五）に松雲大師一行が伏見に赴いて徳川家康らと会見した折に年寄本多正信が宗義智に將軍の命を告げたこととなつてゐる部分である。本多は、対馬が「日本の藩屏」として重要な場所に位置し日朝両国の通交を司つており、そのことを根拠として参勤の減免、領地の加増が許可されたと述べる。このことの真偽はさしあたり別問題として、ここで重要なのは老中を通じて將軍からこのように言われたと芳洲が言つてゐることである。芳洲は「対馬が日本の藩屏である」という言説に正統性を付与したのである。

③は対馬藩内の論理が披歴されているものである。対馬は日本の地にあるとはいつても生産力が低いため武備を整えることができない。そのため家康の時代より朝鮮の交易

のような論理で幕藩体制に適合させたのかについて検討してきた。対馬藩における自己認識の議論の前提には、近世日本と朝鮮王朝における「藩屏」の用法があった。新井白石は松前・薩摩・対馬を、「本朝」の「辺境」「境界」に位置する大名家・領国として、「藩屏」「藩衛」と称した。また朝鮮・琉球については、かつては「本朝の藩臣」であったが、現在は「本朝の藩臣」ではなく「異朝の藩臣」であると認識する。いっぽう朝鮮朝廷は女真族・対馬を朝鮮の臣下ないしは諸侯国を意味する「藩籬」「藩屏」として把握し、「朝鮮の臣下」「朝鮮を守る障壁」という意味合いのみならず、君臣関係にもとづく「経済的支援の対象」として認識していた。

訥庵は、朝鮮において対馬が「朝鮮の藩屏」と認識されているこのような言説を否定的媒介として、対馬が「日本の藩屏」であると主張した。霞沼はこれをうけて明確な根拠を提示することで「藩屏」に通底する日朝の言説の混在性を示した。芳洲はこれを幕藩制社会に適合する形に再解釈した。ところで朝鮮における「藩屏」論は「藩臣」たる対馬にたいする経済的支援という含意がありあくまでも「礼」「恩威」が主眼にあった。芳洲も朝鮮におけるものと同様の論理で、徳川政権にたいし経済的支援を要求する文脈で「藩屏」という自己認識を表明している。しかし「藩屏」が「辺境の守り」のための「経済的支援」と関連付けられる点は共通だとしても、朝鮮では「恩威」の意味合いが強い一方で、日本にそれを適合させようとすれば軍役の文脈に切り替わった。朝鮮では「文」の意味合いが優越していたのにたいし、日本においては「武」が強調されるようになるのである。また朝鮮では君主が「藩屏」に「恩威」を授受するものであるという理解が中央から発せられているのにたいし、日本ではかかる理解が「藩屏」じしんから中央にたいして発せられるというように、ベクトルの向きが逆転するのである。

では芳洲の後続世代が「藩屏」をどのように理解するようになったのか。次章以下で検討していくこととしたい。

一 田代和生「対馬藩経済思想の確立」『日朝交易の対馬藩』創文社、二〇〇七年。初出は二〇〇〇年。この「藩屏論争」については田代が最初に問題提起し（『近世日朝通交貿易史の研究』三三四～三四一頁）、その後『隣交始末物語』の紀年設定や論争の有無に対する疑問が提起された（泉澄一『対馬藩藩儒雨森芳洲の基礎的研究』関西大

学出版部、一九九七年、三〇七〜三二三頁）。これにたいし田代は最終的に以下の結論を提示した。『隣交始末物語』は一七〇九年（宝永六）に対馬藩士瀧六郎衛門が書いた「草稿」を芳洲が理論的に発展させて完成したものであり、白石・芳洲論争の過程で芳洲が執筆し一七一四年（正徳四）に幕府に請願書とともに白石に提出した（田代前掲論文二〇〇七年、四七〜五〇頁）。

二 荒野泰典「大君外交体制の確立」、『近世日本と東アジア』東京大学出版会、一九八八年、二三三〜二三七頁。初出は一九八一年）、鶴田啓「一八世紀後半の幕府・対馬藩関係」、『朝鮮史研究会論文集』二三、一九八六年、一五八〜一七九頁）、尹裕淑

「조선 후기 문위행(問慰行)에 관한 재고(再考)」1635년 사행 및 막부의 재정원조를 중심으로」、『朝鮮後期間慰行に関する再考』一六三五年使用および幕府の財政援助を中心に——』、『韓日関係史研究』五〇、二〇一五年、一六〜二九頁）。

三 木村直也「文久三年対馬藩援助要求運動について」（田中健夫編『日本前近代の国家と対外関係』吉川弘文館、一九八七年）、玄明喆『19세기 후반의 대마주와

한일관계（一九世紀後半の対馬州と韓日関係）』（國學資料院、二〇〇三年、二三〜六〇頁）、金興秀『한일관계의 근대적 개편 과정（韓日関係の近代的改編過程）』

（서울대학교출판문화원（ソウル大学校出版文化院）、二〇〇九年、三八〜三九頁、六〇〜七二頁）。

四 石川寛「日朝関係の近代的改編と対馬藩」、『日本史研究』四八〇、二〇〇二年）、同「対馬藩の自己認識——「対州の私交」の検討を通じて——」（九州史学研究会編『境界のアイデンティティ』岩田書院、二〇〇八年）。

五 米谷均「近世日朝関係における対馬藩主の上表文について」、『朝鮮学報』一五四、一九九五年、四〇〜四二頁）、前掲石川二〇〇二年、四九〜五九頁、前掲石川二〇〇八年、二九八〜三〇〇頁、石田徹「対馬藩における帰属意識と日朝関係認識——訥庵・陶山庄右衛門を中心に——」（明治学院大学国際学部附属研究所『研究所年報』二三、二〇一〇年）。

六 前掲田代二〇〇七年、八四〜九〇頁。

七 前掲米谷一九九五年、三八〜四〇頁、四九〜五〇頁。

八 山口啓二「藩体制の成立」、『岩波講座日本歴史 近世二』岩波書店、一九六三年、一〇三〜一〇七頁）、林屋辰三郎「藩——発想と実態——」（同『近世伝統文化論』創元社、一九七四年、二八九〜二九一頁）、渡辺浩『東アジアの王権と思想』（東京大学出

版会、一九九七年、八〇九頁）、青山忠正「近世に「藩」はあったか」（『明治維新の言語と史料』清文堂出版、二〇〇六年、一〇一二頁）など。対外関係史では吉村雅美「近世対外関係と「藩」認識」（同『近世日本の対外関係と地域意識』清文堂、二〇一二年、二三四〜二五〇頁）。

日本史で「藩（蕃）」概念は奈良時代に初めて登場する。古代律令王権は「天皇―藩臣」関係を設定し朝鮮半島の国々が「諸蕃」として日本に従属していたと認識しており、とくに新羅を「天皇の藩屏」とみなしていた（石母田正「天皇と「諸蕃」」「日本古代国家論 第一部」岩波書店、一九七三年、三三〇〜三三四頁、山尾幸久「日本天皇」と華夷思想』『古代の日朝関係』塙書房、一九八九年、四七三〜四八三頁など）。九紙屋敦之『大君外交と東アジア』（吉川弘文館、一九九七年、二〇〜二二頁、三九〜五〇頁、一七六〜一七八頁、二八九〜二九二頁）。

一〇 前掲田代二〇〇七年参照。

二 『殊号事略』下（『新井白石全集』三卷、一九〇六年、六三五頁）。

三 このような自他認識を「日本型華夷思想」「日本中華主義」とする説明がある。これについては桂島宣弘「華夷」思想の解体と国学的「自己」像の生成」（『思想史の十九世紀 「他者」としての徳川日本』ペリかん社、一九九九年）を参照のこと。新井白石に即した説明として桂島宣弘「一八世紀の自他認識」（『自他認識の思想史』有志舎、二〇〇八年、九頁）参照のこと。

三三 『殊号事略』上（『新井白石全集』三卷、六二二頁）。

三四 「日本紀曰、新羅王波沙寐錦既降、以微叱己知波珍干岐為質、高麗百濟、亦皆稱藩、因定内官家、即是所謂三韓也」（『白石先生遺文』新羅質子『新井白石全集』五卷、一三三頁）。日本書紀にもとづくこのような理解は山鹿素行にもみられ、近世日本における「藩」概念はもともとかかる意味での理解が先行していたと考えるべきであろう。

三五 『殊号事略』下（『新井白石全集』四卷、六七二頁）。

一六 河宇鳳「朝鮮半島の人々の対馬認識」（『朝鮮王朝時代の世界観と日本認識』金両基監訳・小幡倫裕訳、明石書店、二〇〇八年 原著は二〇〇六年）、鄭多函「朝鮮初期野人斗 對馬島에 대한 藩籬 · 藩屏 認識의 형성과 敬差官의 斗견」（『朝鮮初期野人と對馬島に対する藩籬・藩屏認識の形成と敬差官の派遣』、『東方學志』一四一、二〇〇八年、二四五〜二五八頁）、木村拓「朝鮮王朝の對馬認識の体系的考察——十五世紀を中

心として」(『新しい歴史学のために』二八六、二〇一五年)、韓成周『조선시대 藩胡 연구 「朝鮮時代藩胡研究」』(景仁文化社、二〇一八年、二八頁、四七〜四八頁、八七〜八八頁)。

一七 前掲河宇鳳二〇〇八年。

一八 前掲鄭多函二〇〇八年。鄭多函によれば朝鮮は対馬のみならず女真族(野人)にたいしても同様の認識・政策をとっていた。また朝鮮―対馬・女真関係の構造は、明―朝鮮関係の位階秩序に範を取るものであった。

一九 前掲河宇鳳二〇〇六年、前掲鄭多函二〇〇八年参照。ただし明清王朝交替を経たあとの朝鮮における「藩」言説についての検討が充分になされているとはいえず、朝鮮後期の「藩」言説についての実証作業が課題として残る。

二〇 講和期の外交文書を扱った関連する研究として荒木和憲「己酉約条の締結・施行過程と対馬の「藩営」貿易」(韓日文化交流基金編『임진왜란에서 조선통치사의 길로 「壬辰倭乱から朝鮮通信使の道へ」』景仁文化社、二〇一九年)がある。

二一 「自雲私記所聞云、日本文禄元年壬辰、豊臣大閣秀吉公、遣日本諸兵、始討朝鮮、々々古来以天朝東藩之國、故大明萬曆帝命劉綎及遊擊將軍、爲先鋒卒十萬兵以救之〔後略〕」(『大閣秀吉朝鮮征討起本』大韓民国国史編纂委員会所蔵、文書番号二一)

二二。本稿では田代和生・李薰監修『対馬宗家文書 第一期朝鮮通信使記録 別冊下』(ゆまに書房、二〇〇〇年)所収の活字本(米谷均翻刻・校訂)に依拠した。同書九〇頁。

二三 万曆帝の勅書の写が対馬に伝わっている。「萬曆皇帝勅書曰、奉天承運皇帝詔曰、朕受天明命、〔中略〕備見真誠馳信使、以上表章属藩籬、爲之代請恭順如此、朕甚嘉之、〔中略〕凡尔國大小臣民、悉聽教令、共圖輯寧、長爲中國之藩維、永奠海邦之黎庶、恪遵朕命、克祚天休〔後略〕」(同前九一頁)。

二四 荒木和憲「己酉約条の締結・施行過程と対馬の「藩営」貿易」(前掲)。

二五 池内敏『大君外交と「武威」』(名古屋大学出版会、二〇〇六年、七七〜八〇頁、一四七〜一五〇頁、二九五〜三〇二頁)。

二六 『食兵宗旨』(享保一四四一七二九。瀧本誠一編『日本經濟叢書卷四 陶山鈍翁遺著続編』日本經濟叢書刊行会、一九一四年、五〇二頁)。

二七 『鉄砲格式僉議条目』(宝永八年一七二二。瀧本誠一編『日本經濟叢書卷一三 陶山鈍翁遺著続編』日本經濟叢書刊行会、一九一五年、六一三頁)。

- 二七 同前、六四七頁。
- 二八 同前、六五三～六五四頁。
- 二九 前掲石田二〇一〇年、前掲吉村二〇一四年。
- 三〇 賀島恕軒「賀島平介言上書」瀧本誠一編『日本經濟叢書』二六、日本經濟叢書刊行会、一九一六年、四〇～四一頁。なお賀島の言上書については李暎鎮「17세기 말 朝日關係의 변화와 對馬藩」(二七世紀末朝日關係の变化と對馬藩)、『日本歴史研究』四九、二〇一九年)に詳しい。
- 三一 『対韓雜記』(元禄末～宝永年間。瀧本誠一編『日本經濟叢書卷十三 陶山鈍翁遺著続編』日本經濟叢書刊行会、一九一五年、三七三頁)。
- 三二 同前、三七四頁。
- 三三 同前、三七四頁。
- 三四 同前、三七四頁。
- 三五 「金誠一怒曰、對馬島乃我國藩臣、使臣奉命至、豈敢慢侮如此」(柳成龍『懲毖錄』卷一)。本稿では早稲田大学図書館柳田文庫本から引用した。なお朴鐘鳴訳注『懲毖錄』(平凡社東洋文庫三五七、一九七九年、一九七頁)も参照のこと。
- 三六 前掲米谷一九九五年。
- 三七 書誌事項については田中健夫『朝鮮通交大紀』解題(田中健夫・田代和生校訂『朝鮮通交大紀』名著出版、一九七八年)。本稿では名著出版本の史料に依拠した。
- 三八 長正統「日鮮關係における記録の時代」、『東洋学報』五〇―四、一九六八年)。
- 三九 前掲田中一九七八年、二五頁。
- 四〇 前掲荒木二〇一九年。
- 四一 前掲田代一九八一年、二四二～二四五頁、二九七～三〇五頁。
- 四二 『交隣提醒』五四(享保一三〇一七二八。田代和生校注、平凡社東洋文庫、二〇一四年、一八五～一八六頁)。
- 四三 『交隣提醒』三三(同前、一一一頁)。
- 四四 この論争の経過と内容については前掲田代二〇〇〇年参照。
- 四五 『隣交始末物語』(中村幸彦・水田紀久編『芳洲外交關係資料集 雨森芳洲全書三書翰』関西大学出版部、一九八二年、二七〇頁)。なお大韓民国国史編纂委員会所蔵對馬宗家文書、請求記号六五八七も参照。
- 四六 同前、二七三頁。

四七 同前、二七六～二七七頁。

四八 同前、二七七頁。

四九 宝永七年の実際の幕府宛の書面でも対馬が「朝鮮の藩」であることを否定している（『對藩政事問答』国立公文書館蔵）。

第五章 満山雷夏の「藩屏」論と「礼」論

はじめに

本章では前章の議論を受け、雨森芳洲ののちの世代の対馬知識人の議論を考えたい。その対象として満山雷夏（一七三六〜九〇）を検討する。雷夏は対馬藩の専門的研究を除きほとんど認知されていないが、近世後期の日朝関係を考えるうえで重要な議論を行なっている。本章の目的のひとつはこの満山雷夏を紹介することである。

満山雷夏（右内）は山伏の家に生まれるも家業を継ぐことを拒否し、晩年の雨森芳洲に師事した^二。雷夏は芳洲没後、宋儒の説を疑い荻生徂徠の古学説を修得した^三。宝暦一年（一七六一）、小学校真文役兼朝鮮方に出仕し、ここで朝鮮との外交文書記録の取り扱い、古記録の整理を行っていた。そのご福岡への遊学中、福岡藩儒亀井南冥【表1・23】に師事し、徳山藩儒島田藍泉との交友もあり、そのなかで古学の理解を深めている。雷夏は晩年の天明八年（一七八八）に学問指南役として「講学所」を開設し対馬藩に古学を初めて導入した。この講学所設立に関しては南冥から多くの知見を得ている。このように雷夏はおもに北部九州の人間関係を通じて古学の理解を深めてきた。

満山雷夏については、対馬という場で議論となった諸問題にたいする対馬藩知識人の言説を扱う文脈のなかで言及されてきた。米谷均は対馬藩主名義で朝鮮国王に発給された上表文を論じるなかで、雷夏における「上表文の奉呈を含む従来の通交体制が対馬藩にとって「恥辱」でありひいては幕府の「瑕瑾」につながる」との認識が幕末に「皇国」の瑕瑾という形に発展すると位置づけ、また国書をめぐる雷夏の改善策が「王政復古直後に対馬藩が派遣した大修大差使の書契に明治政府の「新印」を押ししたことと相通じる面がある」と評価した^四。石川寛は「私交」にたいする認識を通して対馬藩の自己意識を論じる文脈のなかで雷夏に言及し、雷夏が「公儀の役儀としての通交（「官交」と、内証の通交（「私交」）の併存状態にあるとする現状にたいし、対馬を「官交」を担う存在として位置づけ、その立場から「私交」を否定^五し、「日本の中央政権の朝鮮通交を担う存在として自己を位置づける意識が形成され、それが明治維新期の「家役」につながっていく」と評価した^六。二人の議論では陶山訥庵の認識が雷夏に継承され、雷夏の認識が幕末維新期に継承されるものとして位置づけられている。他方山口華代は対馬藩の立場から通信使を本来的な秩序のなかに再び位置づけようとした「再定置」論につい

て論じており、そのなかで雨森芳洲・松浦霞沼・松浦桂川・満山雷夏を取り上げた。雷夏については新井白石の聘札案を対馬藩側からの視点で補強するかたちで妥当性を述べたと評価し、「各者がそれぞれの現状認識・課題意識に応じた通信使「再定置」の議論を提起した」と総括する^五。しかしながら米谷・石川の議論と山口の議論とが十分に交わっているとはいえずこれらを統合して位置づけることが求められる。また石川は雷夏の「藩屏」論の議論の必要性について脚注で問題提起している。これに関連して吉村雅美は寛政期には対馬藩内で「藩屏」の「役」という軍事的防衛に立脚した自己認識が広く共有されていたと指摘する^六。この点を踏まえると、「藩屏」論の雷夏の言説のなかでの位置づけ、同時代的な位置づけについて検討の余地がある。雷夏は日朝通交の諸問題、対馬の自己認識、あるいは対馬の学制改革などを包括的に論じていたが、これらの諸問題について彼に先行する言説・論点と関連付けて位置づける必要がある。

以上をふまえ、本章の課題をつぎのとおり設定する。第一に、芳洲の後続世代が芳洲の「藩屏」論をどのようにうけとめたのか。第四章で芳洲が「藩屏」論を幕藩体制に適合するかたちで解釈することを検討してきたことをうけ、本章では雷夏の議論をとおして芳洲の後続世代が芳洲の「藩屏」論をどのように継承したのかを検討する。第二に、対馬の立場からみた通信使改革論がどのようなものであったか。第一章で日朝における通信使改革論を検討してきたことをうけ、本章では雷夏の議論をとおして対馬の立場からの通信使改革論を検討する。

以上の課題にたいし本章では雷夏の主著の『佩問緒言七』（天明年間）と、「天明七丁末年満山右内江学業指南方被仰付候付追々差出候存寄之書付同人江於御屋形指南被仰付候次第之書物 廿番^八」（一七八七年〜八八年。以下「存寄之書付」と略記）に立脚して考察を進める。『佩問緒言』は藩主を想定して書かれた政策書であった。『佩問緒言』の上巻は藩主の問いに答える問答体の形式をとっており、中下巻は陶山訥庵、雨森芳洲、新井白石、朝鮮の外交資料集の『通文館志』などを引用してそれに対する批評を行いながら論を進める。『佩問緒言』で主張されている内容は①藩屏論、②礼制論、③対馬の歴史書編纂のための問題提起の三点に整理できる。構成、内容の概略、引用・言及文献について本章末尾の【表4】で整理した^九。このうち③については第六章にて検討する。ここでは①②の連関を踏まえつつ検討したい。①は対馬藩の自己認識を示す議論である。前章でもみてきたように、かつて雨森芳洲は『隣交始末物語』のなかで、対馬藩財政の立て直しとして幕府から資金援助を得るための理論的根拠として、対馬が日朝関係・辺

境の防備を担ってきた歴史を提示した。そのなかで対馬が幕府から日朝通交と辺境防備の「藩屏」の役儀を担っているという立場を表明した^{二〇}。雷夏は芳洲の提起した「藩屏」論に独自の解釈を施すようになる。②については、雷夏は特に『佩問緒言』下巻の三分の二以上の分量を占める「両国御交礼之考論」で日朝関係について集中的に論じており、この問題について重点を置いていたことが分かる。日朝関係があるべき形に一致しない現状にたいする改革案の提示というのが主旨である。ここから雷夏が日朝関係をどのように捉えていたのかということが読みとれる。この「両国御交礼之考論」における通信使改革の部分は『議聘策附備虞農政之書二』に「雷夏先生信使易地之議」と小題が付されて抄録されており、対馬藩内で易地聘礼方針を考える際に参照されていたとみられる。また、「存寄之書付」は対馬藩の学制改革をめぐって雷夏が対馬藩家老に宛てた口上書である。ここには上記の議論の思想的根拠としての古学説、とくに「礼」の重視という立場がみられる。

第一節では雷夏に先行する訥庵・芳洲の藩屏言説および日朝関係論を確認し、つづいて第二節、第三節では『佩問緒言』に立脚して雷夏の論じた「藩屏」論、日朝関係論をそれぞれ検討する。それをふまえ第四節では「存寄之書付」に基づいて雷夏の「礼」認識についての議論を深める。

第一節 一八世紀前期対馬における「藩屏」論と日朝関係論

これまでみてきたとおり、対馬において対馬じしんを「藩臣」「藩屏」とみる自己認識は、陶山訥庵の著述において初めて明確にあらわれた。繰り返しにはなるが、ここで訥庵が対馬を「御国は日本藩屏之地にて御座候故、食兵之御備へ別て厳密に可被仰付御事三」と、「日本の防衛の最前線」として位置づけて理解していた点に注意しておきたい。

また雨森芳洲の「藩屏」論についても前章で見えてきたとおりである。ここで注意しておきたいのは、『隣交始末物語』において「藩屏」について將軍家と対馬藩とを関係づけて言及する点である。

対州ハ日本藩屏の地ニ住すといへ共、元來米穀甚少キ国土ニ而〔中略〕兵馬を備へ武備を設くべき様無之故、東照大君の御時々朝鮮との交易を被差免、其所務を以

対州・基肄・養父両所領の不足を補ひ、諸士を養ひ人数を設け、異国鎮衛の当職を勤め来れり^{一三}。

対馬守義智 東照大君と交易をゆるさせ玉ふ初メ、〔中略〕永く対州をして外国藩屏の職を尽さしめ玉ふハ保国経遠の策いづれか是にしからんや^{一四}。

芳洲によれば、対馬は元来生産力の少ない土地柄ゆえ武備を成り立たせることが困難であり、徳川家康の時に朝鮮との交易を許可され、その収益によって対馬と基肄・養父（対馬藩田代領）での生産の不足分を補い「日本藩屏」として「異国鎮衛の当職」を勤めてきた。芳洲は対馬藩が將軍家から「外国藩屏の職」を預かっておりそうした対馬藩の役割が日本にとって重要なものとしている。ここで注目したいことは、芳洲が「対州八日本藩屏の地ニ住す」と言明し、さらに「藩屏」という役儀を「將軍家から預かっている」と述べ、「朝鮮との交易」と抱き合わせて明示した点である。この芳洲の「藩屏」言説が後の世代の対馬藩に影響力を有していくことになる。

つづいて朝鮮との関係についての訥庵と芳洲の認識をみておきたい。

『対韓雜記』において訥庵は、図書を朝鮮から受けて歳遣船を派遣しそれによって対馬が朝鮮の「藩臣」となることを「よからざるしわざ」と考えていた。訥庵は対馬から朝鮮への歳遣船の派遣、朝鮮から対馬島主が図書を受給すること、書契の表現を改めるべきであるという認識に立っていた。訥庵は「日本の藩臣」としての対馬の位置づけを全うするためには名分にそぐわない歳遣船・図書・上表文の停止が必須であると考えた。その一方で、通信使については現状を追認しており、訥庵は日朝関係を礼的側面からは問題視していなかったのである。

芳洲は朝鮮を「礼儀の国」、日本を「武の国」と見なしており、日本が「武国」であるという立場を前提としている^{一五}。そのうえで「武威」を発揮することを重要視する。芳洲の通信使をめぐる議論は新井白石との論争と、通信使停止の建議に見られる。芳洲が新井白石と「国王」号をめぐる論争を行ったことは夙に知られているが、ここでは「それ我は王にあらずして彼王を以てこれを称するは、猶ほ吾商売にして彼士大夫を以てこれを称し、我婦女にして彼大夫を以てこれを称するがごとし^{一六}」と、自称と他称とが一致しないという名分論的な側面から問題視していた点を指摘しておけば十分である。芳洲は晩年に通信使の停止を建議した。芳洲は通信使の接待による経済的負担を問題視し、その打開策として「御大願」と「信使停止」が挙げられている^{一七}。「信使停止」は急用

の問題ではなく、むしろ幕府から土地を拝領するための交渉としての「御大願」^{一八}の方が優先順位が高い。芳洲は朝鮮との交易を停止して生じる経済的損失を幕府からの土地拝領によって補填することを企図していた。これは「芳洲理論」に立脚して通信使の意義を説明したものである。つまり芳洲において日朝関係は経済的側面から問題なのであって、朝鮮との礼的関係については改善を要するほど切迫した問題ではなかった。対馬特有の事情は、「藩屏」論と日朝関係が密接に関係していることにある。

以上のように、一八世紀前半期の対馬においては、対馬が「日本の藩屏」として境界の軍事的防衛の最前線を幕府から委任されていると理解されていた。日朝関係については、「日本の藩屏」としての名分を対馬が全うすることを阻害する側面において、ないしは経済的側面において問題視されているのであって、礼的側面からは問題視されていなかった。このような認識が雷夏においてどのように受け取られるのかについて検討していきたい。

第二節 満山雷夏の「藩屏」論

雷夏は朝鮮と日本の国家体制について中国周代の統治理念である封建・郡県の議論に立脚して説明する。

朝鮮ハ、其国郡県の治なるにより、東萊府使・釜山鎮、文武を両官に分たる仕形なれと、今 本朝は封建の世の中となり、諸事を御領国の内にて御計ひなさるゝ御事なるに依り、御通信の御手次、御本国の藩屏、文武の御両職御兼帯御勤あらせられざる時は、侯国と申所の御詮打立さる御事なれば、公儀へ御建明なされ様の御熟慮あらせらるゝへき御事なり一九。

雷夏は、朝鮮は「郡県之治」であって東萊府使と釜山鎮は文武両官に分けている一方、日本は「封建之治」であり領国内で文武を兼帯していると認識している。ここで重要なのは、対馬が「通信」と「藩屏」という「文武の御両職」を兼帯していると認識している点である。雷夏は対馬が「藩屏」（武）のみならず「通信」（文）の両者を兼帯しなければならぬものと考えている。前章でみた訥庵は対馬を「藩屏」として軍事的要地である側面から位置づけており、芳洲は「藩屏」と「交易」を預かっていると述べた。し

かし雷夏は訥庵・芳洲とは異なり「藩屏」と「通信」とを合わせて考えている。つまり雷夏は「藩屏」論と「礼」論とを連関させて認識しているのであり、「礼」が問題として浮上している点において先行する言説とは一線を画している。

さて雷夏は対馬島主の宗氏についてつぎのように歴史的な文脈に位置付けて説明する。

凡天下之武権を被統候將軍家へ謁見を被請述、職之御勤を被成候者、諸侯之常例御座候へ共、①請臣服与申者、將軍家之譜代御取立衆ニ相当り候詞ニ而、旧家之御国主ニ者不相当詞ニ御座候。古式ニも、友邦之諸侯与申候而、旧家之国主者、接遇之礼、違目有之事ニ而、御当代御並家与申茂、則友邦之義ニ相叶、公儀之御礼待、格別之事与相聞候得者、聊自小之詞を可被出儀ニ而者無之候。此境目殊外難見分事ニ而、官儒之輩ハ將軍家を天子に擬へ、天下之諸侯いづれも將軍家之臣与見候得共、②旧家御相統之御国主者、元来王臣与申物ニ而、実ニ將軍家之臣ニ而無之御座候。

〔中略〕③殊更將軍茂 禁裏より之勅任・宣旨を以、天下之武官・諸侯之長与被為成、惣国之御下知被成事ニ候へ者、江戸之御丸者、則 禁裏より御出張を被設置候朝廷ニ御座候故、天子之宮殿与見龍門鳳闕之字を加候共、見様ニより障ル義者有之事与存候。④鎌倉以降京都將軍之時迄者、禁裏へ執奏・宣下之例有之候故、旧家御国主之王臣たる訳、能相分たる事ニ候得共、大閣以来 御当代ニ至リ、其例相止ミ、大小共ニ 將軍家之御指図而已与相成り候故、全惠臣之礼を被執候御形ニ相見候へ共、⑤御即位之節、奏賀之御使者を被指立候御遺例、今以相立居候品を以考合候時者、王家之御陪臣ニ不与成御座次第、相分候事ニ御座候。嘉吉以来、御身代柄・御内証者御狭少被為成候得共、⑥元来 知宗公勅任を以対州之辺要兵防を管領被為在、数百年御相統之御家柄ニ御座候得者、公儀御接遇之御手数、惠臣之姿ニ被成御座候共、御内分ニ於而者、王臣与不思召候而難叶、況御家史之文、秀吉公へ対し請臣服杯与申書法者、至而有間敷儀与存候付、乍小端之儀辨論仕置候ニ。

右の史料は雷夏が陶山訥庵の『宗氏家譜』のうち、豊臣秀吉に対馬島主が謁見した部分の一節（昭景君天正一五年条）を引用してそれにたいする批判を述べたものである。『宗氏家譜』によれば、宗義調は豊臣秀吉が薩摩征伐をすることを聞き、柳川調信を秀吉のもとに派遣して「臣服を請」わせたとある。雷夏はこの事実についてつぎのように批判する。「請臣服」という言葉は將軍家譜代の新しい家来に当てはまる表現であつて、鎌

倉・室町時代から続く旧家には当てはまらない①。なぜならば旧家を相続してきた国主は元来「王臣」であって将軍家の家臣ではないからである②。ここには、将軍と朝廷との関係についてのつぎのような認識が前提にある。すなわち将軍というのは天皇から勅任・宣旨をもらって天下の武官・諸侯の長となり全国を統治しており、江戸城は天皇家から「出張」している「朝廷」である、というものである③。したがって鎌倉・室町時代の将軍が天皇から宣下をもらっていたことから、鎌倉・室町時代から続く旧家の当主は「王臣」であることがわかる④。豊臣・徳川時代になると天皇からの宣下の例が途絶えて、全国の藩主が将軍家の臣下になっている形に見えるが、天皇が即位するときには祝賀の使者を派遣しているので、全国の藩主は天皇の陪臣（天皇―将軍―藩主）である⑤。では対馬の宗家はどのように位置づけられるのか。宗氏は平知宗（一一八四―一二五五）が勅任によつて対馬の辺境の防備を管掌し始めて数百年間続いてきた家柄であるので、徳川家との関係は形式上は直臣の形になるが、内面においては「王臣」であると考えざるをえない⑥。ましてや秀吉に「臣服を請う」ことはありえないということになる。

ここで注目すべきは天皇・朝廷と関係づけて対馬の位置づけを説明しようとしている点である。上記のような朝幕関係の理解、すなわち幕府が朝廷から政権を委任されているという理解それじたいは一八世紀後期に現れてくるいわゆる大政委任論を想起させる。しかしここでさらに考えたいことは、対馬という場でこのような議論が起こったことの意味である。まずこのような議論を幕府にたいして表明したとは考えられないので、これは対馬藩内部向けの「本音」のごときものであったといえよう。また前章でも論じてきたように、朝鮮において対馬が「朝鮮の藩屏」であるとされる言説にたいし、陶山訥庵は明確に「朝鮮の藩屏」説を否定し、対馬が「日本の藩屏」であるという説を主張していた。雷夏は訥庵以来の「日本の藩屏」という認識を更に深化させ、対馬宗氏が徳川将軍家とは形式上の君臣関係であり内面的には「王臣」であることから、対馬がいわば「朝廷の藩屏」であると考えられるようになったのである。つまり雷夏は、対馬宗氏が「朝廷の王臣」であり、そのうえで形式上の主君である徳川将軍から「藩屏」の役儀を預かっていると考えている。

対馬が「藩屏」として備防・通交の「役儀を担っている」という議論自体は先にみた通りかつて雨森芳洲も述べたことであった。芳洲は「藩屏」の役儀を担っている対馬にたいする軍役に相当する手当として幕府から土地を拝領するための交渉を行おうとし

ていた。芳洲は対馬と將軍家との関係のみを問題としていたのであるが、雷夏はそもそも対馬が「王臣」という立場をとる。朝廷（天皇）・幕府（將軍）・対馬藩（藩主）の関係性のなかで、幕府は朝廷から政権を委任されており、対馬藩は幕府から藩屏の役儀を委任されておりかつ朝廷の王臣であるということになる。つまり雷夏は朝廷・幕府・対馬藩の三者を連続したものと捉えているのである。

雷夏は対馬を「封建之治」の日本の「藩屏」であると位置づける。雷夏は対馬が朝廷の「王臣」であり、「藩屏」の「役儀」を形式上の主君である徳川將軍から預かっているという立場をとり、それは歴史的根拠に基づいて説明している。さらに雷夏は「藩屏」と「通信」という文・武の兼帯をあるべき姿と考えている。よって朝鮮との関係においては「礼」の問題の重要性が浮上してくるのである。

ところで吉村雅美によれば寛政期には海防強化の必要性にせまられて「藩屏」の「役」という軍事的防衛の役割に立脚した自己認識が対馬藩内で共有されていた^三。また雷夏の同世代の松浦桂川（一七三七～九二）は対馬の立場について「抑日本ニテ対州を以、朝鮮一国之御防ト思召候ハ御料簡違ニテ、朝鮮ハ素リ唐ヲ初、諸戎諸狄日本外国之禦ハ、皆対州ニ有之候^三」と、軍事的防衛としての対馬の役割を強調する視点に立っている。つまり桂川は雷夏とは違って礼的側面への関心が希薄だったといえ、桂川と雷夏の思想とは大きく方向性が異なることがわかる。桂川には朝鮮にたいする「文」での対抗ではなく、むしろ軍事的警戒心に立脚した朝鮮認識がある。これらを踏まえると満山雷夏の自己認識は一八世紀後期の対馬藩内で特異な位置にあつたように見受けられる。

また吉村は当該期の対馬で「藩屏」の「役」とともに「朝鮮通交のための学問振興や民政」についても同時に問題となつていたとも指摘する。しかし「朝鮮通交のための学問」がなぜ必要なのかという点については考察を深める余地がある。学問については第四節および次章で検討していくこととする。

第三節 満山雷夏の日朝関係認識——「礼」論①

雷夏は日朝関係のあるべきかたちを次のように考えていた。

凡両国の間、隣誼を取結ふときは、双方より古礼にくわしき人物を択ひ、境目に出し、其国の大小、勢の強弱により、等輩の礼に成候物か、又は兄弟の礼に成候物か

と、交礼の大本を議定し、而後贈答する所の書簡の文式、并に吉凶聘問・使者往来の手續を立、互に盟約して退こと、古式の常例なれば、御昭代に到、通信御取結の最初御評義在之、官儒知礼の人を択れ、指向らるへきこと也^{三三}。

雷夏は隣国（朝鮮）との関係は『礼記』曲礼の「礼尚往来、吉凶聘問」という古礼にしたがうことを理念としていた。「礼」に知悉した人物を境上に派遣して議定に及び互いの序列を定めた上で吉凶聘問を行うようにすることが古式の常例であった。この認識じたいは第一章第一節でみてきた新井白石におけるそれとも共通するものであり、白石の提起した日朝関係の改革論についてもおおむね同意するかたちで議論が進められる。しかし雷夏は白石の議論をそのまま踏襲するわけではなく、対馬藩に独自の立場に基づいて白石案を修正しつつ議論を展開するのであった。この点について具体的に論究するまえに、まず雷夏が現実の日朝関係をどのように認識していたのかをみていこう。

雷夏は日朝双方が「礼」にそぐわない現状であることを批判する。日本にたいしては、將軍の代替わりごとに朝鮮の使節が江戸まで来るのに朝鮮での吉凶の際に徳川將軍家からの使者が朝鮮の都まで行かないという現状を批判する^{二四}。現状では相互の往来が実現されておらず「礼」に当たらないので問題である。このようなかたちは「礼儀之弁」を十分に理解していなかったときに形成された「謬例」であり、「大二可被恥儀」と考える^{二五}。雷夏は、「礼」にそぐわない現状では朝鮮に侮られてしまい徳川將軍の威光を発揮することができなくなると考えていたのである。他方朝鮮にたいしては、通信使・訳官使が日本に来聘する折に巡視旗を持ち出している点を指摘する^{二六}。雷夏は、巡視旗は「郡県之治」である国が国内を検分する際に持ち出すものであり、日本のような国外に巡視旗を持ち出すことは不敬であると批判する。ここで通信使のみならず訳官使についても同時に言及している点是对馬独自の視点であろう。雷夏は朝鮮が江戸と対馬に向けて派遣している両種の使節を統合して捉えて問題視しているのである。

以上より、雷夏においては現状では幕府の威光を対外的に発揮することができなくなるといふ点が問題の底流にあることがわかる。幕府の威光の対外的な発揮を重視するといふ点は一見すると日本中心的な発想に見えるが、それを実現するためには「礼」といふ基準に従わなければならないと雷夏が考えていることに注意したい。かれにおける問題の所在は礼的世界内部における日朝の序列にあるということが理解できる。日本であれ朝鮮であれ「礼」にそぐわない振る舞いをするものがあつてはならず、雷夏は朝鮮に

たいしても「礼」に立脚したあるべき姿を要求しているのである。

そもそもどのような歴史的経緯を経て現状に至ったのか。雷夏は「両国御交礼之考論」において、日朝関係の歴史について『通文館志』を引用してそれにたいする所見を述べた。かたちで論を進める。雷夏の認識では、室町時代までは対馬は朝鮮との通信とは関係がなく専ら辺要防鎮の武備に携わっていた^{二七〇}。朝鮮との通信では足利將軍の使者（国王使）が朝鮮の都まで往来することにより「礼」を実践することができていた。ところが宗貞盛（一三八五〜一四五二）の代に約条（嘉吉条約、一四四三）を定めてそれに基づいて宗氏の約条送使が朝鮮に派遣されるようになった。しかしこれは領地の窮迫のため、交礼の議論も行われなのままやむをえず派遣するようになったものであり、いずれ機をみて改めるべきものであった。やがて江戸時代になり国交回復を経て朝鮮との通信は幕府から役儀を預かるというかたちで対馬が担うこととなった^{二八一}。しかしそれにもかかわらず約条送使は依然として継続している現状にある。受図書船・受職人は朝鮮から官職を受け取って対馬から朝鮮に派遣する使節である。つまり対馬は幕府より役儀を預かって朝鮮との通信を担う一方で朝鮮の臣下となるかたちも取っていることとなり、これは礼にそぐわない謬例で恥ずべきことである。

つまり雷夏は対馬が「徳川幕府から朝鮮との通信を預かる」立場であり、「朝鮮の臣下ではない」という自己認識を有している。にもかかわらず朝鮮ではまるで対馬を自国の領内を検分するかのように巡視旗を持ち出して対馬を「朝鮮の臣下」とみなしている。これはあるべき「礼」にそぐわないので問題である。このように対馬藩において継続していた日朝関係の重層的構造が礼的側面から大きな問題となっていたのである。新井白石の視角からは日朝関係は通信使のみしか見えてこないものであるが、対馬の立場に立つと、通信使のみならず訳官使、更には約条送使や参判使など対馬から釜山に派遣していた使節についても問題化する。つまり礼にそぐわない現状を变革するためには、朝鮮国王と徳川將軍の「対等」関係のみならず、対馬が両者間に介在して朝鮮にいわば「従属」する形式を取るという、日朝関係の二重構造をどのように解消するかという問題に行き着くのである。

（一）通信使の改革をめぐる

第一節でみた通り、対馬においては通信使のありかたについて礼的側面からの改革を要求する問題提起はさほど積極的になされてこなかった。礼的側面から通信使の現状を

問題視し具体的に改善案を提示したのは対馬ではなく江戸の新井白石であった。第一章第一節でもみてきたように、白石は「礼尚往来」の古誼を守ることこそ根本的に遵守すべきだとする立場にあった。しかし通信使を招聘する際に使節を接待する各地での経済的負担が大きければ現状維持ができない。そこで「彼国若前王之好を込すして、厚我国を存問せらるへくんは、自今以後彼国の使我国の境上に到り止れ、我使も又竟上に就て其使を迎接して礼に報ゆへし。然則彼も来り我も往而往来の礼に於て二ツなから相失する所なかるへし^{二九}」と、境上で聘礼を行えば両者の問題を同時に解決することができる^{三〇}と主張した。

雷夏は礼的観点の重視という点においては基本的には白石の議論に同意していた。しかし「境上での聘礼」に関して白石が日朝の使者をいずれも対馬で対応させるべきだと主張したことについては、対馬の立場から次のように批判した。

筑後守殿料簡者、全信使御謝絶被成候儀可然儀与之存付二候故、彼国の使我境上ニ到り止レ、我使も亦境上ニ就て、其使を迎接して礼に報ゆへし、然時者彼も来り我も往て往来之礼に於而二ツなから相失する事なかるへし与被申置候へ共、双方之使対州ニ来り候を兩國之境上と立候而者、重を我国に帰し候礼与相成り候故、極而論談入組、承知ニ至申間敷哉。依而彼国吉凶の事ある時者、我国之使、彼国之境上、釜山迄被指向、我国吉凶の時は、彼国之使、対州之境上迄来り、迎様之手数、双方同様之姿ニ相成候時者、隣交聘問之礼ニ於而古式ニ相叶、兩國等対之礼与相成事被存候^{三〇}。

雷夏は白石のいうように日朝双方の使者を境上で迎接することは礼に報いることができるので妥当であるとする。しかし双方の使者を対馬で迎えることになると対馬での負担が大きくなり、さらに重点を日本側に帰する礼式となり朝鮮との交渉が入り組むことが予想される。したがって日本での吉凶があるときの朝鮮の使節は対馬で迎え、朝鮮での吉凶があるときの日本の使節を釜山に派遣することこそが礼にかない、「兩國等対之礼」を実現することができる^{三〇}と考えたのである。

では釜山に派遣する日本側使節の人選はどのように行うべきか。雷夏は「文材之人」の選定を重要視し、林家などの官儒と五山碩学を上・副使とし対馬の家老を一人従事官とすることで格式に見合うかたちになると提案する^{三〇}。ただし現在参判使が釜山で行

なっているような殿牌に対する拝礼は古式にもみられず礼にそぐわないので中止すべきであり、遙拝所を新たに設けるべきであると述べる^{三〇}。このようにして朝鮮国王と徳川将軍とが「等対之礼」になると、「我国二者上ニ 天皇被成御座候故、実者彼国より格別被行上候礼^{三一}」となるのである。このように形式上の対等関係を志向する一方で実質的には朝鮮にたいする優越意識を持つという発想^{三二}は他の知識人にもよく見られるものである。ただし雷夏の場合、問題の所在は礼的秩序の内部における日朝の序列にある。朝鮮との交渉において「重を我国に帰し候礼」となると「論談入組、承知ニ至申間敷」と考えており、日朝双方が共有している「礼」を基準にして現実的な交渉のありかたを検討することを重視する判断が入っているからである。

また日本使節の釜山派遣案は朝鮮との間で使節の往来を実質的に担っている対馬という立場ならでは考え得る視点である。江戸からでは日朝関係は一方的に江戸まで来る通信使しか視点に入らないが、対馬の立場に立つと日朝関係は通信使のみならず対馬まで来る訳官使、あるいは対馬から釜山に送る参判使という重層的かつ双方向的な使節の往来によって成り立っているものとして把握されているからである。これは第一章第二節でみてきた李瀾の議論を逆の立場からみたものを想起させる。

(2) 通交上の「弊例」の停止をめぐる

雷夏は通信使について上記のとおり認識していた。ではそれ以外の使節、とりわけ約条送使についてはどのようなようにみていたのか。雷夏は約条送使については日朝関係の「弊例」とみなし次の通り述べている。

対州、其国边境之一小国、往昔国家之危急ニ臨、御交礼之当否を被論候御暇なく、約条送使之御取結ニ至り候節之弊例数端、公命を以御役義与して御勤被成候。則今ニ至り候而も相改居不申、彼国之君臣上下、対州を属国同様見下候者、理勢之自然、中々一篇之文辞位を以、彼国君臣上下之心入を為改候儀者、所詮不相届事ニ而御座候故、彼国之人へ対し無益之論談ニ詞を費候儀を関、何卒御時節を以、其弊例を被相改度〔中略〕抑御交隣付而之弊例多端之儀与申内、就中御恥辱与申者、表文・

図書・送使、此三ヶ条与相見申候^{三四}。

対馬は辺境の小国であり、かつて領地の危急に迫られて交札の可否を議論するいとまのないまま約条送使を派遣することになった。そのときの弊例は徳川時代になって幕府からの命を受けての「役義」として勤めており、いまに至っても改めていない。これでは朝鮮が対馬を属国同様に見下すようになるのは自然の成り行きであった。雷夏は日朝交隣について弊例が多いなかでとりわけ上表文・図書・送使（歳遣船）が恥辱であると問題視した。この問題提起したいは前章でもみたようにすでに陶山訥庵によってなされている。しかし訥庵はあくまでも約条送使が名分にそぐわない点を批判するにとどまり、その関心の重点は対馬の防衛・経済的側面にあった。また訥庵は通信使を問題視することもなかった。ところが雷夏は礼的観点に立つので、約条送使を単独で問題視するわけにはいかず、通信使と合わせて考えなければならなかった。また第二節でみたように、雷夏は対馬島主が徳川時代以前から朝廷の勅許に基づいて藩屏の役割を担っているという歴史的文脈を前提している。そのことを踏まえると「弊例」で挙げられている三カ条は王代の朝廷の勅許に悖っているという意味においても問題となる。この「弊例」の具体的な中身と改善案については米谷・石川によって指摘されているのでここで詳しくは述べない^{三五}。ただし「礼儀之弁へ二不至時分之謬例^{三六}」と述べているように、雷夏においては「弊例」は礼的観点からも問題となっていた点を付しておく。

かくして雷夏は、吉凶聘問以外の送使を停止し、日朝間で相互往来する使節を吉凶聘礼のため使節、いわば「改良版通信使」のごときものに一本化することこそが、礼に基づくあるべき姿であると認識していることが理解できる。これが実現されると形式上は幕府が日朝関係のなかで日本側の主体となることとなる。しかし幕府には朝鮮との交渉を実質的に担いうるだけの能力の蓄積がない^{三七}ので、結局のところは実質的に対馬が日朝関係を取り仕切ることになることが予想される。そこで対馬で日朝関係を担うに値するだけの素養を培う準備が必要となる。この点について対馬藩の学制改革を通じて検討してみよう。

第四節 講学所設立の思想的背景——「礼」論②

雷夏の講学所設置をめぐる議論は長大にわたるので全てを検討する余裕はない。ここでは第二節で言及した「文武の御両職」のうちの「文」の側面、そして「礼」と日朝関係との関わりに限定して見ていくこととしたい。

雷夏は「存寄之書付」でまず延喜令式にみられる大学寮の学制について説明する^{三八}。雷夏によれば古式では大学寮の学業導方は四道にわけてそれぞれに指南方の家柄を充当していた。四道のうち紀伝・明法・算道を旁業、明経を正業と区分し、旁業の紀伝では「外国之書契真文取扱」を担い、正業では「経書之義理」を吟味する。「聖朝之教義関候経書」に「十三教」が定められ正業で指南されていた。ところで古式は「倭漢風俗之違」により現在もそのまま適用させることは難しい。そこで雷夏は林家の学館や近隣諸藩（熊本・薩摩・岡山・萩・筑前・佐賀）の事例を調査し、見分を広めてその中から良いところを取り入れることを企図した。そのうえで対馬の学制の現状を述べる。

対馬では「小学校」設立後、塩川伊右衛門を講師として幼年の者に四書五経の素読を教授していたが、年長の者への講学が困難であった^{三九}。したがって別段の学館造営の必要性は当初から議論されていた。学館造営は家老の平田直右衛門が中江常省を招聘し、まずは常省の居所で志学の面々を引き入れて段々と進めていく計画であった。しかしこれは常省の死、直右衛門の江戸赴任により頓挫した。その後、雨森芳洲・松浦霞沼らを召し抱えて学問の講師に立てた。伊右衛門の死後、小学校の講師が欠けたので、芳洲・霞沼の二人が朝鮮方真文家業として家中の指南家業も兼ねるようになった。しかし「歴史・故事・朝之書・唐音」を教授していたものの、四書五経は「自分捌」となってしまうそれは「実益」にはならなかった。

このように雷夏は、正業が家業として成り立っておらず、対馬藩士の経学の素養が四書五経の素読の段階でとどまり「文義」の理解にまでは至っていない現状であることを批判している。このことは古式にもそぐわないので改める必要がある。真文業はたしかに大事ではあるが、対馬には諸学文章に達者な者がいないという現状である。雨森芳洲のような老巧なものであれば正業であれ旁業であれ何でもこなせるが、普通の人が多芸に通じることは困難である。したがって正業を家業として制度化させる必要性がある。

このような現状の克服は朝鮮と相対した時に一層重要な問題となる。対馬藩内での学力向上の必要性については、「元来日本人ハ不学ニ御座候間、義論ニ及候而ハ彼方方申

掠メ不中文字或ハ礼式等も申勝ニ仕来候儀御座候^{四〇}。」「学力有之人を御取立被成候義、切要之御事^{四一}」と一八世紀前半期からすでに問題視されてはいた。雷夏は対馬が他藩とは違い「朝鮮御役儀」を担う「異国之境」であると位置づけている。そのうえで、朝鮮における学術のありかたを踏まえてつぎのとおり述べる。

当御家形之儀、他国与被為違朝鮮御役儀被成御座候、付而者異国之境地被召遣候大
小之御役々御送使等数多之儀、勿論外向之掛合御定例有之儀与者左申、又事品ニ依
不学故之御不為御卑下相成候儀有之間敷共難申、東萊府使釜山鎮へ者春秋之経義ニ
通シ候人物擇用ニ至事之由、文国之風左も可在之儀ニ而、右春秋茂正業内之一部通
交之事例等を載候記録、正業だニ被学候得者、皆其内有之儀ニ御座候^{四二}。

朝鮮では、日本との境界の東萊府・釜山鎮に『春秋』の経義に通じた人物を配置しており、文国朝鮮の風儀というのはそれほど優れたものである。不学ゆえに朝鮮にたいして卑下するのではなく、こちらにも学問があるうえで卑下するかたちをとるのであれば差支えがない。『春秋』は正業すなわち経書の一部でありそこに通交の事例なども載っていることから、正業さえ学んでおれば朝鮮との折衝の際には通用する。雷夏は朝鮮が「文国」たることを事実上高く評価しており、そのうえで日本側（対馬側）としても文の面で朝鮮に拮抗できるようにしたいと考えていた。

学術の方法として経書解釈に宋代の新註ではなく漢代の古註を採用する。経学は本文の「義理」を会得して「修身治国之用」に立つようにするためのものであるから、突き詰めれば古註も新註も関係なく広く吟味するものではあるが、実際の運用に際しては先に古註を学んでから後に新註と比べて「治道」に役立つようにするのがよい^{四三}。具体的には『古文孝経』（孔安国伝）、『論語』（何曇集解）、『爾雅』、『毛詩』（鄭玄註）、『尚書』（孔安国註）、『礼記』（鄭玄註）、『周礼』（鄭玄註）、『儀礼』（鄭玄註）、『春秋左氏伝』（『春秋）公羊伝』、『春秋）穀梁伝』、『周易』（王弼・鄭玄註）、『孟子』（趙岐註）の十三経は漢代の古註に従うこととする^{四四}。そのうえで『韻會』『五車韻瑞』『正統韻府』『太平御覽』『通典』『太平廣記』『文選六臣註』は常備しておくこととし、『礼儀類典』『佩文韻府』『康熙字典』が欠けていると業務に支障をきたすので早急に準備すべきことを指摘した^{四五}。つまり漢代古註に加えて明清代の韻文・字典を備えることの必要性を主張している。これにより朝鮮方真文業と家中指南家業を両立させることができる。

雷夏は外交文書の作成や朝鮮との文書のやりとりなど朝鮮との関係を実務的に担える人材のみならず、経書の素養を持った藩士の育成を念頭に置いていたのである。雷夏は対馬藩内部で「礼」「文」に通曉した藩士を養成することで「文武之兼帯」の実践を企図した。これは「聖朝之古式」にしたがうことも意味しているが、同時に「文国朝鮮」に侮られないようにするという意図もあった。

講学所の運用は、寛政元年九月三日の講師の出勤よりはじまる^{四六}。しかし雷夏の指示していた書籍の不足が問題となったため、一〇月二日に注文し、書籍を取り揃える期間が長らくつづいた。準備が整い実質的な運用が始まるのは文化一〇年（一八一三）二月一日からのことである。

第一部で検討した「寛政異学の禁」との関係を視野に入れると、対馬藩の学問動向はひと回り後れていたといえよう。すなわち幕府・京・大坂、あるいは広島・佐賀などの西国諸藩では寛政期までにすでに徂徠学は咀嚼しつくされ、一周まわって朱子学の重要性が認識されるようになっていたのに対し、対馬藩では寛政期になってようやく古学が入ってきたのである。しかも雷夏も指摘するように対馬藩内には経書をはじめとする書籍そのものが蓄積されていなかったこともあり、その定着には時間を要し、対馬藩全体の学問的水準は周辺の諸藩と比べても低い状況にあったといえよう。

おわりに

一八世紀前期の陶山訥庵と雨森芳洲は、対馬が日本の「藩屏」として境界の軍事的防衛の最前線を幕府から委任されていると認識していた。彼らは日朝関係について、「日本の」藩屏としての名分を対馬が全うすることを阻害する側面において、ないしは経済的側面において問題視しているのであって、礼的側面からは問題視してはいなかった。

これにたいし一八世紀後期の満山雷夏はつぎのような認識をもつにいたった。雷夏は対馬が内面的には朝廷の「王臣」であり、「藩屏」の役儀を形式上の主君である徳川将軍から預かっているという立場をとる。さらに雷夏は「藩屏」と「通信」の文武を兼帯することをあるべき姿と考えている。したがって朝鮮との関係においては「礼」の問題が重要となる。雷夏は日朝関係については吉凶聘問以外の送使を停止し、日朝間の使節を吉凶聘礼のための「改良版通信」に一本化することこそが、礼に基づくあるべき姿であると認識している。この点は新井白石の言説の受容に起因しており、それを対馬の

立場から修正を加えている。雷夏はそのうえで朝鮮との関係を実務的に担える人材のみならず、経書の素養を持った藩士の育成を念頭に置き講学所の設立に動く。対馬藩内部で「礼」「文」に通暁した藩士を養成することを企図し、「文国朝鮮」に侮られないようにするという意図であった。

ではこのような雷夏の言説は当該期の対馬にどのように位置づけられるのだろうか。第二節でも触れたように寛政期には「藩屏」の「役」という軍事的防衛に立脚した自己認識が対馬藩内で広く共有されていた。雷夏の同世代の松浦桂川も対馬の軍事的役割を強調し、礼的側面への関心は希薄であった。これらを踏まえると満山雷夏の議論は同時代の対馬藩内でも特異な位置にあったことがわかる。

すると雷夏をどのように評価できるのか。対馬藩の知識人は実質的には日朝関係の境界的な位置に身を置かざるを得ない一方で、意識としてはみずから日本に位置づけることを望んでおり、意識と実体との矛盾を強く自覚していた。雷夏は対馬を徳川幕藩体制下に積極的に位置づけるため、対馬の不確かな位置づけについて礼的秩序に基づいて前近代の王権同士での整合性を合わせようとしていた。その一方で、対馬を徳川幕藩体制下に位置付けるためにもつばらその軍事的役割を強調する方向性も存在していた。つまり少なくとも一八世紀後期の対馬においては「文」を志向するのか「武」を志向するのかという複数の方向性が存在していたということになる。そのように考えると、対馬藩の自己認識の言説が訥庵―雷夏―維新时期と一本筋の如くつながっていると説明されてきた点については再考の余地がある。雷夏の思想的背景には芳洲・白石も存在していた。また訥庵・芳洲の言説を背景として対馬の軍事的役割の強調へと議論を展開させていく方向性もあり、むしろ対馬においては後者の方が大勢を占めていたようである。

さて文化八年の通信使は対馬で迎えることとなった。対馬聘札に向けて尽力した対馬藩家老大森繫右衛門は雷夏の弟子であった。しかしながら大森がどれほど雷夏の影響を受けていたのか、雷夏が提起していた日本使節の釜山派遣案が実現しなかった点をどのように評価するのか、そもそも雷夏の提言が藩内でどのように受け止められたのかについては、いまは明らかにしえない。さらに幕末期に軍事色の強い議論が浮上してくる^{四七}一方で、雷夏のごとく礼を重視する視点はほとんど継承されていないが、なぜ対馬でこのような自己認識に至ったのかについても課題として浮かびあがってきた。雷夏の後続世代との関連については多くの課題が残るがこれらは今後の課題としておきたい。

【表4】『佩問緒言』構成と内容（高月観音の里歴史民俗資料館所蔵、整理番号八〇番）

	内容	引用・言及文献	
上			
1	鎮西府、地頭職について。		
2	異国から度々入寇してくる度数を幕府に伝える必要はない。		
3	少弐家・大内家の戦について。（下巻1と関連）		
4	筑肥豊六郡所領について。		
5	北近江八千貫所領の件について。（下巻2と関連）		
6	交易開市について。（中巻1と関連）		
7	宗将盛代の内乱の際に古書が焼失した件について。		
8	公貿易・私貿易の違いについて。（中巻1と関連）		
9	土着農兵について。（中巻4と関連）		
10	対馬での具体的な備防の方法について。（中巻5と関連）		
11	平時の行列については藤家に詳しい。		
12	往古天子（仲哀天皇・神功皇后）が朝鮮に渡り帰路対馬を経由した際の古跡が残っている。藤家がこのことに詳しい。	陶山訥庵『津島紀略』	
13	その時（上巻12）の兵糧は大宰府から賄っていた。	陶山訥庵『津島紀略』	
14	古代の対馬の兵防は、筑前で対州地頭職を兼帯しており対馬の烽火が壱岐、大宰府、九州へと伝わるようになっていた。	陶山訥庵『津島紀略』	
15	長崎へ来る商船にたいする兵防が嚴重であるが、かつて朝鮮から対馬を攻めてきた例があるので対馬こそ兵防を嚴重にしなければならない。しかし公儀はそのことを分かっていない。（中巻2、7と関連）	西川如見『華夷通商考』	
16	朝鮮の慶尚道を対馬の所領に相当するとした説にたいする批判。（中巻2と関連）		
17	朝鮮との隣交の始まりと以酩庵輪番制の始まりの関係について。（中巻2、下巻8と関連）		
18	官交・私交の違いについて。（中巻1と関連）	新井白石『殊号事略』 雨森芳洲『交隣事考』	
19	対馬の内政と以酩庵との関わりについて。		
20	上記を踏まえて朝鮮御役儀に古今事例の変化があったことを考え、幕府との交渉の際には幕府からの難問を避けるようにされたい。		
21	封建・郡縣の違いについて（中巻4と関連）		
22	公儀に提出するための『世系私記』について。		
中			
1	公貿易開市の考説	両国の隣誼を取り結ぶときは双方より古札に詳しい人物を境界に派遣して議定するものである。しかし送使貿易は乱世の時に礼についての議論がなされないまま本意にできたものなので改めなければならない。	陶山訥庵『宗氏家譜』
2	隣交始末物語の考評	長崎は異国から攻めてきにくいのに警備が嚴重である一方、朝鮮と近い対馬こそ嚴重な備えが必要な要害であるのに手薄であるのは問題である。雨森芳洲は、宗義智が徳川家康より送使貿易の許可を得たと述べたが、それでは藩屏の役義として別の手当（土地）を頂くことができなくなる。また芳洲は武備を整えるための収入が交易から出るので送使貿易の許可は領地を頂いたことと同然であるとするが、異国境界では武備の軽重の重要性がちがうので単純に国の広狭を当てはめてはならない。さらに交易は不安定なので藩屏の職としての武備は立てられない。「藩屏	雨森芳洲『隣交始末物語』

		の職」に相当する土地こそが必要である。	
3	柳川一件後の考説	柳川一件の判決がくんだり宗義成が敵命を蒙ったこのときにこそ、藩屏の役義について別段の手当を頂くという志願を開陳する機会であったが機会を失した。	陶山訥庵『宗氏家譜』
4	士禄御変法の考説	陶山訥庵は大浦権太夫が地方知行を廃したにより儉朴の風儀が衰えたと批判したが、聖人の古法に則った封建の土着農兵の風儀を廃したにより軍役に勤めることが困難になったことにこそ問題がある。	雨森芳洲『宗氏実録』、陶山訥庵『対韓雜記』
5	御備定式の考説	対馬は異国藩屏の役義であるので公儀の定法では賊船にたいする防御には不十分である。また対馬の土地柄、華美な武具は無用であり質素で実用性を重んじるべきである。(途中で文が終わる)	戸田富資に命じて作成させた人数割り(享保四年)、陶山訥庵『鉄砲格式』
下			
1	武藤家滅亡之考論	永正三年(一五〇六)宗氏が筑紫の領地を失った部分について宗氏の家譜と武藤氏の家譜で記述に齟齬があるので、『宗氏家譜』の不具合を調べたうえで国史編集に取り組むべきである。	陶山訥庵『宗氏家譜』、武藤氏の家譜
2	北近江御領知之考論	永正年間に宗氏が屋形号・源姓・義字を得て、将軍家にたいする軍功がないにもかかわらず北近江八千貫の所領が給付されたのは、宗知宗以来、勅命にもとづいて対州の兵備を担っていた古実に対する釣合として充てられたからである。その後、近江の所領を手離し、天正末にいたるまでの間は、足利将軍家の武威が衰えて戦国騒乱の世となり対馬家中も窮迫する事態となり、朝鮮交易の余利だけで凌いでいた。そこに朝鮮の陣が始まり時勢が一変する。	陶山訥庵『宗氏家譜』
3	大閤へ御謁見之考論	徳川将軍家に臣服するというのは将軍家の譜代に取り立てられた人々に当たる言葉であり、旧家の国主には当てはまらない。旧家の国主は元来王臣であり実は将軍家の臣下ではない。宗家は知宗が勅任によって対馬の辺境の要地として兵防を管掌し始めて数百年間相続していた家柄であるので、幕府と形式上は直臣関係にあるが内面的には王臣であり、ましてや秀吉に臣服したことはありえない。	陶山訥庵『宗氏家譜』
4	守護代景満之考論	天正十八年、宗義智が朝鮮の使節を伴って対馬に帰州する前に柳川調信の讒言を信じて守護代の佐須景満を暗殺させた。『家譜』が編纂されたときは幕府への憚りもあって柳川調信のことを隠していたが、今後国史を書く時には上記の事情も吟味しておきたい。	陶山訥庵『宗氏家譜』『津島紀略』
5	朝鮮御戦功之考論	秀吉から与えられた出水一万石は、朝鮮の陣により通交が途絶えて送使貿易が成り立たなくなった代わりとして与えられたのではなく、軍功についての加給であった。秀吉から与えられた巨済島も軍功であったが、徳川家に代替わりしてその代わりの地が充てられていないままにある。	陶山訥庵『宗氏家譜』
6	朝鮮御役儀之考論	家康が宗家の出水郡の土地を基肆・養父に変え、2800石を新たに加賜した。前者は本領安堵としてであり、後者は通交を取り扱う賞功の資であって役義の手当ではない。通交の役儀と日本全国の藩屏の職分とは別の二つの職分である。二種類の職分を兼帯することについて別の手当が必要である。	陶山訥庵『宗氏家譜』
7	公貿易開市之考論	(中巻1「公貿易開市の考説」と同内容)	陶山訥庵『宗氏家譜』
8	両国御交礼之考論	宗氏は元来辺要地防御鎮の武備のみを担っており通信とはかかわりがなかったが、通信の役義は徳川将軍家より預かることとなったものである。現在宗氏が朝鮮に派遣している使節は朝鮮から官職をもらって通交するという足利時代以来の形式を改めないまま継続している状況にあり、これは礼にそぐわないので問題である。そのため交隣関係の改革が必要である。信使の謝絶については新井白石の建白に一面では同意しつつも対馬で双方の使節を迎接することには反対し、朝鮮の使節は対馬で迎接し日本の使節は釜山で迎接すべきである。交隣の弊害は表文・図書・送使にあるので吉凶聘問以外の送使は停止すべきである。	『通文館志』、新井白石『殊号事略(朝鮮聘使後議)』、陶山訥庵『津島紀略』

一 満山雷夏の基礎研究として柴田篤「対馬藩儒満山雷夏のこと」(代表佐伯弘次『平成10～12年度科学研究費補助金 基盤研究(B)(2) 研究成果報告書 宗家文庫史料の総合的研究』二〇〇一年)がある。

二 「始め雨森芳洲先生の弟子なりし時、論語の朱注に疑ひ有て、私かに注をせしに、先進の篇の前後にて止め置きたり。其後徂来(孫)の論語徴始て来りしを見て、我が思ふ所に超へたり、とて自分の草稿は焼捨たり(嫡子惣五郎話)、「大森繁右衛門殿江戸より弁道を贈られたり。右内一ト通り見て、是は異説也とて差置、人にも見せずして打捨たり。其後論語の注をする時分に、再び見て、大に発明せし由。其より此流の書物を見度きもの也と申せし(後略)」(中川延良『楽郊紀聞』巻二。鈴木裳三校注『楽郊紀聞一』平凡社東洋文庫、九七頁)。

三 米谷均「近世日朝関係における対馬藩主の上表文について」(『朝鮮学報』一五四、一九九五年)。

四 石川寛「対馬藩の自己認識——「対州の私交」の検討を通じて——」(九州史学研究會編『境界のアイデンティティ』岩田書院、二〇〇八年)。

五 山口華代「近世中期対馬藩における通信使「再定置」の試み——『議聘策』を手がかりに——」(『東アジアと日本』四、二〇〇七年)。

六 吉村雅美「一八世紀の対外関係と「藩屏」認識——対馬藩における「藩屏」の「役」論をめぐって——」(『日本歴史』七八九、二〇一四年)。

七 高月観音の里歴史民俗資料館所蔵、八〇番。

八 長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵、記録類・表書札方〇—一九。

九 『佩問緒言』の目次については前掲石川二〇〇八年の脚注一九で整理されている。

石川は歴史書編纂のための問題提起について言及していないが、『佩問緒言』で雷夏は数ヶ所にわたり陶山訥庵の『宗氏家譜』の不備を指摘し、かつ対馬の歴史書を編纂するため事実関係の典拠を調べる必要があると主張している。

一〇 この点については田代和生「対馬藩経済思想の確立」(『日朝交易の対馬藩』創文社、二〇〇七年 初出は二〇〇〇年)。

一一 『議聘策附備虞農政之書』(高月観音の里歴史民俗資料館所蔵、一六番)。

一二 『鉄炮格式僉議條目』(『日本経済叢書』一三、六五四頁)。

二三 『隣交始末物語』（中村幸彦・水田紀久編『芳洲外交関係資料集 雨森芳洲全書三書翰』関西大学出版部、一九八二年、二七六～二七七頁）。

二四 同前、二七七頁。

二五 「文質論」「論武」「武国論」（『橘臆文集』所収、中村幸彦・水田紀久編『芳洲文書 雨森芳洲全書二』関西大学出版部、一九八〇年）。

二六 「国王の事を論じて某人に與ふるの書」（『橘臆文集』所収、同前）。

二七 『信使停止之覚書』（『芳洲外交関係資料集 雨森芳洲全書三 書翰』）。

二八 役儀相応の補助を幕府に求める運動を「御大願」「御志願」「御本願」といった。詳細は鶴田啓「二八世紀後半の幕府・対馬藩関係」（『朝鮮史研究会論文集』二三、一九八六年）。

二九 「隣交始末物語之考評」（『佩問緒言』中巻）。

三〇 「太閤へ謁見之考論」（同前、下巻）。

三一 前掲吉村二〇一四年。

三二 「桂川答問書」（『日本經濟叢書』二六、一九一六年）。

三三 「公貿易開市の考説」（『佩問緒言』中）。

三四 「両国御交礼之考論」（『佩問緒言』下）。

將軍家之使者、彼国之都迄罷通り候例之相止申たるハ、礼ニ不当事カ与愚考仕候、元来、礼者往来を尚与申古式之儀ニ而、吉凶聘問、双方之使者一往一来都へ罷通り、殿上ニ而聘礼を行候常格、古今之通法ニ御座候。

三五 同前。

三六 同前。

清道旗・令旗者、使臣之持越相当之品ニも可有之候得共、巡視旗を異国之使臣持越候儀、至而不敬之筋カ与愚慮仕候、其国内郡県之治、否を致檢分候巡察ニ可渡品を、聘礼を修候使臣へ為持越候段、不恭之次第、公儀御儒者衆之評義ニ到り居不申者、不被心付故之事ニも可有之哉、訳使御国ニ参り候節も、右巡視之旗を為持来り候段、不埒之至ニ候故、いつれカ被禁度御事奉存候。

三七 同前。（大抵 経茂公以後之例与相見候へ共、御家方送使を被指渡たる事例無之段、辺要防鎮之武備而已専ニ御勤被成候而、一向通信之事ニ者御拘不被成故之事ニも可有之哉）。

三八 同前。（御通信為御役義御勤被成候上者、公儀より御預り、御印を御拝受、彼国

へ御印鑑を指渡被置、御書契ニ御用被成候筈之儀ニ御座候所、一旦之御謬例、御当代ニ至り相改不申、凶書船之例、今以相続仕居候段、御心外之御事ニ奉存候」。

二九 ここでは「両国御交礼之考論」(『佩問緒言』下)に引用されている白石の文言を引用した。新井白石の「朝鮮聘使後議」ではつぎのとおりである。

彼国もし前王の好を忘れずして辱く我国を存問せらるべくんば自今以後彼使の来る我国の境上に至り止り我使もまた境上に就て其使を迎接して礼に報ゆべし、然れば則彼も来り我も往て往来の礼においてふたつながら相失する所なかるべし

(『新井白石全集』四、六八二頁)。

三〇 「両国御交礼之考論」(『佩問緒言』下)。

三一 同前。

我国之御使者柄者、筑後守殿所見之通、高家衆兩人ニ御使番被指添可然候得共、朝鮮釜山館迄被指向候時者、文材之人を被扱候儀、肝要相見候故、林家杯之官儒・五山之碩学衆杯へ上・副之御使者を被仰付、御家御家老壱人、六位之装束御免を以、従事官ニ準し被指向候格ニ可相成事かと被存候。

三二 同前。(「両国聘礼を行候節、朝見之式を行候二者、境上ニ遥拝所を設、各其京城之方角ニ向、望拝之手数を行可申儀ニ而、兎戯に似寄候殿牌者除可申事ニ候)。

三三 同前。

三四 同前。

三五 前掲米谷一九九五年、前掲石川二〇〇八年。

三六 「両国御交礼之考論」(『佩問緒言』下)。

三七 池内敏は幕府が朝鮮外交に積極的に関与できなかったことを以酹庵輪番制を通じて指摘している(池内敏『絶海の碩学』名古屋大学出版会、二〇一七年)。

三八 「存寄之書付」天明七年四月一三日。

三九 同前、天明七年四月一三日。

四〇 松浦霞沼「霞沼先生信使東行之議」(『議聘策附備虞農政之書』)。

四一 雨森芳洲『交隣提醒』三三条(平凡社東洋文庫、二〇一四年)。

四二 「存寄之書付」天明七年四月二三日。

四三 同前、天明八年四月二六日。

四四 同前。

四五 同前。

四六 「諸控並日記」(大韓民国国史編纂委員会所蔵、整理番号五四六八番)。

四七 木村直也「文久三年対馬藩援助要求運動について——日朝外交貿易体制の矛盾と朝鮮進出論——」(田中健夫編『日本前近代の国家と対外関係』吉川弘文館、一九八七年)、石川寛「日朝関係の近代的改編と対馬藩」(『日本史研究』四八〇、二〇〇二年)。

第六章 対馬藩の歴史書にみられる「藩屏」言説

はじめに

本章においても前章にひきつづき、雨森芳洲の「藩屏」論をのちの世代がどのように継承したのかについて考えたい。これまでみてきたように、近世対馬における「対馬は日本の藩屏である」という対馬認識の命題にみられる論理は、朝鮮における「対馬は朝鮮の藩臣である」という対馬認識の命題にみられる論理を前提とし、それを否定的媒介として再解釈することで形成されてきた。すなわち陶山訥庵の著書のなかにみられる「藩」は朝鮮での言説（とくに金誠一のもの）に由来していた。その後、雨森芳洲が「対馬は藩屏第一の要地」と主張する論理も朝鮮の論理（「国王が藩屏である対馬に経済的恩恵を与えなければならない」）を借用して再解釈することで日本の幕藩制社会の内部に対馬を位置づけんとしたものである。第四章で検討した芳洲の主張を整理しておくことつぎのとおりである。一、古代から対馬は外国にたいする「日本の藩屏」として防衛を担ってきた歴史的由来がある。二、対馬は家康の時代から「日本の藩屏」という「役儀」を預かってきた正統性がある。三、対馬が「日本の藩屏」たるためには経済的な保障が必要である。

ただし芳洲のこのような主張はあくまでも論理的操作として歴史的由来を付したにすぎなかった。その根拠が不確実な点に関しては芳洲の弟子である満山雷夏が批判した。雷夏が発言した天明期の対馬は財政難が慢性化した状況であったため、幕府に経済援助を頻繁に要求していた¹。したがって幕府の同意を得るために説得力ある主張が必要であるため、当時の対馬藩内部では対馬の軍事的重要性を強調することで幕府から財政援助を求める論理が構築されている状況にあった。雷夏もまた対馬の軍事的側面に言及してはいたが、雷夏のばあいは前章でも述べたように、礼的国際秩序内での対馬の位置を重視する立場をとっていた点に特徴がある。彼の見解を対馬藩全体の認識とまで断言するにはやや早急であるかもしれぬが、一八世紀後期の対馬で「武」の志向性のみならず「文」にたいする方向性も存在していたことには注意しておきたい。

このような状況下で雷夏は芳洲の議論を補充する必要があると考えていた。

此論至当也といへども、其説事實に拠ざるを以て、空言に落やすく、〔中略〕往昔の

例に依て朝鮮人を誘ひ、北路より兵を出すの事変指発るへきも計りかたきことなるに、公儀御安心御座なさるゝも、勿論不思議の事にて、此方様にも其俣御動御座なされ、当時其変なきを幸と思召、御安慮あらせらるゝハ危ことの至極と云へし、指当り天下の地理形勢に依り、長崎と対州と其軍備いづれに重を帰せらるへきやと御弁を尽さるゝときは、公儀の御聞請如何これあるへきや、況往古の古誼遺例をも具に仰上らるゝときは、万全の御聞請宜かるへき筈やと懸慮仕候也、公儀より対州へ鎮台を被指置、九州の諸侯へ兵番掛持に勤めらる様仰付らるゝとも、公儀臨時の御入料一かたならさること相見候、ときは、仮令藩屏の御役義、御辞退に及せらるゝとも、御免あらせらるへき様もこれなく、いづれ御預地を以て御勤あらせらるゝの御沙汰に及はるへきこと也、たとひ御宿願相叶、思召の通防鎮の御備相立の日に到らせらるゝとも、北路外寇の藩屏御一手而已に御引請遊さるへき御事にあらず、よろしく御時節を以て、九州諸侯方の後詰、烽火合図の御手配等、古例のことく御再興あらせられ候様御願仰上られ、国家万全の長策御立置かるへき御事也

二。

史料で雷夏は芳洲の議論が「事実^三に拠さる」ことを批判する。すなわち「往古の古誼遺例」「古例」が具体的に述べられていないので、対馬が徳川政権にたいし経済援助を求める議論としては説得力を欠いていると指摘している。「対馬は古来、藩屏第一の要地」という芳洲の主張に説得力をもたせるためには、対馬が「日本の藩屏」たる事実の歴史の根拠を明示することが必要であるが、その根拠が不足していると雷夏は批判したのである。雷夏は芳洲の議論を具体化することを主張しているが、ここには対馬の史書編纂をめぐる問題提起も含まれていると考えられる。

雷夏の問題提起ののち、対馬では実際に史書の編纂が進められるようになった。寛政改革期から全国規模での地誌編纂事業が始められ、その過程で享和三年（一八〇三）に林述斎により「地誌編纂内命」が出された^三。一方この時期、易地聘礼を準備するため朝鮮通信使来聘御用で対馬を訪れた目付の土屋廉直が江戸に戻り、その間見聞した対馬の事情を林述斎に報告した。以後対馬藩主および述斎は対馬にたいし詳細な情報を幕府側に伝達するため『津島紀事』（以下『紀事』）を指示した^四。以下、この『紀事』の編纂に反映された「芳洲理論」の要素を辿っていきたい。まず予備考察として一旦時期を遡って、『紀事』編纂以前に対馬で作成された歴史書を検討する。

第一節 一八世紀初期の対馬の歴史書にみられる自己認識と「藩屏」概念

(1) 陶山訥庵の対馬歴史書編纂

これまでの研究では対馬の古代史や中世史を叙述する際に、陶山訥庵の『宗氏家譜』(一六八六年序文、一七一七年正本。以下『家譜』と略^五)、『津島紀略』(一六九九年序文、一七二七年改版。以下『紀略』と略^六)や藤定房の『対州編年略』(一七二三年序文。以下『編年略』と略^七)を二次史料として用いてきたことはあつたとしても、これらが執筆された当時の言説として分析する研究はなかつた。対馬の史書編纂については、対馬の郷土誌でわずかに言及される程度^八で専論はない状態である。ただ陶山訥庵によって対馬内部での史書が整理され、彼の著書の中で対馬の歴史的位置づけが言及され始めたことが画期であるのは確かである。

訥庵が執筆した歴史書は『家譜』と『紀略』がある。このうち『紀略』は上下巻に分かれており、上巻に『対韓雜記』が含まれている点は注目すべきであるが、これについては後述する^九。下巻は天皇の家系の編年体にしたがって対馬の事蹟が載っている。つまり『紀略』においてはじめて古代への言及がなされ、「対馬の歴史」と「日本の歴史」との接合がなされたとみられる。以下、とくに『紀略』に重点をおいて検討していきたい。

序文・凡例から『紀略』の編集方針を知ることができる。序文は「家家の幼年者二本州之大概を知らしむ」という文章で始まり、本書が対馬の人のために対馬の歴史的事情を知らしめることを目的として書かれたものであることがわかる^{一〇}。そして京・畿内を中心にして史書が書かれてきたが、「諸州」の立場みれば対馬についてのことが「朝廷」の史書に書かれていないことはやむをえないことだし、対馬の立場から「(日本の) 国史」に対馬の歴史を付け加えようとする方向性を提示した。凡例第一条には地理・事蹟の典拠として「本州の古事記・旧事記・六国史・式・令の書をはじめ本州の地図記録にするす処をとり用、其上見聞する処」、「代々の国史及東鑑・宗氏家譜其外伝記・文書に見へたる処を記」す一方で、「中華・朝鮮の書」にみられる対馬の事項については附書と追加する程度であつた。第三条には風俗を記さない理由を述べる。本州(対馬)は「元来日本の内」であるので、吉凶の礼・屋作り・器物・飲食・衣服などが「皆日本に違ふ事」がなく記さないとする^{一一}。

以上のように、訥庵は『紀略』で日本の史籍を根拠に対馬の歴史を記すことにより、対馬の歴史を本朝（日本）の歴史の文脈と接合させている。また、風俗を記さないという方針は、たとえば仮に古代対馬に「朝鮮風の風俗」があったとしてもそれは記す必要性がなくなるため、対馬の風俗が日朝いずれに由来したものをかを不問に付しているといえる。ようするに『紀略』は、「対馬が日本の内」たることを自明の前提とし、対馬の歴史と「日本の歴史」との一体化を志向しているのである。

のちに芳洲が『隣交始末物語』にて言及することになる「藩屏」に関して、訥庵が『紀略』と『家譜』でどのように叙述していたのかを検討しよう。つぎにみる史料は慶長九年（一六〇四）から翌年にわたる朝鮮使節の伏見来訪をめぐる記事である。

① 東照宮、以本多佐渡守・釈承兌、為上使、告和好之事於 義智、使之傳於二使、且命義智曰、汝既掌兩國之通交、而本国之藩屏、故自今以後許每年之參勤、須三年一參勤、以述其職乃加賜二千八百石也^{二三}。

② 神君・台徳君、朝鮮の孫文彙・釈惟政、伏見二見へ、出水貳千八百石の地を公に賜ふ、此時柳川景直、五位諸大夫二住す、九月家臣柳川調信死、子景直家督を継ぐ、是時執政本多上桮命公ニ書を遣し、今度加増の貳千八百石のうち千石を柳川景直ニ賜ハれと、公從之、〔後略〕^{二三}。

① 『家譜』の記述は『隣交始末物語』と同内容である。これを通して訥庵が『家譜』を叙述した一七世紀末には対馬藩の内部で「宗氏は徳川家康の時代以前から日朝兩國の通交を既に掌っており、日本の藩屏であった」と認識されていたことがわかる。ここからは、彼の執筆時点では少なくとも、「宗氏が藩屏であった」とは言えなくもないが、すくなくとも「対馬が藩屏であった」とまでは言いがたい段階だったと考えられる。他方② 『紀略』では「宗氏が日本の藩屏であった」というような記述がみられない。

ところで第四章で検討してきた『対韓雜記』にみられる「藩屏」言説について再度整理しておくところである。訥庵は、天正一八年（一五九〇）通信使の副使であった金誠一が「対馬が朝鮮の藩臣であり兩國の通交をつかさどる」とする認識を示したことにはたいし、「対馬は「朝鮮の藩臣」ではなく「本朝（日本）の藩臣」である」と述べた。ここで重要なのは、朝鮮における対馬認識にたいする反論というかたちで対馬の自己認識が述べられており、また「藩（藩臣）」という概念が用いられているという点で

ある。『対韓雑記』が『紀略』に含まれているということは、『紀略』以前からこのような「藩」概念が存在していたことを意味する。しかし先にみた『家譜』の引用部分と同じ内容を記した『紀略』の慶長九年の記事には「藩屏」の語がみられない。してみれば、

「藩屏」言説は朝鮮における「対馬藩屏認識」に由来するものと考えられる。

訥庵による対馬の史籍編纂の意義は、対馬の歴史を日本の歴史の文脈のなかに位置づけさせた点にある。また「藩屏」認識は、宗氏の正統性の問題と、朝鮮における対馬「藩屏」言説を意識して現れたものだと考えられるが、訥庵は「藩屏」にはさほど重要な意味を込めていたわけではなかったとみられる。むしろ訥庵の述べた「藩屏」という表現が後代どのように認識されるのが重要となつてこよう。

(2) 『対州編年略』にみられる「藩」概念

藤定房(一六九四〜一七三二)^四は訥庵の『紀略』に記されていない資料を補充して編年体で『対州編年略』を執筆し始め、没するまで加筆を続けた。『編年略』の冒頭では対馬の名義について、「対馬国」「対馬嶋」と称されてきた議論を整理したあと、対馬が「辺要藩屏之地」であることに言及する。『編年略』は天皇の家系を中心にした編年体をとっており、凡例で「書に記載されていても根拠がないものは採らない。人びとの話したことであっても根拠があれば採る」と述べているように、叙述に根拠を付与することを重視していた。しかし『編年略』には按文がないため個々の条目についての著者の考えや認識を明確に読み取ることは困難である。むしろ、「史実」が根拠をともなって列記されたことに意義があると見るのが妥当であろう。

『編年略』にみられる「藩」の用例は【表5】のとおりである。A：対馬の起源(①)、B：古代の史書にみられる「藩」用法の引用(②③)、C：権力者の認識にみられる「藩」(④⑤)の三種に大別できる。

A：対馬の起源

①は古代、雷大臣と吉備真備が対馬を封土として受けたとして対馬を「辺要藩屏之地」と位置づける。しかし当時の史料が対馬内部に残っていないので、古代の歴史を「(日本の) 朝廷之典籍」に基づいて検討したのである。ここに対馬が古来「(日本の) 藩屏」たることを既成事実化させた。かかる記載は訥庵の歴史書にはみられず、『編年略』で新たに加えられた。

B：古代の史書にみられる「藩」言説の引用

②は『日本書紀』から、朝鮮半島の国々が神功皇后の「三韓征伐」以来日本の「藩(蕃)」として「朝貢」していたとされる記事を引用する。第四章第一節でも検討してきたように、新井白石も『日本書紀』の記述を前提として「朝鮮が古来日本に「朝貢」する「藩

【表5】『対州編年略』にみられる「藩」用例

①	A	爾来使雷大臣、真備大臣封此州者、以為 <u>辺要藩屏之地也</u> 、	略題
②	B	自是三韓称蕃朝貢奉拜天位了、	仲哀天皇 9 年 (200) 条
③	B	對馬島停史生一員被令置転土、是藩客往還之時、為筆談嶋司依令請申也、	淳和天皇 2 年 (824) 条
④	C	殿下〔秀吉〕被仰曰、朝鮮国王如古来称藩令来朝者、兩國之事須如旧、 若於令違背者、速發兵可有征伐之由也、	天正 16 年 (1588) 条
⑤	C	汝既掌兩國之通交而為本国之藩屏、	慶長 10 年 (1605) 条

国」であった」と言及しているため、この認識したいは一八世紀前期までの日本で膾炙していたようである。③は外国、異国を「藩客」とみなしていたことを示す。対馬には史生を配置し、外国の使節が往還する折に筆談を掌っていたとする。

C・権力者の認識にみられる「藩」概念

④と⑤をみると権力者が朝鮮と対馬にたいし同じ「藩」の語を用いて称していることがわかる。④は序論で整理した③、⑤は⑥に該当する。④では豊臣秀吉が「朝鮮国王は古来のように藩と称して来朝させれば旧に復す」と述べている。訥庵の『家譜』の記事にも【表5-④】とほぼ同文の記事^{一五}があるが、【表5-④】の下線部の記述がみられない。そして『家譜』は『日本書紀』を引用しなかったが、『編年略』は上述の②で『日本書紀』を引用している。続く部分で④が登場している点を考えてみると、『編年略』の構成が古代以来の「事実」(②)を根拠に秀吉の口を借りて述べている「事実」(④)に整合性を付与する構成になっていることがわかる。

⑤は慶長一〇年(一六〇五)に徳川家康が、宗義智に「対馬が、日朝兩國の通交を掌る日本の藩屏」だと述べた「事実」を提示している。訥庵の『紀略』にはこの記述がない一方、訥庵の『家譜』および芳洲の『隣交始末物語』にはこの記述と同文がみられる。訥庵の時点では「宗氏が藩屏であった」とされていた言説が、芳洲を経て、『編年略』では「対馬が藩屏であった」に転換したのである。

以上のように『編年略』は『日本書紀』から朝鮮および対馬を日本の「藩」と位置づける根拠を求めている。これにより対馬が「朝鮮の藩屏」ではなく「本朝(日本)の藩屏」という「事実」は確実視された。さらに「朝鮮は古来、藩として日本に朝貢していた」という「事実」と、「対馬は古来、日本の藩屏として朝鮮との通交を担っていた」という「事実」が結びつけられ、権力者がこのような古代史認識の正統性を保証しているように見えるよう設定された。かくして、訥庵の時点では「宗氏が藩屏であった」とされていた言説が、『編年略』で「対馬が藩屏であった」という結論に反映されたものとみられる。ただし『編年略』そのものと現実の政治・経済的問題とはまだ結びつかない。ある問題意識をもって『編年略』を読むときに特定の「事実」が読み込まれることになる。

第二節 一九世紀初期の対馬の歴史書にみられる自己認識と「藩屏」概念

『紀略』、『編年略』などでなされた歴史叙述の枠組は『津島紀事』^{一六}（一八一〇年、以下『紀事』と略）が踏襲した。『紀事』は平山東山^{一七}が編纂し、川邊清次郎^{一八}が漢文で清書した対馬の地誌である。『紀事』が編纂されていたときは易地聘礼交渉がほぼ終わっており通信使の接待準備が本格化していた。ところでこの時期の日本は雷夏の時期とは異なり、異様船の接近により対外的危機が問題化し始めていた。また将軍が天皇から政権を委任されていると認識されるようにもなっていた。一九世紀初期はこうした状況下で国家意識が醸成されるようになるなか、歴史にたいする関心も深まっていた時期であった^{一九}。

本章冒頭でみたように、満山雷夏は芳洲が「対馬は日本の藩屏である」（『隣交始末物語』）と述べた発言には根拠と具体性に欠けていると主張した。雷夏は芳洲の問題提起に説得力をもたせるため史書の根拠を重視するよう主張した。雷夏はまた「藩屏」と宗氏領国の歴史性とを連結させ、宗氏は徳川時代以前から藩屏であり、「徳川將軍家の藩屏」というよりもむしろ「朝廷の藩屏」たることも主張している（第五章第二節）。本節では雷夏のかかる問題意識も念頭において『紀事』について考察していきたい^{二〇}。ただし前章までの議論をもとに対馬内部でなされた歴史的位置に関する解釈の変化を考察することを目標とし、『紀事』の総説的な内容をもつ巻一に限定して検討したい^{二一}。

以下ではまず巻一の構成について瞥見したのち巻一の最後にある「事蹟」項の記事を列挙して分析を行ない、それから『紀事』巻一にみられる「藩」の用例について分析を行なう。

（一）『津島紀事』巻一の構成と「事蹟」項

巻一の構成は【表6】のとおりである。このうち「名義」項目のなかで対馬が神代より「辺要藩屏之地」であったこと、「田租」項目のうち田位に関する部分で対馬の田租が規定外であったこと、理由を述べること、「海上位置」項の（b）（f）については【表8】を通して後述する。「首長」項目のうち「弩師」では『三代実録』、『類聚三代格』を引用して、古代対馬の防衛の歴史について述べる。「新羅訳語」では『日本後紀』、『類聚三代格』を引用して、対馬が北門の管鑰および善隣通交を担ってきたことを述べる。「大唐通事」では『延喜式』を引用して、漢語を習わせたことが通事の始まりである旨を述べる。これらの記事は、異国に接する境界の地である対馬が古代から徳川時代の現在にいたるまで連続して異国との交渉や防衛を担ってきたという事実を浮き彫りにし

ている。また「神司」の項目では「雷大臣」の命を受けて祭祀の礼が始まったことが具体的に述べられ、神代の記述について根拠づけられるようになったことを示す。

【表6】『津島紀事』巻一の構成

			内容	引用史料
統體	名義		国名、神名	旧事本紀、古事記、日本書紀、大和本紀、倭名類聚抄 ※『東文選』『東国輿地勝覽』『東国通鑑』にみられる 「対馬が慶尚道に属していた」とする見解を『旧事本紀』『日本書紀』などを根拠に否定 分度餘衡、延喜式民部、倭名類聚抄 日本書紀、倭名類聚抄、拾芥抄 a. 延喜式、日本分形図、b. 職員令、延喜式、c. 魏志倭人伝、d. 北史、隋書、宋史、皇明世法録、武備志、兩朝平壤録、f. 海東諸国記、g. 分度余術倭名類聚抄、日本分形図 日本書紀 続日本紀、三代実録、類聚三代格 続日本紀、類聚三代格、延喜式 続日本紀、続日本後紀、延喜式 三代実録、類聚三代格 日本後紀、類聚三代格 延喜式
	国土			
	田租		里法、田法、生産量、田位	
		神地		
		不堪佃田		
	海上位置		a. 距離・里数、b. 対馬の位置、c. 古代の首長、d. ツシマの名称について、e. 各地の地名の考証、f. 宗氏について、g. 紅毛の里数	
	首長		「国府」「府中」	
		国主	対馬の国主について（神代から国司をへて宗氏へ）	
		掾官	鎮捍・防守・蕃客の帰化	
		主神司	源親光の高麗逃亡により祭祀がおとろえた	
		史生	対馬が隣国の堺に接す	
		博士		
		医師	古代の施薬院・救民と徳川時代の武徳・仁政を併記	
	弩師	防備の歴史		
	新羅訳語	北門		
	大唐通事	漢語を習わせることのはじまり		
		官人、文武の職、郡司、宮主、卜術		
	防人			
郡郷事蹟				

【表7】『津島紀事』巻一「事蹟」項目

			出典	事項	分類
1	神功皇后 5 年		編年略 ㊦	視古君を対馬に遣わして有識者を搜聘し韓蘇使主を得る。	D
2	継体天皇 24 年	530	日本書紀	毛野臣が召されて任那より対馬に至り客死。	C
3	允恭天皇 42 年	453?	日本書紀	天皇崩御のことを新羅王が聞き、調船 80 艘、楽人 80 人を貢上して対馬に泊まって哭す。	C
4	舒明天皇 5 年	633	日本書紀	唐客高表仁らが帰国のおり、送使の吉士・雄摩呂・黒摩呂らが対馬に至る。	C
5	天智天皇 10 年	671	日本書紀	対馬国司が太宰府に使者を送り唐の使者を送った。	C
6	神亀年中 i		続日本紀	遣新羅使の阿部朝臣継麻呂が津島で客死。	C
7	天平宝字 5 年	761	続日本紀	藤原恵美朝狩（東海道節度使）、対馬守吉備真備（西海道節度使）が軍役の代替として三年の田租を免れた。	B
8	神護景雲 3 年	769	続日本紀	新羅の使者 187 人（級食・金初初ら）と迎送者 39 人が対馬に到着。	C
9	宝亀元年	770	続日本紀	対馬の飢餓、それにたいする救恤。	A
10	宝亀 3 年	772	続日本後紀 ii	太宰府から対馬に年糧を送ったが漂失。	C
11	宝亀 11 年	780	続日本紀	新羅の使者が帰国。璽、書を賜わる。筑紫府・対馬などの戌に勅す。「表せざる使者は境に入れさせない」	C
12	延暦 24 年	805	日本後紀	遣唐使第一船が対馬に停泊	C
13	承和 7 年	840	続日本紀 iii	対馬島司が、太宰府から対馬、新羅から対馬の海路でよく遭難する旨を伝える。	C
14	承和 10 年	843	続日本紀 iii	肥前・豊後・薩摩・壱岐・対馬での飢餓、それにたいする救恤。	A
15	貞観 8 年	866	三代実録	肥前の擬大領らが新羅で兵器をつくり、帰ってきて対馬を撃とうとするという旨を、肥前基肆郡の人が大宰府に告げる。	B
16	貞観 12 年	870	三代実録	対馬守兼肥前権介小野春風の奏言。その父が弘仁四年に陸奥の防衛を全うした。そのとき、警備のため軍備を要請していた。	B
17	貞観 12 年	870	三代実録	肥前の地震のため近隣諸国には警固のため出兵させたが、壱岐・対馬には待機させた。	
18	貞観 15 年	873	三代実録	新羅船の対馬への漂着。島司が使者を加えて大宰府に送り、鴻臚館に着かせた。	C
19	貞観 16 年	874	三代実録	新羅船の対馬への漂着。	C
20	仁和元年	885	三代実録	仁王経を行なったという内容。	
21	仁和 2 年	886	三代実録	対馬守紀朝臣経業らが進発しなかった。	
22	延長 7 年	929	扶桑略記	全州の甄萱の使者が対馬に来たが「人臣無私交」ゆえ追い返したこと。	C
23	寛弘 3 年	1006	和漢合運	外国の賊船が対馬・壱岐を侵す。	B
24	永承 4 年	1049	編年略 ㊦	対馬から使者を送り高麗漂人 20 人を送還	C
25	永暦元年	1160	百鍊抄	対馬島司の言上、高麗の金海で銅・銀を採取した旨。	C

26	永暦元年	1160	百鍊抄	高麗が津島の商人を捉えたこと。按文で、鎮西は敵国来聚の地であり、日本から高麗に至る者は対馬人のみとの旨。	B
27	建久2年	1191	編年略 ㊦	佐々木定重の対馬への配流	C
28	安貞元年	1227	百鍊抄	対馬の悪徒が高麗の全州に向かって略奪した。上奏を経ず高麗使の前に悪徒を処罰したことは「我朝之恥」。	C
29	寛元4年	1246	国記	宗重尚が「対州便本国之藩屏」と言う。【表8-⑤】	C
30	文永6年	1269	帝王編年集成	蒙古、高麗の使者が対馬に来る。按文で『東国通鑑』（黒的・申思佺らが対馬で倭二人を捉えて帰る）、『元史』（趙良弼が使者として来、対馬に至らせる）に言及。	C
31	元弘2年	1332	本朝年代記	峯僧正俊雅の対馬への配流	C
32	元徳元年	1329	編年略 ㊦	法眼慶印が船を数艘つくって防禦の備えとした	B
33	貞和4年	1348	編年略 ㊦	対馬が異賊を防禦した。守護地頭の水引なき商船、本州の商人で啓上を経ずほしいままに旧習を経て互市することを禁ず。	B
34	永正8年	1511	宗氏家譜 ㊦ ⊕	宗義盛が足利義尹から屋形号、北近江8000貫を賜ったこと。按文で対馬は枢轄之地、古代は防衛を全うできたが、武藤氏が滅亡後はできなくなった旨。対馬の防鎮は本邦の防衛であって私の守ではない。	A
35	文禄4年	1595	宗氏家譜 ㊦ ⊕	秀吉から出水1万石を賜ったこと。	A
36	慶長2年	1597	宗氏家譜 ㊦ ⊕	秀吉から巨濟島を賜ったこと。	A
37	慶長4年	1599	宗氏家譜 ㊦ ⊕	家康から出水郡を基肄・養父に交換する旨を命じられる。	A
38	慶長10年	1605	宗氏家譜、編年略 ㊦㊦⊕	家康から、宗義智が「日本之藩屏」として朝鮮との通交を掌ることを認められ、参勤を三年一勤とし基肄・養父2800石を加増されたこと【表8-⑥】。按文で寛永12年柳川氏の有する園部1000石を失い、正徳元年宗義方に返還されたこと。	A
39			朝鮮太平記	呉国の妓女の陳澹如の僕の鄭四が対馬に長く居て日本のことに通じる。	C
40	寛永4年	1627	宗氏家譜 ㊦	丁卯胡乱についての情報を得る。按文で家光が義成に命じて韃靼のことを朝鮮に問わせる。	B
41	寛永10年	1633	宗氏家譜 ㊦	巡検使が来て、対馬八郡を巡行し、関津を視察。	
42	万治3年	1660	宗氏実録 ㊦	府城大火の見舞いとして1万石をもらう	A
43	元禄4年	1691	宗氏実録 ㊦	湯島聖堂落成のおり、朝鮮本の『朱子語類』『儀礼』『経伝通解』を献上する。	D
44	元禄6年	1693	宗氏実録 ㊦	綱吉が『中庸』天命の親講、宗義倫も聴講する。	D

i 天平九年(737)1月か ii 続日本紀か iii 続日本後紀か

㊦：編年略 ㊦：宗氏家譜 ㊦：宗氏実録 ⊕：佩間緒言

A：領地の加増、災害にたいする救恤 B：防衛の歴史 C：交通の要衝 D：学問の振興

「事蹟」の項目を列挙したものが【表7】である。ここではまずどのような事項が選択されたのかという点が注目される。項目をA…領地の加増（災害にたいする救恤）、B…防衛の歴史、C…交通の要衝、D…学問振興に分類してみた。

A…領地の加増

(34) から (38) は領地の加増についての記事であり、満山雷夏の『佩問緒言』でも同一の記事が引用されている。『紀事』でこれらの事項が記載された理由を考えるために、まずはこれらの記事についての雷夏の議論を検討しておこう。

①畢竟、右大分之御給領為有之訳者、知宗公以来勅命を以対州二防之兵備御管領為被成御古実御旧領凡三千町程之御所務二而為有之段、詳ニ被仰貫候所ニ其御釣合を以八千貫之高手当為被進事ニ相違有間敷候^{二二}。

②出水一万石之御給領者朝鮮御陣相始リ御通交御手切ニ而送使貿易之御所務不相成代与して為被成候事与州中申伝之俗説有之候得者、妄誕無稽之次第御軍功ニ付而之御加給ニ無相違事ニ候。巨濟島者異国之地折角給リ候御詮無之御代改候而者代地之儀可被仰立御辨も無之御残念至極之御事ニ御座候^{三三}。

③右基肆・養父之御代地者本領御安堵之御給分、式千八百石者御当代之御新給ニ候得共、実者御通交御取調被成候御賞功之資ニ而御役義蒙仰候故之御手当ニ而無之候。本文ニ汝既掌両国之通交而為本国之藩屏与致書載候時者、御通交之御役儀与藩屏之御職分与者別段之御両職ニ御座候。殊更本国与者日本之物称、日本惣国之藩屏与申候而者無比類御重職、況両職御兼帯之御勤柄ニ付候而者公儀方別段之御手当を不被遣候而難叶〔後略〕^{二四}。

(34) : 『宗氏家譜』(永正八年条)では、宗義盛が源姓、「義」字、屋形号を賜ったこと^{二五}にたいする謝恩のため京に向かったところ、將軍足利義尹からさらに北近江八〇〇〇貫の領地を賜った。このことをもって宗氏が足利將軍家に仕えるようになったとある。

(35) (36) : 『宗氏家譜』では、豊臣秀吉から連年の戦功の褒賞として出水郡一万石を賜ったこと(文禄四年条)、巨濟島を義智に賜わったこと(慶長二年条)が記される^{二六}。②はこれにたいする雷夏の意見である。

(37) (38) : 『宗氏家譜』では、宗義智が受領していた出水郡の領地を徳川家康が基肆・養父と交換させた事実^{二七}（慶長四年条）と、家康が本多正信を通じて、朝鮮との国交回復が成立したことを義智に告げ、このとき「宗義智は日朝兩國の通交を掌っている。日本の藩屏を担っているので、参勤交代を三年一勤に緩和し、その職分に相当する二八〇〇石の領地を増加する^{二八}」と述べたことが書かれている（同一〇年条）。③はこれにたいする雷夏の意見である。

雷夏の主張はつぎのとおり整理できる。(a) 北近江領は古来日本の朝廷の勅命によって対馬の防御の手当であったが現在喪失している(①)。(b) 出水郡と巨済島は文禄・慶長の役の軍功であった。前者は徳川家康の時に基肆・養父領に交換し、後者に相当する領地はまだ獲得していない状態である(②)。(c) 基肆・養父領は本領安堵にあたり役儀にたいする保障ではなく、二八〇〇石の領地と通交の褒賞に相当する新たな領地も役儀に相当する保障ではない(③)。したがって(b)の軍功と役儀に対する補償として両者に相当する領地が必要だがいずれも受け取っていない。つまりこれらの内容はつぎのように整理できる。(a) 対馬は宗知宗以来、勅命をもって対馬の防御を担ってきたという故実がある。(b) 文禄・慶長の役の軍功に相当する分の領地を増加する正統性がある。(c) 対馬が担っている「日本全国の藩屏」というのは比類ない重職であり、さらに「通交」と「藩屏」の二つの職掌を兼帯しているのであるから、特別の手当が支給されるべきである。

ではかかる雷夏の問題提起を念頭におきつつ、『紀事』に記載されている事項について掘り下げていこう。たとえば(9) (14) (42) にみられるように、災害のおりに対馬が救恤を受けてきた「事実」は古代と徳川時代とが同一の文脈に配置されていると読める。

B・防禦の歴史

対馬は軍事的な要地として、「異国防衛」としての役割を担ってきた歴史がある。(七) (16)は軍事的な要地としてそれにもなう手当が支給(要請)された内容であるので、防衛の歴史に分類した。また(七)では朝鮮の丁卯胡乱についての情報を徳川將軍から求められたという記事である。これらの内容は古代から徳川時代にいたるまで対馬が軍事的要地だという事実が変わらないとする趣旨を裏付ける。

C・交通の要衝

古代以来対馬は交通の要衝であった。(3) (4) (8) (11) (12) (22) (30) は中国大陸

と朝鮮半島からの使者の経由地として、(2) (5) (6) (10) は日本の朝廷からの使者が外国に渡海するときの経由地として、(27) (31) は流罪地として、(13) (18) (19) (24) は漂着地・漂流民送還の拠点である対馬という地理的性格を示す記事である。(39) に言及される鄭四は文禄の役のおりの在日明人で沈惟敬に日本情報を伝えたとされているが^{二九}、ここでは彼が対馬に滞在したため日本に詳しくなったものとしており、対馬と日本本土の連関性を強調している点に注目したい。(29) については【表8⑤】で具体的に検討する。

D：学問振興

(二) は神代に朝鮮半島から対馬を通じて学問が日本に入ってきたことを述べている。(43) (44) は徳川の時代に対馬が「藩屏」の「役」として学問振興を担ってきたことを示す。吉村雅美も「藩屏」論と学問振興の関係について指摘していた^{三〇}。ただし本稿ではその根拠を説明する仕方をより深く考えたい。『紀事』では学問振興の起源を神代に求め、歴史的起源を有するように構成している。『紀事』は神代から徳川時代の現代にいたるまで連続して対馬が学問振興のうえで重要な役割を果たしてきたことを強調しているのである^{三一}。『紀事』に記録されたこれらの文章の究極的な目標が対馬の重要性を徳川政権にたいして強調する意図があったという事実を看過できない。

以上を踏まえるならば、『紀事』の「事蹟」は、対馬の「藩屏の役」に関する歴史を列記した構成をとっていることがわかる。これを通して『紀事』は対馬が神代より徳川時代の現在にいたるまで「藩屏」を担ってきたという連続性を示すのである。

(2) 『津島紀事』にみられる「藩」言説

『紀事』巻一にみられる「藩」の用例を【表8】で整理した。

【表8】『津島紀事』巻一にみられる「藩」の用例

①	曾雖本州列次下国、瓊瓊杵尊神朝以天日神命為津島縣主、爾來令建比良邊命・建彌已巳命・雷大臣命・真備大臣等鎮是州者何哉、以邊要藩屏之地也、往時別称瀛津島又鴨著島又玉出島又和多津島〔後略〕、	名義 (27 頁)
②	蓋本州正税劣壹岐、一萬一千八十束、而無公廩料、是不可謂小国而無米穀、種稻之少乎、且為藩屏之地、則充防人之食蓄與不虞之餼糧乎、	田租 (55 頁)
③	<p>(a) 本州在和漢之中洋、為本邦藩屏、則利在我、若為敵有彼據為塞、則利在彼、而為我害甚大、兵書所謂争地者乎、</p> <p>(b) 守藩籬嚴海防待不虞、又何畏乎、蓋韓土如本邦之塞、本州如閨如城門、壹岐如郭、筑紫如兵屯宜哉、以本州為鎮捍防衛之地、而嚴守備也、</p> <p>(c) 而若本州実掌北門管籥、相距朝鮮約五十里、雖隔溟海、烟火可望、朝發夕至、彼復依世祖之例、萬一有啓釁、無迺帶有誘朝鮮、出兵於北路之慮乎、是乃所以本州防鎮之重最於諸邊也、</p> <p>(※下線部は和文では「本州の如きハ実に藩屏の重成国」。つまり「北門管籥」が「藩屏」と同じ意味となっている)</p> <p>(d) 曾以朝鮮抗衡于本邦、本州之武備不嚴、則如何有折衝千里之功、是以本州鎮捍之強弱、係外国見聞之輕重、外国見聞之輕重、関本邦之安否、此故自古重邊防、邊安則本邦無事、外賊可以坐制、故以本州為藩屏第一要地、</p>	海上位置 (65~72 頁)
④	吾州僻而在辺裔実為東方藩屏海西門戸〔中略〕蓋小番対大番之名也。	海上位置 (79 頁)
⑤	〔前略〕重尚答之曰、数十年前領対州者非吾祖先、吾祖先無臣服于高麗者吾生于日本之土何仕高麗而称臣乎、雖然対州便本国之藩屏而、与貴国相隣、不得不修聘問之礼、向來須守誠信以結隣交之好、而歸其使。是蓋高麗誤以宗氏為親光之後也、高麗使不尋到。	事蹟、寛元 4 年 (1246) 条【表 7-29】(149 頁)
⑥	汝既掌両国之通交而為本国之藩屏。	事蹟、慶長 10 年 (1605) 条【表 7-38】(156 頁)

頁数は東京堂出版本にもとづく。

①は『編年略』の記述を増補した内容であり、対馬が神代から「藩屏」であったことをより具体的に述べている。②は「藩屏」として防衛のため対馬の租税が減免されていたことを述べる内容である。③は古代対馬が担ってきた「鎮捍」「防守」「蕃客の帰化」という役割が現在と連続していることを示す。④は朝鮮の書の引用にたいする按文である。⑤は宗氏が鎌倉時代から「藩屏」と称していたことを新たに加えた内容である【表7-29】。⑥は『編年略』や『家譜』の叙述を踏襲する内容であり、対馬が「本国の藩屏」であることは徳川家康から認められていたとする既成事実を提示している【表5-⑤】【表7-38】。

① 対馬は日本全国でも下国に連なるが、辺要の藩屏として重要な地域であるから、瓊々杵尊の代に天日神命を對馬縣主とさせ、そののちにも建比良邊命・建彌巳々命・雷大臣命・真備大臣などに対馬を守らせた。雷大臣命は神功皇后のことばを解釈し人々に伝える審神者に携わり、対馬神道の特徴をなす「亀卜」の伝道者である。真備大臣は七五六年新羅に対する防衛のため筑前国に怡土城を築かせた。『編年略』の【表5-①】の記述を神代と連続させていることがわかる。対馬が太初から「藩屏」であるがゆえにこれまで神が守ってきた、そのように神が守ってきたほどの大切な「藩屏」であるから今後も防衛が必須であると論理を展開できる余地が生じる。その防衛の対象に新羅が位置づけられている事実は注目される。

② 古代対馬が小国である杵岐よりも租税が少なく、公廩料もなかった理由は、生産力が低いからではなく、藩屏の地であるので防人の配置や不慮の事態に備えていたからである。つまり「藩屏」としての防衛のため租税が減免されていたことになる。ここにみられる論理を『紀事』が書かれた一九世紀初頭の時点に押し延ばしてみると、対馬が担うべき防衛の負担は額面どおりの石高以下で済ませ、その不足分を幕府からの援助で補う必要があるということ正当化する論理になる。

③ 『職員令』『延喜式』の記事（杵岐・対馬・日向・薩摩・大隅等国守、惣知鎮捍〈捍衛也、鎮衛寇賊也〉・防守及蕃客帰化）（『職員令』）、「陸奥国・出羽国・佐渡国・隠岐国・杵岐島・対馬島、四国二島為邊要」（『延喜式』）にたいする按文にあたる。『紀事』ではこれらの記事にたいする按文という形式をとることで、逆説的に按文の内容に古代以来の根拠を付与するようになる。（a）（b）は対馬の位置を説明したあと日本列島・朝鮮半島・対馬の地政学的位置に関して説明する部分である。（c）（d）は芳洲の

『隣交始末物語』を引用した部分である。

(a) ∴ 対馬は日本と中国のあいだの海に位置しており、対馬が「藩屏」として果たす地政学的重要性を強調している。

(b) ∴ 日本の守備は朝鮮半島との間の一路が専ら重要なので、大昔から朝鮮半島は日本の根にあたる国であり、対馬は日本の関門で守備を全うしてきた。それゆえ藩籬をまもり海防を厳かにし、思いがけない事態へ備えなければならぬと述べる。『紀事』では朝鮮半島が日本の砦のようなもの、対馬は城門、杵岐は城郭の郭、筑紫は兵營のようなものと位置づけている。ここで看過してはならないのは、朝鮮半島を「日本の砦」とみなす認識のなかには後年「朝鮮進出論」の重要な根拠に発展する論理が含まれているという事実である。

(c) ∴ 対馬は「北門管籥」として、朝鮮とは五〇里を距てており、海を隔てているとはいっても烟を望むことはでき、朝に朝鮮を出発すれば夕方には対馬に到着する。元寇の例のように朝鮮と万一不和があれば朝鮮が派兵する憂いがあるので、対馬は防鎮のうえで最も重要な邊地である。

(d) ∴ 朝鮮は日本と拮抗するため、対馬の武備が嚴重でなければ敵をくじくための武威が遠くまで及ぶことができない。対馬の防備の強弱は外国からの見聞の軽重にもかかわり、それが日本の安否にもかかわっている。そのため古から邊防を重んじてきており、邊境が安全であれば日本も無事で、軍事力を積極的に行使することなく外敵を制することができる。この故に対馬は藩屏第一の要地である。

(c) (d) のように『隣交始末物語』の文章が『職員令』『延喜式』の記事にたいする按文として位置づけられていることは、芳洲の主張を古代史の記録をもって根拠づけることとなり、雷夏の指摘していた問題点が解消されるのである。また『隣交始末物語』の引用に続けて、「本州古接待唐・宋・新羅之使客（載于国史）、近世以来掌本邦朝鮮之通交。職原鈔云、西海道十一箇国然云九国二島、又除二島云六十六箇国。按天長以前称杵岐・対馬・多櫛、謂三島、天長元年多櫛隸大隅、而謂二島^三」と、『職原鈔』の記事を引用する。これは古代と近世とをつなげて、対馬が「蕃客の帰化」を掌ってきたということが古来連続していることを説明している。これは積極的に外部に軍事力を使用するのと同じくらいに外敵を文化的力量で徳化させることも重要だと認識していることを示す。外敵に対する攻撃と防禦という軍事的役割すなわち「武」の側面のみならず、夷狄を帰化させる役割すなわち「文」の側面も担っていることに注目しなければならぬ

い。

④ 『海東諸国記』のうち対馬についての記事はすべて引用されているわけではなく一部である。『海東諸国記』の「対馬島」項目の全文はつぎのとおりである。

對馬島、郡八人戸皆沿海而居、凡八十二浦、南北三日程、東西或一日、或半日程、四面皆石山、土瘦民貧、以煮鹽捕魚販賣為生、宗氏世為島主、其先宗慶死、子靈鑑嗣、靈鑑死、子貞茂嗣、貞茂死、子貞盛嗣、貞盛死、子成職嗣、成職死而無嗣、丁亥年、島人、立貞盛母弟盛国之子貞国為島主、郡主而下土官皆島主差任亦世襲、以土田・鹽戸分属之、為三番、七日相通會守島主之家、郡主各於其境每年踏驗損実収税、取三分之一、又三分其一、輸二于島主、自用其一、島主牧馬場四所可二千餘匹、馬多曲背、所産柑橘木楮耳、南北有高山、皆名天神、南称子神、北称母神、俗尚神家家以素饌祭之、山之草木禽獸人無敢犯者、罪人走入神堂則亦不敢追捕、島在海東諸島要衝、諸酋之往来於我者必經之地、皆受島主文引而後乃來、島主而下各遣使船、歲有定額、以島最近於我而貧甚、歲賜米有差（『海東諸国記』「対馬島」^{三三}）

『紀事』が引用した箇所は傍線部である。『紀事』は、対馬の土地がやせているので漁業・交易で生業を立てていたこと、対馬の空間上の位置、宗氏が代々島主だったことについては引用している。しかし波線部にみられるような朝鮮との関係の記事は省略されている。この引用にたいする『紀事』の按文では対馬を「海東諸島の要衝」ではなく「東方の藩屏」と解釈しており、朝鮮との羈縻関係の記述は省略し宗氏の政事のみを引用している。つまり日本のなかでの対馬という位置づけ、宗氏の日本における位置づけの重要性を強調していると考えられる。

⑤ 「事蹟」のうち【表7-29】の記事の内容は次のとおりである。寛元四年（一二四六）、宗知宗が対馬を有し、胤子重尚に譲った。このとき高麗の使節が対馬にきて重尚に次のように述べた。「元暦二年（一一八五）、源親光が高麗に逃亡し高麗朝廷の恩遇をうけて帰ってきた。むかし、島主の先祖が海を渡って高麗に至り、朝廷の恩遇をうけ、臣下となった。その子孫も永く高麗の臣となった。しかしそれから数十年になるのにその子孫はいまだ臣服の礼を行っていない」と。それにたいし重尚は次のように答える。「数十年前は、自分の祖先は島主ではなかった。島主は高麗に臣服しておらず、ましてや自分は日本に生まれたので高麗に仕えて臣と称することはない。対州は「本国の藩屏」

であり、高麗とは隣であるから聘問の礼をせざるをえない」と。つまりこの記事では宗重尚に「対州は本国の藩屏」だと言わしめているのである。

『編年略』の記事を見ると、文治元年に高麗王が源親光を「臣」とした旨については書かれている^{三四}。しかし寛元四年については阿比留氏を討伐して対馬に入ったという内容のみ書かれており、高麗の使節にたいし「対州は本国の藩屏」と主張した文言は見られない^{三五}。したがって宗重尚が「対州は本国の藩屏」と述べた内容は『紀事』で新たに加えられたものと考えられる。また源親光の高麗逃亡と宗重尚の阿比留討伐は別々の文脈で語られていた内容であるが、『紀事』では同一の記事のなかで並べて配置し連続させた。これは宗氏の平氏起源説が強調され、朝鮮（高麗）への従属関係が否定されているように見られる^{三六}。

ここで注目したいのは、『紀事』が宗氏の起源を中世に設定しその時点から対馬が「日本の藩屏だった」とする結論を導き出す叙述方式である。『紀事』の記述にしたがえば、宗氏は一三世紀から「本国之藩屏」であった、つまり徳川時代以前から「宗氏は日本の藩屏」だったということになる。「本国」は天皇存在を前提としていよう。これは「徳川」將軍の藩屏」ではなく「朝廷の藩屏」としての対馬の位置づけを主張していることとなる。ここには満山雷夏の問題提起も反映されている。また無条件に「藩屏」を用いているわけではなく、高麗（朝鮮）との従属関係を否定して、そのうえで日本への所属を強調するときに「藩屏」が現れてくるのである。

以上、『紀事』にみられる「藩」概念を検討してきた。対馬は古来交通の要衝地として軍事的に重要な防衛の役割と蕃客を徳化せしめる役割を担ってきた。『紀事』はこのような対馬の「日本の藩屏」としての役割に相応する手当としてその時ごとに朝廷から救恤を受けてきた歴史があったことを著している。序論の整理に従うと『編年略』の「藩」概念は⑥③に立脚するものであったが、『紀事』では④の概念までも拡張していることが確認できる。

おわりに

陶山訥庵は日本の史籍を根拠として対馬の歴史を記し、これによって対馬の歴史が日本の歴史の文脈に接合されるようになった。訥庵は、対馬が「朝鮮の藩臣」ではなく「本朝（日本）の藩臣」であると述べた。彼の著書では朝鮮の脈絡を意識して「藩」概念を

使用していた側面もみられる。その後、藤氏の『編年略』では対馬が「藩屏」であった起源が神代に設定され、「朝鮮は古来、藩として（日本に）朝貢」しており、かつ「対馬は古来日本の藩屏として朝鮮との通交を担っていた」ことをかつての権力者たちの口を借りて示している。とはいえこの段階ではここに見られる認識はまだ現実の政治的問題とは結びつかない。

雨森芳洲は対馬が「日本の藩屏」たることを軍役の問題として再解釈して幕藩体制に對馬を位置づけようとし、その正当性を論ずるために「對馬は古代より日本の藩屏」だったと主張した。しかし芳洲の主張には根拠が不足しており、この点を彼の弟子の満山雷夏が批判した。雷夏はそこで歴史的根拠を付与することで「藩屏」と宗氏領国の歴史性とを連結させ、徳川時代以前より對馬が「日本の藩屏」だったという事実、すなわち「朝廷の藩屏」としての對馬という位置づけを示すべきことを主張した。

『紀事』は『紀略』『編年略』の枠組みを踏襲する形で雷夏の問題提起を背景とし編集された。『紀事』は、古代の史書の叙述と徳川時代の現在の状況とを並記し、對馬が古来より「日本の藩屏」として朝鮮との通交を担っていたことの根拠をより具体的に提示することで、古代と現在の連続性を強調した。したがって「芳洲理論」の応用のひとつの帰結としてこの『紀事』の編纂が位置づけられると考えられる。一八世紀までの對馬の自己認識の論理には朝鮮の言説と日本の言説が混在している状況であったのだが、對馬の歴史書編纂がすすむ過程で両者を分離し、朝鮮の言説を排除して對馬が当初（神代、古代）から日本の文脈の中に位置していたものとして設定したのである。また『紀事』においてみずからを「藩屏」として説明する根拠として用いられた古代の史書のなかには、軍事的側面と文化的側面とが混在していたことには注意しておきたい。

最後に、幕末期への展望を述べておきたい。本章で検討してきた『紀事』はもともと易地聘礼のときに幕府に提出するために書かれた對馬の地誌であった。對馬藩は易地聘礼の直後、褒賞として新たな領地を獲得した。してみると易地聘礼の時に對馬藩が幕府との関係のうえで実際に『紀事』をどのようなかたちで活用したのかを検討する必要がある。『紀事』に反映された對馬藩の歴史認識が、幕末期に現われてくる「移封」論や「征韓」論の成立にもたらした思想的影響、およびその展開過程にかんする具体的な考察は今後の課題としたい。ここではさしあたり、領地獲得であれ海防であれ、その主張に説得力をもたせるための「古代以来の歴史的根拠」がこの『紀事』によって可視化されたことを強調しておきたい。一九世紀に問題化する海防をめぐるのは、對馬が「藩

屏」として担ってきた「史実」と現実の問題をつなげる動きへとつながろう。弘化年間に朝鮮に到着した異様船への対応として、佐須伊織は阿部正弘にたいし、対馬が「日本の藩屏」としての役割を全うするために軍備の重要性を主張し領地の加増を訴えるのである^{三七}。

一 荒野泰典「大君外交体制の確立」、『近世日本と東アジア』東京大学出版會、一九八八年、二二三～二三七頁。初出は一九八一年)、鶴田啓「一八世紀後半の幕府・対馬藩関係」、『朝鮮史研究会論文集』二三、一九八六年、一五八～一七九頁)、尹裕淑「조선 후기 문위행(問慰行)에 관한 재고(再考)」、1635년 사행 및 막부의 재정원조를 중심으로「朝鮮後期間慰行に関する再考」一六三五年使行および幕府の財政援助を中心に——」、『韓日関係史研究』五〇、二〇一五年、一六～二九頁)。

二 「隣交始末物語の考評」、『佩問緒言』中、高月観音の里歴史民俗資料館所蔵、文書番号八〇番)。

三 白井哲也『日本近世地誌編纂史研究』(思文閣出版、二〇〇四年、第四章、第五章)。

四 文化三年(一八〇六)九月二六日付大森繁右衛門宛書簡(「信使来聘就御用向御儒者林大学頭様御用談記録四番」大韓民国国史編纂委員会所蔵宗家文書、四九五二号)。

五 『十九公実録・宗氏家譜』(村田書店、一九七七年、影印本)。「家譜」には宗知宗の時期の一八五年から宗義成の時期の一六五六年までの宗氏歴代の事蹟が記載されている。「家譜」の校正には芳洲と松浦霞沼が関与した。

六 早稲田大学図書館所蔵。

七 書名は『本州編年略』『対州編年略』『本州編稔略』『対州編稔略』などがあるが、本稿では『対州編年略』に統一する。本稿では鈴木棠三編『対州編年略』(東京堂出版、一九七二年 影印本)に基づく。

八 森山恒夫「対馬藩」、『長崎県史』一九七三年、九四七～九四九頁)、同「第三編歴史近世」、『厳原町誌』一九九七年、七四三～七四四頁)、永留久恵『対馬国志』二(三〇九～三一〇頁、三二五～三二六頁)など。

九 上巻の「地理篇」は惣名、職員令、州治(本州二郡八郷)、対韓雑記、附録(「擬裁

判與訓導書)、山川、海浦、神社、土産で構成されている。『対韓雜記』は活字化されている。瀧本誠一編『日本經濟叢書』一三(日本經濟叢書刊行会、一九一五年、三六九〜三八六頁)。

一〇 『紀略』序文、早稲田大学図書館蔵。

一一 同前。

一二 『家譜』卷二、義智君、慶長一〇年条、前掲影印本、一六五頁)。

一三 『紀略』慶長九年条。

一四 藤定房は対馬八幡宮の官司であった。藤氏は対馬の神道・国学の学統を担う家系であり、定房の父斉延(一六六一〜一七三八)が伊勢や京都で修学し、藤氏の学等の基礎を築いた(長崎県教育会对馬部会編『対馬人物志』村田書店、一九一七年、三八六〜三八七頁)。

一五 「秀吉公命義調・昭景曰、朝鮮王来朝于我国、則两国之事須一如旧、若不来朝則可發兵征伐之」(『家譜』卷二、義智君、天正一六年条、前掲影印本一四四頁)。

一六 本章では鈴木棠三編『津島紀事』上・中・下(東京堂出版、一九七二〜七三年影印本)を使用。

一七 平山東山(一七六二〜一八一六)は満山雷夏のもとで修学し、藤仲郷(一七三三〜一八〇〇、藤定房の甥)を通して「対馬神道」の薫陶をうけた。平山は一八〇六年(文化三)正月に幕府官吏たちが易地聘礼を準備するため対馬を視察しており、彼らから対馬の地理、歴史書編纂を命ぜられた(鈴木棠三「津島紀事解題(一)」『津島紀事』上、一九七二年、八〜一二頁)。

一八 川邊清次郎(？〜一八三七)は芳洲の弟子の大浦東皐のもとで朱子学を学んだ。中国語、朝鮮語に通じていた。一八一一年、通信使が対馬に来たとき、幕府官吏と通信使使用員の間での往復の書牘のなかで幕府官吏が理解しがたかった文字について解釈し彼の学問は評価された。『大順院公実録』などを執筆(鈴木棠三「前掲解題参照」)。

一九 藤田寛「一九世紀前半の日本」(『岩波講座日本通史一五 近世五』岩波書店、一九九五年、八頁、一三〜二二頁、二七〜三三頁)。

二〇 『紀事』は対馬内部向けの甲版と幕府に提出した乙版の二種類存在する。平山が叙述した和文版(甲)と、川邊が清書し幕閣に提出した漢文版(乙)とでは文面に差異が生じた。平山は文章よりも内容を重視していたのに対し、川邊は内容よりも文章を重視していたためである。そのため平山は漢文で清書された『紀事』にたいしては不満を

もっていたようである（鈴木前掲解題、一三〜四〇頁）。本稿では漢文版（乙）を底本として作業を進める。巻一の漢文と和文を比較したところ、内容には大差がない。一部表現の異なる部分も存在するが、それについては史料を引用する際に言及していくこととする。

三 『紀事』は一一巻構成。巻一が総説的な内容であり、巻二が対馬府中の地誌、巻三から巻十が、豊崎・佐護・伊奈・三根・仁位・与良・佐須・豆殿の対馬各地の郷村誌としてそれぞれ一巻ずつ充てられ、巻一一が「土産考」。附録に「記銘類」「諸品図」が一巻ずつ充てられる。

三三 「北近江御領地之考論」（『佩問緒言』下巻）。

三四 「朝鮮御戦功之考論」（同前、下巻）。

三五 「朝鮮御役義之考論」（同前、下巻）。

二五 『宗氏家譜』義盛君永正八年条（「永正八年辛未義盛到京都、謝源姓・義字・屋形号之恩賜、將軍義尹公便於北近江賜八千貫采地、使居京都以服事將軍家」）。

二六 『宗氏家譜』文祿四年条（「文祿四年乙未四月二十六日、秀吉公賜出水郡（在薩摩州）一萬石地於義智、賞連年之戦功」）、同前慶長二年条（「慶長二年丁酉五月一日、秀吉公賜巨濟島於義智」）。

二七 同前慶長四年条（「慶長四年己亥正月十五日、東照君以義智所領薩摩州出水郡采地、代肥前州内基肆郡・養父郡地」）。

二八 同前慶長一〇年条。

同〔慶長〕十年乙巳二月、東照君以本多佐渡守・積承兌爲上使、告和交之事於義智、使之傳於二使、且命義智曰、汝既掌兩國之通交、而爲本国之藩屏、故自今以後許每年之参勤、須三年一参勤、以述其職、乃加賜二千八百石地、

二九 鄭潔西「萬曆時期に日本の朝鮮侵略軍に編入された明朝人」（『東アジア文化交渉研究』二、二〇〇九年）。

三〇 前掲吉村二〇一四年。

三 もつとも、文化八年に易地聘礼のために対馬に滞在していた草場珮川が「子煥呂（平山周斎）氏、春秋二疑晦多ク、質問ヲ請トシテ、ソノ書ヲ携フ、余・淄川ト共ニカネテ読書ノ次第ヲ問フニ、四書五経ノ大義モ未通シテ、先此等ノ書ヲヨミ、徒ラニ読ガタキニ苦ムト云ヘリ、此地ノ学風スベテケ様ナル由」（『津島日記』六月四日条）と述懐している点を勘案すれば、対馬でどれほど実質的な学問振興がなされていたのかは疑わし

い。第五章第四節でも触れたように、文化八年時点では書籍の取り揃えに苦心している段階であり、講学方の本格的な運用がはじまるのは文化一〇年になってからであった。

三二 『津島紀事』巻一、前掲書・上、一九七三年、七二頁。

三三 申叔舟著、田中健夫訳注『海東諸國記』『對馬島』（岩波文庫、一九九一年、三五五頁）。

三四 『対州編年略』文治元年条。

〔文治〕元年乙巳正月四日、対馬守親光為平家難存命、之間超海到高麗国、此時伴妊婦、故構假屋於曠野産児、于時猛虎窺来、親光之家臣射殺之了、高麗国王感此克、与三ヶ国于親光以為彼国臣、是及西海兵乱故、高麗有意而与之坎、自是当島民渡海居住高麗国、後号三浦是也、麗倭等之名自是起云々、

三五 同前、寛元四年条（「寛元四年丙午正月元日、重尚君引率兵士来着対馬島、同五日、被令討平太郎了」）。

三六 なおここで挙げられる宗重尚は阿比留氏の反乱を平定し対馬の島主になったとされているが、中世史研究者によれば、宗氏の祖は在庁官人の惟宗氏であって、平氏起源説は誤りであり、知宗、重尚の実在は疑問視されている。長節子「宗氏の出自」

（『中世日朝関係と対馬』吉川弘文館、一九八七年、初出は一九六五年）。

三七 弘化三年一二月一八日付阿部正弘宛古川将堅・佐須伊織書簡（『戊申雜綴六』『向山誠齋雜記 嘉永・安政篇二』ゆまに書房、二〇〇一年、六三―七一頁）。

なお『編年略』の末尾に「勝井五八郎」の署名がある。勝井は元治元年（一八六四）から翌慶應元年（一八六五）にかけて対馬藩内で起こった内訌の中心人物であった。勝井が『編年略』になにを読もうとしたのかはいまは詳らかにできない。

結論

1、本稿の成果・内容

本稿では近世後期の日朝関係について、通信使と対馬藩知識人を対象として検討してきた。検討にあたり、従来消極的に評価されてきた文化度通信使の再評価を試みることに、近代移行期に「朝鮮進出論」を唱えるようになる対馬藩の近世期における自己認識の形成をさぐることに重点を置いた。本稿で明らかにした成果はつぎの五点に整理できる。

第一に、一八世紀の日朝の識者たちは通信使改革をめぐり礼の重視および「文事」の整備の必要性について認識していた。「文事」の問題は寛政異学の禁を経ることで解決され、易地聘礼実行段階において「文事」は整備されることとなった。一方、日朝関係を『礼記』の「礼尚往来」の理念に基づいて「あるべきかたち」に改革しようとするとき、日・朝・対馬ではそれぞれ異なるかたちを構想していた。幕府からみると通信使のみを「境界の対馬」で迎接すれば礼にかなう。しかし朝鮮および対馬から見ると朝鮮から將軍に派遣する通信使のみならず対馬から釜山に派遣されている使節も問題化する。このように、日朝関係の構造的な理解において日・朝・対馬間では径庭がみられた。また、易地聘礼実行段階で日朝の間にある対馬を統制するには至らず対馬の恣意的な行動が放任される構造は保持された。

第二に、既存の研究は一八世紀の日朝交流において、古学、徂徠学の朝鮮への伝達に注目してきた。本稿はそれにたいし朱子学に注目した。寛政正学派朱子学の形成を視野に入れると、宝暦度通信使、寛政異学の禁、文化度通信使の脈絡が浮かびあがってきた。一八世紀後期の日本においては道徳的風紀の退廃が問題視されており、それを克服するため朱子学が脚光を浴びるようになっていた。このような状況下で来日した宝暦度通信使は身をもって朱子学の実践の重要性を示し、それに呼応する日本の儒者も現れた。やがて幕府は寛政異学の禁を経て、朱子学を基軸として朝鮮に思想的立脚点を接近させていくようになる。易地聘礼方針はこのような背景のもと、宝暦度通信使来日時に顕在化していた課題の解決を目指し、「文事」の整備を図ったものであった。

第三に、既存の研究では、一八世紀後期以降は国際情勢が変動し欧米へと関心が傾斜していくなか、「朝鮮蔑視観」が高揚する時期と考えられてきた。そのため研究の重点は文化度通信使との接触そのものよりもむしろ背景の易地聘礼に集中してきた。そのため文化度通信使は積極的に評価されてこなかった。それにたいし本稿では「文事」に着

目して文化度通信使との交流を検討してきた。文化度通信使との接触は、前代までの課題を克服し、異学の禁を経た状況下で学問の素養を有する人材が活躍する場として位置づけられる。当時の日本の儒者たちは日本の優位性を前提・強調してはいるものの、朝鮮を礼待し学問の力量を示さなければならぬと認識している。近世後期の日本では朝鮮と対峙するにあたり朱子学の素養を有する人材が求められるようになっていった。この意味において文化度通信使に積極的な意味を見出すことができる。

第四に、対馬藩の知識人は、対馬は実質的には日朝の境界に身を置かざるを得ない一方で、対馬を朝鮮ではなく日本に位置づけることを望み、意識と現実の矛盾を強く自覚していた。陶山訥庵は、朝鮮において対馬を「朝鮮の藩屏」とみなす認識を否定的媒介として、対馬が「日本の藩屏」だと主張した。芳洲は朝鮮における議論を借用して同じ論理で対馬が「古来、日本の藩屏」と主張し、対馬の軍事的重要性を主張し幕府に経済援助を求めた。その「歴史的根拠」が対馬における歴史書編纂を通じて付与されていく。対馬における歴史書編纂は、朝鮮を「他者」化し、対馬を日本に同一化する認識を可視化した。このように、近世対馬においては、対馬が朝鮮と日本の境界的な位置にあることを否定し、神代・古代から「日本の藩屏」として朝鮮との関係を取り持っていたものとして説明していくようになるのである。これは一八世紀後期の満山雷夏が、対馬は朝廷の「王臣」であり、朝廷から政権を委任されている將軍から「藩屏」の役儀を預かっていると認識するにいたったこととも関係している。

第五に、四点目とも関連するが、一八世紀後期の対馬においては、みずからの位置づけを説明するために、「文」を志向するのか、「武」を志向するのかという複数の方向性が存在していた。一八世紀後期の対馬においては、対馬を徳川幕藩体制下に位置づけるために、「藩屏」としての軍事的役割を強調する認識が広く共有されていた。しかしそのいっぽうで、満山雷夏のように礼的秩序にもとづいて前近代の王権同士の整合性をあわせようとし、礼を重視する考えのもと「藩屏」と日朝の通信関係を兼帯することを重視する考えかたもあった。これまでの研究では訥庵や芳洲など個別に検討されてきたが、四点目、五点目に指摘したように前後の脈絡と関連付けることで、対馬における自己認識の形成過程を示すことができた。

これらの成果から、近世後期の日朝関係の意義をつぎのとおり指摘したい。中心部の幕府では朝鮮に思想的立脚点を接近させ「文事」を重視する外交が確立した。それにたいし周辺部の対馬では外交実務を担いっつも、みずからの軍事的重要性を幕府にたいし

主張するなかでみずからを「日本の藩屏」と認識するようになり、日朝における境界性を否定していくようになった。直接的な外交の場では、最先端にいてことなかえって現実への状況的対応が優先され、普遍的理念を貫徹することが困難となる。むしろ現場から距離のある方がかえって全体を鳥瞰することができ、普遍的理念との整合性のもので思考することができよう。

以上をもとに、一九世紀中期以降の日朝関係を展望しよう。

2、展望

(1) 通信使大坂聘礼計画

天保八年（一八三七）、徳川家慶の將軍襲職祝賀のために朝鮮通信使を迎えることになった。当初は文化八年の先例にない対馬で易地聘礼を行う方針で計画が動き出し、弘化元年（一八四四）春に対馬で聘礼を行うことが確定したが、老中水野忠邦の立案で行礼地を大坂に変更するよう方針転換した。しかし朝鮮との合意に至らず通信使の聘礼を一〇年延期することになった。やがて失脚した水野のあとを継承した阿部正弘は大坂での通信使迎接を推進し^三、講定節目も部分的には成立するにいたった。ところが嘉永五年（一八五二）五月二日の江戸城西丸炎上を機に文久元年（一八六一）まで延期する。しかも將軍家慶も死去したためこの計画も頓挫する。慶応二年（一八六六）に、通信使を一〇年後に迎えることで朝鮮と合意に至ったが、翌年に幕府が倒壊する。

通信使大坂聘礼計画は結果として実現しなかった。したがって文化八年の朝鮮通信使対馬易地聘礼が結果的に最終回となったことはまぎれもない事実である。しかしこれを「結果」ではなく「過程」からみるといくつか指摘できることがある。本論の議論を踏まえて天保年間以降の通信使大坂聘礼計画に関わった人的構成に注目してみよう。

筒井政憲（一七七八〜一八五九）は昌平黌出身で、文化五年より林述斎らとともに学問所の講書を務める^三。文化度通信使の準備が本格化する文化七年にはいわば大学頭代理といえる地位につき、翌年の通信使対馬易地聘礼のときには対馬に下った林述斎の留守を預かり江戸で待機していた。筒井は対馬での儀式を直接経験していないが、文化度通信使をめぐる一連の経緯をよく承知していた。そのご筒井は弘化三年（一八四六）一月二四日、朝鮮人来聘御用掛の任命を受け、朝鮮通信使業務と関わることになった。通信使聘礼したいは実現しないままの状況ではあるが、安政四年（一八五七）、米国総領事ハリスを江戸に迎えるための準備において筒井は通信使迎接を基準に比較考量し

ていた。また、第三章でも言及したように、勘定奉行の岡本忠次郎（花亭、豊洲、一七六七〜一八五〇）は、文化八年に公務として対馬まで行き、通信使の客館の造営などに携わった^四。このとき岡本は通信使と接見することのできぬまま対馬を発ったが、古賀精里に託して李明五に詩を贈った。岡本は文政元年（一八一八）に勘定役を罷免されたが、川路聖謨の尽力で天保九年一二月、代官として復職する^五。岡本はその後、天保一二年に通信使聘礼の事前準備のなかで、来聘御用掛勘定吟味役として来聘にともなう御用当金要求についての問い合わせに答えている^六。このように昌平鬻出身の幕臣たちが一九世紀をつうじて朝鮮外交の準備に動いていたのである。

また林家が通信使迎接の準備を着々と進めていたことについても指摘しておく。その手がかかりとして『通航一覽』（嘉永六年）を嘉永年間に編まれた史料としてみておこう^七。『通航一覽』朝鮮国部八四から八七にかけては筆談唱和集が抄録されている。朝鮮国部八四の冒頭の按文に「彼此国体朝典に關係すべきの類を主とし、「中略」無用の雑談、清風名月のみの事等は、敢てとらざるなり^八」とある。つまり林復斎は明確な意図をもって筆談資料を取捨選択して収録し、来たる日のために備えていたと考えられる。このなかには、筆談のみならず触書や随筆類、経世書なども収録されている。たとえばこのなかに中井竹山の『草茅危言』のうち、第一章で引用した「朝鮮ノ事」第三条と同文のものが収録されている。筆談唱和に統制をくわえるやりかたについての竹山の提言は幕末期にも参照されていたことがわかる。また文化八年の通信使と交わした筆談唱和のうち、古賀精里が『洪浩然伝』を提示した旨、壬辰戦争（文禄・慶長の役）の被擄人についての話題、昌平鬻の改革を行なったこと、中国東北地方の情勢についての対話の部分収録している^九。これは庶民の参加を可能な限り排除して学問所儒者などエリートを中心として筆談交流の場に臨むようにし、詩文のやりとりを通じた文雅の共有よりもむしろ政治的な情報の共有に重点を置いた筆談交流を想定していたものと考えられる。『通航一覽』に抄録された筆談唱和集は朝鮮側と円滑に意思疎通ができることを想定しているためか、壬辰戦争や朝鮮の歴史、日朝関係の歴史についての対話内容が多い。通信使大坂聘礼計画のなかでも通信使との「文事」への対応が想定されていたとみて間違いない。

(2) 対馬における援助要求運動と幕府使節の朝鮮派遣計画

しかしながら、通信使迎接の準備と同時に日朝関係を破綻に導く事態がパラレルに進

行しつづつあった。文久元年二月三日、ロシア戦艦ポサドニック号が対馬浅茅湾に來航した^{二〇}。対馬藩ではそれへの対応の中で、移封を請願する内願書を準備していた。しかし「移封論」を主導していた佐須伊織が翌年八月二五日に殺害され、対馬藩では攘夷派が主導権を握ることになる^{二一}。対馬藩が長州藩と同盟をむすび攘夷路線へと傾斜していくなか、対馬藩士の大島友之允は桂小五郎ら長州藩士と接触した。大島は長州藩の支援を受けて板倉勝静、山田方谷、勝海舟などと交友を重ね、幕府にたいし対馬藩への援助要求運動を展開する^{二二}。かれはこのなかで「朝鮮進出論」を唱えた。文久三年五月一二日、援助要求願書を幕府に提出し、五月二六日に対馬藩援助が決定された。

この願書では外夷に先んじての朝鮮進出が主張されており、それが援助要求の根拠となっている。「進出論」は、対馬への援助要求を求めると対馬の軍事的重要性を強調する点では、「芳洲理論」の延長にあるものともいえる^{二三}。本論第二部の議論を踏まえるならば、「進出論」の思想的背景のひとつとして、『津島紀事』にみられるように、対馬が古代から日本の藩屏として軍事的重要性を担いつづけてきたとする歴史認識が形成されてきたことを指摘できよう^{二四}。とはいえ「進出論」は「はじめは説得し、必要に応じて利益誘導したり圧力を加えるが、聞きいれなければ討つ」という論理構成になっており、政策化への現実性が付与されている点、そしてなによりも朝鮮にたいする武力行使を示唆している点で『紀事』の時点からさらに転回を遂げたものと考えられる^{二五}。

しかしまもなく幕府内で政変がおこり、板倉や長州藩関係者が失脚する。そのため対馬は庇護者を失い、対馬への支給が中断した。幕府では板倉ら攘夷派にかわり阿部正外・水野忠徳・小栗忠順など古賀侗庵の思想的系譜に連なるグループ（「条約派」）の閣老・有司層が主導権を握るにいたった^{二六}。かれらは、大島らの構想した朝鮮にたいする攻撃的な政策は世界的には不信義なものであるとしてこれを否定し、欧米諸国との接触から構想した新たな交際規範を近世以来の中華世界に拡大適用しようとした。これは欧米諸国との交際形態を新たな世界における規準に設定し、その論理をもって従来の中世世界の秩序に挑もうとしていた点では、近世外交への単なる回帰ではない。とはいえ、「条約派」が主導権を握っていた時期は朝鮮にたいする武力の誇示が否定されていた点に鑑みると、後に「進出論」が再浮上する時期とも一線を画する段階であったと考えられる。

ところが、慶應元年九月、英仏蘭米四ヶ国艦隊の兵庫沖侵入問題をめぐって「条約派」が失脚し、板倉らが要路に返り咲いた。この過程で条約への勅許が下り、天皇権威が条約秩序を上から包摂する体制へと転換する。さらに欧米列強にたいする屈辱感の補填と

してアジアにたいしては「皇国」の「外夷」への優越性をもとに對外膨張が構造化されるようになった。このような状況のなか、「朝鮮進出政策」が再浮上し、徳川慶喜・板倉政権は対馬への援助を再開した。慶応二年七月、朝鮮とフランスとの間で丙寅洋擾が発生し、それへの仲介として幕府使節の朝鮮派遣計画が持ち上がった^{一七}。幕府は同年一月、以酊庵輪番制を廃止し、対朝鮮政策への介入強化を図らんとしたが、かえって対馬藩が担っていた対朝鮮外交実務の職掌の範囲が拡大されることになった^{一八}。ちょうどこのとき、八部順叔による「征韓」記事が清国の新聞に掲載されそれが朝鮮に伝わったため、朝鮮は日本にたいする不信を高めていた。

このような状況下の慶応三年二月、幕府使節の正使に平山敬忠、副使に古賀謹堂が命じられ、軍艦で朝鮮に向かうことになった。謹堂の祖父は文化八年に通信使と交流を行っていた精里である(第三章)。謹堂は朝鮮との折衝にあたり、「文筆之人」の同行が必要であると考えていたが、適当な人物の選定に苦慮していたようである。そこでかれは半世紀前の文化八年に通信使と交流のあった草場珮川の朝鮮との旧縁を頼ろうとした。

今般古賀謹一郎殿御目附之命を被蒙、御用ニ付對州方朝鮮渡海ニ付、誰ソ相応文筆之人無之候故、一順被相雇隨從度段〔後略〕^{一九}。

本月初御吏へ転官、對州御用奉命、一応来ル廿四日御軍艦ニ而上京、来月十日頃ニハ歸府仕候積り、夫方又々乗船上京出帆馬嶋へ赴候、〔中略〕就而ハ草場立太郎同伴仕度存候、乍唐突其辺宜布御周御頼候段可然、尤右御用筋先三ヶ月位之見込

ニ而、余り長引候訳ニハ無御座候、其辺も可然被仰上被下度御座候、又佩翁（佩川）も高齡、兒子之跋涉ヲ被厭候哉共存候得共、雞林ハ翁旧縁も有之、別夷邦共違ひ左迄遠路と申も無御座候間、其辺能々御示談被下度奉詫候〔後略〕^{二〇}。

珮川はこのとき八〇歳の高齡で、半年後に没する。そこで謹堂は珮川の息子の船山に相談をもちかけたのである。しかしまもなく幕府が倒壊したことにより、結局遣使計画は自然消滅した。朝鮮への使節派遣計画は、謹堂が朝鮮との折衝で「文筆」を重視していた点では、一見すると文化八年通信使以来の外交の延長にもみられる。しかしこのときすでに幕府では武力を伴う朝鮮進出政策（はじめは説得し、聞き入れなければ討つ）が支配的な状況下にあった。ここには軍隊の随従や朝鮮側の意向無視など對外膨張主義が

読み取れ、通信使の時代からは様変わりしてしまった。第五章でみた満山雷夏における幕府使節釜山派遣案と比較してもそれは明瞭である。雷夏の構想では「文材之人」として林家・以酌庵僧・対馬藩家老を使者として派遣するかたちが望ましく、朝鮮と対峙するにあたり「武威」を正面に出すという発想そのものがなかった。外交において重要な要素が「文筆」「文事」から「武威」「軍事」へと転換し対外膨張主義が構造化されるようになったことは、「脱亜」のひとつの局面を示すものである。「武威の解凍」は、文化的力量により相手を徳化させるという発想の後退と相俟って進行したのである。

天皇を戴いた明治新政府の成立により、対馬が「朝廷の藩屏」「皇朝の藩屏」だとする自己認識が名実ともに一致することとなった。対馬（厳原）藩は朝鮮との交易の排除と、それに代替される領地を求め自藩の存続を図らんとした。しかし徳川時代とは異なり、明治政府は朝鮮外交に積極的に介入してくるようになる。対馬藩が自藩の存続のために動けば動くほど日朝間の溝が深まっていくようになるのである。

*

一八世紀中期までの日本では東アジアと一定の距離を取りつつも平和的な国際関係が慣例・慣習的に持続していた。一八世紀後期の国際情勢の変動にともない国際秩序のあるべきかたちが模索されるようになった。そのような状況のもと、東アジアにおける普遍的理念である礼的国際秩序にたいする自覚が高まり、幕府は普遍的理念に立脚して国際関係の再編を試みた。その試金石となったのが文化八年の通信使である。日本側の参加者は朱子学を基軸として朝鮮通信使と文化交流を行なうことができ、日朝の当事者それぞれの主観としては成功裡に終わったものであった。もともと日本・朝鮮・対馬それぞれの思惑には微妙な相違も通底しており、とくに対馬をめぐって矛盾を抱えることとなった。

対馬藩内においても一部では礼的秩序にたいする自覚が高まる動きも見られたが、対馬の場合「あるべきかたち」と現実の状況（経済的困窮、海防）との乖離のなかで、状況的対処への要請が優位になっていく。対馬はみずからの重要性を幕府にたいし主張するなかで、「対馬は古来、中国でも朝鮮でもなく日本の内側にあった」とする自己認識を形成するようになった。礼的秩序の浸食は「境界」領域からはじまっていった。軍事的重要性を主張する「藩屏」意識は一九世紀を通じて継承されていき、近代を迎えると

きに現実的な武力と結びついていく。

しかしその一方で、近世後期の日朝関係は、朱子学の素養を有する人材が活躍する場となったことに大きな意味がある。文化八年の通信使は、「文事」の重要性が確定しそれを実行できたこと、その後の通信使迎接構想においてもこの方針が継承されていたという意味で、画期性をみることができる。やがて「文事」よりも「軍事」「武威」が優先され、そのバランスが転換するとき、日朝関係は大きな転回を迎えることになる。

最後に本稿では十分に論じきれなかった課題をいくつか提示し、今後の研究の方向性を展望して稿を終えたい。

まず「文武」についてである。本稿では従来あまり注目されてこなかった「文事」に注目してきた。「武」の側面についてはやや表面的な言及にとどまってしまったが、「武」の側面もむろん看過してはならない。たとえば豊臣秀吉や「三韓征伐」伝説にたいする認識との関連を見ていく必要があるが、いまは手に余る問題であるので今後の課題としたい。この点を踏まえることで、「文事」と「武威」のバランスが崩れたときに日朝関係が大きな転換を迎えると展望した論点がより深まってこよう。

第二に、通信使と交流をもった日本人が相当数いたことを明らかにしたが、本稿ではごく限られた対象を論じるとどまった。本稿の議論をさらに深めていくためには対象をさらに拡大していく必要がある。たとえば以酊庵僧が「文事」を基軸とした日朝交流に果たした役割は相当大きかったと考えられる。那波魯堂や三宅橋園が通信使と面会できるにいたった経緯については、以酊庵僧・五山僧とのかかわりを踏まえることで明らかにできるのではないかと展望される。

第三に、本稿では対馬における自己認識の側面に重点をおいて考察してきた。これが現実の局面でどのように作用するのかについてはなおも展望にとどまっているので、これをより具体的に解明していくことを課題とする。たとえば対馬における通信使とのかわり、あるいは一九世紀の状況については展望にとどまり十分に論じることができなかった。これをより具体的に解明していくことで考察がさらに深まると考えられる。

第四に、本稿では日本側に軸を置いて議論を進めてきた。朝鮮通信使の記録をみてはきたが、かれらの背景にある朝鮮社会との関連には十分言及できなかったもので、これにより深めていくことが必要である。

一 幕末の通信使迎接構想については田保橋潔「朝鮮国通信使易地行聘考」（同『近代日鮮関係の研究』下、朝鮮総督府中枢院、一九四〇年、八三四～八七八頁）、池内敏「未完の朝鮮通信使」（池内敏『大君外交と「武威」』名古屋大学出版会、二〇〇六年、初出は一九九〇年、九三年、九九年）。三宅英利「幕藩体制動揺期の通信使」（『近世日朝関係史の研究』文献出版、一九八六年、六一六～六二九頁）。また朝鮮王朝の立場から一九世紀の通信使派遣計画を検討したものととして岩方久彦『19세기 조선의 대일 역지통신 연구』（一九世紀朝鮮の対日易地通信研究）（景仁文化社、二〇一七年、一五七～一八六頁）。なお岩方は一九世紀の通信使派遣計画の延長に修信使派遣を位置づける（同書、一八九～二二二頁）。

二 この過程で「様々な批判勢力」により大坂聘礼計画の中止を求める動きもあった。池内は徳川斉昭にこれを代表させ、彼には「松平定信の発想に一脈通じる」「蔑視観」があったと指摘する（前掲池内二〇〇六年、一一二～一一六頁）。ところで斉昭は朝鮮のことを「鮮夷」と表現しているが、はたしてこれを定信の認識と同一の次元で捉えてもよいのであろうか。むろん斉昭には、通信使の一行に西洋人が紛れ込み日本国内の事情探索をするかもしれないという危機認識や、西洋諸国と日本との間の軍事力の差についての危機認識などがみられ、差し迫った外圧の影響による新たな認識の展開はあった。ところで通信使の応対を通じて水戸藩に蓄積されてきた朝鮮認識、水戸藩の修史事業を通じて得られた歴史上の「朝鮮」にたいする認識などとはどのように関係しているのだろうか。斉昭に特有の背景も踏まえてさらに考察を深める余地があるようにも思われる。

三 佐野真由子『幕末外交儀礼の研究』（思文閣出版、二〇一七年、五三～五五頁、六三～六四、一二八～一七四頁）参照。

四 岡本花亭と文化度通信使との関わりについては高木重俊『岡本花亭』（研文出版、二〇一一年、八二～一一八頁）に詳しい。

五 川田貞夫「群鶏の鶴——岡本花亭余話——」（『日本歴史』五〇〇、一九九〇年）。

六 前掲池内二〇〇六年、八〇頁。

七 「通航一覧の不備を補ふ」（前掲田保橋一九四〇年、六四二頁）問題意識からはこのような動向はみえてこない。本稿第四章、第六章では、これまで「二次史料」として活用される傾向にあった歴史書のたぐいを「一次史料」としてみてきた。同様の視角から、

『通航一覽』も、嘉永年間に編纂された「一次史料」として分析していく必要があるだろう。

八 『通航一覽』巻二、二六三頁。

九 なおここに『接鮮紀事』『接鮮瘡語』は収録されていない。

一〇 幕末期の英露戦艦の対馬接近については日野清三郎著・長正統編『幕末における対馬と英露』（東京大学出版会、一九六八年）を参照。

一一 もつとも佐須はこのとき江戸家老全権ではなかった。玄明喆「文久元年対馬藩の移封運動について」（『日本歴史』五三六、一九九三年）。

一二 木村直也「文久三年対馬藩援助要求運動について」（田中健夫編『日本前近代の国家と対外関係』吉川弘文館、一九八七年）、「幕末期の朝鮮進出論とその政策化」（『歴史学研究』六七九、一九九五年）、玄明喆『19세기 후반의 대마주와 한일관계（一九世紀後半の対馬州と韓日関係）』（國學資料院、二〇〇三年、一三三〜一六〇頁）、金興秀『한일관계의 근대적 개편 과정（韓日関係の近代的改編過程）』（서울대학교출판문화원（ソウル大学校出版文化院）、二〇〇九年、三八〜三九頁、六〇〜七二頁）。

一三 ただし田代和生も指摘するように、どのような過程を経て藩全体の議論となったのかについてはさらに慎重な検討が必要である（田代和生「対馬藩経済思想の確立」（『日朝交易の対馬藩』創文社、二〇〇七年、八四〜九〇頁。初出は二〇〇〇年）。

一四 ただし大島の思想的背景についてはさらに検討が必要だと思われる。幕末期の攘夷思想が「対馬藩において」どのように受容されたのかという点に関してはなお不明な点が多い。それを明らかにする一端として幕末期の対馬藩儒唐坊長秋（一八二一〜六四）の検討に意義があると考えられる。唐坊は会沢正志斎の『新論』を玩味しており、ペリー来航直後に大橋訥庵の『嘉永上書』『安政上書』を筆写していた（『殲寇新議附後議論』高月観音の里歴史民俗資料館所蔵、整理番号九一）。

一五 もつとも対馬藩の要求の主眼は財政援助にあり、「征韓」の「たてまえ」と明治以降の日朝関係のつながりを強調すべきではないとの指摘がある（玄明喆「対馬藩攘夷政権と援助要求運動」田中彰『幕末維新の社会と思想』吉川弘文館、一九九九年）。

一六 かれらは西洋秩序とその象徴としての条約という概念にもとづき合理的で割り切った政治姿勢をもつことから、奈良勝司はかれらを「条約派」となづけた。「条約派」の復権と、慶應元年の政変については奈良勝司「二つの開国論」（『明治維新と世界認識体系』有志舎、二〇一〇年、一六三〜一七〇頁）参照。

一七 木村直也「幕末における日朝関係の転回」(『歴史学研究』六七九、一九九五年)、沈箕載『幕末維新日朝外交史の研究』(臨川書店、一九九七年、四二～五五頁)、金興秀『한일관계의 근대적 개편 과정』(九四～一二〇頁)。木村はこの計画の発案者は不明であるとするが、金興秀は対馬の大島友之允が長崎奉行に提案し、長崎奉行がこれを幕府に建議して推進されたと指摘する。

一八 藤本健太郎「以酹庵輪番制の廃止と対馬藩の対応」(『日本歴史』八三八、二〇一八年)。

一九 草場廉『慶応三年丁卯四月 朝鮮渡海日記』四月一四日条(『草場船山日記』三四四頁)。

二〇 慶応三年三月四日付千住大之助宛古賀謹一郎書簡(同前、四月一七日条。同書、三四六頁)。

【表1】宝暦度通信使唱酬諸人

	身分*1	史料上表記	通名*2	字*2	号*2	生没年*2	接触日*3	筆談集、関連史料*4	過去接触*備考*6
対馬州									
1	通詞	沢田治					10/30		
2	通詞	間永勝七					11/6		
3	通詞	青柳伊吉							
4	通詞	松本善左衛門					12/8		
5	書記	紀蕃實	朝岡一 学、初名		蘭菴		11/17, 11/22, 12/7, 12/8, 12/28, 1/6, 1/13, 1/15, 1/26, 1/30/ 2/1, 2/12, 4/10, 5/2, 5/4, 5/5, 5/17		戊辰 雨森東之徒
6	書記	平公謙	大浦東臯	士恭	東臯		11/17, 12/8, 1/13		
7	書記	林思可	小林訥齋		訥齋				江戸文学
8	禁徒	鐵右衛門							
9	以酊麻作	龍芳	桂巖龍芳				12/28, 1/25, 2/4, 2/12, 2/13, 3/18, 3/24, 4/10, 4/15	鎌客唱和	西京僧
10	徒僧	龍育			蘭州		12/19, 12/25, 1/14, 1/15, 1/30, 3/18, 6/17		西京僧
11	徒僧	大希			古棠		12/19, 1/14, 1/15, 1/30, 3/18		西京僧
12	徒僧	玄津			春坡		12/19, 12/25, 1/14, 1/15, 1/17, 1/30, 2/5, 2/12, 3/18, 3/19, 3/21		西京僧
13	徒僧	慧勇	慈航		雲高		1/26, 1/30, 2/5, 2/7, 2/12, 3/4, 3/13		西京僧
14	徒僧	惠玠			觀河		2/7, 2/29, 3/16, 3/24, 4/25		西京僧
肥前州									
15	医	白石榮	白石桃花源	小春	東昭、桃?	1772	11/18		平戸、入江南瀛門
16		泊維章		叔慶	順庵		11/18		
17		吉野連秀政		漢悉齋		1713-88	11/18		彦岐国天手長男神社宮司
18		吉野連光明			鉄丈		11/18		秀政の子
筑前州									
19	医	堀江誠定		道元	鷲汀				
20	書記	井土周道		子幹	魯垌	1707-70	12/8, 12/9, 12/10, 12/11, 12/12, 12/13, 12/16, 12/17, 12/19, 5/26	仙水遊戯(和韓雙鳴集卷4)	
21		櫛田威		文哉	鞠潭	1720-72	12/8, 12/10, 5/26	藍島唱和集	
22		嶋村膏		漢濯	秋江	?-?	12/8, 12/10, 12/12, 12/13, 12/17, 12/18, 5/26	仙水遊戯(和韓雙鳴集卷4)、 藍島唱和集	
23	州医	亀井魯		道載	南冥	1743-1814	12/8, 12/9, 12/10, 12/11, 12/13, 12/14, 12/15, 12/19, 12/20, 12/21, 12/23, 12/26, 5/26	決決餘響	
24		青木明貞		伯固	桂谷				
25		邸上永類		子錫、元	滄州				
26		城流		公庸			12/21, 12/23	決決餘響	
27		横田義民					12/17, 12/19, 12/21, 12/23		写字官
長門州									
28		草安世	草場大麓	仁甫	大麓	1740-1803	12/28, 12/29, 12/30, 1/1, (1/4), (1/6)	長門祭甲問様	明倫館助教
29		瀧長億		弥八	鶴台	1709-73	12/28, 12/29, 12/30, 1/1, (1/4), (1/6), 5/21, 5/22	長門祭甲問様	萩藩備
30		山根泰徳	山根華陽	有隣	南溟	1697-1772	12/28, (1/8), 5/21	長門祭甲問様	辛卯、己亥、戊辰
31		瀧鴻		士儀	高渠	1745-92	12/28, (1/4), 5/21	長門祭甲問様	
32	州医	香取文圭		子璋	太華	1721-82	12/28, 5/22	長門祭甲問様	
33	学生	秦兼虎		子熊	嵩山	1735-85	12/28, 5/21	長門祭甲問様	
34		竹俊暲	竹中襄陽	仲良	襄陽		<12/12>, 12/29, 1/1	長門祭甲問様	
35		和棟郷	和智棟郷	子藝	東郊	1703-65	12/29, 5/21		萩藩備、山県周南門徒
周防州上關									
36		宮庄親孝			濯阜		1/4		
37		香川景記		吉伯	富溪		1/4		
38	岩国医	樋口公瑛		俊卿	東里、三	1722-1808	1/4		岩国藩備、伊藤蘭嶼門徒
39	岩医	桑原尚徳		玄忠	釣江		1/4		
豊後州鞆浦									
40	州記室	柴寛猛	柴山豫章	季和	豫章	1730-67	1/11, 5/17	備後叢書	岡藩備
備前州生窓									
41	国史、国	市浦直春		子木	南竹	?-1785	1/13, 5/15	甲申様客添水集	岡山藩学校奉行
42	文学	和田部		伯高	一江、衡	1719-85	1/13	甲申様客添水集	
43	文学	井濤	井上四明	仲龍	四明	1730-1819	1/13, (1/15), (2/2), 5/15	甲申様客添水集、牛渚唱和集	岡山藩備、父井上蘭台(戊辰)

44	侍読	近藤篤	子業	西涯	1723-1807	1/13, (1/16), (2/2), 5/15	甲申様客泚水集	戊辰	岡山藩備
45	学士	龜山德基	龜山九藏	子讓	南窓	1/13	甲申様客泚水集		岡山藩士
播磨州室津									
46		合田誠美	積仲	麗澤		1/15, 1/16, 1/17			姫路藩備
47		田正脩	敬甫	桂巖		1/15, 1/17			
48		中居敬	公簡	竹亭					
49		平正韶		鵬嶼		5/17			
50	州医	平道淳	正卿	蘆山		5/17			
51	祭酒之徒	藤導	環夫	蘭斎		5/17			林祭酒門徒
52		中三美	子稜						
53	龍野学生	石公章	有文						
54		齊貞	杏白	龍崖					
摂津州大坂城									
55		源文虎		子牙		1/22, 1/26, (4/15), 5/4	鴻臚摺筆		自称鴻臚典翰、文龍(155)の弟
56		奥田元繼	志季	仙樸、尚	1729-1807	1/22, 4/5, 5/6	両好餘話		魯堂の弟
57		木弘恭	木村兼葭堂	世肅	兼葭堂	1736-1802	1/22, 1/26, 4/4, 4/5, (4/9), (4/10), (4/13), (4/15), 5/4, 5/6, (5/9), (6/15)	兼葭雅集図	混沌詩社
58		左詢	君考	遠聴		1/22			
59		長維往	春泰			1/22			
60		齊震	伯起			1/22			
61		芥煥	芥川丹丘	彦章	丹丘	1710-85	1/22		
62		芥元澄	芥川元澄	子泉、思堂		1744-1807	1/22, 4/3	芥園問槎(和韓雙鳴集卷3)	元澄の父、丹丘の子。のち鯖江藩備
63		井高登	子龍	篤陰		1/22			西京人
64		南川維澤	金溪	士長	1732-81	1/22, 4/6			菰野藩備
65	医	堀玄圭	君錦			1/22, 4/3			
66		桶其昌	子世	連城		1/22			
67		内山之明	勝三	栗斎		1/22		栗斎鴻臚摺筆	大坂西町奉行組与力
68		富維章	士煥	有明	(22歳)	1/22, 1/26			
69		石方董	昌伯	赤城、蒼龍		1/22			
70		岡尚吉	王謙	九華		1/22			
71		福尚脩	福原尚脩	承明	水雲居士	1735-68	1/22, 4/4, 4/5, (4/10), (5/9)	兼葭雅集図	
72		片猷	片山北海	孝秩	北海	1723-90	1/22, 5/6	兼葭雅集図	越後人、混沌詩社創設
73	僧	義端	勇進	雲松	道人	1732-1803	1/22	朝鮮聘使館浪華記、奇事風聞	靈松寺
74		近藤章	子章	華溪		1/23			
75		屈政郷	樞英	正斎		1/23			
76		古世輔	景相			1/23			
77		毛恭	敬甫	嵩台		1/23			
78		鳥宗成	鳥山崧岳	世章	崧岳	?-1776	1/23, 4/5	宝曆甲申朝鮮人贈答録	大坂の儒医・混沌詩社
79		前田元一	貞儀			1/23			
80		林成	君美	東庵		1/23		躰客人相筆話	
81		田中正誼				1/23			
82		北山皓	白甫	七僧	1721-1806	1/23		鶏壇嘯鳴	彰の従兄、大坂儒医、服部南郭門
83		千庫由胤	路郷	鷺島		1/23			
84		矢倉安	矢倉安々	文思	霞欄	1723-89	1/23		京の商人
85		山口純實	正憲	河陽		1/23		観楓互詠	
86		野口芳峻	行蔵	震斎		1/23			
87		西邨直	思愚			1/23			
88		岡廷龍	国瑞	洋溟		1/23			
89		劉岑友			(13歳)	1/23			
90		藤文禮	幹卿	北岳		1/23			
91		林多友直	春斎	眉山		1/23			
92		衛貞謙	子鳴	茅山		1/23, 4/5			
93		北山彰	世美	橘庵	1731-91	1/23		両好餘話	皓の従弟、河内の儒医、混沌詩社
94		松方好	問仲	梧亭		1/23		鶏壇嘯鳴	
95		篤安敬	東節	鶴陵		1/23			
96		勝元緯	以寛			1/23, 4/6		両好餘話	
97	僧	勇立		鑑川		1/23			
98		藤澤長達	子道	雨川	1703-71	1/23			佐渡奉行所詰医師、伊勢菰野藩備

99	留守友信	希賢	括囊	1705-65	1/23, 1/25		戊辰	
100	源實	子苗	南岡		1/24		京人	
101	岡豹	岡田南山	君章	1742-1810	1/24		京人、混沌詩社	
102	石燾	玄度	金谷		1/24		京人	
103	僧	知禮			1/24		京人、光明寺	
104	矢木崑	儻越	鳴鳳		1/24		京人	
105	伊位重				1/24		京人、鴻臚知事	
106	僧	隆賢	醉月		1/24		京人	
107	篠大賢	子章	六甲		1/24, 4/6		京人	
108	長公勲	長青楓	禹功	1716-74	1/24		京人、画家	
109	山寧	子靜	白洞		1/24			
110	松之煥	右文	灌園		1/24			
111	井廣祥	仲肅			1/24			
112	田藤	子懿		(17歳)	1/24			
113	矢田英源		觀魚		1/24, 4/6			
114	森本公共	之進	水籜		1/24			
115	寛藤	子節	竹里		1/24			
116	角重教	惟能	清瀧		1/24			
117	傳寶子藩	恒之	孝菴		1/24			
118	橘隆吉	不撓	白嶺		1/24			
119	合離	細井斗南	麗王	1727-1803	1/24, 4/5, (4/9), (4/15), 5/6	兼葭雅集図	混沌詩社	
120	松忠敦	子厚	霞州		1/24			
121	僧	善景	諦玄		1/24			
122	新崎國林	大器	富木		1/24			
123	菅井龍	子潜	秦菴		1/24			
124	岡施國	賓王	露臺		1/24			
125	寺井修吉		西陵		1/24			
126	僧	了然	義天		1/24			
127	植世禎		孤嶽		1/25			
128	医	安井厲玉	飛卿		1/25, 4/5, 4/16, 4/17, 4/19		泉州	
129	福世謙	益夫	鯉瀾		1/25, 4/6, 4/16, 4/17, 4/19		泉州	
130	三宅斌				1/25, 4/16, 4/17, 4/19		泉州	
131	田崇	伯孝	蘭溪		1/25			
132	三村喜志	子遜	順庵		1/25			
133	大江資衡	稚圭	玄圃	1728-94	1/25, 4/2, 4/3	問佩集		
134	林利長	伯養	青桂館		1/25			
135	林利春		伏巖楼		1/25			
136	石川貞	太乙	金谷	1737-78	1/25	問槎餘響	伊勢孤野藩	
137	池球	子鳴			1/25			
138	宇野成憲	高田伊楠	元章	1720-79	1/25, 1/28, 1/29, 4/3		森山人	
139	陶國興		義作	1688-?	1/25, 5/4		辛卯、己亥、戊辰	
140	陶國瑞		孟澹		1/25			
141	加番長老承瞻	維天承瞻	維天、葛陂		1/25, 1/26, 1/30, 2/4, 2/10, 2/11, 2/12, 2/13, 3/16, 4/14, 4/20, 4/22, 4/23, 4/24, 4/25, 4/26, 5/4, 5/6		万年山僧	
142	徒僧	周奎	維明周奎	羽山	1731-1808	1/25, 4/3, 4/12, 4/13, (6/15), 1/25, 1/26, 2/1, 2/2, 2/5, 2/6, 2/7, 2/8, 2/9, 2/10, 2/12, 2/13, 2/18, 2/21, 2/22, 2/25, 2/26, 3/3, 3/7, 3/11, 3/12, 3/13, 3/15, 3/16, 3/17, 3/18, 3/19, 3/23, 3/24, 3/25, 3/27, 3/28, 4/1, 4/2, 4/3, 4/5, 4/6, (4/9), 4/17, 5/4, 5/5, (6/15), 1/25, 1/26, 1/27, 2/7, 2/8, 2/10, 2/12, 2/13, 2/22, 3/5, 3/11, 3/15, 3/16, 3/17, 3/19, 3/23, 3/24, 3/25, 3/28, 4/2, 4/5, 4/6, 4/14, 4/17, 5/4, 5/5, 5/6, (6/15)		相国寺111世
143	徒僧	周宏		怡亭				
144	徒僧	周遵		春溪				
145	徒僧	承隆		高湯				
146	那波師曾	孝卿	魯堂	1727-89	1/25, 1/26, 1/27, 2/1, 2/2, 2/5, 2/6, 2/7, 2/8, 2/9, 2/10, 2/12, 2/13, 2/14, 2/17, 2/18, 2/19, 2/21, 2/22, 2/25, 2/26, 3/1, 3/2, 3/3, 3/4, 3/5, 3/7, 3/10, 3/11, 3/13, 3/15, 3/17, 3/18, 3/19, 3/21, 3/23, 3/24, 3/25, 3/26, 3/28, 4/1, 4/2, 4/5, 4/6, (4/10), (4/15), 5/4, 5/5, 5/6, (6/15)	東游編、韓人筆談録、問槎余響(序)、品川一燈	奥田元継の兄、聖護院侍講、のち徳島藩儒	

147	富野義胤	仲達	1733-91	1/25, 1/26, 1/27, 2/7, 2/8, 2/10, 2/12, 2/13, 2/22, 3/11, 3/15, 3/21, 3/23, 3/24, 3/25, 3/26, 3/28, 4/6, 5/4, 5/6.	医者、香川修庵門下、敦賀
148	瀧怨	子忠	東陵	1/25, 4/5	
149	左房	子駮		1/25	
150	僧 竺常	大典頭常	太真	蕉中	1719-1801 1/25, 4/5, 4/6, (4/29), 5/3, 5/4, 5/5, 5/6, (5/9), (6/15) 添遇録、兼葭雅集図 のち以訥庵僧
151	林百齡	壽翁	易山	1/25	
152	渡申			1/25	
153	左世寛	君在		1/25	
154	庵弘毅		岡先	4/5	桑名藩備
155	源文龍	文龍		4/5	文虎(55)の兄
156	膝邦	士濟	栗山	4/5	
157	西日恵明	子壯	華州	4/5	
158	伴直治			4/5	
159	西熙	亮米	幽篁	4/5	
160	僧 水月			4/5	
161	館屯	濟美		4/5	尾張人
162	菅繼明		祇堂	4/5	
163	吉岡元亮			4/6	
164	本子誠	維芳		4/6	
165	僧 慧澤			4/6	
166	長良侗憲	子謹	陳川	4/6	
167	豆寛	伯剛		4/6	
168	伊藤世賢	希卿		4/6	
169	西山正	西山拙斎	子雅	1735-99 4/6	
170	申白鳳	伯利	魚貫	4/6	
171	鈴麿	和鳴		4/6	
172	山武郡	文治	雲峰	4/6	陶国興之徒
173	牧有庸	仲禮	紫洋	4/6	
174	長岡忍	丹内	橘徑		
175	藤長剛	子叔	東里		
176	松村斐	子松			
177	好至聡	睿明			
178	屈三秀	子煌	蓮菴		
179	菅无讓		求古亭		
180	佐藤陟卿				
181	永来敬	子遜	昆陵		
182	山義雄	大藏	龍菴		
183	林貞亮	子珩	撻庭		
184	菅来章	君蒼			
185	僧 慧丈				瑞雲寺
186	僧 寂津				
187	井文炳	仲彪			
188	僧 浄主		葉樹	5/5, 5/6, (5/9)	兼葭雅集図 竺常(150)の徒
189	僧 徳雲	眠韻		(4/9), 5/6	筑前藍鳥唱和(和韓雙鳴集卷 備中僧)
190	藤原彬	豊卿	錦淮		
191	皆川憲	皆川淇園	伯恭	淇園	1735-1807 1/27, 4/6 のち弘道館創立
192	荻凱	子元	台州園	1/28	
193	源之熙	君績	眉山	1/28	
194	池原	孔恭	柳里	1/28	
195	北春倫	北尾春倫	子彝、中 翠柏	1701-? 1/28, 4/3	室曆十四年甲申正月廿八日日本 辛卯、己亥、戊辰 閑寺唱和(和韓雙鳴集卷6)
196	北克	希禮	依竹	1/28, 4/3	春倫(195)の子
197	北宗堅	子水	竹陰	1/28, 4/3	春倫(195)の子
198	柳敬基	公簡	竹所	1/28	
199	武欽繇	聖謨	梅龍	1/28, 4/2	戊辰 欽尹の兄
200	橋正之	文區	香山	1/28	
201	僧 御厨華	子英	西岳	1/28	泰(202)の兄

202	御厨泰		東岳	1/28		華(201)の弟
203	坂元之将	子命		1/28, 4/3		
204	藤原成章	仲達	層城	1/28		
205	森義勝	子把		1/28		
206	闇維元	士長	嶺風	1/28, 4/3		
207	敬雄	韶鳳	金龍	1/28		
208	村井漸	仲漸		1/28		
209	餘環	伯玉	東郭	1/28, 4/3		百済王の後裔、公龍の兄弟
210	平文韶	信美	盧門	1/28		
211	宇重衡	仲機	南岳 (19歳)	1/28		
212	餘公龍	叔雲		1/28, 4/3		環(222)の兄弟
213	河野通遠	公達	天岳	1/28, 4/3		富野仲達(147)の弟
214	公西維恭		松江	1/28, 4/3		
215	鳥躬	伯行		1/28, 4/3		
216	勝玄之	子祥	西洞	1/28, 4/3		
217	松井文實	子章		4/3		
218	河子龍	河野怨斎	伯潜	1742-79	4/5	混沌詩社、蓮池灌備、岡白駒の子
219	武欽尹		聖耕		4/2	欽縁の弟
220	平井義綱		紀宗		4/2	
221	張九巖		子丘		4/2	
222	中維迪		子秀		4/2	
223	路賢		子象		4/2	
224	關世美		士濟	?-天明年間	1/29	
225	彦坂元明		子章		1/29	篠山灌備
226	兄文蔚		豹卿		1/29	丹波
227	北文彪				1/29	丹波
228	河龍	瑞因	華谷		1/29	丹波
229	平綱				1/29	近江
230	田安世					
231	清綯	清田僮叟	君錦	僮叟	1719-85	越前灌備
232	伊藤涼					綯(231)の仔
233	龍文英			(14歳)		伏見、龍玉淵(1751-1821)か。271と重複か。
234	服部応驥		欽徳			
235	橋尚義		周徳			
236	岡壽郷		元玲			
近江州彦根						
237	後藤岳	尚全	東郭		1/30	
238	越元嘉	伯孔	梓溪		1/30, 4/1	
239	尾維寧	懷徳	南川		1/30, 4/1	
240	野公臺	野村東臯	子賤	1717-84	1/30, 4/1	彦根灌備、徂徠学
241	種威		子畏		4/1	
242	西川湖		子璣		4/1	
243	眞寧				4/1	
244	玉森亮		青楓		4/1	
245	松元中		子庸		4/1	
246	給世憲		孔章		4/1	
247	藤勝趣		子琴	臈東	4/1	
248	武資方		矩卿	芳洲	4/1	
249	顯公器		子璣		4/1	
250	大菅圭	大菅中養父瓊美		1710-78	4/1	彦根灌備臣、国学
251	耶公愨				4/1	
252	種濟	種村箕山	元民	1723-1800	4/1	
253	芳完		仲全		4/1	
美濃州今須大垣						
254	田立城	子章	勝山		2/1, 4/1	間様餘響
255	柴廣親		維山		2/1, 4/1	美濃須賀
256	寂淵		慈雲岩		2/1, 4/1	

257	伊東懋	子惠	龍山	2/1	問様餘響	伊勢久居	
258	小笠常齡	子寿	美柱	2/1	問様餘響	伊勢久居	
259	大嶋要	公板	星河	2/1	問様餘響	伊勢桑名	
260	南宮岳	南宮大湫	喬卿	1728-78	2/1, (2/21)	南宮先生講餘瀆覽	
261	谷宇先	谷顯仲	大湫	2/1	問様餘響	細井平洲、井上蘭台と親密	
262	中川鳴鶴	九皇	城山			伊勢朝明、南宮大湫(260)の門人	
263	田中秩	君祐	淡州	2/1	問様餘響	伊勢桑名	
264	僧	義淵		4/1			
265	田吉記	墨山		4/1		田立城(254)の父	
266	僧	現瑞		4/1			
267	渡元義	虎岩		4/1			
268	僧	海龍		4/1		望湖堂僧	
269	僧	鳳洲		4/1		望湖堂僧	
270	藤共建	子樹	華岳	3/1, 4/1		彦根人	
271	龍文英			3/1		伏見、14歳、233と重複か?	
272	嘉景陳	希慕	大口	3/1		彦根人	
273	田行直	延美	旭嶺	3/1		信濃、室直清の弟子	
274	医	守屋元泰	天柱	2/1, 3/30			
275	北尾孟哲	弘明	翠霞	2/1, 3/30		退隱の父	
276	北尾退隱	士耕	海翁	2/1, 3/30		孟哲の子	
277	佐藤由信	姑古	北郭	2/1, 3/30			
278	西翼	黎猷	九松軒	3/30, (4/10)			
279	源宗温	伯陽	(15歳)	3/30			
280	浦光祿	元受		3/30			
281	下村相如	子成		3/30			
282	鳥居光繁		魯竈	3/30			
283	林清浜	子友	紫巖	3/30			
284	僧	智州		3/30			
285	僧	玄谿		3/30			
286	僧	漏井長上	呂周	3/30			
287	廣春杏	希林	芝畦	3/30			
288	宮河春清	以肇	巨川	3/30			
289	僧	慧訓		3/30			
290	安正章	士奎		3/30			
291	岡田蘭夫	国香	冀州	3/30	殊服同調集		
292	巖井肇	国香		3/30			
尾張州							
293	伊藤一元	吉甫	冠峰	2/3, 3/30, 4/1	問様餘響	伊勢孤野生、美濃笠松住	
294	医	梶野貞之	子元	2/3, 3/30	問様餘響、殊服同調集	美濃北畠	
295	源正卿	磯谷蒼州	子相	1737-1802	2/3, 3/30	河梁雅契、三世唱和(校)	
296	黒田文明	三行	南阜	2/3		松平君山(302)に師事	
297	医	井登	文臺	3/30			
298	宇文明	澹明	蘭阜	3/30			
299	狩美濟	狩野美濟	世伯	3/30	問様餘響	美濃黒侯	
300	清水豊明	春伯	蘭臺	3/30			
301	源應清	子白	南庄	3/30			
302	源雲	松平君山	士龍	君山	1697-1783	2/3, 3/29, (4/9)	三世唱和、表海英華(題)、河 梁雅契(題) 辛卯、亥巳 名古屋藩儒臣
303	源武	松平武	純臣	霍山	1719-86	2/3, 3/29	三世唱和 君山(302)の子
304	源彦	松平彦	伯邦	南山	2/3, 3/29	三世唱和 君山(302)の孫	
305	医	八木光賢	宗伯	青桃	2/3, 3/29		
306	岡田宜生	岡田新川	挺之	新川	1737-99	2/3, 3/29, (6/15)	表海英華、三世唱和(校)
307	岡田惟岡	恩田蕙楼	仲任	大叢	1743-1813	2/3, 3/29	表海英華 岡田新川(306)の弟、明倫堂教授
308	加藤文中	士行	槎斎	2/3			
309	藤茂	峻卿	佩蘭齋	2/3, 3/30			
310	千村良茂	鼎臣	夢澤	2/3, 3/29	殊服同調集	戊辰	
311	井出知亮	北里		2/3, 3/29			千村良茂(310)の子
312	千村諸成	力之	鷺湖	2/3, 3/29	殊服同調集		千村良茂(310)の子

313	千村春友	東葉	鸞州	2/3, 3/29	殊服同調集	千村良茂(310)の子
314	岡章民	君平	玄杏	2/3, 3/29		
315	森岡自厚	省庵	時舞	2/3, 3/29		
316	田平時	上行	養純	2/3, 3/29		
317	大資憲	欽若	雲集	2/3, 3/29		
318	勝照峰	明卿	九阜	2/3		
319	源元全	土屋元全	季顯	2/3	殊服同調集	
320	藤原恭	藤原利恭	士安	2/3	河梁雅契	
321	田琅	文玉		3/29		
322	安應	無疆	黃裳	3/29		
323	医 竹則	子民	寿山	3/29		
324	西河英	子亮	菊庄	3/29	殊服同調集	
325	中融堅		黃華			
326	源國棟	士標				
327	平時貫	公恕	淇園	3/29	河梁雅契(校)	
328	平時芳	子馨	楚江	3/29		
329	竹文明		嵩山	3/29		
330	僧 良隱			3/29		
331	山三秀	若山三秀	伯芝	2/4, 3/29	殊服同調集	
332	小鹿尚賢	玄順	鸞岡	2/4, 3/29		
333	櫻井廣	子儉	龍門	2/4, 3/29		
334	医 山崎文明			2/4		
335	医 濱井安成	寿玄	由己	2/4, 3/29		安俊(337)の親
336	關弘		祖州	2/4, 3/29		
337	濱井安俊	友仙	藜斎	2/4, 3/29		安成(335)の子
338	中村齊治	敏成	魯雀	2/4, 3/29		
339	源昌純		省斎	2/4, 3/29		
340	横時武	子儀	朝陽	3/29		
341	橋本昌	大進	玉野	3/29		
342	山和充			2/4		
三河州						
343	巖来之	子綏	召南	3/28		
344	國分衡	伯璣	鳳山	3/28		
345	國分徽	九一		3/28		衡(344)の子
346	京義	子愈		3/28		
347	菅時憲	菅原時憲	習之	小丘園	?-1783	2/5, 3/28
348	餘承裕	大内熊耳	子綽	熊耳	1697-1776	3/28
349	森命雅					3/28
遠江州						
350	奥村里					
351	医 大武是和	玄乘	荊門			
352	杉浦助右衛					浜松
353	渡邊敏		雷峰			
354	僧 性誓		淳海			
355	僧 等空		默童			
356	僧 満宗					
357	僧 鈴木廉		衡山			
358	僧 士明					
359	織田晴	明卿	岐山	3/26		
360	赤茂啓	全之	眉山	3/26		
361	松本脩良	士元	天都	3/26		
362	僧 芳君妹			2/8		清見寺僧、彦根童子
363	僧 服圭言	東郭				清見寺僧
駿河州						
364	僧 祖鐘			3/21		宝泰寺僧
365	僧 祖光			3/21		宝泰寺僧
366	僧 尊紫洞			3/21		宝泰寺僧
367	僧 慧生			3/21		宝泰寺僧

368	僧	義分				3/21			宝泰寺僧
369	僧	惠蘭				3/21			宝泰寺僧
370	僧	月樺				3/21			宝泰寺僧
371	僧	主精		碓愚		3/20			
372	僧	祖屋				3/20			
373	僧	祖鱸				3/20			
374	僧	辨珠				3/20			
375	僧	仙牛				3/20			
376	僧	主忍				3/20		采観小華使臣詩集	
377	僧	徳田見龍			(17歳)	3/20			清見寺に遊学
伊豆州									
378		梁田邦衛門	梁田象水	變天	象水	1719-95	2/12		明石藩儒、蛸巖次男
379		秋山章	秋山文蔵	子成	富南	1723-1808	2/12, 3/15, 3/16		
380		鳥津實		子篤			3/15, 3/16, 3/18, 3/19		秋山章(379)の弟子
381		西原彰		士常	竹溪		3/15, 3/16, 3/20		
382	僧	虎薫					3/15		
383		源淑			韶春		3/18		
384	江戸医	山元壽					3/19		
相模州									
385		股野充美	股野玉川	才介	玉川	1730-1806	3/13		播州人
386	龍野医	小西尚徳		友賢		1743-1824	3/13		龍野医
387	僧	春雅		朴堂、松霞					鎌倉僧
武蔵州									
388		白石鳳							
389	医	福富榮		子華	興蕃		2/19		
390		小禁玄同		子徳	春庵				
391	僧	因静			渡東	1725-91	2/19, 2/22, 2/24, 3/6		東渡筆談
392		坂上元長		善之	西湖		2/20, 2/23, 2/26, 3/10		倭韓医談
393		竹春英	菅春英	六川			3/6		
394		林信言	林鳳谷	士雅、士	鳳谷	1721-74	2/20, 2/22, 2/25, 3/2, 3/3, 3/4, 3/9, 3/10		韓館唱和 戊辰
395		林信愛	林龍潭	子節	龍潭	1744-71	2/22, 2/25, 3/2, 3/9, 3/10		韓館唱和 信言(394)の子
396		久保泰亨		仲通	盅斎	1730-85	2/22, 2/23, 2/24, 3/2		韓館唱和、韓館唱和統集、韓館唱和別集 昌平鬘、一橋公儒
397		松本為美		子由	西湖	1722-1800	2/22, 2/23, 2/25		韓館唱和、韓館唱和統集、韓館唱和別集 会津侯儒臣
398		林信有		子功	桃蹊	1731-85	2/23		韓館唱和統集 信言(394)の従弟
399		徳力良弼	徳力藤八郎	俊明	龍簡	1706-77	2/23		韓館唱和統集、韓館唱和別集 戊辰
400		松田久徴		子文	鳳溝	1687-?	2/23, 3/2		韓館唱和統集、韓館唱和別集 己亥
401		後藤世鈞	後藤芝山	守中	芝山	1721-82	2/23, 2/25		韓館唱和統集、韓館唱和別集 戊辰 高松藩儒
402		木部敦		子翼	澹州	1721-66	2/23		韓館唱和統集、韓館唱和別集 戊辰 郡山藩儒
403		澁井平	澁井太室	子章	太室	1720-88	2/23, 2/25, 3/11		韓館唱和統集、韓館唱和別集、歌芝照乘、品川一燈 戊辰 佐倉藩儒
404		河口俊彦		君啓	太岳		2/23		韓館唱和統集、韓館唱和別集 河口静斎の子か?
405		片岡有康		子平	氷川		2/23		韓館唱和統集、韓館唱和別集
406		井上厚得		子固	茗溪		2/23		韓館唱和統集、韓館唱和別集
407		青葉兼浩		知言	紫峯		2/23		韓館唱和統集、韓館唱和別集
408	医	村岡彰		良叔	魯斎		2/24, 3/1, 3/4, 3/6		韓館唱和統集、韓館唱和別集
409		關信齡		君長	松窓	1726-1801	2/24, 3/8, 3/11		韓館唱和統集、韓館唱和別集 戊辰 昌平鬘儒生
410		南太元		君初	月湖		2/24		韓館唱和統集 戊辰
411		小室當則		公道	汶陽		2/24		韓館唱和統集、韓館唱和別集 戊辰 会津侯儒臣
412		中村弘道		厚載	鶴市		2/24, 3/2		韓館唱和統集、韓館唱和別集 讚岐侯儒臣
413		飯田良		君貞	雲臺、竹	1737-94	2/24, 3/8		韓館唱和統集、韓館唱和別集 彦根藩儒、飯田恬(419)の子
414		宮武方範		子洵	小山		2/24		韓館唱和統集、韓館唱和別集
415		笠井載清		成川	綾山		2/24		韓館唱和統集
416		山岸蔵		非龍	文淵、釣玄亭		2/24, 2/25, 3/2, 3/6, 3/10, 3/11, (5/18)		韓館唱和、韓館唱和統集、韓館唱和別集、甲申接搯録、韓館唱和統集、韓館唱和別集 戊辰 幕臣・御書物奉行
417		土田貞仍		子羽	蚪叡	1707-77	2/25		

418		林信富	林信方	元禮	親亭、觀	1733-96	2/25	韓館唱和統集、韓館唱和別集	
419		飯田恬		子淡	靜虛、芳山		2/25, 3/8	韓館唱和統集、韓館唱和別集	己亥、戊辰 飯田良(413)の親
420		今井兼規		子範	崑山	1718-77	2/25, 3/9, 3/11	韓館唱和統集、韓館唱和別集、品川一燈	戊辰 佐倉藩儒、井上蘭台門下
421	医	中澤井正		君師	凶南		2/25, 3/3		
422		原馨		君惟	蘭州		2/25, 3/9	韓館唱和統集、韓館唱和別集	
423		山田正珍	山田凶南	玄同	凶南	1749-87	2/23, 2/24, 2/25, 2/26, 2/28, 2/29, 3/1, 3/3, 3/4, 3/5, 3/8	桑韓筆語	幕府医官
424		木村貞貫		君恕	蓬萊	1716-66	2/25, 3/7, 3/11, (4/6), (4/19)	韓館唱和統集、品川一燈	
425		岡井麻		伯和	赤城	?-1803	2/25	韓館唱和、韓館唱和統集、韓館唱和別集	高松藩儒
426		糟尾恵廻		子慶	杏園		2/25	韓館唱和、韓館唱和統集、韓館唱和別集	
427		岡明倫		子舜	亀峯		2/25	韓館唱和、韓館唱和統集、韓館唱和別集	
428		石宜明	石金宜明	字誼	瀬濱、召	1721-58	2/25		
429		源容綏	松平容頌			1744-1805			会津藩主
430		柴邦彦	柴野栗山		栗山	1736-1803	2/25	隣交詩史	
431		平鱗	澤田東臯	景瑞			2/26, 3/2, 3/3, 3/11, (4/6)	傾蓋集	伊勢津藩士
432		韓天壽	中川長四郎	大年	天寿	1727-95	2/26, 3/3, 3/11, 3/12, 3/13, (4/6), (4/9)		
433		小野田					2/28		己亥、戊辰
434	医	井敏卿	今井松庵	子慎	松庵	1740-1823	2/29, 3/3, 3/6, 3/9	松庵筆語	松崎颯海門下
435		黃孟徵		彦明			2/29, 3/3, 3/11		彦岐人、林繁の兄
436		邊球		廷輝			2/29, 3/11	傾蓋唱和録	16歳童子
437	太医	野白實和		元順	養拙		3/1		戊辰
438		松本興長		千里	良庵	1730-84	3/1, 3/6, 3/9	両東蘭語	
439		多紀安長	多紀元徳	仲明	藍溪	1732-1801	3/1		幕府医官
440		横田元準		君瀧	東原		3/1, 3/5, 3/6, 3/9, 3/10	両東蘭語	
441		横田玄節		君度	東河		3/1, 3/4, 3/5, 3/6, 3/7, 3/9, 3/10		元準(440)の弟
442		千葉玄之		子玄	芸閣	1727-92	3/3, 3/11		古賀藩主侍講、秋山玉山門下
443		林繁				(14歳)	3/3		黄孟徵(435)の弟
444		藤原慎		黙甫	空空		3/4		
445		源長興		孟篤	遜軒		3/4		
446	僧	源道					3/4		
447		源口							
448		香川維徳					3/5		
449	記室	藤倉哲		惺斎			3/5	鴻臚館詩文稿	
450		河合光卿		子水、保	養庵		3/6, 3/8, 3/9, 3/10		亀井雨泉門下
451		天野元昌				(14歳)			14歳
452		橋水燕僞			三角亭				
453		宮田明	宮田迂斎	子叙、子	金峰	1718-83	3/7, 3/8		大和郡山藩儒、太宰春台門下
454		劉維翰	宮瀬龍門	文翼	龍門	1720-71	3/7, 3/10	東槎餘談、東渡筆談(序)	自称漢王室の末裔、紀伊人
455		源通魏			金龍		3/7		平鱗の族
456		平英			白河		3/7, 3/11, 3/12, 3/13		
457		佐藤恭		順夫	菰水		3/8		備後人
458		平俊卿					3/8	賓館唱和集	童子
459		桒真清		伯修			3/8		肥後医
460		越克敏		子聡	南溪		3/8		
461	僧	靈之					3/8		
462		高克明	高橋道斎	子啓	東漢	1718-94	3/8		井上蘭台門下
463		源敏		子求			3/8		龜山藩臣
464		林鸞章		子文				桑韓筆語(校)	
465		源成範			冀北		3/9, 3/10, 3/11, (5/18)		
466		林珠潤		子雲	龍山		3/9		
467		源宗翰	徳川宗翰			1728-66	3/10		水戸侯
468		渡邊徳		仲馨			3/11		
469		林美辰		子辰			3/11		
470		林玄深			太美		3/11		
471		保高堅					3/11		

472	山正方		曲川	3/11	
473	海太玄		子黃	3/18	
474	以酈庵長守英	玉嶺守瑛	玉嶺	4/10, 4/15, 4/16, 4/20, 4/22, 4/23, 4/24, 5/5, 5/6, 5/23,	東福寺
475	徒僧	通節			西京僧
476	徒僧	心縁		4/17, 5/9	西京僧
477	徒僧	知本			西京僧
478	徒僧	義山		6/12	西京僧
479	徒僧	丹叔		6/12, 6/15	西京僧
480	徒僧	虎溪		6/12, 6/15	西京僧
481		窪欣	敬元 南溟		大坂
482		黃正迪	子光		加賀
483		仲尚賢	子希 鱗溟	4/9, 4/15	加賀
484		長川尚之	子華		加賀
485		豊愷之	元伯		長門
486		奈以忠			長門
487	医	樋好明	子芳		肥後医
488		片岡善			
489	僧	全扶			肥後
490		永原伴象	曦台 左琴		室津
491		吉連昌	叔川 文嶠		生窓
492		嶋村信成			藍島
493		木是龍	若斐		讃岐
494		恒岡敬三郎	(5歳)	3/8	
495		源文明			
496		橋維嶽	周翰		
497		原頼真	甲山		
498		南嘉	士會		
499		廣瀬好之			
500		井識明	北里		

*1 史料上表記される身分

*2 生没年と名前を特定するため長沢孝三編『漢文学者総覧』(汲古書院、1979年)、『世界大百科事典 第2版』(平凡社、1993年)、『朝日日本歴史人物事典』(1994年)を参照した。

*3 『日観記』で言及される日に限った。()は書簡の往復など間接的な接触。10/30~12/30は1763年、1/1~6/15は1764年。

*4 李元植「筆談唱和集総目録」(同『朝鮮通信使の研究』)、高橋昌彦「朝鮮通信使唱和集目録稿(1)(2)」

具智賢『계미 통신사 사행문학 연구』(宝庫社、2011年)、張眞規『계미 통신사 필담의 동아시아적 의미』(宝庫社、2017年)を参照した。

*5 辛卯(1711)、己亥(1719)、戊辰(1748)

*6 出身地、人間関係など

【表2】那波魯堂登場記事

日にち	場所	記事	出典	備考
1月20日	大坂			
1月21日	大坂			
1月22日	大坂	文士十四人来見、木世肅・福尚脩・合離・那波師曾・富野義胤、其選也、加番長老始護使行、其徒周奎・周遵・周宏来、宏則飛驒守之子也、奎有俊氣善畫、	日本録	多数の文人と交流
1月23日	大坂			多数の文人と交流
1月24日	大坂			多数の文人と交流
1月25日	大坂	那波師曾字孝卿號魯堂、貌不揚而文学長博通經史、與医士富野義胤字仲達、俱託維天長老之行為書記、蓋欲與吾輩同往返千里、極酬唱談蕪之娛、其誠與志可嘉、仲達詩筆亦逼古為人有氣格、是日亦和詩聞鷄、陶国興最多、酬酢詩亦累篇、周宏・師曾談舌移夜、奥田元継、師曾之弟云、 那波師曾字孝卿號魯堂、居西京為親王教傳、時年三十三、為接我行先学我語於理馬張世文世文先入大坂也、	日観記	多数の文人と交流
1月26日	枚方	紀蕃實・那波師曾・富野義胤・源文席並有寄来詩、	乗槎録	多数の文人と交流
1月27日	淀浦	那波・富野、夜来話、 夜、師曾及三周僧・義胤皆来穩話、	日観記	
			乗槎録	
1月28日	京			
1月29日	大津			
1月30日	彦根			
2月1日	大垣	那波師曾・周宏来話、師曾贈途中詩二篇並和、貽花牋、坐到晚筵、	日観記	多数の文人と交流
2月2日	大垣	魯堂・周宏・周遵来話、魯堂筆舌間多、博雅可聞者、亦有生長蠻夷之恨酬、魯堂及兩長老、與徒弟等詩十餘篇、師曾・宏・遵各睨文旁、三友皆頂謝不盡、	日観記	
2月3日	名古屋			多数の文人と交流
2月4日	岡崎			多数の文人と交流
2月5日	吉田	是夜又無竟詩者、師曾・周宏来話、頗采国俗、	日観記	
2月6日	浜松	宏僧・魯堂来見、余度疲憊、有兩三蠻子懷詩、詩不成語、	日観記	
2月7日	掛川	魯堂・宏・遵・仲達・慧勇来話、瞻長老之徒恵玠號觀河者、亦来呈詩、兩長老送五六篇、和贈魯堂古體、 夜、師曾・周宏・仲達輩皆来、夜聞大井川水發將停行、蓋高嶺雪銷故也、其方言紙曰加未、筆曰扶代、硯曰與々里、硯家曰須與々里朴古、水曰民注、火曰瀨、是日皆歷呼以索、	日観記	乗槎録
2月8日	掛川	魯堂・義胤・周・宏竟日劇談、頗聞国情、 魯堂輩終日打話、	日観記	
2月9日	藤枝	站雖不甚盛、亦店驛之大者、館稍精、和師曾三詩、・・・〔午後〕魯堂・宏師来話、 夜、魯堂輩皆来話、是日倭通事吉郎兵五者之奴、犯馬国書冒行、五里不下、許僉使圭憤而舉鞭打、坐馬者之竹笠厥、倭亦舉杖来抗頼他、裨將叱退而止、至館吉郎兵五来罵許僉使、遽發醜語、幾乎相搏、許厲聲據理、而罵重得免其手拳、使相使三首譯往、言于島主、使之治罪、蓋兵五者蕃實之甥侄、怙勢肆氣無所不至、積年在倭館、習我物情、甚於我人以許圭、起自微賤、故大言曰、吾之待君善君、宥知感而揚々如此、君以我為不知耶云々、許圭之微賤言之、彼人者必我也、因此一事可驗其百、蓋馬人雖惡其懲惡者實我也、馬人恣橫方日甚一日、而若輩則日夕称道、常言馬人服勞比前倍多云々、良可異也、師曾略言、彼我人弊端、至謂馬人固兇悍、貴国亦豈无馬人云々矣、蓋其国俗騎卜馬者、無犯馬之禁、圭之怒由不知、其俗也、後當知戒、	日観記	乗槎録
2月10日	江尻	和維天・魯堂・仲達詩、宏・遵・仲達来話、	日観記	
2月11日	清見寺・吉原			
2月12日	三島	魯堂・仲達・宏・遵兩僧来話、	日観記	

		夜、與那波生穩話、問富岳高低、初稱不曾身到不詳步武、余曰在吉田時詳見、自山底至頂、可三十餘里、自館至山底、又可三十餘里、悉以貴國里數、則富嶽之高、當稱四十里、前此使行務相曠過、或稱四百里、或二百里者、甚不誠信、對曰、測山高下計程遠近、先生推以望海島等法耶、曰不然、僕習於山行、非別有法也、頂手作礼而書曰、先生神眼、弊邦之人、何敢更事飾辭耶、前此々等事、果有國禁、馬州人操之故、文士輩不敢違越、先生既一見、毫照如僕之誠心愛慕者、何敢不盡言也、蓋自海岸至山脚四十里、自山脚至頂亦四十里、頂有八葉峰、八葉之心有池、回可四十里、山上苦寒、獨五月夏至時、冰雪盡消、故遊山者、亦於夏至時、齊宿於山、蓋不但日力之易暮、亦冷不堪久居雲氣、常在山腰、故山下不能頗望山頂數百里外方、可頗望山、駿河西、信濃北、甲斐東、武蔵・相模海當其東南、大不及木曾、而特立故能望山之上多池、在南海中者多冷泉、此是天意欲以壓勝炎氣也、對曰、曾常疑五行生剋之論、是鄒衍輩佞會之說、五行豈有生剋耶、水克火、火克金、猶可說也、至於木克土、火生土等之說、極是無理、土本生木、木安有剋土之理、至大之土火島能生之、洪範疑其偽載記牽強、余曰、此則明人欲背程朱之說、君亦有襲謬矣、以君聰明、淹貫百家、程朱諸說必已涉獵、而忽有此言、吾亦不更提前賢語、只以目前淺近處言之、蓋陰陽迭相消長、五行各有專氣、其陰極長、陽極長處、謂之水・火、於陰陽均停處分陽方長、陰方長而謂之木・金、是四者各有定位、而其生其成資於土、既已分排對待則其生也、由二氣衰旺其剋也、亦由二氣衰旺、而到木氣方旺時、土木便衰索了、是所謂木剋土也、於其火伝金處、不自迺繞必待火生土、土生金、然後方得流行運轉、其余、君亦必自知矣、是五氣也、雖形以〔而か〕下之曰水・火・木・金・土也、若遡論形而上、之則其理其氣、有非彼五箇物獨專、其名如四德、四方、四時、四象、何莫非此理、此氣也、然於万物中以言其專得一氣以賦其形者、則水也、火也、金也、木也、土也、其矣此五物中、亦各自有五箇氣、故水火木金土五者、是五行之寓名、其理、其氣自在五物形成之先、今執杯・水車・薪之見反、譏六芸經傳之旨者、實非所望、於魯堂者、洪範戴經、君欲勿信、至於周易・經緯・天地造化之書、君將問之於那邊也、彼明季悖子弟、挾其蚍蜉之偏識處、欲点翳日月之、程朱至或筆之以諷淺之言、吾邦士大夫、常時微哂、聞中國之人今無更道、此等語者、明如魯堂者、忽發慢聖背經之說、如不改圖、從今以後、欲不復見那波子矣、曾詳見筆談、起拜更座曰、此乃物茂卿得之明儒之說、而唱言於國中者也、曾亦有些疑心、思欲質問、曾今披雲觀天、終而霜雪凜々、曾本非物氏之徒、請操此紙以誨他人、余曰、筆談乱且多誤字落字、不當掛他人眼、曾捲而懷之袵中曰、此恰當一部周易、足觀大學問、且無誤字、曾當繕寫伝示於人幸、勿更索遂擇乎、不出因問答至夜深、	乗槎録
2月13日	小田原	維天・魯堂・仲達・桂巖徒僧二人詩、大抵多詠富岳之作、以門闕下馬大是謬誤、主為失礼、賓為失義、不可以從前因襲、不思釐革、亟言于護行長老、俾歸時改之之意告魯堂、	日記
		師曾及僧輩、皆至問箱關下馬之由、答曰、是關譏之意、往來人到此常搜檢、故人無有不下者、今於大賓之行又用此例、則謬也、曰、然則使之下者、非礼也、見迫而下者、非義也、非礼非義、何以為主客、蓋言之長老俾正之、對曰、長老雖言之決無益、大抵吾邦事、雖知其非矣、必用前例便有一、夫當關萬、夫莫開之意奈何々々、曰然則一夫是馬人耶、對曰然矣、曰然則盍言之江戸執政、曰徐觀之箱嶺以東屬相模州、	乗槎録
2月14日	藤沢	夜、師曾又来穩話	乗槎録
2月15日	品川		
2月16日	江戸		
2月17日	江戸	那波師來話、問儒士不來之故、答此是久淹之地、必当日日繼至、物茂卿以唱酬謂、非詩道、聞其風者或不來歟、以使館護衛、圖像懷中索見之則似有難色、強之乃出有朝鮮人來朝字、引以責之。答固知其不當書書肆誤刻、不知何人不識字義而為之也、觀西京市中所賣之圖亦皆如此。其國以御字・殿字、用於我人下官之次舍、至於溷廁、則字義未必知當用不當用、而我以均敵之禮、行於其強臣、而所謂天皇不與焉、庸詎免渠輩自尊之耻乎、重可痛也、師曾語及家康稱東都光聖、余謂魯堂、自許慷慨又居西京、能知尊王紂霸、今稱聖何也、對公不知不以辭害義之文乎、蓋陽尊之也、	日記
		夜與魯堂穩話、多可聞語、	乗槎録
2月18日	江戸	周宏・師曾來話、贈以扇及華墨。師曾・從僧輩遠來、不得啜葷血每飯分與之感謝不盡、數日間和大坂・西京人、既歸未和之詩數十篇、問曾・宏輩按名以伝、又作名護屋及沿途大篇長文之可迫為者十余篇、聞伝命曰選定二十七云、	日記
		加番長老の書記儒学者 那波師曾と 周宏が訪れて 終日筆談して過ごす 夕食を分けてやると 喜んで食べて帰った	日東壯遊歌
2月19日	江戸	師曾言瞻長老聞、余所論、箱關下馬之非、要得一通文字、示對馬守及江戸官人釐改謬規、	日記
		周遵・師曾輩、夕至分飯、	乗槎録
2月20日	江戸		
2月21日	江戸	留江戸、朝地震、柱楣窓壁者然作聲、馬上才試藝於馬守家、來周宏・師曾來話、評師曾詩文藁、	日記
		是晚地震、屏障皆動揺、蓋火災・地震、此處最頻云、周宏率其二弟而來、師曾亦為遊觀往上野菜獻筆筒於吾四人、	乗槎録
2月22日	江戸	魯堂・宏僧夜來話、	日記
2月23日	江戸		
2月24日	江戸		
2月25日	江戸	井潜・近藤篤・那波師曾之所薦者頗有聲譽、	日記

多数の文人と交流
多数の文人と交流
多数の文人と交流
多数の文人と交流

2月26日	江戸	魯堂・宏積来話、 魯堂が訪れ 夜更けまで筆談する 以後毎日顔を出し 多岐にわたって語り合うが この人物はなかなかの元氣者 挙動に軽率なところも見えるが 博覧強記にして 且つ聡明英氣に満ち 今まで会った中では随一といえる 我々に親しみを持ち 言うことに裏表なく 誠心誠意 我々に随行したいと 毎日来ては懇願する その志まことに殊勝と思うが 国法に妨げられ 連れてゆくことはままならず 不憫であり哀れである 倭国のことを尋ねると 忌憚なく 六つの州の太守が 領地、勢力ともに大きいことから 幕府の百官らは これを恐れ懸念しているという	日観記	日東壯遊歌	
2月27日	江戸				国書伝達
2月28日	江戸				
2月29日	江戸				
2月30日	江戸				
3月1日	江戸	自藤共建以下、皆師曾所請故和之、山田正珍、乞王摩詰牡丹圖序、並致絹素、師曾亦乞伊予候雕龍閣記致絹本病未已復服正氣	日観記	馬上才	
3月2日	江戸	師曾携示停雲集・徂徠集、	日観記		
3月3日	江戸				
3月4日	江戸	魯堂介請积廊道詩和贈並応之、和送二林別詩及其門徒請詩、題富岳二律応信言所求、書雕龍閣記牡丹圖序於絹、與魯堂及山田正珍、慧勇又乞其師桂巖小松画讚、亦題贈、 豫州守以所居彫龍閣、因師曾末紀、維天以生日獻壽所得、周規所畫松障求贊、国医山田正珍、以王摩詰所畫牡丹圖求贊、林祭酒請富士山所詠以送背貼毛面紙請以中字書之將欲献大君云矣、	日観記	多数の文人と交流	
3月5日	江戸	横田準兄弟・山田正珍・魯堂・周遵来、有詩者和之、用杜韻寄林父子、評香川維徳文、	乗槎録	多数の文人と交流	
3月6日	江戸		日観記	馬州家宴	
3月7日	江戸	魯堂・周宏来、宏致平鱗所刻印一方、又致源通魏・平英詩、英・鱗之族也。魯堂致木貞貫書及二刀之贈、並和其詩答其書、以扇簡筆墨謝平木之贈、横田玄郎又呈詩和即、	日観記	多数の文人と交流	返翰之儀
3月8日	江戸				
3月9日	江戸				
3月10日	江戸	和那波生論金剛富士詩、 〔回想〕	日観記	多数の文人と交流	
3月11日	品川	周宏・周遵・那波師曾・富野義胤俱来話、	乗槎録		
3月12日	神奈川		日観記	多数の文人と交流	
3月13日	小田原	魯堂・宏僧来話、次遵僧・勇僧詩、 初入境、四人相約切勿評論女色、来大垣之夕、有彼儒五人入席、師曾亦在座、座間忽有言名護屋女色与平安・大坂優劣、其說漸褻止之不能得、余手招其人書示曰、貴国脂粉太盛、恐涉誨淫、其人対曰、聞使行来觀光男女、皆各盛其容飾、此非誨淫之意、余曰、容飾与冶容、有異信如子言齋戒可祀上帝之意、獨不可言之貴国乎、大抵脂粉之巧太盛、聞貴国男子多夭折、此未必不由於此、其人持其紙、転示在座者遍見後、皆頂手作礼、不答而去、余即忘之不記矣、是夕偶与師曾語曰、路傍脂粉較来時極少、自武州已然矣、曾笑書曰、此可見先生過化存神之妙也、余曰、何説也、曾曰、先生忘之耶、此由先生譏之故也、曰余実不知、曰先生曾於大垣、對其人有譏淫之譏、先生忘之耶、余始覺得曰、雖有此言、其可家伝戸道之耶、君言似涉譏笑、君亦欲善戲謔耶、曾正色書曰不然、弊邦之人、視使行若天仙下降、至於学士諸公之言、則片言隻字流伝国中、速於置郵、伊日、大垣諸儒、得先生筆談、相語曰、先生此言在我、以一国之人可謂壽民艸、僕亦語曰、真医国之言也、四人出而言之、転相伝布故、路中間於僕者甚多、皆曰、朝鮮学士、譏我脂粉太盛、至有誨淫之譏云、信否、僕亦以伊日所聞於先生者答之、其後、婦女輩皆甚羞媿、不欲以脂粉露面、從此之大坂千有余里、先生第觀之、童女外、必無塗脂粉狼藉者矣、僕何敢戲先生耶、余聞之失驚曰、此未知信否、然僕輩行語、間率易戲言、或相伝説於他人、則可愧甚矣、曾笑曰、如非嘉言、雖欲伝布不可得也、且僕曾不聞、先生率易之言、他人亦皆知之、勿慮云、前此不自意出言之難如是其重矣、行当自勉而点檢、對彼人時、動作言語悔不可追極歎々、	日観記		乗槎録
3月14日	三島				
3月15日	三島	魯堂・仲達・宏・遵二僧来話、	日観記		
3月16日	三島				
3月17日	吉原	和魯堂詩。魯堂・宏・遵来話、	日観記		
3月18日	吉原	魯堂・宏輩又来話、魯堂致予州守潤筆二刀字七片手巾、巾左寄怪、	日観記		
3月19日	吉原	魯堂・仲達・宏・遵輩夜至、秋山・西原・島津等亦来、願觀周楽張三房楽、使小童対舞、座皆大楽、	日観記		

		夜為僧与師曾輩、張樂于所次招通引振海大龍以青紗袍对舞、秋山章・西山彰亦來坐、若聽詞庭句天之音、而其低眉側耳終始詳聽者、師曾与章也、樂罷兩人先問樂器之名、皆答之曰、長口稽琴俱非古、余曰翻音度曲合於律呂者有古今之異、若其器則有聲者、皆可譜也、曰律呂則黃鍾大簇等十二乎、曰然、曰律呂之諧聲也如何、曰以宮・商・角・徵・羽十二、律呂每隔八而相生、曰向所陳者、即古樂乎、曰此即俗樂也、如雅樂、則八音十二律、見於經書者是也、曰然則貴国之樂、与三代時同乎、曰其器、其聲、与三代何異、但雅樂中亦有古今之異、異者即樂章歌辭也、我国 世宗大王朝、海州地產秬黍、鑄黃鍾亦成、故命詞臣撰樂章以協之其辭、雖異其聲、其器則与古無異、曾歎息曰、難得一入貴国聽大常隸樂、余曰、君於眼前俗樂尚未了意、觀周之歎、不亦口乎、曾笑曰、欲求教而不及矣、俄者所奏者、秋月学士称与民樂云、聞其名正与古樂同、聞其聲則樂而不淫、哀而不悲、繹翁而多余意如此、而尚不与於古樂者何也、曰以俗操之七分、參古調之三分、又有聲而無詩、故合散緩急、便於相諧用之、郷党讌会人、自易知故曰与民樂、曰貴国樂章誰所作也、其名云何、曰其名龍飛御天歌、本大提学鄭麟趾所撰、其後 廟樂則大提学常撰進以協於律、曰龍飛御天歌、或因龍瑞否、抑用九五飛龍之意否、曰用九五飛龍之意、而樂章故有此語、故取而名作、曾復歎息曰、礼樂可以治天下、聲音之道、実与政通周礼、悉在貴国矣、曾独有隔海歎仰耳、章則曰、何必今樂古樂聞、此亦足以風動人心、僕同遊魚之仰秣而已、	乗槎録	
3月20日	清見寺・江尻			
3月21日	藤枝	魯堂・仲達・津師來話、	日觀記	
3月22日	藤枝	夕為魯堂輩所息更使張樂使聽之、聞銀出佐渡・但馬兩州者良、木綿則河内・和泉兩州最多、蚕桑則越前・近江・上野為盛、紬則上野州結城出為名品、米則近江等州最佳、筑前亦佳、熊則越前・加賀・飛騨・紀伊州所產、而陸奥州松島為盛熊膳、越前・加賀出者為良、陸奥州多名馬、銅鉄則多出於産金銀之所、諸州亦多銅鉄鉞云、	乗槎録	
3月23日	藤枝	魯堂・仲達詩、魯堂・仲達・周宏・周遵來話以夜繼日、魯堂以其所自鈔刻放翁詩卷相贈、	日觀記	
3月24日	藤枝	魯堂・仲達・二僧又來話、	日觀記	
3月25日	掛川	魯堂・仲達・二僧又來話、	日觀記	
3月26日	浜松	魯堂・仲達來話、	日觀記	
3月27日	吉田			
3月28日	岡崎	魯堂・仲達・周宏・遵來話、	日觀記	
3月29日	名古屋			多数の文人と交流 多数の文人と交流
3月30日	大垣			
4月1日	彦根	魯堂・周宏夜來話、	日觀記	
4月2日	森山	魯堂・周宏・遵夜來話、	日觀記	
4月3日	京			
4月4日	淀浦			
4月5日	大坂	夜分、魯堂・仲達・周宏・遵來話、	日觀記	多数の文人と交流 多数の文人と交流
4月6日	大坂	魯堂・仲達・宏・遵來話、各々以行篋或簡分貼題、尾張源君山、三世酬唱卷序、託魯堂傳致、	日觀記	
4月7日	大坂			崔天宗殺害事件
4月8日	大坂			
4月9日	大坂			
4月10日	大坂	以紙簡寄贈福尚修・木弘恭・那波師曾・西翼、	日觀記	
4月11日	大坂			
4月12日	大坂			
4月13日	大坂			
4月14日	大坂			
4月15日	大坂	答合離・木世肅・仲尚賢・源文虎書簡、魯堂要一束談穩、	日觀記	
(中略)				
5月3日	大坂			
5月4日	大坂	魯堂・仲達至門外、而宏・遵輩不使之來、	日觀記	
5月5日	大坂	瑛長老・魯堂・仲達始得來、不敢久坐、如鷺鳥之不定、	日觀記	

		秋月聞、仲達・師曾皆到館中、而遵・宏輩遮遏不納云、故与両友出座外廳、而招之、師曾已去、仲達独来、才得接面、宏引而去、許以夜与兩人同来、而卒無聲、即今阻搪、則僧徒主之比、馬倭用事厄甚、蓋恐渠輩情狀之露盡也、兩長老處皆致答礼、陶国興送扇八柄、故得菓果房栢子胡桃以答之、遂盡傾囊中所余紙簡筆扇之属、奎・遵・宏則多與之、師曾・仲達次之、竺常・浄王次之	乗槎録
5月6日	大坂	大廳見仲達・師曾乘、夜来話、竺常・浄王又来終日、 至江岸、魯堂及其弟奥田元繼佇立相待、又下輿少話禁倭嗔責二人、二人大恐遂下金鑲船、二人與向六人延竚沙頭、目不轉睛直、至帆影不見、而後已、雖不能通語言、數千里同行、四五朔酬話、情不得不深、而亦見其心無所染也、 尋師曾不見、既到船次愈、蓋怪之、趙聖賓来言、魯堂在第一船停泊之前、時両友皆来座、余所同往見之、師曾果与其弟元繼、立於崖上、遂齊往畫地、作自問答數語、有告別書、驪友受之、忽有禁徒急来向、師曾有嚴問之色、曾輩惶汗震栗悅首向禁徒僕、僕作謝余書于地曰、以吾輩與君作別而来問耶、曾領之不敢對、再書曰、好在々々、此後但隔天海、貴国之法比去時大異、吾則還去、曾又領之不敢對、口舟猶見、曾悅首僕、僕有頃而禁徒去、既去後、曾始擡頭望我船、開見告別、書別語口側令人欲淚、且曰曾言、僧徒不可信、今果如何云々矣、時三使相俱往馬守別業、 蓋日本山水、西京為最、人物亦冠於一國、而師曾之博學、竺常之文識又其最也。師曾事別有録。	日本録 日觀記 乗槎録
5月7日	船上	魯堂兄弟は舳先まで来て 手を握り別れを惜しむ 惜別の情は 互いに変わらぬところである 〔回想〕	日本録 日東壯遊歌 乗槎録
(中略)			
6月14日	対馬	〔回想〕	乗槎録
6月15日	対馬	簡那波師曾・富野義胤・周奎・周宏・周遵・竺常・木弘恭・岡田宜生、人各贈詩、評師曾東游詩序之批、宜生詩憑、酌僧之徒丹叔・席溪、以傳大坂、宜生則煩師曾致之尾張、	日觀記
6月16日	対馬		
6月17日	対馬		
6月18日	対馬	作那波師曾・竺常・浄王・周奎・周遵・周宏五上人、木世肅・合難・福尚脩・富野義胤書托丹叔傳之、 仍便寄書於師曾・義胤・竺常・周規・弘恭等諸人、西福尚・修・合離則兼狀於弘恭書、周遵・周宏則兼狀於周規書、浄王則尾問於竺常書、前日清見寺住持、・・・夜両友立航頭要我下船談話、・・・蕉中禪子、空門之樂天也、那波孝卿、局外之子産也、瀧弥八、海外之華人也、岡田宜生、蜻国之唐詩也、余於海中得四人為已矣、又以隱語答書意、 那波師曾号魯堂者、述作雖不甚奇、最多聞識、	日本録 乗槎録 海槎日記
6月19日	対馬		
6月20日	対馬		
6月21日	対馬		
6月22日	釜山	若夫師曾之片々赤心、竺常之言言理致、瀧長凱之謹厚、無外飾、龜井魯之整竭輪中情、雖其作人不及古人、以言其事則殆曇嬰叔向之遺風、吾安得無情字哉、	乗槎録

初出一覧

序論 新稿

第一章 新稿

第二章 新稿

第三章

第一節、第二節、第四節 「近世後期日本知識人の日朝関係認識——文化度通信使との接触を通して」(『歴史評論』八三四号、二〇一九年)を加筆修正。

第三節 新稿

第四章

第一節 新稿

第二節、第三節 「十八世紀対馬における「藩」言説——朝鮮における対馬「藩屏」認識言説との交錯を通じて」(『東アジア・遭遇する知と日本——トランスナショナルな思想史の試み』文理閣、二〇一九年)を加筆修正。

第五章 「対馬藩儒満山雷夏の自他認識——「藩屏」論と「礼」論より——」(『立命館文学』六五五号、二〇一八年)を加筆修正。

第六章 「18~19세기 對馬 지식인들의 藩屏·론·역사서 편찬에 보이는 자아인식의 형성」(『韓日関係史研究』六六号、二〇一九年)を加筆修正。

結論 新稿